

令和2年9月定例会

長 崎 県 議 会 会 議 録

長 崎 県 議 会

令和2年9月定例会

令和2年9月定例会日程表（結果）

月 日	曜	内 容 等	備 考
9.10	木	本会議 （議案上程） （開会、開議、新任の幹部職員紹介、会期決定、会議録署名議員指名、議長報告、決議上程、質疑・討論、採決、議案一括上程（第110号議案乃至第120号議案及び報告第21号）、知事議案説明、散会） 常任委員会（総務、文教厚生、環境生活建設、農水経済）	質問通告締切
11	金	（議案調査）	
12	土		
13	日		
14	月	（議案調査）	質問通告内容事前調整期限
15	火	（議案調査）	請願受付締切
16	水	本会議 （開議、一般質問、散会）	予算総括質疑通告締切
17	木	本会議 （開議、一般質問、散会）	陳情受付締切
18	金	本会議 （開議、一般質問、議案・請願委員会付託、散会）	会派・議員提出決議案等締切
19	土		
20	日		
21	月	[敬老の日]	
22	火	[秋分の日]	
23	水	（議案調査）	
24	木	予算決算委員会（総括質疑）	
25	金	常任委員会・予算決算委員会（分科会） （総務、文教厚生、環境生活建設、農水経済）	
26	土		
27	日		
28	月	常任委員会・予算決算委員会（分科会） （総務、文教厚生、環境生活建設、農水経済）	
29	火	常任委員会・予算決算委員会（分科会） （総務、環境生活建設、農水経済） 常任委員会（文教厚生）	
30	水	離島・半島地域振興特別委員会	
10.1	木	予算決算委員会（分科会長報告、採決） 議会運営委員会	

月 日	曜	内 容 等	備 考
2	金	観光振興・交通対策特別委員会 人口減少・雇用対策特別委員会	
3	土		
4	日		
5	月	<p>本会議（議案採決） （開議、第121号議案上程、知事議案説明、第121号議案委員会付託、休憩）</p> <p>予算決算委員会（分科会）（総務、農水経済） 予算決算委員会 議会運営委員会</p> <p>本会議（再開、第120号議案、質疑・討論、採決、委員長審査結果報告、質疑・討論、採決、意見書上程、質疑・討論、採決、認定第1号乃至認定第3号一括上程、知事議案説明、認定第1号乃至認定第3号委員会付託、議員派遣第81号上程、採決、議会閉会中委員会付託事件の採決、知事あいさつ、議長あいさつ、閉会）</p>	

（会期 26日間）

目 次

第1日目（9月10日）本会議（議案上程）

一、議事日程	1
一、出席議員	2
一、説明のため出席した者	2
一、開 議	3
一、新任の幹部職員紹介	3
一、会期の決定	3
一、会議録署名議員指名	3
一、議長報告	3
一、議会運営委員会より、「新型コロナウイルス感染症感染者等に対する人権配慮等に関する決議案」・動議・提出	3
一、上記・動議について、中島浩介議会運営委員会委員長・朗読	3
一、上記・動議、可決	4
一、議案一括上程（第110号議案乃至第120号議案及び報告第21号）	4
一、上記・知事議案説明	4
一、散 会	12

常任委員会〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕

第2日目（9月11日）（議案調査）

第3日目（9月12日）（議案調査）

第4日目（9月13日）（議案調査）

第5日目（9月14日）

第6日目（9月15日）

第7日目（9月16日）本会議

一、議事日程	13
一、出席議員	14
一、説明のため出席した者	14
一、開 議	15

△県政一般に対する質問

一、溝口芙美雄議員質問	15
・知事の基本姿勢について（新幹線の整備促進について）	15
（西九州ルートについて、県の現在の取組と今後の取組は）	15
・I R整備促進について	16
（政府スケジュールが変更される可能性がある中で、県としてどのように対応するのか）	16
・石木ダム建設促進について	16

(予算執行ベースにおける進捗状況と今後の予定、また、反対住民に対して、 どのように働きかけていくのか)	17
・コロナ対策について	17
(今冬の新型コロナウイルス感染症対策をどのように考えているのか)	17
・コロナ禍における経済対策について(企業振興について)	17
(新型コロナウイルス感染症の県内中小企業への影響についての県の認識)	17
(県内中小企業者に対して、どのような振興策を講じていくのか)	17
・観光振興について	17
(GoToトラベルキャンペーンを県内旅行に活用してもらうよう県民に対し、 周知や働きかけをすべきではないか)	18
(クルーズ船の集団感染に関する検証作業の現在の状況と今後の対応について)	18
(今後のクルーズ船の受入について)	18
・農業・水産業の振興について(コロナ禍における農業の影響と 支援策の取組について)	18
(コロナ禍で大きな影響を受けている和牛と花きの現在の状況はどうか)	18
(コロナ禍における農業分野でのこれまでの支援策の取組状況はどうか)	18
・コロナ禍における今後の養殖業について	18
(県として、これからの養殖業の振興について、どのように取り組んでいくのか)	19
・土木行政について(西九州自動車道の整備促進について)	19
(松浦佐々道路の進捗状況と予算確保に向けた取り組みについて)	19
・長崎県立大学について(県内外の学生が混在する大学内での コロナ感染対策について)	19
(県立大学では、どのような新型コロナウイルス感染症対策を実施しているのか。 また、発生した場合どのように対応するのか)	20
・コロナ禍における就職の状況について	20
(県立大学での学生の就職活動状況及びどのような支援を実施しているのか)	20
知事答弁	20
産業労働部長答弁	22
文化観光国際部長答弁	23
福祉保健部長答弁	23
土木部長答弁	23
農林部長答弁	24
水産部長答弁	25
総務部長答弁	25
溝口芙美雄議員質問	26
・先日知事は、JR九州の社長に対して、一步踏み込んだ提案ができないかとの話を されたが、新鳥栖～武雄温泉間がフル規格により整備された場合の在来線の取扱い について、県として、どのように考えているのか	26
知事答弁	27
溝口芙美雄議員質問	27

・大阪府・市、和歌山県は、事業者の公募を開始していると報道されているが、政府のスケジュールが確定してからの公募開始で他地域に後れをとらないのか	27
企画部長答弁	27
溝口芙美雄議員質問	28
・ I Rの開業は、2020年代の中盤から後半とされており、その頃には、新型コロナウイルスもワクチンが開発され、終息しているものと見込まれる。観光産業の回復の起爆剤とするためにも、コロナの終息を見据え、I R誘致に引き続き全力で取り組んでいただきたいと思うが、知事の見解を	28
知事答弁	28
溝口芙美雄議員質問	28
・事業を推進するためには、過去の渇水で大変な思いをした市民の声が必要であると考えているが、ダム建設促進の機運を高めるため、どのように取り組んでいくのか	28
土木部長答弁	29
溝口芙美雄議員質問	29
土木部長答弁	29
溝口芙美雄議員質問	29
・クルーズ船の受け入れについて	29
土木部長答弁	29
溝口芙美雄議員質問	29
・養殖業の経営維持には「積立ぷらす」の活用が必要とのことだが、国は、コロナ禍においてどのような対策を講じ、また、今後、県においてどのように活用促進に取り組まれるのか	29
水産部長答弁	29
溝口芙美雄議員発言	29
一、休 憩	29
一、再 開	29
一、外間雅広議員質問	30
・九州新幹線西九州ルート of 財源確保について	30
(西九州ルート of フル規格に向けた財源確保について、どのように考えるか)	30
・石木ダムについて	31
(現在の工事の進捗状況と、今後、石木ダムの早期完成に向けて、どのように事業を推進していくのか)	31
・ I R誘致の推進について	31
(佐世保市や県内、九州の事業者が I Rの経済効果を享受するために、どのように取り組んでいるのか)	31
(長崎空港から I R候補地までの交通アクセスの改善について、どのように考えているのか)	32
・新型コロナウイルス感染拡大による県財政への影響について	32
(感染症拡大に伴い今年度の県財政、特に歳入面への影響について、どのように	

考えているのか)	32
・ 新型コロナ感染拡大による誹謗中傷対策について	32
(県として、誹謗中傷等について、どのような対応を行おうとしているのか)	33
・ 道路行政について (一般県道俵ヶ浦日野線について)	33
(一般県道俵ヶ浦日野線〔赤崎工区〕の進捗状況と今後の見通しについて)	33
・ 都市計画道路春日瀬戸越線について	33
(都市計画道路春日瀬戸越線の進捗状況と今後の見通しについて)	33
・ 本県独自の被災者生活再建支援制度について	33
(被災者生活再建支援制度のあり方及び本県独自の支援制度について、どのように考えているか)	34
・ 古民家再生について	34
(古民家の耐震安全性確保のための助成はどうなっているか)	34
・ たばこ税を活用した分煙環境の整備について	34
(受動喫煙対策として、たばこ税も活用して公共施設における分煙環境の整備に努めるべきと考えるが、県の見解は)	35
・ 女性登用について	35
(これまでの女性登用の取組の成果をどのように捉え、今後どのように取り組んでいくのか)	35
・ 一般廃棄物の処理について	35
(廃棄物収集運搬業者の感染防止対策の市町への働きかけと、緊急時の収集運搬体制について、市町への指導はどうなっているのか)	35
知事答弁	36
企画部長答弁	37
土木部長答弁	38
福祉保健部長答弁	39
総務部長答弁	40
県民生活環境部長答弁	40
外間雅広議員質問	40
・ 佐賀県議会としても議論を前に進めようという動きがある中、長崎県としても、佐賀県が考える課題について、寄り添って解決に向けて一緒に取り組むことも大事であると思うが、どのように考えるか	41
知事答弁	41
外間雅広議員質問	42
・ 地元佐世保市や県内、九州の経済界が一体となって I R の誘致に関わるとともに、九州・長崎 I R をビジネスチャンスと捉え、積極的に関わりを持っていくためにどのような取組が必要と考えているか	42
知事答弁	42
外間雅広議員質問	43
・ 移住促進のため、古民家を活用した取組としてはどのようなものがあるのか。また、移住者が古民家を活用して地域活性化を図る場合、どのような支援があるのか	43

地域振興部長答弁	43
外間雅広議員質問	44
• 県教育委員会として、女性登用の取組をどのように進めていくのか	44
教育委員会教育長答弁	44
一、休 憩	44
一、再 開	44
一、中山 功議員質問	44
• 知事の政治姿勢について（新型コロナウイルス感染症について）	44
（新型コロナウイルス感染者の状況について）	44
知事答弁	45
中山 功議員質問	45
• 県民の皆様方への呼びかけについて	45
知事答弁	45
中山 功議員質問	46
知事答弁	46
中山 功議員質問	46
• 県内の感染者数について	46
知事答弁	46
中山 功議員質問	47
• 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について	47
（医療供給体制の充実について）	47
福祉保健部長答弁	47
中山 功議員質問	47
• 医療機関、また当事者に深刻な風評被害が出ているとも聞くが、その原因について、 どのように捉えているのか	47
福祉保健部長答弁	47
中山 功議員質問	48
• 医療機関の経営の現状と支援策について	48
福祉保健部長答弁	48
中山 功議員質問	48
• 検査体制の強化について	49
福祉保健部長答弁	49
中山 功議員質問	49
• 県民の不安解消のために、PCR検査等を希望する方々に、希望どおりに実施する ための県の積極的な取組について	49
福祉保健部長答弁	49
中山 功議員質問	49
福祉保健部長答弁	49
中山 功議員質問	50
• 発生源、感染経路特定の現状とその課題について	50

福祉保健部長答弁	50
中山 功議員質問	50
・PCR検査等を必要な人、行動歴調査を万全に進めるためには、疫学調査に協力を義務づける条例の制定が必要と考えるが、見解を	50
福祉保健部長答弁	50
中山 功議員質問	51
・国、県の社会経済対策について	51
(特定定額給付金について)	51
地域振興部長答弁	51
中山 功議員質問	51
・県民の消費効果について	51
地域振興部長答弁	51
中山 功議員質問	51
知事答弁	51
中山 功議員質問	52
・新しい生活様式対応支援補助金について(申請件数について)	52
産業労働部長答弁	52
中山 功議員質問	52
産業労働部長答弁	52
中山 功議員質問	52
・国の2020年4月～6月期の国内総生産額の速報値を発表したが、この影響を受けている県のGDP4月～6月期の前期比と、それに伴う経済的損失額について	53
総務部長答弁	53
中山 功議員質問	53
総務部長答弁	53
中山 功議員質問	53
・小、中、高のコロナ感染症防止対策について	53
(これらの取組とその評価について)	54
教育委員会教育長答弁	54
中山 功議員質問	54
・オンライン授業の優位性と、この実践状況について	54
教育委員会教育長答弁	54
中山 功議員質問	54
・高校生の県内就職・進学向上対策について	54
教育委員会教育長答弁	54
中山 功議員質問	55
・対策本部の在り方について	55
危機管理監答弁	55
中山 功議員質問	55
・対策本部には、各首長の参画が望ましいと思うが、その考え方はできないか	55

危機管理監答弁	56
中山 功議員質問	56
• 緊急事態宣言について	56
知事答弁	56
中山 功議員質問	56
• 今回の目安の策定について	56
知事答弁	56
中山 功議員質問	57
• 国の事業効果の検証、地域経済動向等を包含した緊急長崎県民調査の実施が必要と 思うが、その考え方はないか	57
知事答弁	57
中山 功議員質問	57
知事答弁	58
中山 功議員質問	58
知事答弁	58
一、休 憩	59
一、再 開	59
一、山田朋子議員質問	59
• 新型コロナ禍における県民のいのちを守る取り組みについて（県内のPCR検査の 体制について）	59
（今後、どのような方針で検査体制の拡充、整備に取り組まれていくのか）	60
知事答弁	60
山田朋子議員質問	60
• 本県のこれまでの検査実績について、検査方法ごとの割合と今後の抗原検査キットの 活用について	60
福祉保健部長答弁	60
山田朋子議員質問	60
• 誹謗中傷対策について	60
（弁護士による支援体制の状況について）	60
県民生活環境部長答弁	60
山田朋子議員質問	61
• エコモ（ECMO）の配置状況について	61
（県内で、このECMOを使用したことがあるのか）	61
（県内には何台配備されているのか）	61
福祉保健部長答弁	61
山田朋子議員質問	61
福祉保健部長答弁	61
山田朋子議員質問	62
• 医療的ケア児（者）の実態調査について	62
（医療的ケア児（者）の数の把握と避難計画について）	62

福祉保健部長答弁	62
山田朋子議員質問	62
・在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業について	62
福祉保健部長答弁	63
山田朋子議員質問	63
・非常用電源のリスト化について	63
(本県のリスト化の対応状況について)	63
危機管理監答弁	63
山田朋子議員質問	63
・保健所の人員体制とコロナ禍での働き方について	63
(過去数十年と比べての人員の状況について)	63
福祉保健部長答弁	64
山田朋子議員質問	64
・コロナ禍における業務時間の状況について	64
福祉保健部長答弁	64
山田朋子議員質問	64
・保健所の患者搬送用車両について	64
福祉保健部長答弁	65
山田朋子議員質問	65
・帰国者・接触者相談センターについて	65
福祉保健部長答弁	65
山田朋子議員質問	65
・新型コロナウイルス患者等の消防による救急搬送の状況と救急隊員の感染防止対策に ついて	65
危機管理監答弁	66
山田朋子議員質問	66
危機管理監答弁	66
山田朋子議員質問	66
・新型コロナウイルス感染症対策「長崎県民手帳」について	66
福祉保健部長答弁	67
山田朋子議員質問	67
・県民のいのちを守る取り組みについて（性被害のワンストップサービスの充実に ついて）	67
(サポートながさきの相談等について)	67
県民生活環境部長答弁	67
山田朋子議員質問	68
・急性期の対応について	68
県民生活環境部長答弁	68
山田朋子議員質問	68
・相談体制の充実について	68

県民生活環境部長答弁	69
山田朋子議員質問	69
• ネット119の実施状況について	69
危機管理監答弁	69
山田朋子議員質問	69
• 分散避難の状況について	69
危機管理監答弁	69
山田朋子議員質問	70
• 立体駐車場の避難場所としての活用について	70
危機管理監答弁	70
山田朋子議員質問	70
• 届け出避難所について	70
危機管理監答弁	70
山田朋子議員質問	71
• 台風10号に伴う福祉避難所の開設状況と母子避難所指定について	71
福祉保健部長答弁	71
山田朋子議員質問	71
• 避難所における外国人や性的少数者、妊産婦ら要配慮者への対応について	71
危機管理監答弁	72
山田朋子議員質問	72
• 災害医療コーディネーターについて	72
福祉保健部長答弁	72
山田朋子議員質問	72
• 災害時小児周産期リエゾンについて	72
福祉保健部長答弁	72
山田朋子議員質問	72
• 県警における台風10号の対応について	72
警察本部長答弁	73
山田朋子議員質問	73
• 消防における台風10号の対応について	73
危機管理監答弁	73
山田朋子議員質問	73
• 子どもを産み育てやすい環境をつくる対策について (多胎児の実態と支援策について)	73
こども政策局長答弁	74
山田朋子議員質問	74
• 岐阜県と同様の取組を本県でも実施できないか	74
こども政策局長答弁	74
山田朋子議員質問	74
• 障害のある人もない人も共に楽しむことができる遊具の設置について	74

土木部長答弁	74
山田朋子議員質問	75
・子どもたちの学びを応援する取り組み （ヤングケアラーの実態について）	75
こども政策局長答弁	75
山田朋子議員質問	75
こども政策局長答弁	75
山田朋子議員質問	75
こども政策局長答弁	75
山田朋子議員質問	76
こども政策局長答弁	76
山田朋子議員質問	76
・コロナ禍における子どもたちの学びの保障について （公立学校における学びの保障について）	76
教育委員会教育長答弁	76
山田朋子議員質問	77
・生活に困窮する生徒・学生への支援について	77
総務部長答弁	77
一、散 会	77
第8日目（9月17日）	
一、議事日程	79
一、出席議員	80
一、説明のため出席した者	80
一、開 議	81
△県政一般に対する質問	
一、近藤智昭議員質問	81
・行財政改革について （新たな行財政改革に関する計画を策定することにより、今後の県庁を どう改革したいと考えているのか）	81
・学校給食における県産農水産物の提供について （学校給食活用推進事業について、具体的な学校での実施状況や提供された給食を 食べた児童生徒の反応はどうだったのか）	82
（学校給食活用推進事業を教育現場でどのように活用したのか）	82
・長崎県における再生可能エネルギーの推進について （海洋再生エネルギーの導入促進に向け、今後どのように取り組んでいくのか）	82
・国土強靱化に対する県の考え方について （防災のための重要インフラの機能強化を図り、県民の安心・安全を早急に 確保すべきでは）	83
	84

・ 離島への観光客誘致について（滞在型観光事業のこれまでの成果について）	84
（滞在型観光促進事業における有人国境離島法施行後3年間の成果は）	84
・ 新型コロナウイルス感染症の離島での影響と対策について	84
（感染症の影響で厳しい状況が続いている観光事業者に対する支援策とその結果は）	85
・ 企業誘致について	85
（今回のパーソルワークスデザイン株式会社の立地決定について）	85
・ サイバー犯罪の現状と被害防止に向けた県警の取り組みについて	86
（サイバー犯罪の現状と県警の取組について）	86
知事答弁	86
教育委員会教育長答弁	87
産業労働部長答弁	87
土木部長答弁	88
文化観光国際部長答弁	88
警察本部長答弁	89
近藤智昭議員質問	89
・ 高齢者等にも配慮しつつ、デジタル化をさらに推進すべきと考えているが、新たな計画の中で、行政のデジタル化をどのように進めようと考えているのか	90
総務部長答弁	90
近藤智昭議員質問	90
・ 学校給食への牛肉の具体的な供給方法や供給量及び今後の見込みはどのような状況か	90
・ 水産物の具体的な供給方法や供給に当たって苦労した内容、これまでの実績と今後の見込みはどのような状況なのか	90
農林部長答弁	90
水産部長答弁	91
近藤智昭議員質問	91
・ 水産物の他県の学校給食への提供や国による対象魚種の拡大を受けての県の対応状況はどうか	91
水産部長答弁	91
近藤智昭議員質問	91
・ 牛肉における提供回数は3回となっているようだが、回数を増やす予定はないのか	91
農林部長答弁	91
近藤智昭議員質問	91
・ 来年度、エネルギー基本計画の見直しが予定されているが、再生可能エネルギーの推進を進める一方で、石炭火力発電所の立地している本県は、見直しについて、どのように考えているのか	91
産業労働部長答弁	92
近藤智昭議員質問	92
・ 建設業は、災害時には最前線で地域の安全・安心の確保を担うなど、「地域の守り手」として重要な役割を担っている。建設業の高齢化が進行する中、担い手不足は避けな	

ければならないが、県は建設業の維持に対して、どのように取り組むのか	92
土木部長答弁	92
近藤智昭議員質問	93
・ 県では、事業者の雇用確保と収束時の反転攻勢を見据えた事業として取り組まれているが、離島地区ではどれくらいの事業者が取り組んでおり、その中で将来につながる新しい取組があれば教えてほしい	93
文化観光国際部長答弁	93
近藤智昭議員発言	93
一、休 憩	94
一、再 開	94
一、中島浩介議員質問	94
・ 島原半島の道路整備について（島原半島幹線道路網の建設・整備について）	94
（地域高規格道路「島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港）」の早期事業化について）	94
知事答弁	95
中島浩介議員質問	95
土木部長答弁	95
中島浩介議員質問	95
・ 雲仙市愛野小浜バイパスについて	96
土木部長答弁	96
中島浩介議員質問	96
・ 国道251号赤間～権田間の整備について	96
土木部長答弁	97
中島浩介議員質問	97
・ 農林水産業の振興について（農林業振興について）	97
（人材確保について）	97
農林部長答弁	97
中島浩介議員質問	98
・ 林業の担い手確保について	98
農林部長答弁	98
中島浩介議員質問	99
・ 水産振興について	99
（温暖化対応したワカメ養殖について）	99
水産部長答弁	99
中島浩介議員質問	99
・ 人材確保について	99
水産部長答弁	100
中島浩介議員質問	100
・ 教育振興について（県立高校改革の推進について）	100
（島原湘南高校及び小浜高校におけるこれまでの取組と、状況を踏まえた今後の	

取組について)	100
教育委員会教育長答弁	100
中島浩介議員質問	101
・災害対策について(河川災害対策について)	101
(河川の防災対策について〔護岸整備・川床浚渫〕)	101
土木部長答弁	101
中島浩介議員質問	102
・被災時・被災後の対策について	102
(避難所について)	102
危機管理監答弁	102
中島浩介議員質問	102
・災害ごみについて	103
県民生活環境部長答弁	103
中島浩介議員質問	103
県民生活環境部長答弁	103
中島浩介議員質問	103
・地域振興について(南島原市自転車歩行者専用道路整備について)	103
(南島原市自転車歩行者専用道路整備事業の予算確保について)	103
土木部長答弁	104
中島浩介議員発言	104
一、休 憩	104
一、再 開	104
一、浦川基継議員質問	104
・新型コロナウイルス対策について(医療・看護・福祉従事者へのPCR検査の 実施について)	104
(医療や看護・福祉の最前線で従事されている方々全員に対し、県として検査を 実施する考えはないのか)	105
・新型コロナウイルス感染者等への誹謗中傷・風評被害対策(こころのケア)に ついて	105
(誰もがかかり得る病気であり、心も壊してしまうことを念頭に、誹謗中傷しない よう広く県民に周知する必要があると思うが、県の見解は)	105
(誹謗中傷を受けた結果、こころのケアが必要な状態になった方々への支援をどう 考えているのか)	106
・医療機関への減収に対する財政支援について	106
(受診控え等により経営が悪化している医療機関への経営支援が必要と考えるが、 県の見解を)	106
・薬局薬剤師への慰労金支給について	106
(国の慰労金制度では対象外となっている薬局薬剤師に対しても慰労金を早急に 支給すべきではないか)	106
・水産業活性化について(漁業ストックの有効活用と地域振興について)	106

（漁港ストックを活用し地域振興を図る考えはないのか、見解を伺いたい）	106
・磯焼け対策について	107
（藻場を回復させるために、どのような対策を考えているのか）	107
・くじらの食文化と環境（海岸漂着物）対策について	107
（くじらの食文化を継承するため、県としてどのような取組を行っているのか）	107
（本県における漂着ごみの回収処理の状況と発生抑制対策にどのように取り組まれているのか）	108
・汚水処理の普及について（合併浄化槽の整備促進について）	108
（浄化槽の整備が進むために、県はどのような対策を進めていくのか）	108
・Society5.0の推進について（スマート自治体の実現に向けた取組みについて）	108
（AIなどの先端技術を活用したスマート自治体の実現に係る県の見解は）	109
・パソコン保有率の向上策について	109
（低所得者や非課税世帯のパソコン購入に対する補助や支援に係る県の見解は）	109
（パソコン保有率の向上に係る県の見解は）	109
・ドローンの活用について	109
（ドローンの規制に関する県民への周知や活用について、県の考えは）	109
知事答弁	110
福祉保健部長答弁	110
県民生活環境部長答弁	111
水産部長答弁	113
企画部長答弁	113
浦川基継議員発言	115
一、休憩	118
一、再開	118
一、大久保潔重議員質問	118
・コロナ禍での県内経済と対策について	118
（緊急経済対策についての基本的な考え方）	118
知事答弁	118
大久保潔重議員質問	119
・各産業への影響と対策について	119
（サービス産業〔飲食業、小売業等〕及び製造業について）	119
産業労働部長答弁	119
大久保潔重議員質問	120
・宿泊業について	120
文化観光国際部長答弁	120
大久保潔重議員質問	120
・建設業について	120
土木部長答弁	120
大久保潔重議員質問	121
・2040年問題と絡めた対応について	121

企画部長答弁	121
大久保潔重議員質問	121
• コロナ禍と「地方創生」について（ひとをどう創るか）	122
（就職氷河期世代の雇用支援について、県の取組を）	122
産業労働部長答弁	122
大久保潔重議員質問	122
• 県立大学の教育のあり方について	122
総務部長答弁	123
大久保潔重議員質問	123
• デジタル教材の活用について	123
教育委員会教育長答弁	123
大久保潔重議員質問	124
• しごとをどう創るか	124
（ニューノーマルへの対応について）	124
産業労働部長答弁	124
大久保潔重議員質問	125
• 県内産業を支える外国人材の受入れについて	125
産業労働部政策監答弁	125
大久保潔重議員質問	125
• まちをどう創るか	125
（分散型社会に向けて）	125
知事答弁	125
大久保潔重議員質問	126
• 新型コロナウイルス感染症対策について	126
（保健所機能の充実について）	126
福祉保健部長答弁	126
大久保潔重議員質問	127
• 季節性インフルエンザが流行る時期の対策について	127
福祉保健部長答弁	127
大久保潔重議員質問	128
福祉保健部長答弁	128
大久保潔重議員質問	128
知事答弁	129
大久保潔重議員質問	129
• 地域振興について	129
（九州新幹線西九州ルート開業効果の拡大について）	129
地域振興部長答弁	129
大久保潔重議員質問	130
• 機運醸成と効果拡大	130
• 諫早駅東口北側の市所有地の活用	130

総務部長答弁	130
大久保潔重議員質問	130
• 地域交通について	130
(地方バス路線の維持)	130
地域振興部長答弁	130
大久保潔重議員質問	131
• 地域の道の駅について	131
土木部長答弁	131
大久保潔重議員質問	132
• 有明海の再生、諫早湾の水産振興について	132
水産部長答弁	132
大久保潔重議員発言	132
一、散 会	133
第9日目(9月18日)本会議	
一、議事日程	135
一、出席議員	136
一、説明のため出席した者	136
一、開 議	137
△県政一般に対する質問	
一、赤木幸仁議員質問	137
• 新型コロナウイルス対策とこれまでの総括(知事の姿勢について)	137
(県が示した「新型コロナウイルス感染段階対応の目安」について)	137
知事答弁	138
赤木幸仁議員質問	139
知事答弁	139
赤木幸仁議員質問	139
• SNSなどを含め、県民からの意見や要望をどのように受け止めて施策に 反映させているのか	139
知事答弁	140
赤木幸仁議員質問	140
• 誹謗中傷対策と回復後のフォローについて	140
(回復した方が社会復帰にあたり、全員がこれまで通りの生活を送れているのか。 回復後のフォローについて)	140
福祉保健部長答弁	140
赤木幸仁議員質問	140
• 県立高校における教員、生徒の感染判明後の状況について	141
教育委員会教育長答弁	141
赤木幸仁議員質問	141

・相談窓口が開設されたが、これまでの相談件数	141
県民生活環部長答弁	141
赤木幸仁議員質問	141
・現在までの取組状況とさらなる啓発活動	141
県民生活環部長答弁	141
赤木幸仁議員質問	141
・警察との連携について	141
警察本部長答弁	142
赤木幸仁議員質問	142
・コスタ・アトランチカ号における集団感染への対応について （県が支援として費やしたコストの総額）	142
福祉保健部長答弁	142
赤木幸仁議員質問	142
・今後クルーズ船を受け入れるに当たり、必要な体制整備について	142
土木部長答弁	143
赤木幸仁議員質問	143
・コロナ禍の状況把握と対応について （これまでと異なる社会環境下での虐待の実状）	143
こども政策局長答弁	143
赤木幸仁議員質問	143
・対応する県職員の配置について	143
福祉保健部長答弁	143
赤木幸仁議員質問	144
・接触確認アプリ（COCOA）の県内活用状況	144
福祉保健部長答弁	144
赤木幸仁議員質問	144
・災害対策について（令和2年7月大雨災害時の課題と対策） （長崎県河川砂防情報システムの活用について）	144
土木部長答弁	145
赤木幸仁議員質問	145
・命を守る取り組み （リアルタイムで河川等状況確認ができるシステム構築について）	145
土木部長答弁	145
赤木幸仁議員質問	145
・ペットとの同行避難ができる仕組みづくりについて	145
県民生活環部長答弁	146
赤木幸仁議員質問	146
・デジタルサイネージの活用など情報発信の在り方について	146
危機管理監答弁	146
赤木幸仁議員質問	147

・長崎県の情報発信について（長崎県ホームページの改善について）	147
（情報がわかりづらいとの意見が県民から寄せられているが、今後の対応について）	147
総務部長答弁	147
赤木幸仁議員質問	147
・YouTubeの活用について	147
（新型コロナウイルス関係で県の会見が注目されている状況にあるが、多くの皆様に 情報を届けるために積極的に活用することが求められている。県としてどのように 取り組んでいくのか）	147
総務部長答弁	148
赤木幸仁議員質問	148
・人口減少・流出対策について（出産・育児に関わる負担軽減について）	148
（出産費用についての県の認識）	148
こども政策局長答弁	149
赤木幸仁議員質問	149
・ゆりかご産業創出について	149
（出産費用以外の負担について）	149
こども政策局長答弁	149
赤木幸仁議員質問	150
・ベビーボックスの提供について	150
こども政策局長答弁	150
赤木幸仁議員質問	151
・長崎のまちづくりについて（スポーツによる地域活性化について）	151
（プロスポーツを通じた地域活性化について）	151
文化観光国際部長答弁	151
赤木幸仁議員質問	151
・スタジアムシティプロジェクトへの県の関わり方について	151
文化観光国際部長答弁	152
赤木幸仁議員質問	152
・J R高架下の活用について	152
（アーバンスポーツ施設整備や住民サービス向上について）	152
土木部長答弁	152
赤木幸仁議員質問	152
・住民サービス向上と業務効率化について（ペーパーレスに連動した電子決裁化に ついて）	152
（長崎県の電子決裁状況）	152
総務部長答弁	153
赤木幸仁議員質問	153
・今後の各種申請簡略化について	153
総務部長答弁	153
赤木幸仁議員発言	153

一、休 憩	154
一、再 開	154
一、川崎祥司議員質問	154
・次期総合計画について（人口減少対策や産業振興等に挑む知事の思い）	154
（次期総合計画についての思い、人口減少対策、産業の振興にどう挑むか）	154
・新型コロナウイルス対策について（医療体制）	154
（無症状者が検査を受けられる体制を目指すべきではないか）	154
（検査体制の拡大にあたっては、ロボットを活用すべきではないか）	154
・福祉施設の相互支援体制	155
（認知症あるいは精神障害者は、環境の変化や見慣れないスタッフでは平常を保てない 恐れがあるが、どう配慮しながら応援職員の派遣スキームを構築していくのか）	155
・事業者への支援	155
（飲食店の3密防止対策について、どのような支援を行っているのか）	155
・県都・長崎市のまちづくりについて（J R長崎駅前エリア）	155
（長崎駅前の交通結節の強化に向けた取り組み内容とスケジュール）	155
・松が枝エリア	155
（クルーズ船受け入れ体制の構築について）	155
・県庁舎跡地活用	155
（県庁舎跡地における整備の方針について、どのように検討していくのか）	155
・災害対策について（安心できる避難所の確保）	156
（要配慮者の避難時の宿泊施設や貸切バスの活用及び避難場所としての コンテナハウスの活用について）	156
・非常用電源の整備促進	156
（避難所への72時間連続運転可能な非常用電源の整備について）	156
・観光行政について（コロナ禍における観光施策）	156
（県の誘客キャンペーン「ふるさと再発見の旅」、「ながさき癒し旅」についての 総括は）	156
（感染対策に取り組む宿泊施設に対し、県による認証制度の検討やアドバイザー派遣 事業を行ってはどうか）	156
・サイクルツーリズムの推進	156
（南島原市における島原鉄道廃線跡を利用した自転車歩行者専用道路整備の現在の 進捗は）	156
・文化観光推進法に基づく取り組み	156
（文化観光推進法に基づく取り組み状況について）	156
・行政業務に対するICT活用推進について（情報伝達の改革）	156
（コロナ対策などの必要な情報が必ずしも県民に伝わっておらず、SNS等を 活用した県と直接つながる情報伝達手法の確立を）	156
・業務のデジタル化	157
（県の行政手続きのデジタル化について、今後、どのような方向性で取り組むのか）	157
・県立図書館	157

(電子書籍は利便性が高いので、県立図書館においても導入すべき)	157
・企業誘致について(「IT拠点の長崎」形成に向けて)	157
(IT系企業の誘致についての県の考えは)	157
・道路行政について(県道113号岩屋橋交差点～昭和町交差点の渋滞対策)	157
(県道113号の岩屋橋交差点から昭和町交差点の渋滞対策の進捗について)	157
・県道45号三ツ山町エリアの道路拡幅	157
(県道45号三ツ山町エリアの道路拡幅についての進捗と今後の見通しについて)	157
・福祉行政について(健康増進に資するPHR〔パーソナル・ヘルス・レコード〕の活用)	157
(国が取組を進めているPHRのシステムはどのようなシステムか)	157
・警察行政について(長崎運転免許センターにおける利用者への配慮)	158
(運転免許センターで写真撮影をされる利用者への配慮について)	158
知事答弁	158
福祉保健部長答弁	159
産業労働部長答弁	160
土木部長答弁	160
地域振興部長答弁	161
危機管理監答弁	161
文化観光国際部長答弁	162
総務部長答弁	163
教育委員会教育長答弁	163
警察本部長答弁	164
川崎祥司議員質問	164
・デリバリーサービスの構築に支援を行うべきではないか	164
産業労働部長答弁	164
川崎祥司議員質問	165
・県民キャンペーンで実証されたように県民の県内旅行需要は見込めると思っている。GoToトラベルキャンペーンを活用して、県民が県内を周遊する商品の造成と利用の促進につながるよう働きかけをしてほしい	165
文化観光国際部長答弁	165
川崎祥司議員質問	165
・コロナ禍で団体旅行が途絶え、県内の大型施設は厳しい状況が続いているため、県内学校の修学旅行を中止することなく県内で実施し、思い出づくりやふるさとの新たな発見をしてほしいと考えているが、対策を尋ねたい	165
文化観光国際部長答弁	165
川崎祥司議員質問	166
・島原半島全域でサイクルツーリズムへの機運を醸成して、九州初のナショナルサイクルートの指定を目指してはどうかと考えるが、県の見解はいかがか	166
文化観光国際部長答弁	166
川崎祥司議員質問	167

・ 県立図書館の蔵書陳列場所をスマートフォンで検索できるシステムが導入できないか	167
教育委員会教育長答弁	167
川崎祥司議員質問	167
・ 路面電車の延伸等による交通結節機能の強化や南山手地区と連携した賑わいの創出を 実現してほしい	168
土木部長答弁	168
川崎祥司議員質問	168
・ 国が構築する情報インフラを活用して、健康寿命を延ばして医療・介護費の抑制に つながるよう、県としても具体的な施策を講じることが重要であるとするが、ど のように取り組むのか	168
福祉保健部長答弁	169
川崎祥司議員発言	169
一、休 憩	170
一、再 開	170
一、石本政弘議員質問	170
・ 道路の整備促進について（西九州自動車道の整備促進について）	170
（松浦佐々道路及び伊万里松浦道路、並びに伊万里道路の整備状況、進捗状況に ついて）	170
土木部長答弁	171
石本政弘議員質問	171
知事答弁	171
石本政弘議員質問	171
・ 県道佐世保世知原線及び佐世保日野松浦線の道路整備の推進について	172
土木部長答弁	172
石本政弘議員質問	172
・ 農業振興対策について（肉用牛農家に対する支援について）	172
（肉用牛肥育経営への支援対策について）	172
農林部長答弁	173
石本政弘議員質問	173
・ コスト縮減対策の推進について	173
（先進農家の現地視察研修等を実施する場合における県の支援策について）	173
農林部長答弁	173
石本政弘議員質問	174
・ 水産業振興対策について（伊万里湾における養殖業の振興について）	174
（養殖業の振興並びに所得向上対策について）	174
水産部長答弁	174
石本政弘議員質問	174
・ J Aグループによる労災保険の加入促進にかかる支援について	175
農林部長答弁	175

石本政弘議員質問	175
・水産物の輸出促進について	175
水産部長答弁	176
石本政弘議員質問	176
・新型コロナウイルス感染症対策について	176
(地域の「かかりつけ医」による県下全域での検査体制構築について)	176
福祉保健部長答弁	176
石本政弘議員質問	177
・地域外来・検査センターの拡充について	177
福祉保健部長答弁	177
石本政弘議員質問	177
福祉保健部長答弁	177
石本政弘議員質問	177
・松浦の石炭火力発電所について	177
(現時点で休・廃止の対象となるおそれのある県下の発電所について)	178
産業労働部長答弁	178
石本政弘議員質問	178
産業労働部長答弁	178
石本政弘議員質問	178
・電力移出県等交付金の交付額について	178
産業労働部長答弁	178
石本政弘議員質問	179
・台風9号及び台風10号による農林水産関係被害について	179
(被害状況について)	179
農林部長答弁	179
水産部長答弁	179
石本政弘議員質問	179
・復旧支援について	179
農林部長答弁	179
水産部長答弁	180
石本政弘議員質問	180
水産部長答弁	180
石本政弘議員質問	180
水産部長答弁	181
石本政弘議員発言	181
一、休憩	181
一、再開	181
一、北村貴寿議員質問	181
・多発する自然災害について(氾濫した郡川・佐奈河内川の改修、改良)	182
(郡川、佐奈河内川の復旧に向けた取組みについて)	182

・被災した農業者への支援について	182
(令和2年7月豪雨災害について、県はどのような支援策を講じようと考えているのか)	182
・消防団への支援について	182
(消防団員の不足を解消するため、消防団員を雇用する事業所の協力促進、県向けのPR、消防団員を応援するための公共施設の利用料金の減免など、県の支援の取り組みについて)	182
・要配慮者利用施設の避難確保計画について	183
(要配慮者利用施設の避難確保計画の取り組み状況や今後の予定について)	183
・コロナ禍における医療・介護・障がい福祉について(医療従事者への差別や偏見の根絶)	183
(差別や偏見を根絶し、医療従事者が安心して働けるように、県はどのように取り組むのか)	183
・介護・障がい福祉施設の感染症対策について	183
(県は、今後、介護・障がい福祉施設の感染症対策について、どのように取り組むのか)	183
・子育て行政について(保育所の運営及び保育料の減免)	184
(自然災害発生時の保育所休園基準について、県内の全市町に設けるよう働きかけるべきではないか)	184
(感染症拡大防止のため、保護者の判断で登園を控えている場合、保育料を減免すべきではないか)	184
・保育士への慰労について	184
(県として、保育士の慰労について、どのような見解を持っているのか)	184
・子どもの貧困対策について	185
(県として、こども宅食の推進にどのように取り組むのか)	185
(県は、面会交流の促進のため、どのように取り組むのか)	185
・コロナ禍における中小企業支援について(第三者への事業承継〔M&A〕の促進)	185
・第三者承継における承継者に対する資金的支援の拡充が必要ではないか	185
・交通事業者への支援について	186
(交通事業者への支援策の概要や実施のスケジュールについて)	186
・教育行政について(子どもたちを災害から守るための取り組み)	186
(自然災害に巻き込まれた時に、子どもたちの安全確認の手段として携帯電話の学校への持込みを認めてもよいのではないか)	186
(県教委では、防災教育の推進のため「学校安全総合支援事業」に取り組んでいると聞いているが、その内容と、これまで10市町で実施しているようであるが、全市町実施に向けてスピード感を持って取り組む必要があるのではないか)	186
・学校歯科検診について	186
(学校歯科検診について、使い捨てのディスポーザブルミラーの導入を検討してはどうか)	186
・夜間中学の設置について	187

(夜間中学の調査・研究の進捗状況はどうなっているか)	187
・日本郵便との包括連携協定について	187
(日本郵便との包括連携協定について、九州では本県と大分を残すのみとなっているが、 県としてどのように考えているのか)	187
・水陸機動団一個連隊の誘致について	187
(水陸機動団の誘致活動の内容と県内配備への決意)	187
・骨髄ドナー支援制度について	187
(骨髄ドナー支援制度の創設について、県の見解は)	188
知事答弁	188
農林部長答弁	189
危機管理監答弁	189
土木部長答弁	189
県民生活環境部長答弁	190
福祉保健部長答弁	190
こども政策局長答弁	190
産業労働部長答弁	191
地域振興部長答弁	192
教育委員会教育長答弁	192
企画部長答弁	193
北村貴寿議員質問	193
・日本郵便との包括連携協定について	193
・陸上自衛隊水陸機動団1個連隊誘致について	193
(ぜひ大村市に思っているが、他県でも要望があっているのか。他県に対する 本県の優位性は)	193
危機管理監答弁	194
北村貴寿議員質問	194
・夜間中学校について	194
教育委員会教育長答弁	194
北村貴寿議員質問	195
教育委員会教育長答弁	195
北村貴寿議員質問	195
教育委員会教育長答弁	195
北村貴寿議員質問	195
・スマートフォンの学校での取り扱いについて	195
・骨髄ドナー支援制度について	196
福祉保健部長答弁	196
北村貴寿議員質問	196
・佐奈河内川災害復旧のスケジュールについて	196
(地域の方々からは、早期復旧が待たれているが今後の復旧に向けたスケジュールを お聞かせ願いたい)	196

一、追加議案上程（第121号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」）	201
一、上記、知事議案説明	201
一、上記、第121号議案・予算決算委員会に付託	201
一、休 憩	201
予算決算委員会（分科会）（総務、農水経済）	
予算決算委員会	
議会運営委員会	
一、再 開	201
一、第120号議案「長崎県収用委員会の委員及び予備委員の任命について議会の同意を 求めることについて」・原案同意	201

△委員長報告

一、総務委員長報告	202
一、第113号議案・原案可決	203
一、文教厚生委員長報告	204
一、第2号請願「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書」・採択	206
一、第3号請願『家庭教育支援法の制定を求める意見書』提出に関する請願書」・採択	206
一、その他の各議案・原案可決、承認	206
一、環境生活建設委員長報告	206
一、第118号議案・原案可決	208
一、その他の各議案・原案可決・承認	208
一、農水経済委員長報告	208
一、第115号議案・原案可決、第4号請願・採択	209
一、予算決算委員長報告	209
一、第110号議案について、質疑・討論	211
一、上記、第110号議案について、堀江ひとみ議員、反対討論	211
一、上記、第110号議案について、宅島寿一議員、賛成討論	212
一、上記、第110号議案・原案可決	213
一、第112号議案・原案可決	213
一、各議案・原案可決	213
一、各委員会から、政府・国会あて、意見書提出の動議・提出	213
一、上記、総務委員会提出の「地方自治体のデジタル化の着実な推進について」・動議 ・可決	213
一、上記、文教厚生委員会提出の「家庭教育支援法の制定について」・動議・可決	213
一、上記、環境生活建設委員会提出の「大規模災害に対する備えの充実について」 ・動議・可決	213
一、上記、その他の各動議・可決	214
一、追加議案上程（認定第1号乃至認定第3号）	214
一、上記、知事議案説明	214

一、上記、予算決算委員会に付託	214
一、上記、追加議案・議会閉会中の継続審査・決定	214
一、議員派遣第81号・決定	214
一、各委員会から議会閉会中の付託事件の申し出・決定	214
一、知事あいさつ	214
一、議長あいさつ	216
一、閉 会	217

第 1 目 目

議 事 日 程

第 1 日 目

-
- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 会 期 決 定
- 4 会 議 録 署 名 議 員 指 名
- 5 議 長 報 告
- 6 決 議 上 程、質 疑・討 論、採 決
- 7 第 1 1 0 号 議 案 乃 至 第 1 2 0 号 議 案 及 び 報 告 第 2 1 号 一 括 上 程
- 8 知 事 議 案 説 明
- 9 散 会

令和2年9月10日（木曜日）

出席議員（45名）

- 1番 宮島大典君
- 2番 宮本法広君
- 3番 赤木幸仁君
- 4番 中村泰輔君
- 5番 饗庭敦子君
- 6番 堤典子君
- 7番 下条博文君
- 8番 山下博史君
- 9番 北村貴寿君
- 10番 浦川基継君
- 11番 久保田将誠君
- 12番 石本政弘君
- 13番 中村一三君
- 14番 大場博文君
- 15番 山口経正君
- 16番 麻生隆君
- 17番 川崎祥司君
- 18番 坂本浩君
- 19番 深堀ひろし君
- 20番 山口初實君
- 21番 近藤智昭君
- 22番 宅島寿一君
- 23番 松本洋介君
- 24番 ごうまなみ君
- 25番 山本啓介君
- 26番 前田哲也君
- 27番 山本由夫君
- 28番 吉村洋君
- 29番 大久保潔重君
- 30番 中島浩介君
- 欠番
- 32番 山田博司君
- 33番 堀江ひとみ君

- 34番 山田朋子君
- 35番 西川克己君
- 36番 外間雅広君
- 37番 瀬川光之君
- 38番 坂本智徳君
- 39番 浅田ますみ君
- 40番 徳永達也君
- 41番 中島廣義君
- 42番 溝口芙美雄君
- 43番 中山功君
- 44番 小林克敏君
- 45番 田中愛国君
- 46番 八江利春君

説明のため出席した者

- 知事 中村法道君
- 副知事 上田裕司君
- 副知事 平田研君
- 統轄監 平田修三君
- 危機管理監 荒木秀君
- 総務部長 大田圭君
- 企画部長 柿本敏晶君
- 地域振興部長 浦真樹君
- 文化観光国際部長 中崎謙司君
- 県民生活環境部長 宮崎浩善君
- 福祉保健部長 中田勝己君
- こども政策局長 園田俊輔君
- 産業労働部長 廣田義美君
- 水産部長 斎藤晃君
- 農林部長 綾香直芳君
- 土木部長 奥田秀樹君
- 会計管理者 吉野ゆき子君
- 交通局長 太田彰幸君
- 地域振興部政策監 村山弘司君
- 文化観光国際部政策監 前川謙介君

産業労働部政策監 貞 方 学 君
教育委員会教育長 池 松 誠 二 君
選挙管理委員会委員長 葺 本 昭 晴 君
代表監査委員 濱 本 磨 毅 穂 君
人事委員会委員 本 田 哲 士 君
公安委員会委員長 片 岡 瑠 美 子 君
警察本部長 早 川 智 之 君
監査事務局長 下 田 芳 之 君
人事委員会事務局長
(労働委員会事務局長併任)
教育次長 林 田 和 喜 君
財政課長 早 稲 田 智 仁 君
秘書課長 石 田 智 久 君
選挙管理委員会書記長 大 塚 英 樹 君
警察本部総務課長 川 本 浩 二 君

議会事務局職員出席者

局 長 松 尾 誠 司 君
次長兼総務課長 柴 田 昌 造 君
議事課長 川 原 孝 行 君
政務調査課長 太 田 勝 也 君
議事課長補佐 永 田 貴 紀 君
議事課係長 梶 谷 利 君
議事課主任主事 天 雨 千 代 子 君

— 午前10時 0分 開会 —

○議長(瀬川光之君) ただいまから、令和2年9月定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

この際、知事並びに公安委員会委員長より、新任の幹部職員の紹介をいたしたい旨、申し出がっておりますので、これを受けることにいたします—知事。

○知事(中村法道君) さきの令和2年6月定例県議会以降に発令いたしました幹部職員をご紹介

いたします。

総務部次長 伊達良弘君でございます。

どうぞよろしく願います。(拍手)

○議長(瀬川光之君) 公安委員会委員長。

○公安委員会委員長(片岡瑠美子君) 本年8月24日付の人事異動で着任しました警察本部長早川智之君をご紹介します。

どうぞよろしく願います。(拍手)

○議長(瀬川光之君) 次に、会期の決定をいたします。

本定例会の会期は、本日より10月5日までの26日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は、26日間と決定されました。

次に、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員につきましては、吉村 洋議員及び下条博文議員を指名いたします。

次に、知事より、出資法人の経営状況説明書等が、さきに配付いたしましたとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、議会運営委員会より、「新型コロナウイルス感染症感染者等に対する人権配慮等に関する決議案」が、お手元に配付いたしておりますとおりに提出されておりますので、これを議題といたします。

提出者を代表して、中島浩介委員長が朗読いたします。

中島浩介委員長—30番。

〔朗 読〕

○議会運営委員会委員長(中島浩介君) (拍手)

〔登壇〕 新型コロナウイルス感染症感染者等に対する人権配慮等に関する決議案

新型コロナウイルス感染症は全国的に急速な

感染拡大が進んでおり、本県においても、7月から感染者が急増し、日常生活の中に感染リスクが存在している状況となっている。

こうした状況の下、感染された方や医療従事者及びその家族が、SNS等の様々な媒体による誹謗中傷を受けたり、接触を避けられたり、出勤や子どもの登校・登園を止められるなどの憂慮すべき事例が発生しているが、これらの行為は、不当な差別や偏見というべきものであり、人権擁護の観点からも看過できない。

また、こうした誹謗中傷をおそれて有症者が検査を拒んだり、行動歴や濃厚接触者の情報を提供しなければ、さらなる感染拡大を招く結果となる。

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる感染症であり、また誰もが気づかないうちに他人に感染させてしまう可能性があることを、県民一人ひとりが受け止めて行動することが求められている。

よって、本県議会は、県民とともに、新型コロナウイルス感染症に関連する方々の支援に全力を尽くし、差別や偏見等の根絶を目指して以下のとおり取り組む決意を強く表明する。

1 新型コロナウイルスへの感染を理由とした誹謗中傷や差別、偏見の防止に向けて、それを許さないという断固とした姿勢を示す必要がある。そのため、市町や民間団体と連携し、報道機関の協力も仰ぎながら感染に対する正しい知識を県民と共有するとともに、その被害に遭われた方に対しては、県と一体となって、専門家の力もお借りしながら寄り添った支援を実施できる体制整備を進める。

2 感染症の予防に関する知識を深め、改めて手洗いやマスクの着用など基本的な感染防止対策を励行するとともに、行政機関や医療機関等

が実施する感染症に関する対策・調査に対しては、前述の感染拡大を防ぐ観点から、積極的に協力いただけるよう県民への呼びかけを行う。

以上、決議する。

令和2年9月10日

長崎県議会

○議長(瀬川光之君) お諮りいたします。

本動議は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本動議は、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(瀬川光之君) 全員起立。

よって、本動議は、可決されました。

次に、知事より、第110号議案乃至第120号議案及び報告第21号の送付がありましたので、これを一括して上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます—知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 本日、ここに、令和2年9月定例県議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

説明に入ります前に、「令和2年7月豪雨」においては、活発化した梅雨前線の影響により、全国的に記録的な大雨となり、熊本県を中心に死者80名を超える甚大な被害が発生し、今なお多くの方々が不自由な生活を余儀なくされております。

県内においても、3名の方が犠牲となられたほか、各地域において、住家の浸水や地すべりがけ崩れ等の被害が多数発生したところであり

ます。

また、先日の台風9号及び台風10号の影響による大雨や強風等により、本県をはじめ各地で大きな被害が生じております。

九州を中心に、死傷者や行方不明者が相次ぐとともに、住家等の建物や港湾をはじめとした各種施設、さらには農水産物等にかかる被害のほか、長期間の停電による県民生活への影響も生じているところであり、県としても被害状況を速やかに調査・把握のうえ、災害復旧等に万全を期してまいりたいと存じます。

お亡くなりになられた方々並びにご遺族の皆様に心から哀悼の意を表しますとともに、負傷され、また被害を受けられた方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、開会に当たり、当面する諸課題について所信を申し述べますとともに、前定例会以降、今日までの県政の重要事項について、ご報告を申し上げたいと存じます。

－新型コロナウイルス感染症の発生状況及び医療体制－

新型コロナウイルス感染症について、本県では、4月17日の17例目を最後に約2カ月半の間、新規の感染者は発生しておりませんでした。7月3日に長崎市内での感染が確認されて以降、これまでに200名を超える新規感染者が確認され、このうち2名の方がお亡くなりになりました。

お亡くなりになられた方々並びにご遺族の皆様に、深く哀悼の意を表しますとともに、現在も治療中の皆様に対して、心からお見舞い申し上げます。

これまでの感染の内容としては、県内医療機関等におけるクラスターに関連した感染や、県外に感染源の可能性のある感染、会食等を通じ

て広がった可能性がある感染、さらには他の感染者とのつながりが確認できない散発的な感染等が、県内各地域で確認されております。

こうした状況を踏まえ、県では、7月21日に、「新しい生活様式」の実践や若い方々の慎重な行動等をお願いしたほか、7月31日には、感染拡大地域への不要不急の訪問自粛や飲食店等の利用時の感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、飲食店及び宿泊施設のガイドライン遵守状況にかかる現地確認への対応等について、事業者の方々へご協力を依頼し、概ね完了したところであります。

さらに、8月2日、企業・教育関係者に対して、「健康管理アプリ」の活用等による職員の早期感染把握等をお願いするとともに、8月7日には、お盆休みを迎えるに当たり、帰省の際の留意事項や飲食店の環境改善に向けた新たな支援策の活用等について、ご説明を申し上げたところであります。

新型コロナウイルス感染症対策では、感染者が発生した場合、感染の連鎖をいち早く収束させ、大規模なクラスター化を防止するとともに、感染患者に対する適切な医療を提供できるよう、体制の強化・拡充を図ることが重要であると考えております。

そのため、県においては、早期に新型コロナウイルス感染者を探知するため、医療機関や検査実施期間におけるPCR等検査機器の整備・導入を促進し、一日当たりの検査可能件数について、本年中に約2,500件まで拡大するとともに、2次救急輪番病院や高齢者施設、障害者施設等における新規入院・入所前のPCR検査等を支援してまいります。

併せて、本県では、長崎県医師会のご尽力により、医師の総合的な必要性の判断のもと、

「かかりつけ医」における検査が開始されており、県としても、しっかりと協力してまいりたいと考えております。

また、病床確保については、長崎大学の感染症専門家や県医師会、医療機関等で構成される「長崎県新型インフルエンザ等対策会議」の医療部会等において、国が示した流行シナリオに基づき協議・調整を行い、感染の拡大状況により4つのフェーズに応じて確保病床を段階的に拡充し、感染ピーク時には目標数を上回る395床を確保することとしております。

さらに、軽症者等向けの宿泊療養施設については、これまで、長崎、佐世保県北及び壱岐の3医療圏で計163室を確保しておりましたが、新たに五島、上五島並びに対馬の3医療圏において、各1施設ずつ計61室を確保し、離島地域の療養体制の整備を図ったところであり、残る医療圏についても、早期確保に努めてまいります。

今後とも、医療提供体制の整備について、各市町や医療機関等の関係機関と連携し、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

一方で、感染予防・拡大防止のためには、日常生活や事業活動における対策も必要不可欠であることから、県民の皆様にはマスクの着用や手指消毒、人と人との距離の確保など「新しい生活様式」の実践を徹底いただくとともに、事業者の方々には、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに沿った対策について、引き続き、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

そして、県民の皆様におかれては、感染者やそのご家族、勤務先等関係者の方々、さらには医療従事者やそのご家族の皆様方に対する誹謗中傷・差別は厳に慎んでいただくよう、改めてお願い申し上げます。

また、8月26日、県では、誹謗中傷等に関す

る相談窓口を開設し、弁護士等の専門家による支援体制を整備するとともに、啓発のための広報についても実施しているところであります。

なお、クルーズ船「コスタ・アトランチカ号」の船内で発生した大規模クラスターについては、去る7月9日、最後まで入院されていた乗組員の方が医療機関を退院され、帰国の途につかれました。

乗組員の方々が、全員無事に長崎を離れられましたことは喜ばしいことであり、改めて、これまでお力添えをいただきました長崎大学をはじめ、関係皆様方に心からお礼を申し上げます。

これまで取り組んできた一連の対応の検証については、関係者の意見や有識者の評価をいただいたうえで、報告書素案を策定したところであり、県議会等のご意見を踏まえ、最終報告書として取りまとめ、今後の感染症対策に活かしてまいりたいと考えております。

－新型コロナウイルス感染症の感染段階対応の目安－

県内の新型コロナウイルス感染者の発生内容は、3月から4月にかけては、県外での感染が本県に持ち込まれることが主な要因であったことから、県では、県民の皆様に対し、県境をまたぐ移動の自粛等をお願いすることなどの対策を行ってまいりました。

一方、7月以降においては、感染経路が不明な散発的な感染やクラスターの発生が確認されているため、県としては、冬の時期に向けての流行の可能性も考慮し、今後の医療提供体制を圧迫することがないように、感染段階に応じた対応にかかる一定の考え方を取りまとめたところであります。

策定に当たっては、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会から示された指標も参考にし

ながら、本県の医療提供体制等も踏まえ、感染状況の段階とそれに対応する施策の目安を整理したところであります。

今後は、この目安を活用して、県民の皆様に本県の感染状況をよりわかりやすくお知らせするとともに、感染状況の変化に合わせて、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。
—新型コロナウイルス感染症にかかる本県の対策—

我が国の景気は、「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きが見られる」とされ、本県の景気についても、「改善に向けた動きが見られるものの、新型コロナウイルス感染症の影響から、引き続き厳しい状況にある」とされるなど、依然として大変厳しい状況が続いているものと認識しております。

こうした中、県では、これまで新型コロナウイルス感染症対策にかかる数次の補正予算を編成し、感染予防・拡大防止対策を講じつつ、観光の活性化をはじめ、中小・小規模事業者の資金繰り対策、農林水産品等の県産品の消費拡大など、経済対策にも全力で取り組んでおり、九州経済調査協会の発表によると、本県の宿泊施設の稼働指数は、6月、7月と2ヵ月連続で全国首位となっております。

引き続き、感染症の予防・拡大防止対策をしっかりと講じつつ、社会経済活動の回復・拡大に向けた対策を切れ目なく実施することが重要であり、県内市町や関係団体等とも緊密に連携しながら、さらなる支援が必要な分野への対応や課題解決に力を注いでまいります。

本議会に提案しております補正予算においては、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等の財源を最大限に活用しな

がら、これまでの施策をさらに前進させ、県民生活の安全・安心確保はもとより、コロナ社会と向き合っていくための環境整備や、地域経済の活性化、雇用の確保等について積極的に推進してまいりたいと考えております。

それでは、主な取組について、「感染症の予防・拡大防止と県民生活の安全・安心確保対策」、「『新しい生活様式』の実践及び業種ごとのガイドラインへの対応のための環境整備対策」、「県内の経済活動の回復・拡大対策」の3つの柱に沿って、ご説明いたします。

（感染症の予防・拡大防止と県民生活の安全・安心確保対策）

安全・安心な長崎県の実現を図るためには、新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止をはじめ、医療・福祉や子育て等の分野において、効果的な施策を積極的に推進することが重要であります。

そのため、医療機関等におけるPCR検査機器の導入・整備に加え、院内感染防止対策や医療機器等の整備を支援するとともに、胸部エックス線検診車の更新を進めるなど、本県の検査体制・医療提供体制のさらなる充実・強化を図ってまいります。

また、感染者の早期発見のため、クルーズ船「コスタ・アトランチカ号」における大規模クラスター発生の際、船員の健康状況の把握・管理に利用された「健康管理アプリ」を一部改修のうえ、「N-CHAT」として、県内の社会福祉施設や教育施設、企業、各種団体、行政機関等へ提供し、積極的な活用を推進することとしております。

さらに、医療機関や介護施設・障害福祉施設等に勤務する医療従事者等に対する慰労金を支給するとともに、本県に寄せられた寄附金を活

用して、長崎大学における新型コロナウイルス感染症にかかるワクチンの開発・研究を支援してまいりたいと考えております。

このほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、通院等の負担や不安を抱える妊婦の方々に対し、安心して出産・子育てができるよう、市町とも連携のうえ給付金を支給するとともに、収入が減少している世帯に対する生活福祉資金貸付について、資金需要の高まりを踏まえ、貸付原資をさらに増額することとしております。

（「新しい生活様式」の実践及び業種ごとのガイドラインへの対応のための環境整備対策）

新型コロナウイルス感染症に有効なワクチン等の開発には、一定の期間を要する見込みであることから、県民の皆様には「新しい生活様式」の実践を、事業者の方々には業種ごとのガイドラインへの対応を徹底いただくとともに、デジタル化の一層の推進など、コロナ社会と向き合っていくための環境整備を進める必要があると考えております。

そのため、県では、業種ごとのガイドラインの遵守に向けて、飲食店の換気・空調設備の整備にかかる支援を拡充するとともに、宿泊施設が実施する感染予防・拡大防止対策のほか、県内各地域における商店街の店舗等への換気設備導入や「3つの密」を回避するための施設改修等に対する支援を実施してまいります。

また、ICTを活用した授業の推進や臨時休業等の緊急時における学びの保障のため、県下の全県立高校生への一人一台のパソコンを整備するとともに、私立学校のパソコンの導入・整備に対して支援措置を講じることにより、児童・生徒の学習環境の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

さらに、本県におけるSociety5.0の推進のため、ICT利活用に関する意識啓発・醸成を図り、県内の実情に応じた新技術の活用やデジタル化を促進するほか、介護施設や障害福祉施設等において、人と人との接触を回避・軽減するため、ロボット・ICTの導入を加速させてまいります。

（県内の経済活動の回復・拡大対策）

県内の経済・雇用情勢は、依然として厳しい状況にあることから、県としては、本格的な経済活動の回復・拡大に向けて、これまでの施策とも連動しながら、切れ目のない対策を講じる必要があると認識しております。

特に、観光分野では、令和元年の観光統計における観光客延べ数が、夏場の天候不良や韓国人観光客の減少等の要因を受け、速報値で3,467万人と3年ぶりに減少し、今後は新型コロナウイルス感染症の影響により、さらに厳しい状況となることを見込まれることから、感染予防・拡大防止に万全を期しながら、本県への誘客を促進してまいりたいと考えております。

そのため、観光消費額の増加につながるよう、県内各地域の特色を活かしたご当地グルメ開発や、個人客及びワーケーション対応等のための客室改修を支援するとともに、県産品の需要喚起を図るため、消費拡大キャンペーンの展開に力を注いでまいります。

また、感染症の長期化による影響が生じている製造業については、県内事業者が、航空機・半導体等の成長分野及び医療関連分野において、雇用を維持したうえで取り組む研究開発や設備投資等を支援するとともに、厳しい経営状況にある交通事業者に対しては、感染予防・拡大防止対策を講じつつ、事業を継続するために必要な支援を実施することとしております。

さらに、後継者不在を理由とした中小企業者等の廃業の未然防止のため、事業を承継する受け手側の必要経費に対する支援を行うことにより事業承継を促進するほか、感染症の影響による離職者を雇用して事業の継続・拡大を図る取組や、再就職の際の就労体験を支援するなど、県内の雇用機会の確保・創出につなげてまいりたいと考えております。

それでは、次に、新型コロナウイルス感染症対策以外の主な施策や懸案事項などについて、ご報告を申し上げます。

（令和2年7月豪雨災害への対応）

去る7月3日以降に発生した、「令和2年7月豪雨」による災害への本県の対応については、災害発生直後の7月4日以降、熊本県八代市等へ、県防災ヘリを含め緊急消防援助隊を派遣し、捜索や救助活動に当たり18名の方々を救助いたしました。

また、7月8日以降、熊本県に対し、医師や保健師等で構成する「災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）」及び県内医療機関による「災害派遣医療チーム（DMAT）」を派遣し、被災者の健康管理や現地保健所・保健医療調整本部の業務支援等を行ったところであります。

さらに、7月5日以降、熊本県球磨村へ、「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、県内市町と連携して、延べ242名の職員を派遣し、避難所運営や罹災証明、道路の応急復旧等にかかる業務に従事するとともに、災害復旧事業に携わる技術職員を中長期で派遣しており、引き続き、被災地の一日も早い復旧、復興につながるよう支援に努めてまいります。

一方、本県においても、「大雨特別警報」が発令され、3名の方が亡くなられたほか、県内

各地において、河川の氾濫やがけ崩れ、地すべり等による土木・農林水産関係の被害等が生じており、大村市郡川水系河川の氾濫や佐世保市牧の地地区での地すべり発生に伴う避難、平戸市主師町の斜面崩壊による県道の通行規制など、県民生活にも大きな影響を及ぼしております。

そのため、被災箇所については、速やかに応急対策等を講じるとともに、さらに追加を要する経費については、本議会に関係予算を提案しており、復旧対策に万全を期してまいります。

また、特に被害が大きかった大村市に対しては、災害復旧にかかる技術職員の派遣や、浸水した農地での営農再開に向けた種子・種苗購入等について支援を行うとともに、島原市では、養殖アワビ約8万4,000個が、豪雨の影響による海水の塩分濃度低下が原因でへい死し、甚大な被害が生じていることから、新たな種苗の購入経費を支援してまいりたいと考えております。

なお、今回の豪雨災害における避難所では、新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止対策を講じる必要があり、「3つの密」を回避するための収容人数の削減や、受付時の健康チェック・検温の実施など、現場の状況に応じて対応されたものと承知しており、県としても、個別事例を検証のうえ、各市町と情報を共有し、今後の避難所運営に活用してまいります。

（九州新幹線西九州ルート of 整備促進）

九州新幹線西九州ルートについては、去る6月16日、国土交通省から佐賀県に対し、「5つの整備方式の全てに対応できる環境影響評価の手続き」の提案がなされておりました。

これは、環境影響評価の手続き実施期間にわたって、腰を据えて「幅広い協議」を行うことが可能となる提案でありましたが、佐賀県の同意が得られておらず、令和5年度の新鳥栖～武

雄温泉間の着工が困難な状況となっていることは、深刻な事態であると受け止めております。

こうした中、県では、7月31日に、JR九州の青柳代表取締役社長と並行在来線にかかる協議を行ったほか、8月26日、27日の両日には、本県選出国會議員の皆様や瀬川県議会議長、宮脇県商工会議所連合会会長等とともに、菅内閣官房長官をはじめ、政府・与党に対し、早急な環境影響評価調査への着手や財源確保等について強く要望してまいりました。

今後、国土交通省と佐賀県との協議が精力的に積み重ねられ、議論が進展していくことを期待するとともに、引き続き、西九州ルートの整備を前に進めるために、積極的に対応し、全線フル規格による整備の実現を目指してまいります。

また、令和4年度に開業する武雄温泉～長崎間については、去る8月19日、開業に向けて官民一体の取組をさらに推進するため「長崎県新幹線開業効果拡大推進本部」を立ち上げ、第1回会議を開催したところであります。

会議においては、鹿児島ルート開業時に経済界の立場からご尽力された鹿児島経済同友会の津曲代表幹事にご講演いただくとともに、県内各経済団体の取組や相互連携に向けた方策等について議論が交わされました。

県としては、アクションプランを着実に推進し、県内全体に開業効果が波及するよう、開業までの残された期間、関係団体や市町との連携を図りながら、官民一体となって準備を進めてまいります。

（特定複合観光施設（IR）区域整備の推進）

IR区域の整備については、昨年11月、国の基本方針（案）のパブリックコメントにおいて、区域整備計画の認定申請期間を令和3年1月4日

から7月30日までとする案が示されておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、申請期間の延期が検討されているとの報道もなされているところであります。

こうした中、本県において、IR事業者への聞き取りを行ったところ、多くの事業者からは、「感染拡大防止のため出入国制限が継続しており、現時点で公募が開始された場合、対応が難しい」等のご意見をいただいております。

そのため、本年夏頃を予定していた事業者の公募開始時期については、一旦見送ることとし、今後の国の動向等も含め総合的に勘案しながら、改めて調整のうえ、いかなる状況にも適切に対応できるよう、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

今後とも、県議会や県民の皆様のご意見を伺いながら、本県のみならず、九州の観光及び地域経済の活性化に寄与し、我が国の発展にも貢献する九州・長崎IRの実現に力を注いでまいります。

（新たな総合計画の策定）

新たな総合計画については、去る6月定例会において、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念とし、「人材を育て、未来を切り拓く」、「産業を育て、しごとを生み出す」、「希望のあるまちを創り、明日へつなぐ」の3つの柱のもと、10の基本戦略と47の施策を掲げた素案骨子をお示しし、ご議論をいただいたところであります。

県においては、素案骨子に対する県議会でのご議論のほか、有識者による懇話会やスクラムミーティングにおける市町からのご意見等を踏まえて内容の検討を進め、今般、計画素案を策定いたしました。

計画素案では、各種施策や地域別計画、政策

横断プロジェクト等のさらなる具体化を行うとともに、これから県内各地域において、まちのたたずまいや産業構造が大きく変わっていくことを発信する「本県の近未来像」を盛り込むほか、計画における個々の施策がSDGsの17の目標のうち、どの目標の推進につながるのかわかりやすくお示ししております。

今後、県議会におけるご議論やパブリックコメント等による県民の皆様のご意見をお伺いしながら、さらに検討を重ね、今年度内の計画策定を目指してまいります。

（国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭の誘致）

国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭は、地域の文化資源等の特色を活かした全国規模の文化の祭典であり、新たな地域文化の発掘や一層の芸術活動の振興につながるるとともに、観光振興やまちづくりの大きな契機になるものと考えております。

そのため、去る7月20日、「長崎！県市町スクラムミーティング」において、県内市町長と協議を行った結果、被爆80年や長崎県美術館・長崎歴史文化博物館の開館20周年など、大きな節目を迎える令和7年度の誘致に向け、県・市町が一体となって取り組むことで合意が得られたところであります。

今後とも、県議会のご理解とご協力をいただきながら、市町や文化団体等とも連携のうえ、国民文化祭・全国障害者芸術・文化祭の開催に向け、力を注いでまいります。

（Society5.0の推進）

AI、IoT、ロボットなど第4次産業革命と呼ばれる新たな技術革新が、これまでにないスピードで進展している中、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、人と人との接触を避け

るために、デジタル化を原動力としたSociety5.0社会の構築は、その重要性が一層増していくものと考えております。

そのため、本県においても、今年度からSociety5.0の実現に向けて庁内一体となって取り組んでいくため、企画部内に「次世代情報化推進室」を新設するとともに、去る9月1日には、ICT関連企業、情報通信関連企業、各業界団体、県内大学、金融機関及び県内市町等から構成される「ながさきSociety5.0推進プラットフォーム」を立ち上げたところであります。

今後、プラットフォームでは、産学金官連携のもと、人口減少や少子・高齢化が進行する本県において、ICTの利活用による地域課題の解決や、新産業・新サービスの創出、県民の豊かで質の高い生活の確保、行政におけるデジタル化の推進のほか、新型コロナウイルス感染症に対応するためのニューノーマル（新たな日常）の実現を目指してまいります。

（企業誘致の推進）

去る7月7日、東京都に本社を置くChubb損害保険株式会社が、長崎市への立地を決定されました。同社は、5年間で100人を雇用して、損害保険に関する情報処理業務や、保険金支払業務、経理財務業務等を行うこととされております。

また、8月24日には、平成28年に佐世保市へ立地したパーソルワークスデザイン株式会社と、新たな事業拠点の開設に関する立地協定を締結いたしました。同社は、佐世保市において3年間で新たに450人を雇用して、企業などから受託した経理業務やヘルプデスク業務、ヘルスケア、採用代行業務など多様なサービスを行うこととされております。

今後とも、雇用の拡大と地域経済の活性化に

つながるよう地元自治体等と連携しながら、企業誘致の推進に努めてまいります。

次に、議案関係について、ご説明いたします。

まず、補正予算であります。今回は、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費、災害関連・復旧等に要する経費、その他緊急を要する経費について編成いたしました。

一般会計285億3,564万円の増額、特別会計2,733万8,000円の増額補正をしております。

この結果、現計予算と合算した本年度の一般会計の歳入歳出予算額は、8,402億4,915万円となり、前年同期の予算に比べ、1,280億9,401万8,000円の増となっております。

次に、予算以外の議案のうち主なものについて、ご説明いたします。

第114号議案「長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例」は、国の子育て支援対策臨時特例交付金に基づく基金の事業実施期間が延長されることに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第116号議案「契約の締結について」は、長崎県立長崎図書館郷土資料センター（仮称）の新築工事の請負契約を締結しようとするものであります。

第120号議案は、長崎県収用委員会の委員及び予備委員の任命について議会の同意を得ようとするものであります。

委員といたしまして、石橋龍太郎君、三浦純一君、川端辰長君、予備委員といたしまして、塚賢作君を任命しようとするものであります。

いずれも適任と存じますので、ご決定を賜りますよう、よろしく願いいたします。

なお、収用委員会委員を退任されます浦川一孝君には、在任中、多大のご尽力をいただきました。この機会に厚くお礼申し上げます。

その他の案件については、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ、慎重にご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(瀬川光之君) 本日の会議は、これにて終了いたします。

明日から9月15日までは、議案調査等のため本会議は休会、9月16日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午前10時44分 散会 —

第 7 目 目

議 事 日 程

第 7 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

令和2年9月16日（水曜日）

出席議員（45名）

- 1番 宮島大典君
- 2番 宮本法広君
- 3番 赤木幸仁君
- 4番 中村泰輔君
- 5番 饗庭敦子君
- 6番 堤典子君
- 7番 下条博文君
- 8番 山下博史君
- 9番 北村貴寿君
- 10番 浦川基継君
- 11番 久保田将誠君
- 12番 石本政弘君
- 13番 中村一三君
- 14番 大場博文君
- 15番 山口経正君
- 16番 麻生隆君
- 17番 川崎祥司君
- 18番 坂本浩君
- 19番 深堀ひろし君
- 20番 山口初實君
- 21番 近藤智昭君
- 22番 宅島寿一君
- 23番 松本洋介君
- 24番 ごうまなみ君
- 25番 山本啓介君
- 26番 前田哲也君
- 27番 山本由夫君
- 28番 吉村洋君
- 29番 大久保潔重君
- 30番 中島浩介君
- 欠番
- 32番 山田博司君
- 33番 堀江ひとみ君

- 34番 山田朋子君
- 35番 西川克己君
- 36番 外間雅広君
- 37番 瀬川光之君
- 38番 坂本智徳君
- 39番 浅田ますみ君
- 40番 徳永達也君
- 41番 中島廣義君
- 42番 溝口芙美雄君
- 43番 中山功君
- 44番 小林克敏君
- 45番 田中愛国君
- 46番 八江利春君

説明のため出席した者

- 知事 中村法道君
- 副知事 上田裕司君
- 副知事 平田研君
- 統轄監 平田修三君
- 危機管理監 荒木秀君
- 総務部長 大田圭君
- 企画部長 柿本敏晶君
- 地域振興部長 浦真樹君
- 文化観光国際部長 中崎謙司君
- 県民生活環境部長 宮崎浩善君
- 福祉保健部長 中田勝己君
- こども政策局長 園田俊輔君
- 産業労働部長 廣田義美君
- 水産部長 斎藤晃君
- 農林部長 綾香直芳君
- 土木部長 奥田秀樹君
- 会計管理者 吉野ゆき子君
- 交通局長 太田彰幸君
- 地域振興部政策監 村山弘司君
- 文化観光国際部政策監 前川謙介君

産業労働部政策監	貞方学君
教育委員会教育長	池松誠二君
選挙管理委員会委員	堀江憲二君
代表監査委員	濱本磨毅穂君
人事委員会委員	中牟田真一君
公安委員会委員	川口博樹君
警察本部長	早川智之君
監査事務局長	下田芳之君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大崎義郎君
教育次長	林田和喜君
財政課長	早稲田智仁君
秘書課長	石田智久君
選挙管理委員会書記長	大塚英樹君
警察本部総務課長	川本浩二君

染症によりお亡くなりになられた方々に、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、罹患された方々、そのご家族、関係者の皆様方、感染拡大により日常生活に影響を受けている全ての皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

今般の台風被害をはじめ、大雨被害等によって、本県はもとより、全国各地で大きな被害が生じております。お亡くなりになられた方々、被害を受けられた方々に対して、心からお悔やみ、お見舞いを申し上げますとともに、被災地の一刻も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

また、この場をおかりいたしまして、先般、辞任を表明された安倍内閣総理大臣のこれまでのご功績に対して、深く敬意を表しますとともに、菅新総裁のこれからのご活躍をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

知事、関係部長のご答弁をよろしくお願いいたします。

1、知事の基本姿勢について。

(1) 新幹線整備促進について。

九州新幹線西九州ルートは、本県のみならず、九州全体、西日本地域の将来を考えた時に、交流人口の拡大等による地域振興や発展を図るために不可欠な高速交通手段であり、全線フル規格による整備を実現することが必要であります。

また、政府におかれても、全国の新幹線ネットワークは、しっかりつなぐことが重要であるとの考えを示されております。

平成24年に認可を受けた武雄温泉～長崎間については、トンネルや橋梁等の土木工事がほぼ完成に近づき、現在は、新幹線駅舎の建設やレールの敷設工事等が精力的に進められ、令和4年度の開業がいよいよ近づいていることを実

議会事務局職員出席者

局長	松尾誠司君
次長兼総務課長	柴田昌造君
議事課長	川原孝行君
政務調査課長	太田勝也君
議事課長補佐	永田貴紀君
議事課係長	梶谷利君
議事課主任主事	天雨千代子君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(瀬川光之君) ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、一般質問を行います。

溝口芙美雄議員—42番。

○42番(溝口芙美雄君) (拍手)〔登壇〕 皆さん、おはようございます。

自由民主党・県民会議、佐世保市・北松浦郡選出、溝口芙美雄でございます。

質問に入ります前に、新型コロナウイルス感

感しているところであります。

昭和48年に整備計画路線として決定されて以来、多くの関係者の皆様のご尽力により、本県にも、ようやく新幹線の時代が訪れようとしております。

一方で、未整備区間の新鳥栖～武雄温泉間については、早期に議論を進めていく必要がありますが、ようやく6月5日に国土交通省と佐賀県との間で幅広い協議が開始されました。

また、6月16日には、国土交通省から、両者の協議の対象となる「5つの整備方式の全てに対応できる環境影響評価の提案」が行われ、これは複数年を要する環境影響評価の実施期間にわたり、腰を据えて幅広い協議が可能となる案であるとされておりますが、いまだ佐賀県の了解が得られておりません。

昨年1月の長崎、佐賀両県知事会談において、「現在の事態は、フリーゲージトレインの導入断念が原因であり、責任ある立場として、国において協議を進め、具体的な整備の方向性を示していただく必要がある」ことで意見が一致しており、中村知事は、このようなことを踏まえて、政府・与党に対して要望を行ってこられました。

しかしながら、佐賀県は「フル規格は受け入れられない」との姿勢であり、また、国土交通省との幅広い協議も具体的な進捗が見えず、不安に思っているところであります。

西九州ルートについては、財源、在来線等の課題があり、解決のためには、関係者である国や佐賀県、JR九州の協力を得ながら議論を前に進めていく必要がありますが、このような状況を踏まえ、県は、現在、どのような取組を行っているのか、また、今後、どのように取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

(2) I R整備促進について。

特定複合観光施設（I R）につきましては、当初予定していた政府スケジュールからは、かなり遅れているという状況ではないかと思っております。

確かに、新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより、世界各国のI R事業者が営業停止や営業自粛によって、非常に厳しい経営環境にあったことも承知しております。

これまで、I R事業者の公募開始時期については、「来年の国への申請期間を踏まえると、夏頃には着手する」と県当局から説明を受けてきましたが、県民をはじめ、我々の関心事項は、この政府スケジュールがどうなるのか、事業者の公募がいつから始まり、いつ事業者が決定するのかということなのです。

我々としては、早期に事業者を選定し、しっかりとした区域整備計画を作成してもらいたいと考えておりますが、一部報道などによりますと、政府が申請期間について、自治体や事業者の意見を踏まえて見直しを検討しているとも言われております。

政府スケジュールが変更される可能性がある中で、県としてどのように対応しようとしているのか、お尋ねいたします。

(3) 石木ダム建設促進について。

「令和2年7月豪雨」で氾濫した熊本県球磨川流域においては、未曾有の豪雨災害で甚大な被害が発生しました。

熊本県の蒲島知事は、治水対策をめぐる計画が中止された川辺川ダムについて、「選択肢の一つであると認識している」と述べており、また、国土交通省は、熊本県や流域市町村と開催した検証委員会の場で、「川辺川ダムがあれば、人吉市内で水量が4割程度抑制され、洪水被害

が軽減できた可能性があった」と説明したとの報道がなされているところであります。

近年、異常気象により、全国各地で豪雨災害が頻発し、川棚川流域においても、いつ起こっても不思議でない状況の中、石木ダム建設は、洪水被害を防ぐうえでも重要な取組であり、一日も早くダムを完成すべきと考えます。

このような状況を踏まえ、工事の進捗状況と今後の予定、また、昨年9月に知事と反対住民の話し合いが行われましたが、その後の状況と、今後、どのような働きかけを行うのか、知事のお考えをお尋ねいたします。

（4）コロナ対策について。

全国的に感染拡大が続いている新型コロナウイルス感染症については、本県においても、7月以降、若い方を中心に200名を超える感染者が発生しているところであります。

国内の感染状況を踏まえて、これまでに得られた知見では、いわゆる「密閉」、「密集」、「密接」の「3密」となる環境や、大声をあげるような環境において、感染の連鎖が起こりやすいことが確認されております。

また、感染者のうち、8割の方は、他の人に感染させていない。また、8割は、軽症、または無症状のまま治癒するが、約2割の方が症状が悪化し、人工呼吸器などによる管理が必要となる方は、全体の5%程度と言われており、特に、65歳以上の高齢者や、基礎疾患を有する方で重症化のリスクが高くなるとされております。

これからの冬場に向けては、例年、多数の発熱患者が発生しており、季節性インフルエンザの流行も想定されますが、今後の新型コロナウイルス感染症対策は、多数の発熱患者が発生することを前提に、種々の対策を講じておく必要があると考えております。

そこで、これまでの感染実績で得られた知見を踏まえて、今年の冬の新型コロナウイルス感染症対策をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

2、コロナ禍における経済対策について。

（1）企業振興について。

最新の国の月例経済報告によりますと、全国の景気は、「依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きが見られる」とされ、厚生労働省が公表した9月4日現在の全国での解雇等の見込み数は5万2,508人、本県では828人となっており、厳しい状況との認識であります。

また、内閣府が発表した本年4月から6月期の国内総生産の改定値は、物価変動を除く実質で前期比7.9%の減少、年率換算は28.1%の減となっております。

感染拡大で個人消費が激減し、リーマンショック後の年率17.8%を超えて、戦後最悪のマイナス成長であります。

そこで、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中、県内事業者への影響について、県はどのような認識を持たれているのか、お尋ねいたします。

県におかれては、これまでに補正予算を編成し、影響を受けた中小企業に対して、資金繰り支援や「新しい生活様式」実践のためのガイドラインに沿った取組を支援してきました。今後、どのような支援策を講じていこうとしているのか、お尋ねいたします。

（2）観光振興について。

観光需要を喚起し、景気や経済を回復させるために、7月22日からはじまった国の「GoToトラベルキャンペーン」の県内での効果があまり見えてこないと感じております。

6月1日から県がはじめた県民の県内宿泊を促

進する「ふるさと再発見の旅」は、とても盛況で、わずか2週間余りで予定を大きく上回る予約がなされ、6月16日には新規予約が終了になるほどであったと伺っております。

このキャンペーンにより、県民が県内を旅行するきっかけとなり、宿泊施設にもお客が戻ったことを実感していただいたうえで、九州経済調査協会の6月と7月の宿泊施設平均稼働指数が全国トップになったことは、大変喜ばしいことだと考えております。

しかし、全国トップと言っても、7月で43.1と、昨年同月に比べて10.8も低く、まだまだ回復したとは言えない状況ではないかと思っております。

「GoToトラベルキャンペーン」は、県民が県内を旅行する際にも利用できますが、あまり知られていないため、県民に対してもっと周知し、県内でも活用してもらうようにすべきではないかと考えますが、県の見解をお尋ねいたします。

次に、今後のクルーズ船の受け入れについて、お尋ねいたします。

長崎港においては、今年度、松が枝岸壁の2バース化が新規事業化となり、また、佐世保浦頭港においてもクルーズターミナルが完成するなど、クルーズ船受け入れ環境の強化が進んでいるものと考えております。

しかしながら、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大により、クルーズ船の動きは止まっている状態にあります。

長崎港においては、停泊していた「コスタ・アトランチカ号」の乗務員の集団感染が発生しました。その検証作業が進んでいると新聞等の報道で聞いておりますが、現在の状況と今後の対応について、お尋ねいたします。

クルーズ船の寄港は、交流人口の拡大による

地域の活性化に寄与するものと考えられますが、クルーズ船の運航が再開された場合に備え、水際対策として、あらかじめ受け入れ対応を整理しておく必要があると思っておりますが、県の考えをお尋ねいたします。

3、農業・水産業の振興について。

(1) コロナ禍における農業の影響と支援策の取組について。

農業においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるインバウンド需要の減退や飲食店等の休業などにより、消費が大幅に落ち込み、和牛や花卉などの価格が下落するなど、大きな影響を受け、生産者の皆様も大変なご苦労をされているとお聞きしております。

そこで、特に、大きな影響を受けている和牛と花卉の現在の状況について、お尋ねいたします。

また、農業は、離島・半島を多く抱える本県にとって重要な基幹産業となっており、コロナ禍の影響をできる限り少なくし、農業者が安心して経営を継続できるよう支援することが重要だと考えます。

県において、コロナ禍における様々な農業者への支援策を打ち出されていますが、これまでの支援策の主な取組状況について、お尋ねいたします。

(2) コロナ禍における今後の養殖業について。

本県の養殖業は、全国でも有数の生産額を誇っており、その額は、平成25年の279億円から、平成30年には360億円と順調な伸びを示しており、これは本県全体の平成30年の漁業生産額996億円の約36%を占めており、離島をはじめとした県内各地の漁村の活性化や漁業後継者の定着などに貢献しており、本県の基幹産業と

して重要な産業であります。

また、本県の海面漁業における生産量は、水産資源の減少などから伸び悩んでいる中で、安定的、持続的に生産を確保することが可能な養殖業の振興をこれから図っていくことは大変重要であると考えます。

しかしながら、県内の養殖業者は、小規模な経営規模の業者が多く、出荷価格の低迷や養殖餌料価格の高止まりなどの影響を受け、大変厳しい経営状況が続いています。

そのような中、今回の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、国内では例を見ない感染防止に向けた「緊急事態宣言」が発出され、外出自粛や飲食店の休業、イベントの中止などにより、水産物の需要は大きく落ち込み、養殖魚についても出荷取引が停滞し、価格も低下するなど、県内の小規模な養殖業者は、さらに厳しい経営を強いられています。

国の補正予算と連携した県の緊急対策により、養殖魚の学校給食への食材提供などが取り組まれているところですが、今後、コロナ禍の中で養殖業を持続的に発展させていくためには、感染拡大の影響により、課題として見えてきた「取引価格の低下」、「売り先の確保」についての対策を講じていく必要があると考えます。

そこで、県として、これからの養殖業の振興について、どのように取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

4、土木行政について。

(1) 西九州自動車道の整備促進について。

西九州自動車道は、長崎県、佐賀県、福岡県の主要都市間の連携強化を促し、観光、産業や経済の活性化に寄与する道路であり、さらには、地域経済や雇用を支える大変重要な事業でもあります。

そのような中、松浦佐々道路については、今年度、80億円もの当初予算が確保され、早期完成を望む地域にとって、工事のさらなる進捗が期待されているところではありますが、現在の進捗状況について、お尋ねいたします。

また、コロナ禍の中、来年度の公共事業を取り巻く環境は大変厳しくなることが懸念されるが、当事業の予算確保に向けて、国に対してどのような働きかけを行うのか、併せてお尋ねいたします。

(2) 東彼杵道路の事業化について。

国道205号は、県北地域と県央・県南地域を最短で結び、長崎空港への連絡や、ハウステンボスをはじめ、県内の周遊観光を支える重要な路線であります。

しかしながら、ハウステンボス入口交差点から東そのぎインター間においては、慢性的な交通渋滞が発生しており、産業や観光振興に支障を来しているところです。

さらに、ハウステンボス周辺地域へのIR誘致を進めるに当たっては、当地域の交通混雑解消や定時性を確保することが重要であり、そのためには東彼杵道路の整備が必要不可欠と思われませんが、事業化に向けた県の取組をお尋ねいたします。

5、長崎県立大学について。

(1) 県内外の学生が混在する大学内でのコロナ感染対策について。

新型コロナウイルス感染症については、飲食店や若年層や学生が集まる場所などにおいて、全国的に発生しており、大学内でクラスターが発生しているケースも見られます。特に、県内外から多くの学生が集まる大学においては、感染拡大やクラスター発生のリスクが高まっている状況であると考えられております。

県立大学においては、9月から夏季休業に入ると聞いておりますが、広域的な移動も想定されることから、新学期開始後の感染防止対策も重要になってくると思います。

そこで、県立大学においては、どのような感染防止対策を実施しているのか、また、学内で感染者が発生した場合、どう対応するのか、お尋ねいたします。

(2) コロナ禍における就職の状況について。

県立大学においては、平成28年4月に学部学科再編を行い、令和2年3月に卒業した第1期生においては、全国的に知名度の高い企業や誘致企業などにも採用され、大学全体として高い就職率を達成したと聞いております。

しかしながら、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に見ても求人状況は厳しい状況であり、大規模な就職イベントや合同企業説明会の中止などのほか、一部の企業においては新卒者の採用を中止したいといったことも聞いております。学生の就職活動に様々な影響が出ているのではないかと危惧しているところであります。

そこで、県立大学における今年度の学生の就職活動状況はどうなっているのか、また、学生に対して、どのような支援を実施しているのか、お尋ねいたします。

以上で、壇上からの質問を終了し、再質問につきましては、対面演壇席で行わせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 溝口議員のご質問にお答えいたします。

まず、九州新幹線西九州ルートについて、県の現在の取組、そしてまた、今後の取組につい

てはどう考えているのかとのお尋ねであります。

九州新幹線西九州ルートの新鳥栖～武雄温泉間の整備については、国土交通省から令和5年度着工に向けた時間軸が示されたものの、佐賀県が環境影響評価の提案に同意しておらず、このままでは着工が大幅に遅れるおそれがあるなど、今が大変重要な局面であると認識しており、これまで関係者に対し、整備促進を働きかけてまいりました。

JR九州に対しては、佐賀県が在来線を重要視されていることから、事態を少しでも前に進めるために、「在来線について、一步踏み込んだ提案ができないのか」といったお話をしたところ、協議の中で「真摯に議論する」とのことでありました。

また、政府・与党に対しては、事態打開に向けてご尽力をいただくため、県議会や経済界とともに、早急な環境影響評価調査への着手や財源確保等についての要望を行ったところであります。

さらに、佐賀県に対しては、同県の課題解決に向けて具体的な問題認識を聞かせていただくために、知事同士の会談を申し込んだところでありますが、実現には至っておらず、大変難しい状況が続いているところであります。

私といたしましては、佐賀県と一緒に取り組むことで、前に進む課題もあるものと考えており、そのためにも佐賀県知事と腹藏なく話し合う機会を求めるなど、今後も積極的に働きかけを行い、フル規格による整備の早期実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、IRについて、政府スケジュールが変更される可能性がある中で、県としてどのように対応するのかとのお尋ねであります。

IR区域の整備は、地域経済に大きなインパ

クトをもたらすものであり、質の高い雇用を生み出すことで定住人口の増加も期待されるなど、県勢浮揚の絶好の機会でありますことから、その実現に向け、全力を注いでいるところであります。

I R導入のスケジュールについては、政府は、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、「自治体や事業者の状況を丁寧に確認しながら対応する」とされております。

こうした中、現在、令和3年1月4日から7月30日までとされている区域整備計画の認定申請期間の延期に関する報道もなされております。

本県においても、I R事業者への聞き取りを行ったところ、感染拡大防止のため、出入国制限等が継続されている現状を踏まえ、多くの事業者からは、「現時点で公募が開始された場合、対応が難しい」等の意見をいただいているところであります。

本県といたしましては、国の基本方針案に定める公平・公正な手続のもと、すぐれた事業計画を提案した事業者を選定するためには、より多くの事業者が応募できる環境のもと、競争性を確保することが重要であると考えており、本年夏頃を予定しておりました事業者の公募開始については、一旦見送ることといたしました。

今後のスケジュールにつきましては、国の動向や事業者の状況等を総合的に勘案しながら検討したいと考えているところであり、いかなる状況にも適切に対応できるよう、万全を期してまいりたいと考えております。

次に、石木ダムについて、予算執行ベースにおける進捗状況と今後の予定、また、反対住民に対して、どのように働きかけていくのかのお尋ねであります。

先般の「令和2年7月豪雨」では、県内及び全

国各地において大きな被害が発生したところであり、改めて犠牲となられた皆様方に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

近年、毎年のように自然災害が発生しており、県民の安全・安心を確保するためには、防災・減災対策を進めていかなければならないという思いを強くしたところであります。

石木ダム建設事業の進捗率につきましては、令和元年度末時点で、予算執行ベースで約61%となっております。今年度内には、ダム本体工事の一部に着手してまいりたいと考えており、今後も令和7年度末のダム完成に向けて、適切に工事を進めていく必要があります。

また、事業に反対されている地元住民の方々には、昨年9月に面会をさせていただいた後も、土木部長らが現地へ赴き、話し合いに応じていただけるよう呼びかけを行っておりますが、「事業の白紙撤回が前提である」とされ、いまだ応じていただけない状況であります。

反対住民の皆様方には、ダムの早期完成を望む多くの方々の思いや、昨今の自然災害の状況をご理解いただき、早期に事業にご協力いただけるよう、粘り強く働きかけを続けてまいりますとともに、佐世保市や川棚町と連携して事業の推進に力を注いでまいりたいと考えております。

次に、今年冬の新型コロナウイルス感染症対策をどのように考えているのかのお尋ねであります。

本県の新型コロナウイルス感染症の発生動向については、7月以降、これまでに200名以上の感染者が発生いたしました。8月上旬をピークに、感染者数は一定落ち着きを見せております。

これも県民の皆様や各事業者の皆様方が、「新しい生活様式」や「業種別ガイドライン」の遵守など、感染防止対策に取り組んでいただいたおかげであり、基本的な感染予防の徹底が何よりも重要であると考えております。

また、感染者のうち、50歳代以下が約87%を占め、そのほとんどは軽症、または無症状であり、重症者は約1.7%にとどまっております。

そのため、軽症者は宿泊療養を基本として、重症化するリスクが高い高齢者等への感染防止対策を徹底するとともに、限られた医療資源は重症者に重点化する必要があると認識しております。

なお、季節性インフルエンザの流行期には、新型コロナウイルス感染者と判別が困難な発熱等の症状を訴える患者が大幅に増え、検査や医療の需要が急増することが見込まれることから、国は、10月中に医療体制を整備する方針としていところであります。

現在、新型コロナウイルス感染者に対応している帰国者・接触者外来を設置する医療機関だけで、全ての発熱患者に対応することは困難でありますことから、国の方針も踏まえて、県医師会や長崎大学等と連携して、地域ごとに発熱患者に対応するための医療機関を確保し、検査体制の充実を図るよう検討してまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部長からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 私の方からは、2点についてお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の県内中小企業者への影響について、県はどのように認識をしているのかのお尋ねでございます。

日銀長崎支店が公表した直近の金融経済概況では、「長崎県の景気は、改善に向けた動きが見られるものの、新型コロナウイルス感染症の影響から、引き続き、厳しい状況にある」とされております。

また、長崎経済研究所がまとめた県内企業景況調査の結果においても、7月から9月期の全業種の業況判断指数はマイナス57と低迷し、過去最低水準が続いているとされております。

一方、雇用情勢につきましては、長崎労働局が公表した感染症の影響による解雇及び解雇見込みが、9月4日現在、124事業所で828人となっており、また、7月の有効求人倍率は0.93倍と3か月連続で1倍を下回っております。

このように、県内中小企業の経営環境は依然として厳しい状況にあるものと認識しており、今後とも、個人消費や企業生産の動向、雇用環境など、県内中小企業に与える影響を注視してまいりたいと考えております。

次に、県内中小企業に対して、どのような振興策を講じていくのかのお尋ねでございます。

これまで、感染拡大防止と経済活動の両立を図るため、業種別ガイドラインの遵守に向けた事業者の取組を支援するとともに、制度融資の融資枠の拡大を図るなど、事業継続に向けた資金繰り支援を行ってまいりました。

また、サービス産業における新たな販売手法への転換や、飲食店の換気・空調設備の整備など、再起に向けた取組に対する支援のほか、製造業のサプライチェーン強靱化に努めております。

さらに、今後は、本格的な経済活動の回復・拡大を見据え、これまでの施策に加え、新たな対策を講じてまいりたいと考えております。

特に、飲食店については、事業者が行う施設

改修や、換気設備導入にかかる支援を実施し、安心・安全に買い物や飲食ができる環境整備により、誘客を促進してまいりたいと考えております。

また、影響の拡大が懸念される製造業については、航空機、半導体等の分野において、地域経済や雇用を下支えしながら、今後の成長に向けた基盤整備強化を図るため、県内企業が行う研究開発や設備投資等を支援してまいりたいと考えております。

今後とも、新型コロナウイルス感染症が中小・小規模事業者に及ぼす影響を注視しながら、適時適切に必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 「GoToトラベルキャンペーン」の県内旅行への活用についてのお尋ねでございますが、県民の皆様には、ぜひ「GoToトラベルキャンペーン」を活用して県内を周遊し、ふるさとの魅力を再発見していただきたいと考えており、本キャンペーンが県内旅行にも活用できることをテレビCMや広報誌等を通じて発信してまいります。

また、観光ポータルサイト「ながさき旅ネット」でも、県内の対象宿泊施設の情報や、民間事業者が造成する県内を巡るツアーなどの情報、また、県内事業者による感染防止対策を紹介するなど、わかりやすい発信に努めているところでございます。

11月からは、県内を楽しみながら周遊していただく「宝探しイベント」の実施により、さらなる県内旅行の需要喚起を行うなど、「GoToトラベルキャンペーン」の効果を、広く県内に波及させてまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) クルーズ船の集団感染に関する検証作業の現在の状況と今後の対応についてのお尋ねでございます。

県と長崎市が共同で行っているクルーズ船「コスタ・アトランチカ号」での集団感染事案の検証につきましては、本事案に対応いただいた全ての関係者からご意見をいただき、外部有識者を含めた検証評価委員会による評価をいただいたうえで、今回、検証報告書の素案を作成したところであります。

この素案では、国に対し、集団感染への対応に主体的に関わる体制を構築することを求めるほか、県内の感染管理体制の状況などに応じた船の受け入れにかかる運用指針の作成や、官民で新たな組織を設置し、情報共有を図ることなどを盛り込んでおります。

今議会におきまして、ご意見をいただいたうえで、速やかに最終報告書として取りまとめ、国に対する要望や、県が行うべき取組を進めていきたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 今後のクルーズ船の受け入れについてのお尋ねですが、県としては、「コスタ・アトランチカ号」の検証結果を踏まえ、国が進めている感染予防の安全対策とも整合を図り、受け入れの可否や、受け入れる際の条件の付し方など、港湾管理条例の改正等を含めた検討や、関係者との情報共有の場を設けるなど、受け入れ体制の強化を進めてまいりたいと考えております。

クルーズ船の運航再開に備え、県民の皆様にご安心していただけるよう、万全の対策を講じてまいります。

次に、松浦佐々道路の進捗状況と予算確保に向けた取組についてのお尋ねですが、平成26年

度より、国において事業化されました松浦佐々道路については、今年度の当初予算80億円が確保され、松浦市側より、トンネルや橋梁工事などが鋭意進められるとともに、佐々町側では、今年度より用地買収が行われるなど、事業が全面的に展開されているところです。

県としては、当路線の早期完成に加え、コロナ禍における地域経済の回復を図るうえでも、来年度以降も安定した予算確保が重要であることから、去る6月には、中央官庁での要望活動が制限される中、関係市町とともに、国土交通省道路局長に対し、Web会議を活用した初の要望を行っており、さらに、7月には、知事が、佐世保市長、平戸市長とともに、財務省、国土交通省などに、令和3年度道路予算の確保並びに当該道路の整備促進にかかる要請を行ったところです。

今後も、引き続き、松浦佐々道路の早期完成に向けて、国に対し積極的に働きかけてまいります。

次に、東彼杵道路の事業化に向けた県の取組についてのお尋ねですが、国道205号の交通渋滞対策や、県北地域と県央地域とのアクセス強化のためには、東彼杵道路の早期整備は重要であると考えており、これまでも沿線自治体を含む地元期成会とともに、国に要望を行ってきたところです。

このような中、今年度より、国において事業化の前段階となる計画段階評価に着手されることとなり、学識経験者をはじめとした有識者委員会の意見を聞きながら、概略ルート帯や構造の検討が審議される予定となっています。

I Rのハウステンボス周辺地域への誘致を目指す本県においては、東彼杵道路の重要性がますます高まることから、引き続き、有料道路事

業の活用も含め、早期事業化が図られるよう、関係市町と一体となって地域の実情や事業の必要性を国に訴えてまいります。

○議長(瀬川光之君) 農林部長。

○農林部長(綾香直芳君) 私の方から、2点お答えをさせていただきます。

まず、コロナ禍で大きな影響を受けている和牛と花卉の現在の状況はどうかのお尋ねですが、和牛については、「緊急事態宣言」による外食産業の営業自粛やインバウンド需要の落ち込みなどにより、佐世保食肉市場におけるA4等級の和牛枝肉価格は、5月に1キロ当たり1,867円と、前年同月比で24%下落したところです。その後、8月には2,182円まで回復しつつありますが、まだ前年同月比で10%低い水準にあります。

また、花卉については、冠婚葬祭の延期や規模縮小による需要の落ち込みにより、長崎花市場における輪菊の価格は、4月に1本当たり39.4円、バラについては、1本当たり57.6円と、前年同月比で約30%下落したところです。

その後、8月に入り、輪菊については、お盆の需要により66.6円と、前年同月と同水準まで回復してきましたが、バラについては、依然として前年同月比で8%低い水準にあります。

次に、コロナ禍における農業分野でのこれまでの支援策の取組状況はどうかのお尋ねですが、県としましては、農業団体や市町と連携し、影響を受けている農業者の経営継続に向けて、資金繰り対策をはじめ、国の補正予算や地方創生臨時交付金を活用し、各種支援策に取り組んでいるところです。

特に、生産対策として優良な肥育牛生産に向けた経営体質強化や、野菜や花卉などの高収益作物を生産する農家の次期作への取組、経営を

継続する農家の機械、設備の導入等への支援を行っているところです。

また、消費拡大対策として、県内の学校給食に対し、8月末現在で県産牛肉を355校、県産地鶏を145校に提供したほか、県庁や各市町、長崎駅における県産花卉の装飾などに取り組んでおり、引き続き、和牛や果実等の学校給食への提供や、県内量販店での長崎和牛等県産食材の販売促進、県内小学校への花の展示などを行うこととしております。

新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見通せない中、生産者の皆さんが安心して経営を継続できるよう、今後とも、これらの取組、支援策について、市町、関係団体と一体となり、しっかりと取り組んでまいります。

○議長(瀬川光之君) 水産部長。

○水産部長(斎藤 晃君) 県として、これからの養殖業の振興について、どのように取り組んでいくのかとのお尋ねでございますが、まず、取引価格の低下というふうなことで、県といたしましては、漁業の収入安定対策でございます「積立ぷらす」への加入促進を図ることが非常に重要と考えております。この加入要件でございます漁場改善計画の策定指導といったものを進めてきたところでございます。

本年度につきましては、加入が進んでいなかった8水域で新規の計画を認定したというふうなことでございます。

また、売り先の確保につきましては、県内に滞留いたします養殖魚を学校給食へ提供する、あるいは消費者へ直接購入していただくためのネット通販、こういった取組を実施してきたところでございます。

今後につきましては、国内外市場のニーズに対応いたしました供給安定体制づくりといった

必要な対策を、「養殖産地育成計画」の方に盛り込みながら、養殖業者の実践活動といったものを支援してまいりたいと考えております。

さらに、国の方で「養殖業成長産業化総合戦略」といったものを公表したところでございますが、こちらの方は今後の予算措置といったものも見込まれることから、これらの国の対策を活用しつつ、関係者とも連携しながら、本県養殖業の成長産業化、こちらの方に取り組んでいきたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) 私から、長崎県立大学についてのご質問について、2点お答えを申し上げます。

県立大学において、どのような新型コロナウイルス感染症対策を実施しているのか、また、発生した場合、どのように対応するのかとのお尋ねでございます。

県立大学におきましては、感染防止対策といたしまして、講義は、原則遠隔授業ということにしております。ただ、教育効果の観点から、演習ですとか、語学といった直接的に指導することが必要な科目につきましては、定期的な換気や座席間の距離を取るといった「3密」を回避する対策を行いまして、対面での授業を実施しているという状況でございます。

また、学生に対しましては、「新しい生活様式」の実践のほか、「行動記録表」ですとか、「健康チェックシート」といったものを配布いたしまして、日頃から健康管理に努めるよう注意喚起を徹底してございます。

さらに、感染者が発生した場合、学内で発生した場合の対応につきましては、対応方針といったものをあらかじめ策定いたしまして、発生時には、理事長を本部長とする対策本部を設

置をいたしまして、保健所と相談のうえ、大学を閉鎖するなどの適切な対応をとるということになっております。

また、9月4日より夏季休業期間に入っておりますけれども、夏季休業期間におきましては、「3密」が起こる場所への出入りを避けるなど、学生に対して、改めて周知徹底を行ったという状況でございます。

次に、県立大学での学生の就職活動の状況及びどのような支援を実施しているのかのお尋ねでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、企業の採用活動にも変化が見られておりまして、Webを活用した選考ですとか、採用活動の一時中止、また、航空会社ですとか、旅行会社におきましては、今年度の採用を中止するといったことなどが起こりまして、学生の就職活動にも影響が及んでいるという状況でございます。

県立大学においては、大学の求人件数は対前年度比で県外・県内企業とも減少しておりまして、内定状況につきましても、昨年度同期と比較して減少していることから、学生の就職活動は例年に比べて遅れているという状況でございます。

大学におきましては、採用活動の変化に対応いたしまして、Webを活用した面接指導を実施しているほか、学生に対してはメールによりまして、Web個別相談の案内…。

○議長(瀬川光之君) 時間です。

溝口議員—42番。

○42番(溝口芙美雄君) 引き続き、答弁をお願いします。

○議長(瀬川光之君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) 学生に対しましては、メールにより、Webの個別相談の案内ですと

か、企業の説明会の情報といったものを積極的に提供しながら、活動状況の把握ですとか、就職支援に努めてございます。

個々人に寄り添ったきめ細かい就職支援を、今後とも行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長(瀬川光之君) 溝口議員—42番。

○42番(溝口芙美雄君) ご答弁、いろいろとありがとうございました。

まず、新幹線の整備促進についてですけれども、先ほども環境影響評価ということで、大変佐賀県との隔りがあるわけです。在来線についても知事が触れられたと思っておりますけれども、やはりこの九州新幹線西九州ルートについては、在来線や財源確保などの課題解決に向けて、県も努力しておられますけれども、特に、在来線問題については、新鳥栖～武雄温泉間は、佐世保線と直結しておりまして、県北地域にとっても非常に重要な路線であると思っております。

また、佐賀県においても、在来線が大事だということを主張されており、昨日の新聞等でも南里部長から、在来線についての考え方が述べられておりましたけれども、ここの区間をフル規格で整備した場合、利便性の確保を懸念しているものと考えております。

知事は、先ほども触れましたけれども、JR九州の社長とも会いまして、一步踏み込んだ提案をしていただきたいというそういう話をされたと聞いているんですけれども、そのことについて、社長の方から特別な答えがあったのかどうか。

そしてまた、新鳥栖～武雄温泉間がフル規格により整備された場合の、この在来線の鳥栖～武雄温泉間について、県としてどのように考え

ていくのか、お尋ねしたいと思っております。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君) この新鳥栖～武雄温泉間は、新幹線がフル規格で整備されますと、並行在来線としての取り扱いが検討される可能性が出てくる路線であります。

しかしながら、この区間は、佐世保線と直結しているところでありまして、住民生活を支える路線、あるいは都市間ネットワークを形成する路線として大変重要な路線であると認識をしているところであります。

したがいまして、長崎県としても、引き続き、ぜひJR九州により経営を継続していただく必要があると考えているところであり、先ほど申し上げましたように、佐賀県においても在来線は重要視されておりますことから、先般、JR九州の社長に対しましても、そうした長崎県の思いを直接お伝えしてまいりますとともに、在来線について、一步踏み込んだ提案ができないかということをお尋ねしてきたところであります。

具体的な前向きな回答はいただけませんでしたけれども、「今後の話し合いの協議の中で、真摯に対応していく」というお答えをいただいたところであり、また、国においても、先般、佐賀県に地元負担額を示されたところでありますが、その地元負担額の算定根拠となっている考え方については、この並行在来線は、そのまま経営が維持されるという前提で地元負担額が試算されているという事情もありますので、引き続き、在来線の経営維持については、関係機関に、JR九州を含めて働きかけてまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 溝口議員—42番。

○42番(溝口芙美雄君) ありがとうございます。

今日の新聞等で、佐賀県の自民党県議団が、アセスについても取り組むようにというそういうお願いをしていくということを出ておりましたけれども、長崎県としても、先ほどなかなか話し合いの場は持てないということでしたけれども、できる限り話し合いの場を設けるような形で交渉をしていただきたいと思いますので、その点については要望にとどめておきたいと思っております。

次に、IR整備促進ですけれども、先ほど交渉に当たって、公募に当たっては、まだ今のところ、全事業者が今はコロナ禍の中では無理ではないかというそういうお話が出たんですけれども、大阪府と市、それから和歌山県については、事業者の公募をもう開始しているという報道がなされているわけです。政府のスケジュールを待って、それでやっていけるのかどうか、遅くならないのかどうか、それがちょっと懸念されるんですけれども、このことについて、知事の考え方をお尋ねいたしたいと思っております。

○議長(瀬川光之君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) 政府は、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえて、関係自治体等のヒアリングを行うなど、自治体や事業者の状況を丁寧に確認しながら対応することとされておりまして、申請スケジュールについても、それほど遠くない時期に示されると考えております。

一方、申請期間が変更されない場合には、10か月の限られた期間で、事業者の公募・選定と区域整備計画の作成を行う必要があるため、様々な工夫を行いながら準備を進めているところであり、公募・選定に向けては、募集要項や審査基準など、公募に必要な書類は既に作成済みであるほか、審査委員会も設置済みであり、いつでも公募に着手できる状況にあります。

また、区域整備計画についても、行政が主体となる部分の作成や、事業者と締結する基本協定案、実施協定案の作成など、事前に実施可能な作業を先行して進めております。

併せて、作業工程の圧縮や期間の短縮についてもシミュレーションを行い、他地域に遅れをとらず、申請期限に間に合うよう、しっかりと準備を進めておりますが、政府に対しても、早期にスケジュール案を示していただくよう要請をしているところでございます。

○議長（瀬川光之君） 溝口議員—42番。

○42番（溝口芙美雄君） 政府のスケジュールが変更になるかもわからないというそういう考え方に立っていることと、事業者が今のところ、公募についてもなかなか難しいということですが、やはり政府がもしスケジュールを変えなかった場合でも、すぐに公募して、その対策にのれるように努力していただきたいと思っております。

また、恐らく2026年以降になってくるのかなと思うんですけれども、その頃には新型コロナウイルスのワクチンなんかも開発されているんじゃないかと思うんですけれども、私たちが今進めている観光産業の回復の起爆剤とするためにも、やはりこのコロナ収束を見据えたIR誘致について、引き続き、全力で取り組んでいただきたいと思っておりますが、改めて知事の考え方をお願いしたいと思います。

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君） このIRについて、海外のIRでは、新型コロナウイルス感染症で様々な影響が生じたところではありますが、順次営業が再開され、業績回復に向けた取組が進められていると伺っております。

また、先ほどもご指摘いただきましたけれど

も、我が国のIRの開業目標を2020年代半ばから後半とされているところでもありますので、今後の感染症の収束を見据えながら、我が国への参入に意欲を持っておられる事業者が多いものと受け止めているところであります。

我が国におけるこのIRの導入の意義といたしまして、世界中から観光客を集め、そのおいでいただいた観光客を国内各地に送り出すということで、国際競争力の高い滞在型観光を実現しようということでもありますので、こうしたことは本県についても絶好の機会であると受け止めているところであり、何としましても、本県のみならず、九州の観光振興にも寄与するようなこの事業を積極的に推進してまいりたいと考えているところであります。

○議長（瀬川光之君） 溝口議員—42番。

○42番（溝口芙美雄君） わかりました。

何しろ、私たちとしては、長崎県だけのIR誘致ではないということを認識しながら、九州の各県の皆さん方から了解を得て、「九州・長崎IR」ということでやっていると思っておりますので、ぜひ長崎県は、せっきく九州の皆様方から応援してもらっていますので、誘致できるように、しっかりとした取組を行っていただきたいと思っております。

それから、石木ダム建設促進についてですが、事業を推進していくためには、やはり機運を高めていかなければいけないと思うんです。やはり反対派の方々のことばかり報道関係にも載ってくるんですけれども、やはり佐世保市、また川棚町が一体となってダム建設促進に向けた機運を高めるためにも、どのようにしていけばいいか、また、県がどのように取り組んでいくのかをお尋ねしたいと思っております。

○議長（瀬川光之君） 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 県としては、ダム建設促進の機運を高めるためには、何より県民の皆様のさらなる事業へのご理解が最も重要だと考えています。

そのため、全世帯広報誌や県政広報番組などを通じて、石木ダム事業の必要性を広くお伝えしているところですが、今後は、佐世保市や川棚町との連携を深めるとともに、ダムの早期完成を望む方々のご支援もいただきながら、県民の皆様の事業への理解が深まるよう、全力で取り組んでまいります。

○議長(瀬川光之君) 溝口議員—42番。

○42番(溝口芙美雄君) 先ほどの説明の中で、予算執行ベースでは61%の進捗状況だということで、ダム本体の一部に着工するということでございますけれども、このことについて、本体の着工をいつ頃から考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長(瀬川光之君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 現在、整備を進めています付け替え県道等の進捗状況を見ながら、総合的に勘案して判断してまいりたいというふうに考えております。

○議長(瀬川光之君) 溝口議員—42番。

○42番(溝口芙美雄君) それでは、観光振興についてですけれども、先ほど官民一体となった組織をつくりながらということでしたけれども、クルーズ船の受け入れについては、先の新聞報道で、今後の条例改正を含めて検討することでした。

受け入れの可否の判断については、県・市の医療部局を含めた全体としての判断が必要と思われますけれども、県としてどのように考えているのか、お尋ねをしたいと思っております。

○議長(瀬川光之君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 具体的には、これから仕組みづくりを検討することとしていますが、受け入れ可否等については、寄港の目的をはじめ、船内の感染管理体制や健康状態、地域の感染状況、医療提供体制の逼迫度などを踏まえ、総合的に判断する必要があると考えています。

このため、クルーズ船の受け入れに関する関係機関の意見を踏まえ、港湾管理者として受け入れの可否等について判断できるような仕組みを構築してまいります。

○議長(瀬川光之君) 溝口議員—42番。

○42番(溝口芙美雄君) 養殖業の振興についてですけれども、先ほど部長より答弁いただきましたけれども、養殖業の経営維持には「積立ふらす」の活用が必要であるとのことですが、国はコロナ禍において、どのような対策を講じ、また、今後、県においては、どのような活用促進に取り組まれていくのか、お尋ねをしたいと思っております。

○議長(瀬川光之君) 水産部長。

○水産部長(斎藤 晃君) 国の方は、いろいろ基金の積み増しですとか、早期の払い戻し、こういうものを行っております。

県の方も、今後、加入率の促進に向けて、先ほども申しましたとおり、取組を進めていきたいと思っております。

○議長(瀬川光之君) 溝口議員—42番。

○42番(溝口芙美雄君) 終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(瀬川光之君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

— 午前11時 2分 休憩 —

— 午前11時15分 再開 —

○議長（瀬川光之君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

外間議員—36番。

○36番（外間雅広君）（拍手）〔登壇〕 自由民主党、佐世保市・北松浦郡選出、外間雅広でございます。

まず、質問に入ります前に、このたびの新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々に対しまして、謹んでお悔やみを申し上げます。

感染拡大により日常生活に影響を受けられている全ての皆様方に、衷心よりお見舞いを申し上げます。

また、今般の台風被害、大雨被害、特に7月6日、7日に大変な被害をもたらした「令和2年7月豪雨」災害につきましては、お亡くなりになられた方々、そして被害を受けられた方々に、お悔やみとお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈りするものでございます。

また、同僚議員と同じく、内閣総理大臣安倍信三自民党総裁におかれましては、7年8か月の長きにわたり国家、国民のためにご尽力をいただきましたことに、心から感謝と敬意を表する次第であり、新しく総裁に誕生いたしました菅義偉自由民主党総裁の、ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

知事、関係部長のご答弁を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

1、九州新幹線西九州ルート of 財源確保について。

九州新幹線西九州ルートについては、高い整備効果が得られるとともに、災害に強く、安定的な輸送が確保できる、全線フル規格による整

備を実現する必要があると考えております。

西九州ルート of 武雄温泉—長崎間は、令和4年度に 対面乗換方式によって開業いたしますが、全線フル規格整備が決まっていた鹿児島ルート of 暫定開業時とは異なり、このままでは新鳥栖—武雄温泉間の整備方式の見通しが見つからない状態で開業することになり、あくまでも暫定として受け入れたはず of 対面乗換が長期化、固定化してしまうのではないかと大変心配しているところであります。

現在、国土交通省と佐賀県との間で、5つの整備方式に係る幅広い協議が行われており、もちろん佐賀県 of 理解を得ることが大前提ではありますが、フル規格による整備を実現するために最も重要なことは、財源をいかに確保するかということでありま

す。先日、国土交通省幹線鉄道課長の講演を聞く機会があり、その中で、「財源確保には相当な政治的エネルギーを要するために、これまでも複数線区がまとめて議論されてきたという経緯があり、西九州ルート単独では、そのエネルギーが小さくなるため確保が難しくなる」とのお話がありました。

6月に国土交通省が示した、「5つの整備方式 of 全てに対応できる環境影響評価の手続」 of 提案については、地元 of 費用負担はなく、また、何らか of 整備方式を決めるといったリスクがないにもかかわらず、佐賀県 of 同意がまだ得られておりません。

改めて国土交通省は、9月2日 of 佐賀県議会新幹線問題対策等特別委員会において、「9月末には回答をいただかないと、令和5年度 of 着工は難しい」と of 認識を示されたとのことですが、引き続き厳しい状況にあり、北陸新幹線との一体的な財源議論に間に合うのか、焦りと

不安をぬぐうことができないところであります。

北陸新幹線では、昨年度から環境影響評価調査が進められており、今後、令和5年度の着工に向けて財源議論が行われることとなりますが、このような時間軸を踏まえて、どのように考えておられるのか、知事のお考えをお尋ねいたします。

2、石木ダムについて。

近年、毎年のように大雨による自然災害が頻発しており、さきの熊本県における「令和2年7月豪雨」では、記録的な雨量により球磨川が氾濫し甚大な被害が発生したことから、今後、ダムを含めた治水対策を検証するとの報道がなされているところであります。

いつ、どこで発生するかわからない豪雨に対して、川棚川下流域の住民の安全・安心を確保するためには、石木ダムの建設は喫緊の課題であり、早期に進める状況にあるとともに、住民の不安を一日も早く解消することは、行政の責務であると考えます。

また、県北地域の中核である佐世保市においては、長年、水源不足に悩まされてきた歴史があります。特に、平成6年から平成7年にかけての給水制限は、日常生活において大変苦勞したことは、今でも脳裏に焼きついているところであります。

さらには既存ダムの老朽化も進み、問題はより深刻な状況となっている中に、石木ダム建設は、市民の皆様の悲願であるということは言うまでもありません。

昨年5月の収用委員会裁決により、ダム建設に必要な用地全ての収用が認められ、また、現在、反対住民が起こした事業認定取消訴訟では、長崎地裁、福岡高裁とも国側が勝訴しております。

このように、本事業の必要性が認められているとともに、既に54世帯の方々が事業に協力をし移転されたことに対する思いにも報いる必要があると考える中に、依然として一部地権者の方々の強固な反対が続いておりますが、石木ダム建設の推進に取り組んでいく必要があると考えております。

そこでお尋ねいたしますが、現在行われている工事の状況と、今後、県として、ダムの早期完成に向け、どのように事業を推進していくのか、知事のお考えをお尋ねいたします。

3、I R誘致の推進について。

私は、昨年6月定例会の一般質問において、九州地方知事会議や九州地域戦略会議における九州としてのI R誘致に向けた合意形成が図られたことについてお尋ねをいたし、知事から力強い答弁をいただきました。

この九州地方知事会と九州地域戦略会議の決議は、非常に重要なものであると重く受け止めております。

また、九州各県議会議長会議においても同様に、本県のI R誘致に関し、我が国の成長戦略及び地方創生を推進する観点から、「九州・長崎I R」を認定するよう決議を行っているところであります。

先月、熊本県で開催されました九州各県議会議長会議においては、昨年引き続き決議をいただいております。

先般、一部報道で、福岡市の海ノ中道周辺を候補地として、地元の方々が、福岡市議会議長などへI R誘致を求める上申書を提出したとのことでしたが、我々は10年以上前からI R誘致を検討し、懸念される様々な事項に対して、関係者の皆様と丁寧に意見交換を行いながらI Rに対する理解を深めていただき、今日に至って

いると自負をいたしております。

また、先ほど申し上げましたが、九州地方知事会議や九州各県議会議長会議、九州地域戦略会議において、九州が一体となったI R誘致を行うという大変重要な決議を得ているということも、我々の大きな強みであります。

そこでお尋ねいたしますが、I Rの誘致が実現をして、様々な施設の建設工事が始まって、やがてI Rが開業となるわけですが、現時点において国内にI Rが存在をしないために、I Rがもたらす経済効果がどのようなものか、いま一つ実感がわからないというのが地元経済界の皆様のご意見ではないかと思うわけです。

地元である佐世保市や長崎県内、あるいは九州各地の事業者の皆様が、I Rのもたらす経済効果をしっかりと享受するために、県としてどのように取り組まれているのか、お尋ねをいたします。

また、I R誘致を勝ち取るためには、交通インフラの整備も重要なポイントの一つであると認識をいたしております。

空港があります大村市と佐世保市を結ぶ道路として国道205号がありますが、ハウステンボスから東彼杵町までは、片側1車線の道路であるために交通渋滞が発生しやすいポイントが多くて、また、交通事故や災害発生時等の緊急時においては、交通遮断となることが懸念されます。

I Rは、国内外から多くのお客様をお迎えすることから、お客様がストレスなく、安全・安心、快適に移動できることが求められます。現在計画されております高規格道路の東彼杵道路については、I Rの開業を見据えた早期着工、早期完成が求められているわけです。

そこで、長崎空港からI R地区までの交通ア

クセスの改善について、どのように考えているのかお尋ねいたします。

4、新型コロナウイルス感染拡大による県財政への影響について。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、我が国の社会、経済に大きなマイナスの影響を及ぼし、景気はリーマンショック時よりさらに悪化していると言われておりますが、もちろん本県の地域経済も例外ではなく、各分野で極めて厳しい状況にあると考えております。

そのような中、県では、本議会に約211億円のコロナ対策を盛り込んだ補正予算を提案されるなど、それぞれの担当部局において様々な対策を講じていただいておりますが、その取組は大変評価するところですが、一方で、その財源は、国が創設した総額3兆円の「地方創生臨時交付金」を最大限に活用している状況となっております。

しかしながら、ワクチンが開発されるまで感染症と共存していくために、今後も医療体制の整備をはじめとした各種対策が必要だと思っておりますが、「地方創生臨時交付金」は、今年度限りの措置であり、現状のような社会経済情勢を考えた時に、財源となるべき法人2税、地方消費税等の県税等は、相当減少するのではないかと危惧するところでもあります。

そこで、新型コロナウイルス感染拡大により、本県の財政、特に歳入面において、どのような影響が見込まれるのか、お尋ねいたします。

5、新型コロナ感染拡大による誹謗中傷対策について。

新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染の終息が見られない状況にあります。

本県におきましては、去る7月3日に、およそ2か月半ぶりに18人目の感染者が確認されて以降、昨日までに200人を超える感染者が発生し

ております。

国内において初めての感染者が確認されてからおよそ8か月が過ぎ、県民の皆様にも新型コロナウイルス感染症に関する知見が深まりつつありますが、感染された方や医療従事者及びそのご家族に対する誹謗中傷や差別、そして偏見などが依然として発生しております。

このようなことから、このたび県議会において、新型コロナウイルスへの感染を理由とした誹謗中傷や差別、偏見等の根絶を目指し、「新型コロナウイルス感染症感染者等に対する人権配慮等に関する決議」を行ったところであります。

この決議でも言及していますように、誹謗中傷等をおそれて、症状が出た方がPCR検査を拒んだり、感染された方が行動歴等必要な情報を提供しないこととなれば、さらなる感染拡大を招くこととなります。

誹謗中傷等をなくすためには、県民の皆様にも新型コロナウイルス感染症を正しく理解していただくことが重要であり、今回の決議においても、市町や民間団体との連携、また、報道機関の協力も仰ぎながら、感染に対する正しい知識を県民の皆様と共有していくことを表明しております。

新型コロナウイルス感染症を正しく理解してもらいながら、誹謗中傷等を行わないよう啓発を行うとともに、実際に誹謗中傷や偏見、差別に遭われた方をしっかりと支援する体制の整備が必要であります。

そこで、県として、誹謗中傷等について、どのような対応を行おうとしているのか、お尋ねをいたします。

6、道路行政について。

佐世保市内の道路整備の進捗状況について、

お尋ねをいたします。

(1) 一般県道俵ヶ浦日野線について。

佐世保市中心部と俵ヶ浦半島を結ぶ一般県道俵ヶ浦日野線は、地域住民の生活を支える重要な幹線道路であるとともに、観光ルートとしても注目されているところであります。

昨年、佐世保市より、動植物園「森きらら」の俵ヶ浦半島への移設構想が表明され、今年度は、俵ヶ浦半島に佐世保市で整備が行われている観光公園の完成が予定されるなど、ますますの交通の増加が見込まれます。

しかしながら、本路線の一部区間においては、道幅が狭く、急カーブが連続し、大型バスの離合もしにくい状況にあることから、佐世保市及び地元自治会から道路整備の要望活動が行われ、今年度から県において、赤崎工区として事業に着手しております。

そこで、現在の進捗状況と今後の見通しについて、お尋ねをいたします。

(2) 都市計画道路春日瀬戸越線について。

国道204号及びその他の幹線道路が集中する大野地区については、瀬戸越交差点や佐世保工業高校前の踏切などの箇所において、朝夕の渋滞により通勤・通学にも不便を感じておられる状況が続いております。

このため、現在、県で進められている都市計画道路春日瀬戸越線の早期整備が求められているところです。

そこで、現在の進捗状況と今後の見通しについて、お尋ねします。

また、一部で建物移転等の事業に対する不安を抱えた方もおられると聞いていますが、地元の理解を得るための取組についても併せてお尋ねをいたします。

7、本県独自の被災者生活再建支援制度につ

いて。

近年、集中豪雨など多くの自然災害が発生し、国内各所で甚大な被害をもたらしていることは、皆様ご承知のとおりと存じます。

九州では、昨年8月に発生した九州北部での豪雨によって、佐賀県を中心に多大な被害が発生したほか、本年7月も梅雨前線に伴う豪雨によって、熊本県や福岡県を中心に甚大な被害がもたらされました。

県内各所では、全壊1棟をはじめ、多くの家屋で床上浸水などの被害が発生したところです。

先般7月の梅雨前線に伴う豪雨災害におきましては、佐世保市でも継続的な豪雨により多くの被害が発生をしました。

また、梅雨前線に伴う線状降水帯が通過した後も、土砂災害の危険性が懸念されることから、佐世保市内の一部地域において、佐世保市による警戒区域の設定により長期避難を余儀なくされている世帯が27世帯にも上っています。

こうした被災された方々に対しましては、国の制度であります「被災者生活再建支援制度」がありますが、被災状況によっては支援を受けられない市町があるなどお聞きしております。

まことに起こってほしくないことではあります。万一、自然災害が発生し、県民が被災した際の「被災者生活再建支援制度」のあり方について、県の考え方をお伺いいたします。

併せて、国の制度の適用とならない災害について、本県独自の支援制度が必要かと思いますが、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

8、古民家再生について。

本県には、各地に伝統構法で造られた古民家が多数あり、中には歴史的資産並びに観光資源となっている例もありますが、様々な課題があ

り活用が進んでいないと聞いております。

古民家を活用することは、移住者の住まいや空き家対策としても有効であります。

そこでお尋ねですが、古民家の活用を進めるためには、現在の耐震基準で造られていない古民家を、耐震安全性の診断をしたり、耐震改修を行い、地震に対して安全な建物とすることが必要となります。

古民家の耐震化を進めるためには助成制度の普及は重要なことですが、全国的には各県の取扱いが異なっていると聞いております。

県では、従来から耐震安全性の助成支援に取り組まれているところですが、住まいとしての古民家の耐震安全性の助成はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

9、たばこ税を活用した分煙環境の整備について。

平成30年7月に、「望まない受動喫煙」を防止するために「健康増進法」が改正され、本年4月から全面施行されております。

この改正により、第一種施設である行政庁舎や病院、学校については、屋外で必要な措置がとられた喫煙所の設置が認められているものの、原則、敷地内禁煙となっており、それ以外の第二種施設についても屋内禁煙とされるなど、喫煙される方々にとっては厳しい状況になっているのではないかと感じております。

今回の法改正の趣旨は、喫煙する人と受動喫煙を受けたくない人、双方の立場を尊重し、共存できる社会の実現を推進していくことが本来の目的で、そのためには禁煙の推進ではなく、分煙環境の整備、推進が極めて重要であると考えます。

昨年12月に与党が取りまとめた「令和2年度税制改正大綱」においても、「地方たばこ税の

活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととする」とされております。

本県のたばこ税は、県税で約15億円、市町村税で約92億円となっており、貴重な財源となっておりますが、受動喫煙対策として、たばこ税も活用して公共施設における分煙環境の整備に努めるべきと考えますが、県の見解をお尋ねいたします。

10、女性登用について。

女性が、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整備し、女性登用を推進していくことは、人口減少対策の観点からも重要な取組であります。

県では、「行財政改革推進プラン」において、さらなる女性登用に向けた人材育成を項目として掲げており、知事部局においては、これまでの取組の結果、管理職に占める女性の割合が、平成27年の5.0%から、令和2年には13.4%まで増加しております。

目標とする14%の達成までには至らなかったものの、ここまで増加してきた結果については、一定評価に値するものであり、今後活かしていくことが大切であると考えます。

また、現在、新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークやオンライン会議の活用など、多様で柔軟な働き方が普及してきており、女性活躍をさらに進めやすくなっているのではないかと思います。

今後とも、管理職に限らず、女性が一層活躍できるよう、働き方改革などにより環境整備を進めながら女性登用を推進していくことが重要と考えますが、県として、これまでの女性登用の取組の成果をどのように捉え、今後どのように取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

11、一般廃棄物の処理について。

生活ごみやし尿については、県民の公衆衛生の維持向上を図るために、新型コロナウイルスが蔓延する状況下にあっても、市町の許可または委託を受けた一般廃棄物収集運搬業者が、環境省の示す「業界のガイドライン」に沿って、マスク、手袋、アルコール消毒など、現場作業員の感染防止対策を図りながら、生活に欠かすことのできない業務と認識して職務を遂行されている現状があります。

また、収集する生活ごみには、新型コロナウイルス感染症に感染した方のごみが含まれているかどうかわからないために、収集運搬業者は、感染の不安を抱きつつ、環境省の示す「業界のガイドライン」に沿って、マスク、手袋、アルコール消毒など、現場作業員の感染防止対策を図り、業務を遂行しておられます。

県では、感染症拡大防止対策の取組に要する経費として、消毒液、非接触式体温計、マスク等を購入する場合に、「長崎県新しい生活様式支援補助金」による支援制度を設けていますが、一般廃棄物収集運搬業は、店舗等において不特定多数の顧客と接する機会の多い業態ではないことから、対象となっていません。

また、一部の市町においては、マスク等を購入して配布するなどとされていますが、十分な対応が図られていないと事業者から聞いております。

一般廃棄物の処理は、市町の固有の事務であります。今後、県内において当該ウイルスの蔓延が拡大するおそれもあり、県におかれましては、市町に対し、収集運搬業者への感染防止に係る対策などの支援の働きかけも必要と思われますが、どのように対応されているのか、お尋ねいたします。

また、収集運搬を行う現場作業員等が当該ウイルスに感染した場合、当該事業者は相当の期間、業務を中断する可能性もありますが、県民の生活、公衆衛生の維持のために業務の継続が必要と考えますが、この場合の収集運搬体制について、県は市町に対して、どのように指導されているのか、お尋ねいたします。

以上で、壇上からの質問を終了し、再質問につきましては、対面演壇席で行わせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 外間議員のご質問にお答えいたします。

九州新幹線西九州ルートへのフル規格に向けた財源確保について、どのように考えているのかとお尋ねでございます。

全国の新幹線整備計画路線のうち未着工区間は、北陸新幹線と西九州ルートの2つの区間のみであり、そのうち北陸新幹線の敦賀―新大阪間は、令和5年度の着工を目指して財源論議を始めようとしております。

西九州ルートが、この財源論議に後れを取れば、対面乗換が長期化するとともに、全線開業に伴う経済効果の発現が、10年単位で大きく遅れるという大変深刻な事態を招くおそれがあるため、北陸新幹線との一体的な財源論議ができるよう、一刻も早く環境影響評価調査に着手することが重要であります。

このため、8月26日、27日の両日、政府・与党に対して、令和5年度に着工できるよう、早急な環境影響評価調査への着手や北陸新幹線との一体的な財源確保の議論等について要望を行ってきたところであります。

その際には、西九州ルートについて、本県の

考えをご理解いただくとともに、しっかり取り組んでいきたいとの心強い発言もいただいたところであります。

県としては、政府・与党には、北陸新幹線に後れることがなく、財源を一体的に議論していただけるよう、また、佐賀県には、環境影響評価調査に早期に着手していただけるよう、引き続き働きかけを行うなど、フル規格による整備の早期実現に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、石木ダムについて、現在の工事の進捗状況と早期完成に向けて、どのように事業を推進していくのかとお尋ねでございます。

近年、「令和2年7月豪雨」をはじめ、全国各地で甚大な洪水被害が頻発する中、防災・減災対策の必要性は、より一層高まっているものと考えております。

川棚川流域においても、いつでも起こり得る豪雨災害から住民の皆様の生命や財産を守ることは、行政の重要な責務であると考えております。

また、佐世保市に安定した水道水源を確保し、県北地域全体を発展させるためにも、石木ダムの建設は必要不可欠であると考えております。

現在、現場の安全を確保しながら、付替え県道工事及び迂回道路工事の進捗に全力を尽くしているところであり、今年度内にはダム本体工事の一部にも着手したいと考えております。

しかしながら、事業に反対されている方々は、工事現場内にテーブルや椅子などの私物を持ち込み、座り込みを行っておられるところであり、付替え県道工事に支障を来しておりますため、早期に私物を撤去していただくよう強く要請しているところであります。

反対住民の皆様には、過去の洪水や濁水で大

変な思いをされた方々や、大切な土地をお譲りいただいた8割以上の地権者の方々のお気持ちもご理解いただき、事業にご協力いただきたいと考えております。

今後とも、令和7年度末のダム完成に向けて、佐世保市及び川棚町と一体となって事業の推進に全力を注いでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う今年度の県財政への影響について、どのように考えているのかとお尋ねであります。

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあり、本県の経済についても、改善に向けた動きが見られるものの、引き続き厳しい状況にあるものと認識しております。

こうした中、今年度の県税等の主な歳入について、直近の実績等を用いて試算いたしましたところ、現時点では当初予算と比べ、法人県民税及び法人事業税の法人2税が約24億円、都道府県間等との調整後の地方消費税が約19億円、法人事業税の一定割合が各県に再配分される特別法人事業譲与税が約28億円、それぞれ減収となることを見込まれております。

このうち法人2税及び特別法人事業譲与税の減収については、交付税措置が講じられる特例的な県債の発行により対応ができますが、地方消費税については、制度の対象外でありますことから、そのまま減収した場合、本県の財政は厳しい状況に直面するものと考えております。

そのため県としては、国に対し、減収補填制度のさらなる拡充など地方税財源の緊急的な確保について、全国知事会とも連携しながら強く要請するとともに、感染防止対策を講じつつ、観光振興対策や中小・小規模事業者の資金繰り支援、雇用の確保、県産品の消費拡大など、本

県経済の回復にも力を注いでいるところであります。

今後とも、税収等の動向を十分見極めながら、危機感を持って財政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

また、県として、新型コロナウイルス感染者等に対する誹謗中傷等について、どのような対応を行おうとしているのかとお尋ねであります。

新型コロナウイルス感染者などに対する誹謗中傷等は、県としても、憂慮すべき重大な問題であると考えており、このため県民の皆様には、感染者やそのご家族等の人権に配慮し冷静に行動していただくよう、機会あるごとにお願ひしてまいりました。

また、8月下旬からは、テレビやラジオにより、県民の皆様を重ねて呼びかけているところであります。

さらに8月26日には、新型コロナウイルスに関連する専門の相談窓口を開設し、関係機関との連携による解決に向けた対応や弁護士による法律相談、ネットパトロールの実施など支援対策に取り組むとともに、様々な広報媒体を活用し県民の皆様幅広く周知を図っているところであります。

引き続き、各市町や関係機関とも連携しながら、誹謗中傷等に対する支援に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長(瀬川光之君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) 私から、IR誘致について、2点お答えをいたします。

佐世保市や県内、九州の事業者がIRの経済効果を楽しむために、どのように取り組んでいるのかとお尋ねでございますけれども、I

Rは、建設時の工事発注や運営時における多種多様な物品並びにサービスの発注、広域周遊による観光消費など、関連する業種が多岐にわたるすそ野が広い産業であり、本県のみならず九州の経済活性化の起爆剤となるものと考えております。

こうしたIRの高い経済効果を県内、さらには九州へ広く波及させるためには、官民が連携し、あらかじめ準備を進めることが重要であります。

このようなことから、昨年6月、九州地域戦略会議のもとに、九州・山口各県並びに経済団体の実務者による「九州IR推進プロジェクトチーム」が設置され、本県を幹事県として、九州各地からの食材調達による地産地消の推進や、九州ならではの魅力的な観光資源を活かした広域周遊の促進など、IRがもたらす高い経済効果を地域の皆様にしっかりと享受していただくための方策について、具体的に検討を進めているところであります。

次に、長崎空港からIR候補地までの交通アクセスの改善について、どのように考えているのかのお尋ねでございます。

IR整備を見据えた交通アクセスの改善につきましては、国の基本方針案において、重要な評価基準の一つと位置づけられておりますことから、県として、区域整備計画の作成に向け最優先で取り組んでおります。

このうち国内外からのゲートウェイとなる長崎空港からIR候補地へのアクセスにつきましては、海上輸送強化を図るため、港湾施設整備の検討や船舶の大型化、高速化に向けた航路事業者との意見交換などを進めております。

また、陸路につきましては、鉄道やバスなどの公共交通機関の充実に向け交通事業者と調整

を行っているところであり、さらには、移動時間の大幅な短縮など高い効果が期待される地域高規格道路の整備が必要であると考えていることから、東彼杵道路の早期事業化について、沿線自治体とともに、国に対し強く働きかけているところであります。

今後とも、庁内関係部局はもとより、国や交通事業者とも緊密に連携しながら、交通アクセス改善に向けた検討を深め、区域整備計画にしっかりと反映をさせていきたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 一般県道俵ヶ浦日野線赤崎工区の進捗状況と今後の見通しについてのお尋ねですが、一般県道俵ヶ浦日野線は、地域の生活道路としてのみならず、佐世保市の観光振興においても重要な幹線道路と認識しているところです。

そのため、幅員が狭く、急カーブが連続し通行に支障を来している赤崎町から船越町間の約2.7キロメートルを赤崎工区として今年度事業化したところであり、道路概略設計を実施するとともに、ルート沿線の用地に関する調査を併せて進めているところです。引き続き、早期に事業計画についての地元説明や測量調査に着手できるよう、佐世保市の協力を得ながら進めてまいります。

次に、都市計画道路春日瀬戸越線の進捗状況と今後の見通しについてのお尋ねですが、国道204号の瀬戸越交差点周辺や国道498号の渋滞解消を図るための都市計画道路春日瀬戸越線については、8月に開催された県の都市計画審議会を経て、9月11日に都市計画決定の告示を行ったところです。

今後は、事業着手に必要な国の認可を受ける

ため、協議を進めてまいります。

また、円滑に事業を推進するためには、地元のご理解、ご協力が必要不可欠であることから、地元の方々には、丁寧に説明を行うなど、佐世保市と協力して取り組んでまいります。

次に、古民家の耐震安全性確保のための助成はどうなっているのかのお尋ねですが、本県では、昭和56年以前の旧耐震基準で造られた戸建住宅については、耐震診断や改修工事に対して支援を行っているところです。

議員お尋ねの伝統構法で造られた古民家の耐震安全性の確保については、一般的な基準が使えず、特殊な診断、改修を行う必要があることから支援の対象としておりませんでした。国と協議を行い、既存の事業において助成ができることを確認したところです。

なお、具体的な制度の運用につきましては、窓口である市町と調整のうえ、支援できるように定めてまいります。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 私から、2点お答えいたします。

まず、被災者生活再建支援制度のあり方及び本県独自の支援制度について、どのように考えているのかのお尋ねでございます。

近年多発する自然災害による被災者支援につきましては、積極的に取り組む必要があると認識しております。

被災者生活再建支援制度は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた方の生活の再建を支援するため、10世帯以上の住宅全壊被害などの大規模災害が発生した市町におきまして、住宅が全壊、大規模半壊した世帯等に支援金を給付するものでございますが、全壊世帯が10世帯未満の場合や半壊世帯に対しては支援ができ

ないといった課題がございます。

県といたしましては、被害の程度に応じた同様の支援が受けられるよう、国に対し、制度の拡充や見直しの要望を全国知事会を通じて継続して行っており、引き続き要望していきたいと考えております。

また、近年頻発する災害の状況等も踏まえ、市町のご意見もいただきながら、本県独自の制度の構築についても検討したいと考えております。

次に、受動喫煙対策として、たばこ税も活用して公共施設における分煙環境の整備に努めるべきと考えるが、県の見解はどのお尋ねでございます。

平成30年7月に、「望まない受動喫煙」をなくすことを目的として「健康増進法」が改正され、本年4月から全面施行されております。

行政機関の庁舎、学校、病院、児童福祉施設等の公共施設は、第一種施設として、原則、敷地内禁煙となっておりますが、屋外で受動喫煙の防止措置がとられた場合に、喫煙所を設置することができます。

また、公民館や体育館、美術館などは、第二種施設として、原則、屋内禁煙となっておりますが、喫煙専用室を設けることができます。

本県の第一種施設のうち、一般の方も利用される行政機関の庁舎では、全体の291施設のうち敷地内禁煙が132施設、屋外分煙施設の設置が159施設となっており、学校等の子どもへの配慮が必要な施設は574施設で、全て敷地内禁煙となっております。

また、第二種施設では、公民館など全体で1,426施設のうち敷地内禁煙が539施設、分煙対応は887施設となっております。

なお、「屋外分煙施設等の整備を図るために、

積極的に地方のたばこ税の活用を検討していた
だきたい」との総務省通知もあることから、
「望まない受動喫煙」をなくすという法律の目
的に沿って、市町及び関係部局の意見も伺いな
がら、既存施設の更新や、さらなる分煙環境の
改善が必要な場合に、たばこ税を活用した対応
について検討していきたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) 私から、女性登用に
ついて、ご答弁を申し上げます。

これまでの女性登用の取組の成果をどのよう
に捉え、今後どのように取り組んでいくのかと
いうお尋ねをいただいております。

県では、女性活躍推進に向けまして、意欲・
能力のある女性職員の登用に積極的に取り組ん
できたと考えております。

若い時から多様な経験ができる人事配置とか、
女性職員向けの研修会の開催などに取り組みま
して、管理職候補となります課長補佐級や係長
級への登用を進めながら、管理職への登用を
図っております。

対象となる年代層の女性職員の割合が徐々に
増加している中で、こうした取組が進められる
ことによりまして、女性職員が就任できる管理
職ポストの幅も徐々に広がってきておりまして、
管理職の割合が増加してきているものと認識を
しております。

また、女性活躍の推進には、仕事と家庭の両
立に向けた働きやすい職場環境の整備というこ
とが大切だというふうに考えておりまして、R
P AとかA Iの技術の導入などによりまして働
き方改革を進めるほか、在宅勤務制度とかフレ
ックスタイム制度の導入、男性の育児休業の
取得推進といったことに取り組んでいる状況で
ございます。

引き続き、計画的な人材育成と働きやすい職
場づくりを推進しながら、女性職員の登用に積
極的に取り組んでまいりたいと存じます。

○議長(瀬川光之君) 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長(宮崎浩善君) 廃棄物収集
運搬業者の感染防止対策の市町への働きかけと、
緊急時の収集運搬体制について、市町への指導
はどうなっているのかとのお尋ねでございます。

廃棄物の処理は、新型コロナウイルス感染症
が流行している中であっても、県民生活におい
て必要不可欠な業務であります。

そのため、廃棄物の処理における感染防止の
徹底について、これまで市町及び関係団体に対
しまして周知を行ってきたところでございます。

しかしながら、処理業者の方々におかれては、
自主的に感染防止対策を講じてきたものの、資
材の確保が困難であるとして、資材の提供等
について市町の支援を促すよう、関係団体を通じ
て県に対して要望がなされたものでございます。

市町においては、県からの要請を受け、一部
では資材の提供がなされるとともに、他の市町
でも今後の支援について検討がなされていると
ころでございます。

また、処理業者が休業した場合には、他の業
者が業務を代行する体制がとられておりますが、
個別住宅等の便槽や浄化槽の位置などの情報が
共有されておらず、業務に支障を来すことから、
市町に対しまして、早急に情報を収集し共有が
図られるよう要請したところであります。

県といたしましては、コロナ禍においても関
係団体や市町と連携しながら廃棄物の処理が滞
りなく継続できるよう努めてまいります。

○議長(瀬川光之君) 外間議員—36番。

○36番(外間雅広君) ご答弁ありがとうございます。
ありがとうございました。

九州新幹線西九州ルート of 財源確保につきまして、知事よりご答弁を賜りまして、8月25日、26日における状況を含め、様々な新幹線に関する知事の着実な活動に敬意を表しますとともに、結果を出していくこの県政のあり方で、新幹線については、間違いなく前に進んでいるものと確信をいたしておりますけれども、何せ相手がある新幹線対策でありますから、特に、佐賀県、佐賀県議会、こういった方々に寄り添いながら、これからの新幹線について、どのように進めていけば、全国の新幹線のネットワークの構築につながっていくものか。

例えば、鹿児島県の経済同友会の津曲代表幹事が、わざわざ長崎までお越しいただいて、新幹線の経済効果を存分にお話をいただいたところでもありますけれども、地価は高騰し、間違いなく地域は盛り上がり、そして在来線についても従来どおり特急も走っているというふうなことで、しっかりと財源の確保や在来線の確保について、地域で話し合いを進めて、鹿児島ルートのようにしっかりやっていけば、本県も間違いなく全国の新幹線のネットワークに結びつけていくものと。

この津曲代表幹事が、水道管に例えて、新鳥栖と武雄温泉間が枝管というところで、この枝管さえつなげば、全国のネットワークにつながっていくわけですから、そういった意味で蛇口は駅舎、蛇口をひねれば多くの観光客やお客様がどんどんお見えになって経済効果が発揮できるものと、それを信じながら進めていかなければいけない。

その佐賀県議会が、ここ最近、大変活発に論議を交わしておられまして、「フリーゲージトレインの開発などの在来線の利用を模索しながら、フル規格で整備した場合を想定して議論を

進める」という方向性を取りまとめられました。

また、9月4日には、佐賀県知事に対して、「国土交通省から提案された5つの整備方式の全てに対応できる環境影響評価の手續に同意する、再考を求める」ことを決議を決められたということで、この件についても大変心強いものでありますし、昨日も県議会におきまして、自民党の佐賀県連が、このアセスの手續に同意するよう決議を提出されるというふうにお伺いをして、大変心強い動きをいただいております。

このように佐賀県議会としても議論を前に進めようとする動きがある中にありまして、長崎県としても、佐賀県が考える課題について、寄り添って、解決に向けて一緒に取り組むことも大事であると思いますが、どのようにお考えになるのか、お尋ねをいたします。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君) この新幹線西九州ルートの整備につきましては、昨年1月までは継続的に山口佐賀県知事と直接面談をし、様々な協議を重ねてきたところであります。

1月には、現在のような事態に至ったのは、フリーゲージトレインの導入断念が要因であり、国においては、責任があるお立場として検討を進め、整備の方向性を示していただくとともに、諸課題の解決に向けた方策も示していただくということで、意見の一致をしたところであります。

これを踏まえて、本県としては、政府・与党に対して、地方負担あるいは並行在来線等想定される課題については、地元の意向も十分踏まえて解決を図っていただけるよう要請を重ねてきたところであります。

また、佐賀県からは、課題として、地元負担、在来線の問題、ルート、地域振興の問題などが

あるとお聞きしているところであり、それぞれの項目について、具体的にどのような問題意識をお持ちであるのか、ぜひともお聞かせいただいで、そうした課題の共有を図る中で、本県としても一緒に考え、ともに国やJR九州に対して働きかけを行うことで、課題の解決につなげることができるのではなからうかと考えてきたところでもあります。

このため、県としては、今後の国土交通省と佐賀県との協議の状況を踏まえつつ、また、佐賀県との協議の機会を継続して求めてまいりたいと考えているところでもあります。

先ほどもお話を申し上げましたけれども、腹藏なくお互いの思いを共有しながら、力を合わせて取り組んでいくということが何よりも必要になってくるものと考えているところでもあります。

○議長(瀬川光之君) 外間議員—36番。

○36番(外間雅広君) ありがとうございます。

新幹線のネットワーク構築の実現に向けては、佐賀県の意向が大変重要であり、佐賀県におかれましては、今まさに同時進行で、高速交通体系の整備と拡充により将来の発展を見据えて、佐賀県議会で活発な議論を展開していただいているところでもあります。

国土交通省と佐賀県との幅広い協議につきましては、フリーゲージトレイン断念の経緯を踏まえて、国の責任で解決策を示すべきとの本県との共通認識を、ただいま中村知事からもおっしゃっていただきましたけれども、一緒に考えていければ、地方の負担の問題であるとか在来線、あるいはルート、地域振興などについて、国等と議論することは可能でありますので、両県で力を合わせて課題解決に向け働きかけてい

くことができるのではないかというふうに、知事の答弁からも感じるところであります。

佐賀県議会において、今後さらに議論が深められますことを期待しておりますが、本県においても、知事はもちろんのこと、瀬川議長や我々議会も一体となって、この高速交通体系の整備の拡充、実現に取り組む必要があると考えており、引き続き、長崎県としてでき得る限りの協力をし、誠意を持って議論を前に進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、IR誘致の推進について、ご答弁をいただきました。

九州地域戦略会議のもとに「九州IR推進プロジェクトチーム」が設置をされて、九州各県や九州経済団体の皆さんと、広域周遊観光や農水産品をはじめとした様々な物品の調達について、具体的に協議がなされているということですが、地元佐世保の経済界、県内の経済界、そして九州の経済界が一体となってIRの誘致に関わり、「九州・長崎IR」をビジネスチャンスと捉え、積極的に関わりを持っていくためにどのような取組が必要と考えているか、当局の見解をお尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君) IRは、関連する業種が広範にわたり、すそ野が広い産業でありまして、その経済効果を最大化させるためには、官民を挙げて誘致に向けた機運を盛り上げてまいりますとともに、その経済効果をしっかりと地域に波及させる体制づくりが重要であると考えております。

そのようなことから、本県では、九州地域戦略会議のもとに設置された「九州IR推進プロジェクトチーム」の発展形として、IRの実現

に向けた機運醸成はもとより、IR施設内で使用される多種多様な物品やサービスの調達に関するビジネスマッチング等を担う民間団体の設立に向け、九州経済界並びに県内経済界の皆様とともに検討を進めているところであります。

県としては、経済界の皆様方が、このIR誘致を大きなビジネスチャンスとして捉えていただき、その整備効果を具体的なビジネスに結びつけていただく、この枠組みに積極的に参加していただきたいと考えているところであり、経済団体のトップの皆様方に働きかけを行いながら、推進体制の構築を目指してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 外間議員—36番。

○36番（外間雅広君） ありがとうございます。

次に、古民家再生について、再質問をさせていただきます。

人口減少対策に、歯止めをかける様々な施策を企業を中心に展開しておりますけれども、その中の移住政策の施策で、古民家というものをぜひ取り入れて、まちづくりに活かしながら移住政策を、そして人口減少対策の一端を担っていただけたらいかかなものかということで質問をしたいと思います。

実は、小値賀町にある古民家宿泊施設が生まれ変わっておりまして、お客様が1棟まるごと貸し切る「古民家スティ」として取り組んでいる例でありまして、利用者から、大変静かな風景として心にしみ込み、訪れてみたいなど多くの感想が寄せられており、都会暮らしの方々の琴線に触れて、大変好評を得ているようです。

伝統的な建物以外にも、明治、大正、昭和初期に建てられた古い民家も多く見られることか

ら、これらを活用することは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って地方回帰の意識が高まっている都会に暮らす方々に非常に魅力的なものであり、移住を考えるに当たって大きなきっかけとなるのではないのでしょうか。

そこで、移住を促進するに当たって、古民家を活用してどのような取組が行われているのか、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君） 地域振興部長。

○地域振興部長（浦 真樹君） 県内におけます古民家を活用した移住促進策といたしましては、明治時代の古民家を改修して、「おためし住宅」として移住希望者に提供している事例、あるいは、空き家バンクに登録をいたしまして、古民家として情報発信をすることで移住につなげている事例などがあります。

また、移住者の方が古民家を活用してゲストハウスやカフェを運営するなどの事例も見られるところでありまして、移住の促進だけではなく、地域の活性化の観点からも古民家の活用は有益であると考えております。

移住された方が地域資源を活かして地域活性化に取り組む際の支援策といたしましては、古民家の活用だけに限ったものではありませんけれども、有人国境離島法に基づく創業支援制度、あるいは国の移住支援策を活用いたしまして昨年度から取り組んでいる創業支援制度などがありまして、移住の後押しにもつながっているものと考えているところであります。

今後も、こうした支援制度を積極的にPRをいたしますとともに、県内市町とも連携しながら、地域の魅力的な資源である古民家を活用した移住促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 外間議員—36番。

○36番(外間雅広君) ありがとうございます。
た。

古民家を地域の魅力ある資源としてしっかりと活用していくことも重要であって、移住してきた方々に古民家を活用した地域の活性化に取り組んでいただくことも必要なことで、その支援策について、ただいまの部長の答弁を了としたいと存じます。

最後に、女性の登用について、知事部局にお尋ねをいたしましたけれども、県教育委員会における女性登用の取組について、お尋ねをいたします。

先ほど、知事部局の取組について確認をいたしました、「行財政改革推進プラン」で、「さらなる女性登用に向けた人材育成」として女性管理職の割合の目標を掲げ、その目標は達成なさっておられないようであります。

今後、女性職員が一層活躍できるように推進していくことが必要と考えられますが、県教育委員会として、女性登用をどのように進めておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長(瀬川光之君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 県教育委員会におきましても女性登用に努めておりますけれども、目標にまだ到達しておりません。

そのため、女性教職員を対象とした研修会とか、また、早い段階からのミドルリーダーとしての昇任等を、市町村教育委員会にも働きかけております。

また、制度として、管理職への昇任を家庭の状況等に合わせて実施できる制度とか、転居を伴う人事異動を原則として行わないなどの制度整備にも努めているところでございます。

○議長(瀬川光之君) 午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時16分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

○議長(瀬川光之君) 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

中山議員—43番。

○43番(中山 功君) (拍手)〔登壇〕 自由民主党・県民会議の中山 功でございます。

質問通告に基づいて、一問一答方式で質問いたします。

知事をはじめ関係理事者の明快な答弁を期待いたします。

1、知事の政治姿勢について。

(1) 新型コロナウイルス感染症について。

①新型コロナウイルス感染者の状況について。
社会の中で立場の弱かった人たち、高齢者、ひとり親世帯、非正規雇用者、派遣社員、アルバイト学生、外国人労働者があえいでいます。既に起きた変化が、コロナによって劇的にあらわれているに過ぎないとも言われております。一日も早くコロナ感染防止対策に成功し、終息宣言を出すことができるならば、長崎県人も質の高い暮らし方を証明することになり、このことを長崎県の新しい魅力の発現、発信する絶好の機会にできるのではないかと考えています。

コロナウイルスとは何ものなのか、コロナウイルス感染症を正しくおそれないといけないと思います。このことをどのように受け止めるべきなのか、また、これを日常生活の中でどのように活かせばいいのか、知事にお尋ねをいたします。

あとは、対面演壇席より再質問をさせていただきます。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 中山議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症についてのお尋ねでございます。

新型コロナウイルスは、未知のウイルスであり、現時点においても不明なところが多く、有効なワクチンや治療薬がないことから、一般的な風邪や季節性のインフルエンザ以上に強い不安やおそれを感じる面があるのではないかと考えております。

その一方で、これまでの感染事例に対する知見の積み重ねにより、いわゆる「3密」の環境下で感染が広がりやすいこと、小まめな換気、手洗いや咳エチケット等といった通常の感染予防対策や、業種別の感染予防ガイドラインの徹底が有効であることが示されているところであります。

したがって、新型コロナウイルスに対しては、不確かな情報やうわさなどに惑わされず、確実な情報をもとに、お一人おひとりが感染予防を心がけることが「正しくおそれる」ということではないかと考えております。

県といたしましては、引き続きあらゆる機会を通して、県民の皆様へ「新しい生活様式」の実践や「感染予防ガイドラインの徹底」をお願いするとともに、検査体制や医療体制の充実に力を注いでまいりたいと考えております。

以後のお尋ねにつきましては、自席からお答えをさせていただきます。

○議長(瀬川光之君) 中山議員—43番。

○43番(中山 功君) 今、知事から、コロナウイルスとは何ものかというような説明がありましたけれども、今よりは少しは理解することができましたけれども、もう少し明確に説明できれば大変ありがたかったなと思っております。

この新型コロナウイルスは、今も変化をし続けておると考えておりますし、「コロナとは何ものなのか」、「正しくおそれる」、このことを根底に置いて取り組む必要があると考えておることを申し上げておきたいと思っております。

次に、知事の記者会見には、コロナ感染拡大防止への抑止力があると考えています。2月17日に定例記者会見をはじめから定例7回、臨時16回の合計23回を実施されております。

その内容は、「県民の皆様へ」、「企業・事業者の皆様へ」、「県の今後の取組等について」、お願いをしています。

その効果の一つは、感染者数にあらわれていると思いますが、それぞれのお願いに対する県民等の実践度について、どのように捉えているのか、また、その検証はどのように実施しているのか、お尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君) 県民の皆様方への呼びかけについては、これまで「新しい生活様式」の実践や「不要不急の外出自粛」、「業種ごとのガイドラインの徹底」など、感染者の発生状況等を踏まえ、適宜、記者会見のほか県のホームページ、SNS等を通して行ってまいりました。

また、その結果については、客観的なデータや個別の調査に基づき、効果等の把握に努めているところであります。

具体的には、外出自粛については、公共交通機関の利用状況や携帯電話の位置情報分析等により、昨年との人の動きを比較するとともに、事業者のガイドラインに沿った感染防止対策の遵守状況等については、飲食店等、あるいは観光振興に向けた誘客キャンペーンに参加しておられる宿泊施設等を直接訪問し、現地確認等を行っているところであります。

なお、呼びかけた項目によっては、例えば感染拡大地域への訪問自粛等もお願いをしてきた経過がありますが、そういった項目の実践度合いをはかるということはなかなか難しい面もあり、詳細な検証を行っていないものもあるところでもあります。

しかしながら、9月に入ってから、感染者の数も一定落ち着きが見られるところであり、県民の皆様にはご理解、ご協力をいただいているものと認識をしているところでもあります。

○議長（瀬川光之君） 中山議員—43番。

○43番（中山 功君） 詳細な検証までは至っていないとの答弁でありましたが、記者会見の効果の一つである、「新しい生活様式」を県民がどの程度実践しているかについて、詳細な検証は必要ないと考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君） 先ほどもお答えいたしましたように、最も感染リスクが高いと言われております、接待を伴う飲食等の場、あるいはスナック、そしてまた、県外からお客をお迎えする旅館・ホテル等については、直接現地に確認し、その遵守状況等を調査させていただいているところでもあります。

ただ、先ほど申し上げましたように、感染拡大地域、全国に複数の県、地域があるわけでありまして、その地域にお越しいただいた県民の皆様方が、お願いの前と後でどのように変わったかというのは、これはなかなか把握が難しい状況でありますので、そういった項目については調査ができていないという状況であります。

○議長（瀬川光之君） 中山議員—43番。

○43番（中山 功君） ぜひ、県民等に対して

本格的な検証をお願いしたいなというふうに思っています。

記者会見は、戦略的に広報活動がなされていると思いますが、内容、時間帯、回数、また、キャッチフレーズなど、例えば「ストップ・ザ・コロナ感染」、「私は感染させない、感染しない」、このように戦略的に広報活動を展開することを要望しておきたいなと思います。

次に、3月14日に壱岐市で感染者が出てから今日まで、行政、医療従事者の懸命な努力にもかかわらず、感染者は236人、死亡者は3人と増加しておりますが、想定内、想定外を含めて、このことをどのように評価しているのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君） 県内の感染者数につきましては、国内で1月中旬に初めて感染者が確認されて以降、全国各地で感染者が発生していたことから、3月14日に県内1例目を確認し、その後、4月17日までに17名の感染者が散発的に発生いたしました。

その後、2カ月以上にわたり、県内での感染者の発生はなかったことから、第2波の到来は、当初は秋以降ではないかと推測をしていたところでありましたけれども、7月に入り、感染症指定医療機関でクラスターが発生し、第1波以上のペースで感染者が増加しはじめ、8月1日には、過去最高となる23名の感染者が発生するなど、この夏場に200名を超える感染者が発生したことは、想定を超えるものであったと考えております。

一方、死亡者数につきましては、本県は高齢化率が高いことから、感染者が重症化し、命に関わる事例が相次ぐのではないかと危機感を強くいたしておりました。死亡者が出たことはま

ことに残念なことではありますが、これまでのところ、全国的に見ますと、低い割合に収まっているものと考えているところであります。

○議長（瀬川光之君） 中山議員—43番。

○43番（中山 功君） 想定外のものが8月に、感染者が出たということでありましたけれども、私は、県民医療従事者はよく頑張っていると考えておりますが、ただ、いま一度、行政も含めて、お互い当事者意識を強く持って取り組んでいこうではありませんかと呼びかけをしたいなというふうに思います。

②新型コロナウイルス感染拡大防止対策について。

医療供給体制の充実について。

医療機関は、コロナ感染症から、県民の命と健康を守るために懸命な努力をしていることについては、評価いたします。

今後、コロナ感染の拡大、さらには、インフルエンザ等の流行が考えられます。重症患者・病棟等の施設設備面、また、医師・看護師等の質・量の確保の現状と今後の取組について、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 医療体制につきましては、これまで長崎大学、県医師会などの関係団体、医療機関等からなる「県新型インフルエンザ等対策会議」の医療部会や各医療圏に設置した「ワーキンググループ会議」におきまして協議、調整を重ね、国が示した「流行シナリオ」では、ピーク時で286名が入院するとの推計であります。本県の病床確保の目標を290床とし、感染ピーク時には、最大395床を確保することとしております。

また、医師・看護師等の人材の確保につきましては、新型コロナウイルス患者に対応する場

合、感染防護を確実に行う必要があるため、一般の入院患者に比べて多くの医療スタッフが必要となりますが、それに見合うスタッフを確保できるよう、一般病棟を縮小して対応することとなるため、直ちに不足するようなことはないと考えております。

なお、対応が長期化して、より多くの医療スタッフの協力が必要となる場合も想定し、あらかじめ一般の医療スタッフに対して、感染症に関する研修を行うことで、必要な場合には対応できる体制を確保したいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 中山議員—43番。

○43番（中山 功君） 病床数を290床確保する体制を遵守しているということでありますから、それは非常にいいことだと思います。

その反面、マンパワーですね、マンパワーの増員というより、どっちかという配置転換をして、そこに重点的に配置するのではないかと、こういうふうに推測するわけですね。そうすると、やはり実質的に医師・看護師の質と量の確保が今以上に求められてくると思いますので、ぜひ、その辺についても強く要望しておきたいなと思います。

次に、感染指定医療機関から感染者が出たことは、改めて感染症対策の難しさを思い知らされました。医療機関、また、当事者に深刻な風評被害が出ているとも聞いておりますが、その原因について、どのように捉えているのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 新型コロナウイルスは、現時点では有効な治療薬はなく、社会生活の中で100%感染を予防する方策はないことから、多くの方が過剰に不安やおそれを抱き、リスクに対する過剰な反応として、感染者だけ

でなく、医療従事者やその家族を避ける対応を取ったり、感染者本人を非難するなどの偏見や差別を引き起こすものと考えております。

当初は、有効な感染予防対策はわかりませんでした。現時点では、換気に留意して「3密」を避ける行動や、業種別の「感染予防ガイドラインの徹底」により、感染リスクはかなり下げられることが示されております。

また、感染しても、若い世代ではほとんど軽症であることもわかってきており、現時点の正確な情報をわかりやすく啓発して、冷静な対応を促してまいりたいと考えております。

併せて、医療従事者など、県民の命を守るため、日々懸命に新型コロナウイルス感染症に立ち向かっていただいている全ての方々に対して、嫌悪や偏見ではなく、一人でも多くの県民の皆様にながら敬意の気持ちを持っていただけるよう、県民の皆様にご訴えてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 中山議員—43番。

○43番（中山 功君） この対策については、かなりやっておるなという感じがしますが、ただ、私が質問したように、要因は何かということについては、明確な答弁はなかったと考えております。感染者に対する偏見と差別が芯にあるのではないかなど私は推測していますが、ここを正す、そして、これの対策をやはりもう少し深掘りしてやっていただくことを要望しておきたいなと思います。

次に、国、県の「緊急事態宣言」による不要不急の外出自粛要請、さらなる感染防止対策によって医療資源の周知が進む一方、診療体制が脆弱になっているところがあるのではないかと。そのことが患者さんの行動に影響を与え、通院・入院者が減少し、病院経営を圧迫している

のではないかと思います。病院経営の現状と支援策について、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 医療機関の経営への影響につきましては、厚生労働省による全国調査によりますと、4月から6月の対前年比医療収入が、コロナ患者受入れ病院で約11.4%の減収、受入れ医療機関以外の病院で約6.7%の減収となっております。

本県におきましても同様の傾向であると認識しており、感染拡大が長期化すれば、一般診療、医療機関の経営、地域医療提供体制にも大きな影響を与えるものと考えております。

県におきましては、受入れ医療機関の空床確保によって生じる減収に対する支援や、マスクやガウン等の資材の提供を行っておりますが、受診抑制等による医療機関全体の経営支援につきましては、国の支援が必要と考えております。

8月28日の政府対策本部の決定といたしまして、「受入れ医療機関の安定的な経営を確保するためのさらなる支援」、また、「地域の医療提供体制を維持・確保するための支援」を行う方針が示されたところであり、県といたしましても、国に対して、特に、感染者を受入れる医療機関に対する経営支援策を早急に講じていただくよう要望してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 中山議員—43番。

○43番（中山 功君） 病院経営の厳しさは、改めて理解しましたけれども、県民の命と健康を守るためには、各医療機関の健全経営が不可欠であります。

先ほど、国の方に支援についてはお願いするということでありましたけれども、県医師会等の要請に応じて、強力な財政出動も含めて取組を要望しておきます。

検査体制の強化について。

県は、PCR検査等について、環境保健研究センターと長崎市の保健環境試験所の2カ所を手始めに、感染症の指定医療機関等を15カ所に拡大するとともに、地域外来検査センターを3カ所開設し、その推進に努めています。

現時点での検査可能数とこれまでの検査実施数、また、検査内容について、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 本県における現時点の1日当たりの検査可能件数は約1,200件となっており、本年中に約2,500件に拡充する予定であります。

また、検査実績といたしましては、9月12日時点での累計で1万6,425件となっており、1日平均73件、1日最大として497件となっております。

また、その内訳といたしまして、感染症の疑いや濃厚接触者に対して行った行政検査として約2割、医師が必要と判断して医療機関、またはドライブスルーでの検査として実施したのが約8割となっております。

○議長（瀬川光之君） 中山議員—43番。

○43番（中山 功君） 検査体制は、かなり充実してきているわけですね、1,200件程度ということでありましたけれども。

ただ、1日の検査数を見ますと、最近は、14日が67件、15日が179件で、100件を超えた検査をやっているわけですね。かなり余裕が出てきたような感じがするわけですよ。

そこで、県民の不安解消のために、PCR検査等を希望する方々に、希望どおりに実施するための県の積極的な取組について、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためには、大規模なクラスターの発生を抑制することが重要と考えております。

そのためには、感染が疑われる方をはじめ、医師が必要と判断した方や濃厚接触者等と特定された方をいち早く検査し、早期に感染の連鎖を断ち切ることが重要であることから、感染拡大防止のための行政検査等を優先的に取り組んでいるところであります。

なお、8月28日の政府対策本部の決定といたしまして、「社会経済活動の中で、本人等の希望により、全額自己負担で実施する検査ニーズに対応できる環境を整備する」との方針が示されており、県といたしましても、そのニーズがあることは認識しておりますことから、県が支援した検査機器を活用して、自己負担による検査を行うことを認めており、県内の2つの医療機関で実施できる体制となっております。

また、自己負担に対する個人への支援につきましては、例えばリスクの高い方を優先するか等の具体的な運用方法について慎重な検討が必要であり、国の動向も踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 中山議員—43番。

○43番（中山 功君） 希望者に対して、長崎大学病院、日赤諫早病院で実施しているようですね、その実施件数について、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 詳細な件数については承知しておりませんが、行政検査に比べて、今のところ少ない数にとどまっているものと認識しております。

○議長（瀬川光之君） 中山議員—43番。

○43番（中山 功君） ぜひ掌握してほしいなと思いますし、まだまだ少ないんだろうと思います。そこで、希望者がPCR検査をしやすいための自己負担の軽減のための県の支援を要望しておきます。

次に、発生源、感染経路特定は、感染者のプライバシーの観点から、難しい点があると思いますが、特定の現状とその課題について、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 本県におきましては、これまで200名を超える感染事例が発生しているところでございますが、感染経路として、おおむね40%が不明、もしくは調査中となっております。

感染経路の推計につきましては、保健所職員が本人等から、潜伏期間である2週間前までの行動歴について調査を行いますが、本人の記憶も不鮮明な場合があり、必ずしも全ての行動歴を把握できない場合がございます。

また、仮に感染源の可能性のある者を特定できても、検査した時点で既に治癒している場合には、PCR検査を実施しても陰性となり、感染源として確認できない場合がございます。

県といたしましては、疫学調査には限界があり、感染経路を追えない中でも濃厚接触者を特定して、感染拡大を防ぐことが重要であると考えております。

そのため、国の接触確認アプリ、COCOA（ココア）では、本人が気づいていなくても濃厚接触者となった場合に通知される仕組みとなっていることから、県といたしましても、県民に対し積極的にアプリの導入を働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 中山議員—43番。

○43番（中山 功君） 積極的に、県は疫学調査を確実に実施したいと考えておりますが、保健所職員の負担も大きいし、感染者もかなり出てきているわけですね。

そういうことを考えれば、やはり要因分析、発生源の解明が万全に進んでいるとは言えないと考えていまして、PCR検査等が必要な人、行動歴調査等を万全に進めるためには、疫学調査に協力を義務づける条例の制定が必要と考えますが、部長の見解をお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 保健所が疫学調査を実施する際は、その目的が感染の蔓延防止である旨を丁寧に説明し、感染者との信頼関係を構築しながら聞き取りを行っているところでございます。

しかしながら、一部には、行動歴の全てを明らかにしない場合もあり、その背景といたしまして、感染者に対する嫌悪や偏見、差別が存在している側面があるものと考えております。

感染症法では、「感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない」と、人権への配慮が規定されており、また、患者等は、「質問または必要な調査に協力するよう努めなければならない」との努力規定もございます。

県といたしましては、感染者に対する人権侵害に対して毅然として対応し、感染者のプライバシーに十分に配慮したうえで、正確な情報に基づく疫学調査を進めていくことが重要であると考えております。

本議会の冒頭でも、「新型コロナウイルス感染症感染者等に対する人権配慮等に関する決議」がなされていることも踏まえ、県議会と連携し

て、まずは県民のご理解を得ながら、感染者が行動歴の調査に安心して協力できる環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 中山議員—43番。

○43番（中山 功君） 疫学調査をスムーズに行うためには、全国には4県が条例の制定をやっているわけでありますので、この辺を参考にしながら、県民の不安の解消に貢献する条例の制定の検討を求めているとおきたいなと思います。

③国、県の社会経済対策について。

4月30日から事業化している、国民一人10万円の特別定額給付金について。

これは13兆円を超える巨費をかけて、国民に幅広く消費拡大を期待したものと考えています。県と21市町の執行状況について、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 地域振興部長。

○地域振興部長（浦 真樹君） 本県におきまず特別定額給付金の給付予定額は、9月11日時点で約1,343億1,600万円となっております。

このうち給付済額でございますが、約1,340億4,300万円となっております。全体の給付率は99.8%という状況でございます。

市町別の給付率でございますけれども、最も高いところにおきましては99.9%、それから、最も低いところでも99.7%の支給状況ということでございます。

○議長（瀬川光之君） 中山議員—43番。

○43番（中山 功君） 県の執行率が99.8%ということですのでありますから、よく市町が頑張ってくれたというふうに考えております。

先ほど総額については聞いていませんでしたが、けれども、総額の話がありました。それを受けて、1,340億円程度ということでありましたけれども、県民の消費効果について、どのよう

に捉えておられるのか、お尋ねいたしたいと思えます。

○議長（瀬川光之君） 地域振興部長。

○地域振興部長（浦 真樹君） 特別定額給付金の本県におけます消費増加に対する効果については、現在、県の方では把握はしておりません。

参考までに申し上げますと、民間の調査機関におきましては、全国ベースでありますけれども、この特別定額給付金の給付額の2割から3割程度が消費の押し上げに効果があったとするというような調査結果も一部公表されているところでございます。

○議長（瀬川光之君） 中山議員—43番。

○43番（中山 功君） 県民の消費額については、出すことはできないということでありましたが、私は、知事の政治姿勢の中で質問しているわけでありますので、知事に確認したいと思っておりますが、県民に1,340億円超の税金が支給されている中であって、国の事業とはいえ、その消費効果、使い途などについて検証することはできないのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君） 県内地域に限定して、この特別定額給付金のうち、どれだけ消費拡大に使われたのかというのは、なかなか難しい調査になり、また、調査にも所要の経費が必要になってくるものと考えているところであります。

今回の特別定額給付金の支給目的というのは、やっぱり第一義的には、こういった難しい状況の中での生活支援、そういった趣旨で支給されているものと考えておりますので、一定そういった目的は達成されているのではなかろうかと受け止めているところであります。

○議長（瀬川光之君） 中山議員—43番。

○43番(中山 功君) 知事、額が違うんですよね。県税は1,000億円ちょっとですよ。それを超える税金が県民に支給されたわけでありますから、ぜひそれを踏まえて、消費効果とか使い途について詳細に検証することを求めているなと思います。

新しい生活様式対応支援補助金について。

6月15日から、新しい生活様式のガイドラインに沿った取組をした県内事業者に、マスク等の購入を対象にしておりましたが、8月25日から、飲食店向けに換気扇等の更新・増設に必要な経費、1事業者当たり上限200万円を支援するとしています。これまでの申請件数、支払い件数、その事業効果等について、お尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 産業労働部長。

○産業労働部長(廣田義美君) 「新しい生活様式」実践のためのガイドラインに沿った事業者の取組に対して支援をする、「新しい生活様式対応支援補助金」、いわゆる10万円を上限とする補助金でございますけれども、10月30日を申請期限としておまして、9月14日現在の申請件数は1万642件、うち交付決定を行ったものが1,576件となっております。

また、飲食店の換気設備の更新等について支援をいたします、「飲食店向け新しい生活様式対応支援補助金」につきましては、9月14日現在、申請件数は38件、うち交付決定をしたものは17件となっております。

○議長(瀬川光之君) 中山議員—43番。

○43番(中山 功君) 申請対象が約3万件と聞いているんですよ。それからすると、申請件数が非常に少ないという問題と、交付決定の話がありましたけれども、私が聞いたところによると、支払い件数は、9月10日時点で640件程度

と、これは非常に遅れているんですよ。

そういうことも含めて、10月30日まで、今後量を含めて、どのような取組をして、8割から9割程度までこれを押し上げることができるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長(瀬川光之君) 産業労働部長。

○産業労働部長(廣田義美君) 今、ご指摘がございましたように、申請件数につきましては、1万1,000件程度というところがございます、予算を計上した件数の約3割でとどまっております。

ただ、この補助金でございますけれども、実績に基づいて申請をするという形をとっております。事業者が一旦物品等を購入し、その購入代金を払った後に、その領収書等を添付して申請を行っているところでございます。そういうことから、現時点では、まだ申請されていない事業者が多いものと認識しております。

そういうことで、この申請件数でございますけれども、9月に入り、申請件数は徐々に増えてきております。申請の期限が10月30日までということで、あと1カ月半程度残されておりますので、今後、多くの申請がなされるものと考えております。

今回の補助金は、県内の事業者の方々の新しい生活様式実践を促進するために設けた補助制度でございますので、少しでも多くの事業者がこの制度を活用いただく、そういったことを念頭に置きまして、今後の制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 中山議員—43番。

○43番(中山 功君) これは事業を開始してから、もう3カ月になるわけですよ。支払い件数が非常に少ない。10月30日まで頑張っていくと思いますけれども、私はこれはなかなか難

しいなと考えているんです。そういう場合は、ぜひ、今年いっぱいというか、12月末までに再度延長して、やはり事業目的というか、9割以上の達成をするように、強く求めておきたいなと思います。

次に、国は、8月17日に2020年4月～6月期の国内総生産額の速報値が、実質で、前期比7.8%の減、これは新型コロナウイルス感染拡大で個人消費が激減し、戦後最悪のマイナス成長と発表いたしておりますが、この影響を受けている県のGDP4月～6月期の前期比と、それに伴う経済的損失額について、お尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) お答えいたします。

県内総生産の関係でございますけれども、この県内総生産の平成29年度のデータが、今、最新のものとございまして、本年の4月～6月期の経済損失等の算出というのは非常に難しいものと考えております。

○議長(瀬川光之君) 中山議員一43番。

○43番(中山 功君) それではお尋ねしますが、国の速報値には、長崎県のGDPも入っていると思うんです。国が出せて、県が出せない、その点を伺います。それと、このGDPを把握する必要について、どのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) お答えいたします。

今ご指摘いただきましたところで、私がお答えいたしました、県内総生産という形でありまして、こちらは一定の推計をして数字をはじめしているというものでございます。

こちらにつきましては、前回、平成29年度の推計ということで、令和2年3月31日に公表した

ものが最新という形になっております。

恐らくでございますけれども、国内総生産の中には、当然、国内でありますので、長崎県のものも含まれているということは考えておりますけれども、そこをちょっと抽出して持ち得るデータがないという状況でございます。

また、それを把握する必要性ということでございますけれども、今般、新型コロナウイルスにかかる対策というのを終始講じておりますけれども、こちらは県内経済の需給ギャップを埋めるものというよりは、厳しい経済状況を踏まえまして、企業支援ですとか、あるいは農業・漁業等の生産者支援、こういったものに緊急的に対策に取り組む必要ということで講じてきております。

そういった意味では、各分野における様々な事業者の方々ですとか、県議会をはじめまして市町、あるいは関係団体のご意見もしっかりとお伺いしながら、施策の構築に努めているという状況でございます。

○議長(瀬川光之君) 中山議員一43番。

○43番(中山 功君) このGDPは、経済動向を示す指標の最たるものですよ。県内のデータがどうなっているのかについて、今、経済的に非常に危機的な状況にあることを考えると、より実体経済の把握に努める、速やかに国と相談して、県のGDPの推移を把握して公表するように要望しておきたいなと思います。

④小、中、高のコロナ感染症防止対策について。

教育委員会等は、安倍首相の「休校要請」に続く「緊急事態宣言」を受けて、小、中、高校を長期間休校する等、異例の対応をしてこられたと思います。児童生徒の保護者も大変なご苦勞を強いられておりますし、先生方の戸惑いが

続いていると考えております。

これらの取組とその評価について、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） このたびのコロナ禍に対応するための学校休業についてでありますけれども、議員ご発言がありましたとおり、まず、安倍前総理の全国一斉休業の話、それから、「緊急事態宣言」に伴う休業がございました。

いずれも突然のことではございましたので、学びをどう保障していくかということについて、学校現場、市町教育委員会、県教育委員会、非常に悩んだところではありますが、いわゆる感染症の予防対策ということを第一義的に考えまして、それぞれ学校の規模、地域性に応じて学びの保障をしながら休業に入ってしまったということでもあります。

その後、その休業の分を取り戻すために、夏休み等の短縮、それから行事の精選等を踏まえて、県立、市町の小中学校ともに、現時点では遅れを取り戻したという判断をしております。

○議長（瀬川光之君） 中山議員—43番。

○43番（中山 功君） 教育機関としては適切に対応しておるといような、私はそういう感じを受けているわけではありますが、ただ、県立高校2校に感染者が出ている事実と、非公開となっている小学校、中学校、私立学校等の実態ですね、承知していると思っておりますけれども、含めて取組の強化を要望しておきたいなと思っております。

次に、世界に比べて大きな遅れが露呈したオンライン授業の優位性と、この間の実践状況について、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） まず、オンライン授業の優位性でございますけれども、これは教師と児童生徒が異なる場所においても授業ができるということにあります。

議員ご指摘のとおり、学校休業等が続いた際にも、登校日の対面授業とオンライン授業とを組み合わせることによって、児童生徒の学びをより充実できるものと捉えているところでございます。

しかしながら、県内では、さきの臨時休業中、家庭に持ち帰らせる端末を準備できた学校においてオンライン授業に取り組んだ事例はありますが、ほとんどの学校では、その実施に至っていないという状況でございます。

○議長（瀬川光之君） 中山議員—43番。

○43番（中山 功君） ぜひ、対面授業を基礎としながらも、やはり先ほど言ったように、異なる場所で授業ができるということでもありますから、オンライン授業も組み合わせるベストミックスという形に、ここを探し出すことが大変大事だと思いますし、そのためには、やはり何と云っても、教師に研修する時間の確保が必要と考えておりますので、ぜひ、それも含めて取組を強化していただくことを要望しておきたいなと思っております。

次に、高校生の県内就職・進学向上対策は、県政の最重要戦略の一つであります。

このたびのコロナ感染症拡大の影響で、県内のこれらの環境は悪化している一方、郷土のよさを再認識した生徒・保護者もいるのではないかと考えています。ここをチャンスに捉えて、教育委員会、総務部の今後の取組について、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） 議員ご指摘

のとおり、今回のコロナ禍において、保護者の方も含めて、いわゆる県内回帰という動きがあることは、私も現場を回って、各学校にお話を聞いております。

そういった意味では、いい傾向ではあるんですが、現実問題として、採用計画等への影響等も、若干ではございますが、出てきておりますので、県教育委員会といたしましては、その影響を見越しまして、例年以上に面談回数を増やすなど、生徒の不安を払拭するとともに、企業情報を提供しながら、県内定着に向けた取組に努めてまいりました。

また、県教育委員会の職員が専門高校を訪問して、県内就職に向けた指導のあり方等について教員等に指導し、担任が生徒面談の中で地元企業の魅力や県内就職のメリットを伝えております。

一方、進学者の多い高校におきましても、進路学習や担任による面談を通して、県内の大学の情報や魅力等について生徒に伝えているところであります。

いずれにいたしましても、細かい情報を担任等も通じて、生徒、保護者に伝えることによって、県内定着を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長(瀬川光之君) 中山議員—43番。

○43番(中山 功君) 昨年度の県内就職率については65.8%、過去最高で、よく頑張っていたと思います。これをさらに高めていくためには、原点に立ち返って、やはり生徒と保護者と、先ほど教育委員会教育長から話がありましたように、特に担任の先生が中心になって、就職担当の先生と就職、進学、人生観等について徹底して話をすることに尽きると思います。

先ほども話しましたように、そのためには、やはり十分な時間の確保ですね。この辺について、特段の努力を要望しておきたいなというふうに思います。

⑤対策本部の在り方について。

「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置して、対策を練りあげていると考えています。元来、我が国は自然災害列島とも言われています。いつ、何時にも備えなければなりません。コロナと自然大災害が同時に、長期間発生した場合の本部体制の在り方について、お尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 危機管理監。

○危機管理監(荒木 秀君) 対策本部が複数、同時に長期間設置されるなど、必要な人員が大幅に不足する場合は、業務継続計画（BCP）に基づき、通常業務のうち優先度の高い業務は継続して実施しながら、それ以外の業務は休止することとしております。

そのうえで救助活動や被災者支援など、非常時における優先業務の実施に必要な人的、物的資源について、全庁横断的に調整を行うとともに、国や知事会等の支援を仰ぎながら必要な体制を確保することとしております。

○議長(瀬川光之君) 中山議員—43番。

○43番(中山 功君) 一定理解せんわけじゃないわけですけども、こういう2つも3つも長期化した場合を想定して、やはり2つ、3つの連携をどういうふうにするのか、ここに危機管理監の取扱いが一つのポイントになってくると考えておりますので、その辺を含めた十分な対策を考えていってほしいなと思います。

次に、長崎県〇〇対策本部と言われると、県と21市町が一体となっている組織を連想します。その点から考えても、対策本部には各首長の参

面が望ましいと思いますが、その考え方はできないか、お尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 危機管理監。

○危機管理監(荒木 秀君) 大規模な災害等が発生した場合、県としての確かな対応を行うためには、被災した市町の状況や、求める支援などを迅速に把握することが大変重要であると考えております。

このため、毎年の防災訓練等において、関係首長とテレビ会議を活用した情報共有や意見交換など、その連携について確認をしているところであり、発災時においても、必要に応じ、テレビ会議等で関係首長と迅速な意思疎通を行い、被害の最小化を図ってまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 中山議員—43番。

○43番(中山 功君) 今、危機管理監から、必要に応じて関係首長が県の対策本部にテレビ会議等、また、出席などをしていただき、情報共有、連携を強化して、被害の最小化を図るといふ趣旨の答弁でありましたので、了といたします。

⑥緊急事態宣言について。

コロナ感染拡大防止の切り札として、4月17日から5月15日まで「緊急事態宣言」が発信されました。これによって人の都市間の移動、外出の自粛要請、さらには、遊興施設等に休業要請と協力金の支払いが実施されました。

その結果として、宣伝の効果、また、課題について、どのように考えているのか、知事にお尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君) 4月に発令されました全国一律の「緊急事態宣言」に伴いまして、ほとんどの都道府県において、本県と同様に休業要

請や外出自粛要請等の措置がとられたところがあります。

そうした結果、「緊急事態宣言」の初日と最終日で比較いたしますと、全国の新規感染者数は約20分の1に減少したところであります。

また、本県におきましても、県民の皆様のご協力の結果、人の流れが抑制されたことで、「緊急事態宣言」発令の翌日であります4月17日を最後に、約2カ月半にわたり、新規感染者が発生しない状態が続いたところであり、大きな効果があったものと考えております。

その一方で、全国的に実施された外出自粛要請等により、個人消費が大幅に減少し、とりわけ観光関連産業をはじめとしたサービス産業において大きな影響が生じるなど、景気の落ち込みにつながったところであります。感染防止拡大の面では大変効果が得られたものの、経済面での影響は極めて大きかったと考えているところであります。

○議長(瀬川光之君) 中山議員—43番。

○43番(中山 功君) 知事の答弁では、拡大防止には効果があったと、私もそういうふうに思いますし、経済的損失が残ったというわけがあります。

そういう中で、県独自の「緊急事態宣言」の選択肢の一つとして残しておく必要があると思いますし、私は、宣言の基準を設定すべきと考えておりましたけれども、先日、9月8日に宣言の目安を県は公表しておりますが、そのいきさつと内容について、少しお尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君) 今回の目安の策定については、7月以降、感染経路が不明な感染やクラスターの発生が確認されるなど、従前と比べて感染状況が変化していること、また、冬の時期

の感染拡大の可能性もあること等を踏まえながら、本県の医療提供体制の状況を勘案し、感染状況の変化に応じて講ずべき対策を整理させていただいたところであります。

一方、先ほども申し上げましたけれども、「緊急事態宣言」の発令では、感染拡大防止の面で効果が大きい反面、社会経済への影響が大きいことから、目安の策定に当たっては、経済への影響を最小限に抑えるための視点も極めて重要であると認識をしているところであります。

そのため、「業種別ガイドライン」や「新しい生活様式の徹底」に加えて、前回の緊急事態宣言時にはなかった「健康管理アプリの導入」や、包括的な検査の実施などによって、可能な限りステージ3までにとどめるとの強い思いで取り組んでいきたいと、こう考えているところであります。

それでもなお、感染拡大が止まらないような状況であれば、県下全域にわたっての緊急事態宣言の発令前に、ステージ4として、特定の医療圏域、あるいは特定の業種に絞った対策を先行して行い、県内経済への影響を最小限にとどめてまいりたいと考えているところであります。

○議長(瀬川光之君) 中山議員—43番。

○43番(中山 功君) 知事の答弁はよくわかりました。そのことを県民にわかりやすく周知するために、さらなる取組を要望しておきたいなと思います。

次に、「緊急事態宣言」、または、今後戦略を練り直すためにも、県民の理解と協力が必至であると思います。コロナ感染者発生から半年が経過しようとしておりますが、この間の県民意識の変化、先ほど私が言いましたように、国の事業効果の検証、さらには、地域経済動向等を包含した緊急長崎県民調査の実施が必要と思

いますが、その考え方はないか、お尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君) 県独自の「緊急事態宣言」は、「県民の命と健康を守るという視点」、そしてまた、「経済活動と生活を支えるという視点」、この双方の視点に立って、それぞれの専門家のご意見等も伺いながら、総合的に判断し、この宣言の発令をすべき性格ではなかろうかと考えているところであります。

これまで、それぞれの状況に応じて、県民の皆様方に様々な協力要請を行ってきたところでありますが、県民の皆様方をはじめ県議会、各市町、経済団体など多くの提言や、あるいは厳しいご意見などをいただき、そうした思いを把握しながら、コロナ感染症にかかる対策として施策を推進してきたところであります。

一方、また、この「緊急事態宣言」は、経済活動に極めて大きい影響を及ぼすものでありますので、その発令に当たっては、より一層総合的な視点から慎重に判断しなければならないと考えております。

なお、具体的な各施策の効果の把握でありませけれども、全てを検証することは難しいことは、先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、県が予算等を計上して推進している諸対策等については、例えば観光客の動向、県産品の売れゆき状況など、個別の調査等に基づき、可能な範囲で、適宜把握、検証を行ったうえで、今後の対策に活かしていかなければならないと考えているところであります。

○議長(瀬川光之君) 中山議員—43番。

○43番(中山 功君) 従来の手法というのが、今後通用するのか、非常にその辺を心配しているわけです。

今は、まさに社会が大きな変動、変革期にあると思います。そのためには、実態把握のためには、やはり調査、検証が必要なんです。もう一回、やれる範囲が、全てとは言いませんけれども、やはり県民の意識であるとか、事業効果であるとか、ちまたの経済状況はどうなのか、的を絞ってやはり私は調査すべきと思いますけれども、再度、知事にお尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君) 先ほどお答えをさせていただきましたように、県で推進しております個々の政策については、できる限りその施策効果の把握、検証に努め、次の施策の中に活かしていかなければならないと考えております。

しかしながら、先ほどご議論をいただきましたように、国で行ってまいりました給付金の支給、それが国内経済にどれほどの影響を与えるのか、例えば国内総生産の動向がどうであるのかといった状況、実は、これは国の単位では把握ができます。ところが、地域単位では把握ができないような仕組みなのであります。

例えばサービス業がありますけれども、そのサービス業、トータルとして特定の業種については、国全体では把握できる仕組みがあります。ところが、それぞれの地域で、一体そのサービス業が幾らの総生産になっているのか、その数字が出てこないのであります。結果として、そういった数字は、人口、従業員数等で案分して各県に配分される。そういう結果として、経済計算等がなされている状況でありますので、最新の情報については、国の動向等を参考数値として見比べながら、様々な判断のもと施策を推進していく必要があるものと考えているところであります。

○議長(瀬川光之君) 中山議員—43番。

○43番(中山 功君) 先ほど言ったように、国のGDPという中には、長崎県の分も入っているんですよ。だから、それを含めて、一回国と相談したらどうですか。

私が言いたいのは、コロナの減少、えらい減少が出ている。これは、やはり徹底的に検証と分析をして、プラスに、県政の推進に活かしたらどうかと、そういう観点で質問しているわけですよ。知事には、そこはわかってもらいたいと思うんですよ。あまりに皆さん方は、コロナに対してはまだまだ守りで、防御、防御じゃないですか。コロナによっていい面もたくさんあるんですよ。それを検証して、いいものを伸ばしていく、そのための検証はしてないです。

最後になりましたけれども、独自の「緊急事態宣言」は、今は出す時期ではないと思いますし、「終息宣言」は、もっと出せない状況にあると思います。ならば、中道である「コロナとの共生宣言」を発信して、県政を力強く推進することはできないか、知事の見解を求めます。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君) 長期化するコロナ禍において、社会経済への影響を最小限にとどめてまいりますためには、県民が一丸となって感染の予防、拡大防止に取り組んでいただくことが極めて重要であると考えております。

そのため、「新しい生活様式」の実践、「ガイドラインの徹底」などをお願いするとともに、そのために必要な支援策等についても、具体策を講じてきているところであります。

併せて、県内経済回復に向けてもさまざまなキャンペーン等を展開し、さらに、県内経済の活性化に向けて努力していかなければならないと考えております。

また、コロナの感染拡大に伴いまして、国民

の生活自体のありようも大きく変わろうとしている面もありますので、そういった動きをしっかりとチャンスとして捉えながら、次の経済活動の拡大のために有効に活用していくという視点も重要であると考えております。

いずれにしても、この感染拡大防止と経済の再生拡大、両立を図っていくということは極めて重要な視点であると思っておりますので、県民の皆様方と共有しながら努力してまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、14時45分から再開いたします。

— 午後 2時32分 休憩 —

— 午後 2時45分 再開—

○副議長(松本洋介君) 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

山田朋子議員—34番。

○34番(山田朋子君) (拍手)〔登壇〕 改革21、佐世保市・北松浦郡選挙区選出、山田朋子でございます。

まず、質問に入ります前に、このたびの新型コロナウイルスにより、お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げます。

罹患された方々及びそのご家族、関係者の皆様、感染拡大により日常生活に影響を受けていらっしゃる全ての皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。

また、医療の最前線で、日夜、新型コロナウイルス感染症に立ち向かっていただいている医師や看護師をはじめとする医療従事者の皆様に、改めて心から深く感謝を申し上げます。

今後は、誰もが感染する可能性があることを認識のうえ、県民が一丸となって「新しい生活

様式」の定着を進めていくなど、引き続き感染拡大防止対策に取り組んでいくことがますます重要であると考えております。

そこで、我が会派改革21では、去る8月5日に、3回目となる県への新型コロナウイルス感染症に関する政策要望を行いました。

それを受けて、早速県は、誹謗中傷対策としての相談窓口の設置や弁護士の配置、PCR検査体制の充実とフェーズごとの行動制限を定めていただきました。このことを高く評価し、感謝を申し上げます。

それでは、通告に従い、順次、質問を行わせていただきます。知事をはじめ、部局長におかれましては、前向きな答弁をお願いいたします。

1、新型コロナ禍における県民のいのちを守る取り組みについて。

(1) 県内のPCR検査の体制について。

新型コロナウイルス感染症については、現状では、ワクチンや治療薬がなく、できるだけ早期に発見して積極的な疫学調査を行い、感染を拡大させないことが重要であると考えております。感染者の早期発見のためには、PCR検査体制を充実させ、検査が必要な方を迅速に検査できる体制を整備していく必要があると考えております。

新型コロナウイルス感染症に係る検査については、これまでのPCR検査だけではなく、LAMP法検査、抗原検査などが保険適用になるとともに、検体についても、唾液による検査が認められてきたところであります。

これからの冬に向けては、毎年、多数の発熱患者が発生していることから、さらなる検査体制の拡充、整備を図り、検査を必要とされている方々を漏れなく検査につなげていくことが重要であると考えております。

こういった状況を踏まえ、県においては、今後どのような方針で検査体制の拡充、整備に取り組みられていくのかをお尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 山田朋子議員のご質問にお答えいたします。

県内のPCR検査体制についてのお尋ねであります。これから冬場にかけては、多数の発熱患者が発生することが想定されますことから、検査体制の充実が重要な課題であると考えております。

現在、具体的には、離島の医療機関を含む県内26施設で、1日約1,200件の検査を実施できる体制を整備しており、年内には、県内37施設で、1日約2,500件の検査を実施できる体制とする予定であります。

また、唾液によるPCR検査等の有効性が認められたことを踏まえ、県医師会や長崎大学との連携の下、地域のかかりつけ医でも検査ができる体制の整備を進めております。

引き続き、検査が必要な方が確実に検査を受けることができるよう、関係機関と連携して体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

以後のご質問については、自席の方からお答えをさせていただきます。

○副議長（松本洋介君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） 感染防止対策のためには、検査体制の拡充が最も重要だと思います。引き続き、体制整備をよろしく願いいたします。

また、本県では、PCR検査のほか、長崎大学が開発したLAMP法による検査体制を整備したとお聞きしましたが、国は、短時間で検査が可能な抗原検査の導入を進めていくという方針を示しています。

そこで、本県のこれまでの検査実績について、検査方法ごとの割合と今後の抗原検査キットの活用について、伺います。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 9月12日時点におけます検査実績は1万6,425件となっており、そのうち約7割をPCR検査、約2割をLAMP検査法、約1割を抗原検査が占めております。

国におきましては、季節性新型インフルエンザ流行期を踏まえ、地域の医療機関で簡易、迅速に検査を行えるよう、抗原簡易キットによる検査を大幅に拡充する方針を示していることから、本県といたしましても、今後、県医師会等のご協力を得ながら、抗原簡易キットの拡充に努めていきたいと考えております。

具体的には、抗原簡易キットは、現場で速やかに判定できますので、救急医療機関での検査フローを作成いたしまして、それぞれ適切な活用方法を明確化するなど、各医療機関での導入を促進し、必要な検査体制を確保してまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） 引き続き、それぞれの検査方法のメリットを活かした検査体制の整備をお願いします。

（2）誹謗中傷対策について。

感染者やそのご家族、関係者などへの誹謗中傷対策として、私ども改革21会派より県に要望を行い、早速に、8月26日に専門の相談窓口が開設され、法律の専門家である弁護士による支援体制を整備いただきました。

そこで、この弁護士による支援体制の状況について、伺います。

○副議長（松本洋介君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（宮崎浩善君） 弁護士によ

る支援体制につきましては、SNSなどインターネット上での誹謗中傷等の書き込みの削除依頼や投稿者を特定するための開示請求の支援とともに、誹謗中傷する張り紙や投石などの被害に遭われた場合、警察に対する被害届の作成や提出などの支援を行うことといたしております。

○副議長（松本洋介君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） 今、様々テレビ広報のスポットCMとかも入っております、この相談窓口の件がよく県民に届くのではないかと非常に期待をしているところでございます。

今日、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別をなくそうと、愛媛県から全国に広まっています「シトラスリボンプロジェクト」です。私と、松本副議長をはじめ、数名の県議の胸に今、ついていると思いますが、このリボンですが、県議会では、ごうまなみ議員が、それを広げるためにご尽力をいただいております。

なお、このリボンは、大村市の障害者授産施設で作られております。

福岡県古賀市では、市の職員が名札とともにもつけております。

長崎県では、このたび、相談窓口などのハード整備はいただきましたので、ぜひ、このシトラスリボンで優しさの輪を広げるソフト面の取組もご検討いただきたいということを申し上げます。

(3) エクモ（ECMO）の配置状況について。

今後、新型コロナウイルス感染症が増加した場合、県内でも重症患者への対応が必要な場合が発生することが想定されます。

新型コロナウイルス感染症が重症化し、肺の機能が著しく悪化した場合、肺の代わりに酸素

と二酸化炭素の交換を行うECMOと呼ばれる医療機器が必要になるとお聞きをしております。

県内では、新型コロナウイルス患者のうち、重症患者に対応する医療機関として4つの病院があるとお聞きをしておりますが、県内で、このECMOを使用したことがあるのか、また県内には何台配備されているのかを伺います。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 新型コロナウイルス感染症が重症化し、肺の機能が悪化して酸素吸入が困難な場合、体内から血液を取り出し、人工肺で血液に酸素を与え、二酸化炭素を除去して体内に戻すECMOと呼ばれる医療機器が必要となる場合がございます。

県内では、新型コロナウイルス重症患者を受け入れる長崎大学病院など4病院を中心に、全ての県本土の医療圏に25台のECMOが配置されておりますが、これまで新型コロナウイルス患者に対してECMOを使用したことはないとのことでございます。

新型コロナウイルス患者にECMOを使用する場合は、専門の技術を有する医師や看護師等が24時間対応する必要があることから、長崎大学病院などと連携し、医療スタッフの養成研修を実施し、県内の体制を強化することとしております。

○副議長（松本洋介君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） 今、ご答弁の中で、離島も含めて、全ての医療圏に配備をされているという理解でよろしいですか。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 離島には配備しておりませんが、本土の医療圏全てでございます。

○副議長（松本洋介君） 山田朋子議員—34番。

○34番(山田朋子君) 理解をいたしました。

このECMOですけれども、報道等によりますと、動かすのに、医師、看護師2名、臨床検査技師4名、4～5名の人員確保が必要ということで、なかなか動かすことが難しいという実態があるようでございます。ただし、現状においては、長崎県で使用事例はないようでありまして、これから万が一、重症患者が増えた場合は、このECMOを動かしていただくざるを得なくなると思っております。

その場合に備えて、そういった方々の実習とございますか、研修、そういったものとか、体制づくりに、ぜひ県も医療機関と一緒に働きかけていただきたいということをご要望申し上げます。

(4) 医療的ケア児（者）の実態調査について。

①医療的ケア児（者）の数の把握と避難計画について。

今回の台風10号は、人的・建物被害とともに、県内各地に停電や断水の被害をもたらしました。

このような状況の中、医療的ケア児を抱えるお母様から、停電で人工呼吸器のバッテリーが切れるのではないかと不安があり、各方面に問合せを行い、幸い、医療機関から電源を借りることができて何とかしのげたというお話をお聞きいたしました。医療的ケア児にとっては、電源の確保は命につながる大切な問題です。

そこで、まず県内に医療的ケアが必要な方々がどのくらいいらっしゃるのかを伺います。

また、数の把握とともに、災害時に支援が必要なお一人お一人に事前に避難場所と避難手段などを定める個別支援計画が重要となりますが、県内の各市町においては、まだまだ策定が進んでいない状況にあります。

今後、どのような計画策定を進めていくのかも併せてお尋ねをいたします。

○副議長(松本洋介君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 医療的ケアが必要な方々につきましては、統一的な調査がなされていないため、正確な人数の把握はできておりませんが、国の研究事業によりますと、本県は、概ね170名と推計されます。

現在、医療、保健、福祉、保育、教育関係機関、当事者団体、市町で構成する「長崎県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会」におきまして実態を把握し、災害時の支援体制の構築等に資する調査の方法について検討しており、来年度に調査を開始したいと考えております。

また、災害時の個別支援計画につきましては、今後実施する実態調査の結果も踏まえまして、全ての方に対して早期に策定がなされるよう、市町に対しまして支援したいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 山田朋子議員—34番。

○34番(山田朋子君) 今、部長の答弁の中で、医療的ケアが必要なお子さんが170人ぐらいということが出てまいりました。

もちろん、医療的ケアが必要な方は、子どもだけじゃなくて、成人の大人の方もいらっしゃいます。なかなか数の把握が、訪問看護ステーションの利用状況とか、様々、ちょっと子どもよりも取りにくい部分はあるかと思いますが、しっかりと大人の方の分も把握をいただき、そして併せて、避難計画の策定に向けて、やはり市町でマンパワーが不足しているところもありますので、県として、しっかりとご協力をいただきたいというふうにお願いを申し上げます。

②在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業について。

県では、令和元年度から、訪問診療が必要な

在宅人工呼吸器を使用する患者を診ている医療機関に対して、患者に貸し出せる簡易自家発電装置等の整備に必要な経費の一部を補助する制度を設けております。しかしながら、補助の実績をお聞きすると、まだまだ少ない状況にあります。医療的ケアが必要な方々の安全・安心のために、補助制度の活用をもっと促す必要があると思っております。

さらに、補助の対象を医療機関ではなく、個人へ広げることは可能ではないかと思っておりますが、見解を伺います。

○副議長(松本洋介君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 県におきましては、昨年度から、在宅で人工呼吸器を使用している患者を訪問診療している医療機関が無償で簡易自家発電装置を貸与する場合に、その費用を補助しております。これまでの実績は、3施設となっております。

なお、本事業は、国の医療施設の整備に係る補助制度を活用しているため、補助対象は医療機関とされており、個人に対して補助することはできないこととなっております。

県といたしましては、まずは、「かかりつけ医」に対して、本事業に理解をいただけるよう周知に努めて、非常用電源の普及につなげていきたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 山田朋子議員—34番。

○34番(山田朋子君) 本年度は、申込み実績がなかったと伺っております。

これは大体12万円ぐらいです。保護者の方でも、台風とかを経験して、自分で買おうかなと思われる方もいらっしゃると思っておりますので、今後、国の方ともお話をいただきたいと思います。

(5) 非常用電源のリスト化について。

令和2年5月に改定された国の「防災基本計画」

において、都道府県は、大規模停電発生時に、電源車の配備など、電気事業者などから円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設や災害応急対策に関わる重要施設の非常用電源の設置状況について、リスト化を行うよう努めるものとされておりますが、本県のリスト化の対応状況について、伺います。

○副議長(松本洋介君) 危機管理監。

○危機管理監(荒木 秀君) 令和2年5月に改定された国の「防災基本計画」では、都道府県は、大規模停電発生時に、電力事業者等から円滑な支援を受けられるよう、病院や要配慮者に関わる社会福祉施設等の重要施設及びそれらの機関が保有する非常用電源の設置状況を収集、整理し、リスト化に努めることとされております。

本県では、自治体の災害対策本部が設置される庁舎や輸送拠点、災害拠点病院等の重要施設等のリスト化を進めているところであり、今回の台風10号の際には、現時点までに整理した暫定リストを九州電力に提示し、電力の優先復旧をお願いしたところであります。

今後も、台風等による大規模停電が想定されますので、県としましては、県内市町のほか、医療、福祉等の関係機関と調整のうえ、一刻も早く重要施設等の非常用電源リストを完成させるよう努力してまいります。

○副議長(松本洋介君) 山田朋子議員—34番。

○34番(山田朋子君) 引き続き、よろしくお願いをいたします。

(6) 保健所の人員体制とコロナ禍での働き方について。

①過去数十年と比べての人員の状況について。
保健所は、「帰国者・接触者相談センター」や感染者が発生した場合の疫学調査など、新型

コロナウイルス感染症への対応に中心的な役割を担っていると考えております。しかしながら、全国的な行政改革などによる見直しにより、保健所の職員数は減少しているとお聞きをしております。

本県においては、どのような状況になっているのかを伺います。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 県の保健所につきましては、市町に大幅に権限が移譲されました平成9年度の「地域保健法」の改正以降、人口減少に加え、結核の検査業務等民間で可能な業務につきまして委託などを実施いたしまして、人員の見直しを行ってまいりました。

本年4月1日現在におきまして、保健所の職員数は214名であり、ピークである平成13年度の287名と比較しまして73名、約25%の減少となっております。

○副議長（松本洋介君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） このような形で、かなり人員が減っているという状況にあります。

②コロナ禍における業務時間の状況について。

保健所の人員は減っており、時間外勤務の状況は昨年と比較して2倍、またクラスターの発生などで感染者が増加した4月や7月には、月45時間を超える職員も複数おられたとお聞きをしております。

直近の時間外の状況はどうなっているのか、また職員の業務負担を減らしながら新型コロナウイルス感染症にしっかりと対応していくため、人員を増やすべきと考えますが、県としての考えをお聞きいたします。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 保健所職員の時間外勤務につきましては、8月までの実績で、

昨年度の1人当たり月4.3時間と比較いたしまして、10.1時間と、約2倍以上となっております。また、45時間を超えた者は、感染者が増加した4月に8人、7月に6人、8月は27人となっております。

そのため、技術専門職でなくても対応可能な業務につきましては、各振興局の事務職員で対応するなど、組織内での業務調整を行っております。

また、クラスター発生時においては、保健師等の技術職員によって感染範囲を確認するための疫学調査を迅速に実施する必要があり、その場合には、本庁や地方機関、他の保健所の保健師を応援として派遣する体制を構築しております。

さらに、退職した保健師等への声かけや会計年度任用職員として、保健師、看護師13名、臨床検査技師3名を採用したほか、県看護協会からの応援として看護師4名を派遣していただくなど、保健所の体制の強化を進めております。

なお、今後も保健所の役割が増大することから見込まれることから、正規職員の採用についても、保健師、臨床検査技師について、3名の中途採用を行うほか、今後も追加して採用を行うこととしており、さらなる人員の確保に努めてまいります。

○副議長（松本洋介君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） 引き続き、積極的な採用をお願いしたいと思います。

③保健所の患者搬送用車両について。

新型コロナウイルス感染者を搬送する際に、保健所に配備している救急車を活用していると聞いておりますが、新型コロナウイルス感染者を搬送する際には、その都度、飛沫感染を防止するために、後部座席と運転席をビニールなど

で間仕切りする必要があるとお聞きをしております。

一方、山口県においては、あらかじめ後部座席と運転席の間に仕切りが設置をされ、患者が乗る後部座席の気圧を下げて、運転席に空気が流れ込まないように施された感染者を搬送する専用の車両を導入しているとお聞きしております。

こういった専用車両は、保健所職員の感染リスクを軽減するとともに、感染者が増加した際の職員の省力化にも寄与するものと考えております。

そこで、現在の保健所に配備している公用車を更新する際には、こうした専用車両の更新ができないか検討いただきたいと思いますが、県の考えをお伺いいたします。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 県におきましては、今年度、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を活用し、あらかじめ感染対策が施された患者搬送用の救急車を2台導入する予定であり、既存の2台と合わせると、計4台が県立保健所に配備されることとなります。

こうした専用車両の導入は、医療機関等への感染患者の入院、搬送を円滑かつ安全に実施するうえで有効な手段の一つと考えられることから、今後も、保健所の公用車を更新する際には、感染防止機能を含めて検討してまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） ④帰国者・接触者相談センターについて。

これから冬に向けて、多数の発熱患者が発生することが想定をされることから、国は、従来の新型コロナウイルス感染症に関する相談、受

診、検査の流れを見直す考えであるということをお聞きしております。

具体的には、これまでは、まず保健所に設置している「帰国者・接触者相談センター」に相談をし、そこでの判断を踏まえて「帰国者・接触者外来」を設置している医療機関につなげていくという流れでしたが、今後は、身近な医療機関であるかかりつけ医に直接電話をし、相談、受診、検査を受けられる体制に改めていくというものであります。

つまり、今後、「帰国者・接触者相談センター」が担ってきた相談業務の一部が医療機関へ移行されることになるとは思われますが、その場合は、「帰国者・接触者相談センター」は、どのような役割を担うことになるのか、お尋ねします。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 次のインフルエンザ流行期には、発熱の症状を訴える方が多数発生することが見込まれるため、国は、地域の医療機関に直接電話相談し、受診する仕組みに見直す方向性を示しており、現在、本県で導入する場合に混乱を来さないよう、各地域の医療関係者と具体的な運用方法について協議、調整を行っております。

この見直しによりまして、保健所に設置された「帰国者・接触者相談センター」では、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合に、具体的に検査を受けられるよう受診調整を行っておりますが、今後は、主に、相談対応や診療、検査の対応が可能な最寄りの医療機関を紹介する「受診・相談センター」として運営することを想定しております。

○副議長（松本洋介君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） (7) 新型コロナ患者

等の消防による救急搬送の状況と救急隊員の感染防止対策について。

新型コロナウイルス患者等の消防救急車による搬送件数はどうなっているのか、また救急車と救急隊員については、どのような感染防止対策を講じているのかを伺います。

○副議長(松本洋介君) 危機管理監。

○危機管理監(荒木 秀君) 新型コロナウイルス感染症の患者などの搬送は、「感染症法」等に基づき、都道府県知事または保健所を設置する市長が行うこととされておりますが、厚生労働省から消防庁に対する協力要請を受け、本県におきましては、保健所と市町消防の協定等に基づき、保健所において対応が困難な場合には市町消防が搬送を行っており、本年4月から8月末までの間に、患者やその疑いのある傷病者について、756件の搬送を行っております。

また、搬送に当たっては、消防庁が定めた「感染防止対策のマニュアル」等に基づき、手袋やN95マスク、感染防護衣、ゴーグルなどを装着するとともに、救急車についても、ビニールシートでの養生や使用後の消毒などの徹底により、感染防止に努めております。

○副議長(松本洋介君) 山田朋子議員—34番。

○34番(山田朋子君) 救急隊員の9割が、自分や家族が感染する不安を感じているというアンケート結果も出ています。

現在、県内の消防本部で、当該搬送によって不安を抱えるなど、精神的な不調を訴える隊員はいないのか、また、この対応策をどのように考えているのかを伺います。

○副議長(松本洋介君) 危機管理監。

○危機管理監(荒木 秀君) 現時点では、精神的な不調を訴える隊員についての報告はありませんが、市町消防においては、新型コロナウイ

ルス感染症に限らず、メンタルヘルスの相談窓口を設置するとともに、消防職員が精神的に大きなストレスを受けた場合に、ミーティングや上司による面談、専門家によるカウンセリングなどを行う体制を整えております。

また、国におきましても、市町消防からの要請に基づき、緊急時メンタルサポートチームを派遣し、ケアの支援に当たることとなっております。

一方、県におきましても、感染防止対策の徹底が不安解消につながると考え、搬送事例の多い長崎市の感染防止対策を各市町消防に紹介するとともに、救急救命措置における感染防止のガイドラインの周知、円滑な搬送体制の調整などを行っておりますが、引き続き、市町消防の意見を聞きながら、感染防止対策に努めてまいります。

○副議長(松本洋介君) 山田朋子議員—34番。

○34番(山田朋子君) (8) 新型コロナウイルス感染症対策「長崎県民手帳」について。

長野県においては、県民に新たな日常において活用してもらう目的で、新型コロナウイルス感染症に関する情報が掲載され、日々の体調や行動を記録できる県民手帳を作成し、配布を行っております。

この県民手帳は、感染を防止するために実践いただきたい内容や日々の体調や行動を記録できるページなどがあり、ホームページなどで情報入手が困難な高齢者にとっては非常に有用であり、この手帳に記載した内容は、保健所が実施をする疫学調査にも活用できるのではないかと考えます。

本県においても、ホームページやツイッター、広報誌など、様々な媒体を通じて新型コロナウイルス感染症に関する啓発等を行っていただい

ておりますが、感染した場合のリスクが高い高齢者には、必要な情報を発信し、感染防止対策を実施してもらうために、長野県と同じような取組ができないかを伺います。

○副議長(松本洋介君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 新型コロナウイルス感染症は、未知のウイルスであり、これまでも、相談の目安や検査の方法、退院の基準等が数度にわたり見直されるなど、日々の知見の積み重ねにより、その情報も更新され続けているところがございます。

一方、感染防止のためには、「密閉」、「密集」、「密接」といった「3密」を避けることが有効であることなどが判明しており、こうした確実な情報は、あらゆる機会を通じて県民の方々へ周知する必要があるものと認識しております。

これらのことから、紙媒体により新型コロナウイルス感染症の情報を発信する場合には、慎重に掲載する情報を選別する必要がありますが、長野県が作成した県民手帳には、日々の体調や主な行動歴を記録できるページもあり、疫学調査の際には有用な情報となります。

県といたしましては、有識者や高齢者団体等のご意見も伺いながら、高齢者に対して有効な周知方法等について、検討してまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 山田朋子議員—34番。

○34番(山田朋子君) ぜひ紙媒体での情報発信にも努めていただくことをお願いしたいと思います。

2、県民のいのちを守る取り組みについて。

(1) 性被害のワンストップサービスの充実について。

①サポートながさきの相談等について。

性犯罪・性暴力被害を受けた方々に医療、相

談、カウンセリング等の心理的支援、公的支援等を可能な限り1か所で提供し、被害直後から総合的支援を行う性暴力ワンストップサービスの窓口として、本県においては、平成28年4月に「サポートながさき」が開設されましたが、現在の相談体制と昨年度の相談状況をお尋ねします。

また、先般、国の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が公表され、その工程表も示されたところであります。国は、本年10月から、全国共通短縮ダイヤルを導入する方針であり、さらに、今後は夜間、休日に電話受付可能なコールセンターの設置についても検討をいただくというところであります。

短縮ダイヤルが導入され、性犯罪・性暴力被害者への支援制度の存在が広く国民に周知をされれば、相談者が増えることが予想されます。加えて、コールセンターの設置により、緊急時対応も必要となることが考えられますが、「サポートながさき」は、現在の体制で対応できるのでしょうか。

国の対策強化に合わせ、人員を増やすことなど、体制を強化する必要があると思いますが、県の見解を求めます。

○副議長(松本洋介君) 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長(宮崎浩善君) 現在、「サポートながさき」では、専門相談員1名を配置し、電話・面接相談のほか、医療機関等への付添い支援を行っており、昨年度の相談対応件数は延べ347件で、内訳は、電話等による相談が318件、付添い等の支援が29件であります。

本年10月からの全国共通短縮ダイヤルの導入につきましては、現時点では、相談件数がどの程度増加するか推測することは困難であるため、まずは現在の体制で対応し、状況に応じ、体制

の強化を検討してまいります。

また、24時間相談を受け付ける目的で国において設置が検討されておりますコールセンターの機能に関しまして、現時点で県の役割が示されていないことから、体制につきましては、今後の国の動きを見据え、判断をしてまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） ②急性期の対応について。

被害後間もない急性期と言われる段階での性犯罪・性暴力被害者が適切な医療措置を受けられるよう、県と「サポートながさき」、産婦人科医会が協定を結び、連携が図られていると伺っております。

ただ、性被害については、女性だけではなく、男性が被害に遭うこともあり、被害者支援は、産婦人科医会との連携だけではフォローできない部分があると思います。

そのように、性別にかかわらず急性期の性犯罪・性暴力被害者を救うためには、医療機関との支援体制が確実に機能するように連携が必要だと考えておりますが、現在どのような連携を図っているのか、伺います。

また、「サポートながさき」は、急性期の性犯罪・性暴力被害者への医療支援として、緊急避妊措置などの医療措置を行った場合の医療費を公費負担するといった制度がありますが、性被害に遭われた方々は、このような制度があることをご存じない方が多いのではないかと考えております。この制度があることを知ることによって、相談をためらう人の背中を押すことになるのではないかと思います。

急性期における性犯罪・性暴力被害者の身体的被害に対して、早期の対応と早期の回復のた

めに、この制度の周知を図る必要があると思いますが、県の考えをお聞かせください。

○副議長（松本洋介君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（宮崎浩善君） 県及び「サポートながさき」では、急性期の医療相談をはじめとした医療支援に適切に対応するため、離島を含む各地区の16医療機関と協定を結び、連携・協力体制を構築しております。

また、性犯罪・性暴力被害者の支援につきましては、現在、男性被害の場合も、女性被害と同様に、病院への付添い支援等を行うことといたしております。

さらに、協力医療機関以外につきましても、直接、被害者が医療機関を訪問した場合に、「サポートながさき」につないでもらえるような体制づくりに努めております。

医療支援助成制度につきましては、医療機関における診察料や緊急避妊措置医療などの費用を助成するものであります。また、臨床心理士によるカウンセリングや弁護士による法律相談の費用も助成する制度を設けており、被害者の経済的負担を軽減することといたしております。

これらの制度に関しましては、「サポートながさき」のホームページなどに掲載しているところでありませけれども、今後、シンポジウム、街頭キャンペーンなど、あらゆる機会を捉え、さらなる周知を図ってまいります。

○副議長（松本洋介君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） ③相談体制の充実について。

SNSでの相談受付について、性犯罪、性暴力の被害者を年齢別で見ますと20歳以下が多く、「サポートながさき」でも、20代以下の若い世代の相談が多いと伺っております。

今、「サポートながさき」では、メールによ

る相談を受け付けておりますが、最近、若い方を中心に、メールよりもLINEなどのSNSを利用する方が多いと思いますので、新たに、このSNSを利用した相談受付ができないかどうか、伺います。

○副議長(松本洋介君) 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長(宮崎浩善君) 昨年度の「サポートながさき」の相談者の年齢別では、20代以下が6割を占めている状況でございます。

若い世代の多くがコミュニケーションの手段として用いておりますSNSを活用することは、相談のハードルを下げることとなり、早期の対応や潜在化の防止につながることから、SNSなど、新たな受付の手段を検討してまいります。

○副議長(松本洋介君) 山田朋子議員—34番。

○34番(山田朋子君) (2) ネット119の実施状況について。

言語や聴覚に障害のある人がスマートフォン等からインターネットを使って119番通報ができる「ネット119緊急通報システム」の県内での実施状況と今後の取組について、伺います。

○副議長(松本洋介君) 危機管理監。

○危機管理監(荒木 秀君) 「ネット119緊急通報システム」は、音声により電話が困難な障害者の方が円滑に消防への通報が行えるシステムで、スマートフォンなどから通報へのWebサイトにアクセスし、画面をタッチすることで、「救急」や「火事」の別、「自宅」、「外出先」などの情報を消防本部に送信するシステムであり、消防庁が導入を推進し、県内では、これまで4消防本部が導入して、現在、106名の方が登録しておりますが、今年度中に、さらに1消防本部が導入する予定であります。

また、このほかの消防本部においても、電子メールやファクシミリなどによる通報手段を活

用しております。

県としましては、簡単な操作で通報ができるネット119は、外出先でも使えることから、聴覚・言語機能障害者の方には便利なツールであり、また音声によらない通報手段でも複数を用意しておくことも必要なことであると考えておりますので、引き続き、ネット119の導入とシステムへの登録を市町消防に働きかけてまいります。

○副議長(松本洋介君) 山田朋子議員—34番。

○34番(山田朋子君) (3) 分散避難の状況について。

コロナ禍において、災害時の避難については、指定避難所のほか、知人・友人宅への避難、旅館、ホテル等の宿泊施設への避難、車中避難、自宅内における垂直避難などの分散避難が求められております。

今回の台風10号では、県内全域で742か所の避難所を開設し、5万444人が指定避難所に避難をされました。私自身も、「長崎大水害」以来38年ぶりの避難を経験しました。指定避難所以外の分散避難をされた方も多くいらっしゃったものではと想像しております。

そのような中、県は5月に、長崎県旅館・ホテル生活衛生同業組合と、災害時におけるホテル、旅館等の宿泊施設の利用に関する協定を締結しておりますが、今回台風における協定の活用状況について、伺います。

○副議長(松本洋介君) 危機管理監。

○危機管理監(荒木 秀君) 台風9号、10号に関して、県では、市町連絡会議等を開催し、事前の備えに万全を期するよう依頼するとともに、分散避難として、旅館、ホテル等の宿泊施設の活用についても検討をお願いしたところであります。

台風10号の接近に伴い、一部の市から、協定の活用について申入れがあり、県旅館・ホテル生活衛生同業組合と調整を行いました。台風に伴う特別警報の発表も危惧され、早い段階から分散避難を呼びかけていたため、既に多くの自主避難者が県内の宿泊施設を予約し、満室であったことや要請を行った市において、他の避難場所を確保されたことにより、申入れの撤回があり、結果として、協定の活用には至りませんでした。

○副議長（松本洋介君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） （4）立体駐車場の避難場所としての活用について。

今回の台風では、車の損壊を避けるため、立体駐車場へ車を避難させる方々が多くいらっしゃいました。

そのような中、神奈川県小田原市では、自家用車車中における一時避難施設として、商業施設を使用する協定を締結しています。内容としては、市と地区自治会、商業施設の運営事業者が協定を締結し、市または自治会長からの要請があった時、事業者は、商業施設の立体駐車場及びトイレ、洗面所、ラウンジを住民に開放し、またペットの同伴避難をする人のために、ペット用のトイレエリアも整備をするとのことあります。

分散避難の一つとして車中避難も考えられますが、小田原市のように、立体駐車場を避難場所として活用することは有効であると思いますが、県の見解をお聞かせください。

○副議長（松本洋介君） 危機管理監。

○危機管理監（荒木 秀君） 車中避難は、避難者の「3密」を避けるため有効であると認識をしておりますが、一方で、エコノミークラス症候群を発症したり、豪雨災害では、車が流され

る危険性が高まることから、県ホームページ等において、十分に注意するよう呼びかけているところであります。

県としましては、車中避難を推奨するものではありませんが、やむを得ず車中避難を行う場合には、エコノミークラス症候群防止のため、ストレッチや水分補給を行うこと、豪雨災害が想定される場合には、早めに移動して安全な場所に避難を完了させることなどをお願いしております。

議員ご提案の立体駐車場を避難場所として活用することについては、避難所開設の主体となる市町の考え方や実施する場合の課題等について検討する必要がありますので、まずは先進事例を調査してまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） （5）届け出避難所について。

コロナ禍における避難については、分散避難が求められております。また、高齢者は、遠くの指定避難所に避難をするより、より近く、避難者の顔が見える関係が構築をできる地元の公民館などに避難することが望ましいと考えられます。そのような中、住まいの身近にある公民館や自治会館を避難場所として自治会等が自主的に開設する届出避難所の取組が有用であるとと考えております。

県内市町で届出避難所の取組が進むように、市町に情報提供などをいただきたいと思います。ご見解をお聞かせください。

○副議長（松本洋介君） 危機管理監。

○危機管理監（荒木 秀君） 届出避難所は、開設、運営を自治会等が行うため、市町職員の人手不足の問題がなく、また身近にある地区公民館等を活用するため、避難移動の利便性や安全

性が高いほか、コロナ禍における新たな分散避難先としての受皿になるものと考えております。

全国の一部の市町で先進的に取り組まれており、本県では、五島市が本年度から取組を開始したとお聞きしておりますので、県としては、市町に先進事例を紹介するなど、市町の取組を支援してまいります。

○副議長（松本洋介君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） （6）台風10号に伴う福祉避難所の開設状況と母子避難所指定について。

災害時に、高齢者や障害者など要支援者が避難をする福祉避難所が各市町において指定をされておりますが、要支援者数に対して、現状の指定数とは大幅な乖離があります。

そこで、まず今回の台風10号での福祉避難所の開設状況と、昨年11月定例会で、災害時に要支援者となり得る乳幼児を連れた母親や妊産婦が周りに気遣いをせずに安心して避難ができる母子避難所の確保について質問をいたしました。その後の状況について、伺います。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 台風10号の接近に伴いまして、県内10市町で27施設の福祉避難所が開設され、要支援者とそのご家族を含め、244人の方々が避難されましたが、収容の不足はなく、適切な開設、運営がなされたものと考えております。

なお、本年度は、福祉避難所として428か所、7,124人分を確保されておりますが、県全体の要支援者は6万8,123人であり、依然として不足しております。

県といたしましては、引き続き、確保に向けて市町の支援に努めるとともに、今年5月に長崎県旅館・ホテル生活衛生同業組合と提携した

災害時における宿泊施設の提供に関する協定に基づき、必要な場合には、ホテル等についても有効に活用していく必要があると考えております。

また、母子避難所の確保の状況につきましては、母子ともに安心して避難できる施設の確保は重要であることから、関係部局と連携いたしまして、母子避難所として協力いただける施設の確保について協議を行っておりましたが、本年は、島原市の児童養護施設が「母子避難所」として指定されることとなりました。

○副議長（松本洋介君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） 今後は、入所施設だけではなくて、特別支援学校や日中支援型の施設など、新たな施設もご検討いただきたいと思います。

しかしながら、既に市町の指定避難所に指定をされている特別支援学校もあります。市町の実情に応じて、福祉避難所のさらなる指定に向けて、取組をお願いしたいと思います。

（7）避難所における外国人や性的少数者、妊産婦ら要配慮者への対応について。

市町は、避難所運営マニュアルを作成することとされておりますが、県内には、未作成の市町があると聞いております。

未作成の市町は、国の手引や6月に県がコロナ対策として策定した「避難所開設・運営に関する新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」をもとに避難所を開設、運営すると思いますが、外国人や性的少数者、妊産婦など、様々な要配慮者がいる中、県のチェックリストでは、要配慮者を一括りとされております。他県の事例を見ても、配慮が必要な方を細かく記載をして、その方が活用する際に有用であると思っております。

配慮者に関する修正を検討いただきたいと思いますが、ご検討をお願いします。

○副議長(松本洋介君) 危機管理監。

○危機管理監(荒木 秀君) 県では、毎年、「市町避難行動要支援者担当者会議」を開催しており、その中で、避難所における要配慮者への支援や性的少数者への配慮等について周知を図っております。

ご質問のチェックリストは、コロナ禍において市町が開設する避難所の感染症対策を徹底するため、実際の避難所開設・運営時に、担当者がその場でチェックできるよう、実施すべき対策を項目ごとに、わかりやすく簡潔に作成したものでありますが、議員ご指摘のとおり、要配慮者に対する配慮も多様なものとなりますので、県としましては、より適切に対応できるよう、内容を見直してまいります。

○副議長(松本洋介君) 山田朋子議員—34番。

○34番(山田朋子君) (8) 災害医療コーディネーターについて。

厚生労働省は、東日本大震災の経験から、災害時における医療体制の充実強化を目指し、各都道府県に対し、医療チームの派遣調整などのコーディネート機能を十分に発揮できる体制の整備を求め、災害医療コーディネーターの養成を行っているとお聞きしておりますが、本県の体制はどのようになっているのか、また先般の台風10号では、どのような活動を行ったのかを併せてお聞きいたします。

○副議長(松本洋介君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 災害医療コーディネーターは、被災地の医療ニーズを的確に把握し、医療チームの派遣先の調整など、災害医療活動を総合的に支援する役割を担っており、本県では、16名の医師を災害医療コーディネー

ターとして養成しております。

先般の台風10号の際は、災害対策本部の設置に合わせて、災害医療コーディネーターを招集し、延べ5人のコーディネーター及びDMAT隊員により、迅速に被災地の医療ニーズや被害状況に関する情報収集を行い、停電による医療機関の応急措置等の支援を行ったところがございます。

○副議長(松本洋介君) 山田朋子議員—34番。

○34番(山田朋子君) (9) 災害時小児周産期リエゾンについて。

東日本大震災では、災害時において、乳幼児や妊産婦など配慮者に対する医療的支援が問題視をされ、厚生労働省は各都道府県に対して、災害時小児周産期リエゾンの配置を求めているとお聞きしておりますが、本県の体制はどうなっているのか、また先般の台風10号での活動状況について、伺います。

○副議長(松本洋介君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 災害時小児周産期リエゾンは、災害医療コーディネーターと連携して、乳幼児や妊産婦などの要配慮者に対する医療的支援や調整を行う役割を担っており、本県では、産科7名、小児科7名の医師を災害時小児周産期リエゾンとして養成しております。

先般の台風10号の際は、災害対策本部設置とともに、産科医1名、小児科医1名のリエゾンに対して待機要請を行いました。同リエゾンによる調整が必要な事態には至りませんでした。

○副議長(松本洋介君) 山田朋子議員—34番。

○34番(山田朋子君) (10) 県警における台風10号の対応について。

災害現場では、多くの警察官や消防士が身の危険を顧みず活動いただいております。しかしながら、現状では、これらの警察や消防など現

場を支える方々の活動に注目が集まっていないように思われます。

台風10号の災害警備において、警察が、どれだけの体制で、どのような活動を行ったのかをしっかりと評価し、県民に伝えていくことで、現場の方々にさらに誇りを持ってもらうとともに、県民の安心感の醸成につながると思っております。

今回の活動状況について、伺います。

○副議長(松本洋介君) 警察本部長。

○警察本部長(早川智之君) お答えをいたします。

県警察におきましては、9月6日、警察本部長を長とする「災害警備本部」を設置し、最大約1,600人体制で災害警備に当たりました。

具体的には、事前に各地域に機動隊を派遣するとともに、被害情報の収集や自治体と連携した早めの避難の呼びかけ、避難誘導、交通規制、信号機の減灯等に伴う交通整理などを行いました。

今後とも、災害危険箇所の実態把握や訓練を行うとともに、今回の台風の教訓を踏まえまして、装備資機材の充実、早期の体制の確立を図るなど、不断に災害対処能力の向上に努めてまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 山田朋子議員—34番。

○34番(山田朋子君) (11) 消防における台風10号の対応について。

台風10号における消防の対応について、お伺いをいたします。

○副議長(松本洋介君) 危機管理監。

○危機管理監(荒木 秀君) 台風10号につきましては、9月6日から7日にかけて、県内10の消防局・本部において、通常の体制に加え、延べ585人を増員し、管内一円の警戒活動や21件の

救急出動、71件の危険排除出動、35件の自動火災報知設備通報に伴う調査などのための出動を行っております。

また、消防団員も、「令和2年7月豪雨」を上回る約5,000人が出動し、消防局・本部と連携しながら警戒や倒木除去、避難誘導、LINEによる被害情報の収集などに当たっております。

県といたしましては、台風10号に対する各市町消防団の活動について、市町に対し情報提供などを行い、県民の安全・安心の向上につなげてまいります。

○副議長(松本洋介君) 山田朋子議員—34番。

○34番(山田朋子君) 消防も警察も、県民の命を守るために、本当にありがとうございました。

3、子どもを産み育てやすい環境をつくる対策について。

(1) 多胎児の実態と支援策について。

厚生労働省の人口動態統計によると、出生数に占める多胎児の割合は、1980年の1.2%から、2018年は2.0%に増加をしており、その要因として、晩婚化に伴う不妊治療の増加等が挙げられております。

多胎妊婦や多胎育児中の家庭は、同時に2人以上の妊娠、出産、育児をすることに伴う身体的、精神的な負担の大きさなどから、多胎児ならではの困難さがあり、また外出のしづらさなどにより地域から孤立をする傾向にあることから、虐待のリスクも指摘をされております。

このような状況がある中で、多胎家庭に特化をした負担感や孤立感を軽減するために支援が必要であると思っておりますが、県内の多胎児の実態はどのようになっているのか、支援の状況を含めてお伺いいたします。

○副議長(松本洋介君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 本県における昨年度の多胎分娩件数は88件、多胎児出生数は182名であります。また、出生数に占める多胎児の割合は1.9%であり、1980年の1.0%から、全国と同様に増加しております。

市町における多胎妊産婦に特化した負担感や孤立感を軽減するための支援事業としては、今年度、4市町で、多胎育児中の方の情報交換及び交流の場となる教室などを実施している状況であります。

○副議長(松本洋介君) 山田朋子議員一34番。

○34番(山田朋子君) 多胎分娩件数が88件ということであります。出生数が少ない市町においては、多胎件数も少ないために、多胎家族に特化した事業を取り組みづらい傾向にあるのではないかと思います。

そのような状況を踏まえ、岐阜県では、県事業として、妊娠、出産、育児の不安を軽減するため、多胎妊婦やパートナーを対象に、専門家の講演や先輩ママとの交流会などを多胎児プレママ教室として実施しており、パートナーの理解や育児参加を促す観点からも、効果的な取組がされております。

岐阜県と同様の取組を本県でも実施できないか、伺います。

○副議長(松本洋介君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) 国においては、今年度から、多胎妊産婦の負担感や孤立感を軽減するため、市町を実施主体とした多胎児育児経験者との交流会や相談支援事業を開始したところ です。

本県におきましても、市町の母子保健担当者会議において、事業実施の検討を促したところであり、今後は、市町と協議しながら、助産師等の派遣講師の紹介や複数市町での共同実施に

向けた調整など、市町が実施するに当たり課題となる点について支援し、事業推進に努めてまいります。

○副議長(松本洋介君) 山田朋子議員一34番。

○34番(山田朋子君) 一人でも子育ては大変であります。双子や三つ子となると、なおのことです。睡眠も取れず、外出も制限をされ、社会とも孤立をし、産後うつになったり、様々な心配がされます。ぜひ、しっかりと取組をお願いしたいと思っております。

(2) 障害のある人もない人も共に楽しむことができる遊具の設置について。

障害のある子もない子と一緒に遊べるインクルーシブともユニバーサルデザインとも言われる公園が東京都内で次々と誕生をしようとしております。都内砧公園では、車椅子の子どもが緩やかなスロープを上って大型遊具で遊び、体が安定しない子どもは、背もたれのついたブランコでゆらゆら、地面にはクッション性のあるゴムチップ舗装がされており、転んでも安全な、安心な公園に来年4月には生まれ変わるということ であります。

本県においても、県立公園の遊具の更新時には、このような誰もが安心して使える遊具の導入を進めていただきたいと思います。ご見解をお聞かせください。

○副議長(松本洋介君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 県では5か所の都市公園を管理しておりますが、これまで、議員ご提案の「障害のある人もない人も共に楽しむことができる」との観点からの施設整備は行っておりませんでした。

現在、長寿命化計画に基づく遊具の更新に取り組んでいるところでありますので、今後は、関係団体との意見交換やアンケート等による情

報収集、ニーズの把握に努め、子どもたちの誰もが共に楽しめる遊具の設置について、検討してまいります。

○副議長（松本洋介君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） 4、子どもたちの学びを応援する取り組みについて。

（1）ヤングケアラーの実態について。

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもとされております。

ヤングケアラーの子どもたちは、長時間にわたり家族の介護や兄弟の世話、家事などを行うことにより、遅刻や欠席など、学校生活への直接的な影響に加え、その後の人格形成や将来の夢、希望にも影響を及ぼすなど、子ども自身の権利が侵害されている可能性があります。

このようなヤングケアラーについて、どのように把握をし、どのような支援を行っていくのか、伺います。

○副議長（松本洋介君） こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君） ヤングケアラーの把握については、学校を休みがちになっていたり、様子の異変等が見られた児童については、学校から市町の要保護児童対策地域協議会につないだケースや、虐待等による協議会の要支援ケースの児童について、実情を確認する中で、ヤングケアラーにも該当することが判明したケースなどがあります。

ヤングケアラーと判明したケースについては、市町の協議会においてケース登録し、本人の負担軽減を図るため、ケアを受けている家族を保育や介護等の福祉サービスの利用につなげるなどの支援を行っております。

○副議長（松本洋介君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） ヤングケアラーは、市

町の要対協で支援をしていくということですが、実際に本県ではどのくらいのケースが登録をされているのか、また全ての市町で把握をされているのか、本県の状況について、お聞かせください。

○副議長（松本洋介君） こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君） ヤングケアラーへの対応については、昨年7月に、国から、適切な対応を図るよう通知されたところであります。

本年8月に、昨年度のヤングケアラーの状況について、市町に対してアンケート調査を実施いたしましたところ、6市町で33ケースを登録し、5市町ではケースの登録がなく、また10市町ではヤングケアラーについての把握をしていないという状況でありました。

○副議長（松本洋介君） 山田朋子議員—34番。

○34番（山田朋子君） ヤングケアラーの問題は、最近になって顕在化したものであり、全国的にも、その取組は緒についたばかりであります。本県においても、把握していない市町が10もあるなど、その取組は十分と言える状況にないと感じております。

このような状況を踏まえて、県として、どのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。

○副議長（松本洋介君） こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君） ヤングケアラーの早期発見、ニーズ把握について、今年の6月に国からガイドラインが示され、より適切な対応が求められているところであります。

県としては、県内全ての市町において適切に対応がなされるように、市町との連携会議を開催し、ガイドラインの活用に加え、学校をはじめとする関係機関との連携強化や研修会の実施など、協議しながら、しっかりと取り組んでま

います。

○副議長(松本洋介君) 山田朋子議員—34番。

○34番(山田朋子君) ヤングケアラーについては、家庭内のことのため悩みが表面化しにくく、また家族や本人自身がヤングケアラーという問題認識をしていない問題があります。そのため、学校の先生をはじめとする周りの大人たちでは気づかない場合も多いと思います。

私は、このような子どもたちを早期に発見し、必要な支援につなげていくために、ヤングケアラーが子どもの権利侵害であることを子どもたちにしっかり教え、子どもたち一人ひとり、悩んでいないかを確認することが必要だと考えております。

そのために、学校が定期的に行っている、いじめアンケート調査や個別面談等の中で、虐待やヤングケアラーについても確認していただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○副議長(松本洋介君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) ヤングケアラーに関する子どもたちの理解を深め、家庭内における悩みについて個々人に確認を行うことは、大変重要であると考えております。

実施に向け、関係部局と連携しながら、市町とも協議を行ってまいります。

○副議長(松本洋介君) 山田朋子議員—34番。

○34番(山田朋子君) (2) コロナ禍における子どもたちの学びの保障について。

①公立学校における学びの保障について。

新型コロナウイルス感染症を目的とした学校休業による学習の遅れは改善をできているのか、また、これから予想されます秋冬のインフルエンザ流行期になれば、再び学校が休業になり、授業が実施されず、学びの保障が困難になるのではないかと心配をしております。

特に、小中学校における学びの保障について、現在の状況と今後の対応をお聞かせいただきたいと思っております。

併せて、特に、大学進学を希望する高校3年生にとっては、大学入試センター試験から、今年度から大学入学共通テストに変わるなど、新しい大学入試が実施されるといううえで、非常に心配が多くある生徒がいると思っておりますが、各学校においては、どのように取組を考えているのかを伺いたいと思っております。

○副議長(松本洋介君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) まず、今般の学校休業による授業の遅れは、行事の精選や夏季休業中の授業実施等により、小中学校、高校におきましても、取り戻している状況でございます。

また、小中学校ですが、今後、新型コロナウイルスの感染拡大があった場合は、感染リスクの高い学習活動の停止や分散登校の実施など、最大限の感染対策を講じ、休業が必要な場合においても、学校や地域を限定するなどの工夫により、可能な限り学校の教育活動を継続して、学びを保障していくものと考えております。

その際、国の方針に基づき、小学校6年生及び中学校3年生の学習を最優先し、進学を目前に控えた児童生徒が不利益を被ることがないように指導しているところです。

また、新しい大学入試制度に関しましては、随時、学校を通じて生徒や保護者へ情報を提供し、不安を払拭するように努めております。

今後、感染が拡大し、臨時休業が生じた場合には、特に、受験を控えた3年生を優先して分散登校させるなど、不測の事態が生じて、安心して受験に臨める環境を整えておくよう学校を指導してまいります。

○副議長（松本洋介君） 山田朋子議員一34番。

○34番（山田朋子君） ②生活に困窮する生徒・学生への支援について。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い解雇や雇い止めなどが増加をし、県民の家計や生活に大きな悪影響を及ぼしております。

県としては、このような経済的困窮した世帯の県内高校生について、どのような支援を行うのか、また同様のケース、県立大学の学生について、どのような支援を行うのか、伺いたいと思います。

○副議長（松本洋介君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） お答えいたします。

県といたしましては、これまでも家計急変により保護者等の収入が急減した県内の私立高校の生徒に対しましては、「授業料軽減臨時補助金」で支援しているところでありまして、今回のコロナの影響を受けた学生につきましても、その対象としているという状況でございます。

また、家計急変によりまして、生活保護ですとか、住民税の所得割が非課税となった世帯につきましましては、「奨学給付金」の対象に今回新たに追加されたという状況でございます。

また、大学生でございますけれども、家計急変した世帯の大学生につきましましては、国等におけます修学支援新制度によりまして授業料の減免ですとか、給付型の奨学金、こういったもので支援しているところでありまして、県立大学におきましては、6月補正におきまして、独自の授業料の減免制度を取り入れたという状況でございます。

今後とも、前途ある学生、生徒が学業を断念することがないように、必要な支援を講じてまいりたいと存じます。

○副議長（松本洋介君） 本日の会議は、これに

て終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 3時47分 散会 —

第 8 目 目

議 事 日 程

第 8 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

令和2年9月17日（木曜日）

出席議員（45名）

- 1番 宮島大典君
- 2番 宮本法広君
- 3番 赤木幸仁君
- 4番 中村泰輔君
- 5番 饗庭敦子君
- 6番 堤典子君
- 7番 下条博文君
- 8番 山下博史君
- 9番 北村貴寿君
- 10番 浦川基継君
- 11番 久保田将誠君
- 12番 石本政弘君
- 13番 中村一三君
- 14番 大場博文君
- 15番 山口経正君
- 16番 麻生隆君
- 17番 川崎祥司君
- 18番 坂本浩君
- 19番 深堀ひろし君
- 20番 山口初實君
- 21番 近藤智昭君
- 22番 宅島寿一君
- 23番 松本洋介君
- 24番 ごうまなみ君
- 25番 山本啓介君
- 26番 前田哲也君
- 27番 山本由夫君
- 28番 吉村洋君
- 29番 大久保潔重君
- 30番 中島浩介君
- 欠番
- 32番 山田博司君
- 33番 堀江ひとみ君

- 34番 山田朋子君
- 35番 西川克己君
- 36番 外間雅広君
- 37番 瀬川光之君
- 38番 坂本智徳君
- 39番 浅田ますみ君
- 40番 徳永達也君
- 41番 中島廣義君
- 42番 溝口芙美雄君
- 43番 中山功君
- 44番 小林克敏君
- 45番 田中愛国君
- 46番 八江利春君

説明のため出席した者

- 知事 中村法道君
- 副知事 上田裕司君
- 副知事 平田研君
- 統轄監 平田修三君
- 危機管理監 荒木秀君
- 総務部長 大田圭君
- 企画部長 柿本敏晶君
- 地域振興部長 浦真樹君
- 文化観光国際部長 中崎謙司君
- 県民生活環境部長 宮崎浩善君
- 福祉保健部長 中田勝己君
- こども政策局長 園田俊輔君
- 産業労働部長 廣田義美君
- 水産部長 斎藤晃君
- 農林部長 綾香直芳君
- 土木部長 奥田秀樹君
- 会計管理者 吉野ゆき子君
- 交通局長 太田彰幸君
- 地域振興部政策監 村山弘司君
- 文化観光国際部政策監 前川謙介君

産業労働部政策監	貞方学君
教育委員会教育長	池松誠二君
選挙管理委員会委員	高比良末男君
代表監査委員	濱本磨毅穂君
人事委員会委員長	水上正博君
公安委員会委員	川口博樹君
警察本部長	早川智之君
監査事務局長	下田芳之君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大崎義郎君
教育次長	林田和喜君
財政課長	早稲田智仁君
秘書課長	石田智久君
選挙管理委員会書記長	大塚英樹君
警察本部総務課長	川本浩二君

議会事務局職員出席者

局長	松尾誠司君
次長兼総務課長	柴田昌造君
議事課長	川原孝行君
政務調査課長	太田勝也君
議事課長補佐	永田貴紀君
議事課係長	梶谷利君
議事課主任主事	天雨千代子君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(瀬川光之君) ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

近藤議員—21番。

○21番(近藤智昭君) (拍手)〔登壇〕 おはようございます。

自由民主党、南松浦郡選出の近藤智昭でございます。

本日は、傍聴席に私の高校の時の同級生の夫妻が応援に駆けつけていただき、ちょっと緊張しているんですけども、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1、行財政改革について。

これまで長崎県では、昭和60年の「行財政改革大綱」以来、平成28年度から取り組んでいる現在の「行財政改革推進プラン」までの6次にわたる改革を進めてきたところであります。

平成27年度までの過去の行革は、その時々時代の変遷の中で、市町村合併や地方分権の進展などを踏まえた「行政のあり方の見直し」などを進めつつも、財政状況が非常に厳しい中、どちらかと言えば「無駄をなくす」、「行政コストの削減を進める」という収支改善の側面が色濃かったのではないかと考えております。

そういった中で、全国よりも著しい速さで人口減少が進行してきた本県では、ここ数年は、人口減少対策を県政の喫緊の重要課題として真っ正面から取り組む姿勢を打ち出し、その実現のための「総合戦略」や「総合計画」を策定し、具体的な成果を県民の皆様に還元していくという知事の強い思いの中で取組が進められてきたものと認識しております。

これまで、我々県議会としましても、人口減少に歯止めをかけるため、理事者の皆さんとも、時には厳しいやりとりなども行いながら、一緒になって取組を進めた結果、依然、厳しい状況は続いています。しかし、五島市では社会減に歯止めがかかるなど、明るい兆しも出はじめていると考えております。また、本県の行財政改革の取組も一定の成果もあるのではないかと考えています。

しかしながら、私の地元の上五島地域をはじめ、各地域では人口減少はまだまだ歯止めがか

からない状況にあるのも事実です。

ここで、本県の状況を見返した時に、全国よりも著しい速さで人口減少が進行してきており、また、新型コロナウイルス感染症を受け、社会情勢や地方行政が求められることも変わってきているところであり、まさに時代が大きく変わっている中で、県の行政改革は、このような情勢や環境変化も考慮しながら、これまでとは違った視点も加え、県庁の改革を進める必要があるのではないかと考えています。

現在の「行財政改革推進プラン」の計画期間は、今年度までとなっており、今後、来年度から新たな行政の計画を作成していくことになると思いますが、次期計画の策定に当たっては、そういった観点で、長期的な視点で将来を見据え、大胆に県の行政改革を進めていただきたいと思っております。

そこで、新たな計画を策定することにより、今後の県庁をどう改革したいのか、知事の考えや思いをお尋ねします。

2、学校給食における県産農水産物の提供について。

今回の新型コロナウイルス感染症は、国内だけではなく、世界各地で感染が拡大し、既に2,500万人以上の感染者が発生しており、これまで都市封鎖や入国制限をはじめ、様々な感染予防策が実施されているところです。

このため、インバウンドや外食産業の需要が大幅に縮小し、本県の農林水産業においても大きな影響を与えております。

農業では、和牛の枝肉価格が2月以降、急激に落ち込み、8月は、やや持ち直しを見せたものの、肥育農家の皆さんの経営は、引き続き、非常に厳しい状況にあります。

水産では、当初の需要を見込み、時間をかけ

て育ててきた養殖魚の出荷取引が止まってしまうという深刻な状態に陥り、生産者からは、「魚の出荷が止まってしまい、生けすの中にはブリ、マダイがたくさん泳いだままになっている」、「次の養殖に向けて稚魚を受け入れる生けすが空かないので困っている」、「今後、事業が継続できるのか、大きな不安を抱えている」等の苦労や不安を伺っております。

そのような中、大きな影響を受けている県内生産者を支援するため、長崎和牛などの高級食材や、養殖ブリ、マダイ等を無償で学校給食に提供する学校給食活用推進事業が実施されています。

小中学校等の学校給食にこれらの食材を提供することは、確実に需要確保や価格回復につながるるとともに、児童生徒に対しても、おいしさや魅力を伝えることで、今後、長期にわたる消費拡大につながるものと考えており、生産者からも高い評価をいただいております。

この実施状況に当たっては、関係団体の協力もいただきながら、関係課が協力し、学校現場においても、既に予定されていたメニューを変更するなど積極的に取り組んだことから、6月には提供することができたと聞いております。

そこで、具体的な学校での実施状況や提供された給食を食べた児童生徒の反応について、お聞かせください。

また、この事業を教育現場でどのように活用されたのか、お尋ねします。

3、長崎県における再生可能エネルギーの推進について。

地球温暖化対策として国際的に脱炭素の動きが加速化する中、長期的に安定した持続的で自立的なエネルギー供給による我が国と世界の持続的な発展を目指したエネルギー政策として、

一昨年7月に「第5次エネルギー基本計画」が策定されております。

その中で、2030年の温室効果ガス26%削減に向けたエネルギーミックスとして、化石エネルギーや原子力等の電源比率を抑え、再生可能エネルギーの比率を高めるための取組と、再生可能エネルギーの主力電源化への方針が示されています。

その中でも特に洋上風力発電については、広大な海域を有し、発電に適した風況に恵まれた我が国においては、導入のポテンシャルが非常に高く、温室効果ガスの大幅な削減やエネルギー自給率の向上に資するものと期待しています。

これまで風力発電は、発電量が天候に左右されることから、電力需給の動向に応じて調整が可能な火力発電などの電源との併合が欠かせないことや、インフラ整備の高コストによる経済への負担増、送電網の容量不足による接続問題など、導入促進に向けての課題がありましたが、特に欧州では、技術開発が先行してコスト低減が図られたことから導入が拡大しております。近年では、台湾をはじめとするアジアにおいても大規模な導入計画が進められています。

今後、海域の利用において、漁業者との共存が図られることを前提とした洋上風力発電の導入が促進されれば、大型鉄鋼構造物の製造などにおいて、本県造船業を中心とした地場企業の振興に寄与するとともに、離島地域においては、運転開始後のメンテナンス基地港など、関連産業による地域振興が期待できるものであります。

洋上風力発電が計画されている地元市町においては、再生可能エネルギーを活用した漁業振興や地域振興について、産学官が連携した取組を検討されています。

こうした中、県において新たな基幹産業の創出に向けたロードマップを策定し、海洋エネルギー関連産業の重点的な振興を図る方針を示したところであり、また、昨年度から、五島市沖、西海市沖に次ぐ、新たな洋上風力発電導入可能な海域を選定するためのゾーニング事業を実施しているところですが、県として海洋再生エネルギーの導入促進について、今後、どのような取組を実施していくのか、お尋ねします。

4、国土強靱化に対する県の考え方について。

近年、豪雨災害が激甚化しておりますが、今年度も九州や中部地方などを中心として「令和2年7月豪雨」が発生し、本県を含め、全国で80名を超える方々が犠牲になりました。犠牲になられた方々に心よりご冥福をお祈りするとともに、一日も早い復旧を切に願っております。

さて、本県においては、平成30年度以降、3年連続で4回、「大雨特別警報」が発令されております。

今年の「令和2年7月豪雨」では、7月6日に4市3町に「大雨特別警報」が発令され、記録的な大雨になり、佐世保市で発生した地すべりや、県道平戸生月線の斜面崩壊などにより、各地の道路が通行止めになったほか、大村市で河川護岸の決壊による家屋の浸水や国道34号が冠水するなど、県内各地で多くの被害が発生しており、その被害額は86億円に上ると聞いております。

また、離島では、昨年7月の台風5号による大雨により、五島市や新上五島町、対馬市において、のり面崩壊や地すべりによる幹線道路の通行止めが多発しました。

特に、新上五島町奈摩郷で発生した県道の斜面崩壊は、延長100メートル、高さ60メートルと崩壊規模が非常に大きく、約8か月間の全面通行止めとなり、地域住民の日常生活に多大な

る支障を来すことになりました。

さらには、昨年8月の大雨や一昨年の「平成30年7月豪雨」でも、松浦市や新上五島町において、地すべりや土砂崩れによる通行止め、県内各地で多くの被害が出ております。

毎年のように発生する災害は、県民生活の安全・安心を脅かすものであり、今後想定される大規模自然災害から県民生活や地域社会を守り、活力ある地域づくりを進めるため、頻発化、激甚化する災害に強い強靱な県土づくりをさらに推進していく必要があります。

道路、河川、砂防等の防災のための重要インフラの機能強化を図り、県民の安心・安全を早急に確保するべきだと考えておりますが、今後の国土強靱化に対する県の認識をお伺いします。

5、離島への観光客誘致について。

(1) 滞在型観光事業のこれまでの成果について。

昨日、安倍前首相が辞任されました。平成24年12月に就任されて以来、歴代最長となる約7年8か月にわたり、日本のかじ取り役という重責を担われ、経済対策や人口減少対策をはじめ、数多くの重要施策を強力に推進してこられたご功績に対し、この場をお借りしまして改めて深く敬意を表す次第であります。

この間を振り返りますと、本県の最重要課題の一つである離島振興関係においては、非常に重要な2つの出来事がありました。

平成29年4月の「有人国境離島法」の施行と、平成30年7月の「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録の実現であります。

中でも、自由民主党離島振興特別委員長の谷川衆議院議員をはじめ、関係国会議員の皆様の多大なるご尽力により、議員立法で制定された

「有人国境離島法」については、法施行と同時に、雇用機会の拡充や航路・航空路運賃の低廉化など、国境離島地域の地域社会の維持に取り組むため国の手厚い交付金制度が創設され、50億円もの国費が毎年度、当初予算で措置されることになっております。

全国の特定期境有人国境離島地域の約半分の人口を占める本県においては、この予算を市町と一体となって有効に活用したことで、法施行後、人口の社会減が大きく改善したほか、この3年間で850人を超える新たな雇用の場が創出され、昨年度の離島地域への移住者も平成28年度の約4倍に増加するなど、有人国境離島法関連施策の具体的な成果が表れているものと認識しております。

新たな首相の下でも、こうした国の手厚い支援が継続されることと確信していますが、そのためにも本県が全国の先頭に立って成果を出し続けることが何より重要であると思っております。

県におかれましては、今後とも、市町と十分に連携しながら、さらなる島の活性化に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、質問をさせていただきますが、この国境離島の交付金を活用した取組の一つに、島を訪れる観光客に「もう一泊したい」と思わせるような魅力ある観光メニューの提供によって、島の観光客の受入体制の充実等を図ることを目的とした滞在型観光促進事業がありますが、この事業における法施行後3年間の成果について、お尋ねします。

(2) 新型コロナウイルス感染症の離島での影響と対策について。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、我が国の景気は悪化が続いており、本県においても個人消費が大幅に減少するなど、大変厳し

い状況にあります。

県内の主要宿泊施設の宿泊客数について、本県の観光動向調査によると、離島地域は本土より一層厳しい状況となり、特に観光産業は大きな影響を受けました。

「緊急事態宣言」の解除により、段階的に移動自粛が解除され、去る6月19日からは全国的な移動が可能となりましたが、7月以降、大都市圏を中心に感染が拡大したことにより、お盆時期の帰省自粛などもあり、本県、とりわけ離島地域への観光客については、回復までにはかなり時間がかかるものと思われまます。

また、離島地域では医療体制が脆弱であることに加え、重症化しやすい高齢者の割合が高いため、一たび感染症が蔓延すると医療崩壊につながる危険性もあり、島外からの観光客の受入れには慎重にならざるを得ず、各首長さんも感染症が持ち込まれないよう、細心の配慮をなされ、現在も感染症防止対策と経済との両立に大変頭を悩まされております。

この間、県においては、4月からの国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、感染予防、拡大予防対策の強化や、県民生活、地域経済への影響対策など、感染予防と経済活動の両立に向けた様々な緊急対策を実施され、事業者からは、「おかげさまで何とか倒産を免れた」、「従業員を解雇することもなく続けられた」などの声が聞こえております。

現在も多くの業種で厳しい状況が続いておりますが、厳しさが続く観光事業者、特に離島地域の観光事業者に対して、これまでどのような支援策を講じてこられたか、その結果どうなったのか、お尋ねします。

6、企業誘致について。

企業誘致は、人口減少対策として大学生や高校生の県内定着や本県から出て行かれた方、本県への移住を検討されている方の働く場を創出し、本県の産業基盤を強化するために重要な施策であると考えております。

県におかれましては、基幹産業である造船業が苦戦を強いられる中、産業構造の転換を目指し、「航空機関連産業」、「ロボット・IoT関連産業」、「海洋エネルギー関連産業」の3分野の企業の誘致、育成に力を入れるとともに、これらの分野で活躍していただける人材の育成についても、県立大学のセキュリティ学科の増員、産学官共同センターの整備を進めるなど、企業誘致について、知事を先頭に積極的に取り組んでおられます。

こうした前向きな取組の中、結果として、現総合計画における企業誘致の昨年度までの実績は、雇用計画は2,959人と最終目的の2,700人を上回り、立地環境が厳しい本県において成果を上げているものと評価しているところであります。

こうした企業誘致が好調に進む中、今般、新型コロナウイルス感染症のパンデミックが発生し、世界的な経済活動の停止や急激な企業収益の悪化による企業心理が冷え込み、企業誘致にとっては非常に厳しい状況となり、企業誘致はなかなか進まないのではないかと考えていました。

しかしながら、こうした中、先般、パーソルワークスデザイン株式会社が、佐世保に450人規模の事業拠点を新たに整備するとの発表があり、本県にとっては喜ばしいニュースでありました。現下のコロナの厳しい経済状況下において、今回の立地が決まった要因はどのようなものであったのか、お尋ねします。

併せて、コロナ禍における企業誘致の現状、今後の見通しについて、お尋ねします。

7、サイバー犯罪の現状と被害防止に向けた県警の取り組みについて。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、「新しい生活様式」の実践が提唱され、人と人とが直接接触する機会を回避するための取組が推進されている中において、事業活動ではテレワークやWeb会議が積極的に活用され、また、一般の家庭ではビデオ通話やインターネットを通じた通信販売の利用が拡大するなど、インターネットの利活用が一層の広がりを見せているものと思います。

これを機に、自宅にインターネット回線を引かれる家庭も増え、また、離れて暮らす家族との連絡手段等として、スマートフォンやタブレットなどのモバイル端末を購入されるなど、これまでインターネットに関心が薄かった方々によるインターネットの利活用は、ますます増えてくると思います。

こうした生活環境の変化が進む中において、私が心配しているのは、今般、ますますサイバー犯罪が増加していくのではないかと思います。インターネットを初めて利活用される方の中には、サイバーセキュリティ対策に関する知識が十分でない方もおられ、このような状況につけ込んで不正アクセス、フィッシング詐欺など犯行しようとする者が出てくるなど、インターネットを悪用したサイバー犯罪がますます増えてくるのではないかと危惧しております。

そこで、本県内におけるサイバー犯罪の現状がどのような状況になっているのか。

また、本県警察において、これらの被害を防止するためにどのような取組を行っているのか、警察本部長にお尋ねします。

以上で、壇上からの質問を終了し、再質問につきましては、対面演壇席で行わせていただきます。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 近藤議員のご質問にお答えいたします。

新たな行財政改革に取り組む方針をどう考えているのかとお尋ねでございます。

今日、AIやIoT技術の進展に伴い、Society5.0時代の到来を迎えようとする中、本県では、人口減少や高齢化が進み、「2040年問題」の対応が急がれております。

他方、新幹線やIRをはじめとする大小様々なプロジェクトの進展によって、県内各地において街のたたずまいは大きく変わろうとしており、また、産業構造も造船関連産業中心の構造から、航空機、半導体、ロボット、海洋エネルギーなど、多様な産業によって支えられる構造へと変わっていきようとしております。

このように、時代や街、産業が変わろうとしている中、人の働き方や、その意識も、これを変えていく必要があるものと考えており、厳しい財政状況や限られた人的資源を最大限に活用しながら、こうした変化をチャンスと捉え、県民の皆様、これまで以上に具体的な成果を還元していかなければならないと考えております。

そのためには、ICTなど新たな技術の有効活用、NPOや企業等の地域社会を支える多様な主体との連携、全ての職員がその能力を発揮できる環境づくりなど、県庁のあり方そのものも変わっていく必要があるものと考えております。

そこで、新たな計画では、県民の皆様方の幸福の最大化を図るために、県民と職員の意識共有を図りながら、「挑戦する県庁」、「持続可能

な県庁」、「スマートな県庁」、「多様な人材が活躍する県庁」、「連携する県庁」を目指し、働き方や、その仕組みを変えていきたいと考えております。

特に、コロナウイルスの影響で喫緊の課題となっております「行政のデジタル化」については加速度的に進め、県民の皆様への行政サービスの向上はもとより、業務効率化や生産性の向上につなげてまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見もお伺いしながら、新たな計画を策定し、全庁一丸となって県庁改革を進めてまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長(瀬川光之君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 私の方から、学校給食活用推進事業について、2点お答えをさせていただきます。

まず、具体的な学校での実施状況や児童生徒の反応についてのお尋ねであります。学校給食活用推進事業につきましては、公立学校504校において、年間約5,700回の実施を予定しております。8月までに358校において約770回実施し、肉類はサイコロステーキやハヤシライス、鶏ごぼう汁などで、また、魚は照り焼きやマリネ、和風あんかけなどで提供いたしました。

児童生徒からは、いずれのメニューについても、「おいしかった」との感想や、「食べ残しがなかった」、「普段おかわりしない子もおかわりをした」など、大変好評であったと聞いております。改めて県産食材のすばらしさを子どもたちも認識したのではないかと考えております。

次に、この事業を教育現場でどのように活用したのかのお尋ねですが、これまでも学校給食におきましては、地場産物を活用し、児童生

徒が地域の食文化や産業等について理解できるよう、各学校が特色を活かした取組を実施してまいりました。

とりわけ、今回は本事業を通して、長崎和牛やブリ、マダイなど、価格の面から通常使用することが難しい高級な食材を提供していただいたことで、長崎和牛が「全国和牛能力共進会」で内閣総理大臣賞を獲得したことや、身近で養殖されているブリが、世界各国に出荷されていることなどについて、学ぶ機会がつけられ、地域産業への理解が深まり、生産者に対する感謝の心がより一層育まれたのではないかと考えております。

○議長(瀬川光之君) 産業労働部長。

○産業労働部長(廣田義美君) 私の方から、2点についてお答えいたします。

まず、海洋再生エネルギーの導入促進に向け、今後どのように取り組んでいくのかのお尋ねでございます。

我が国において、再生可能エネルギーの導入促進が図られる中、本県におきましては、海洋再生エネルギー関連産業を新たな基幹産業として育成することを目指し、産学官連携の下、国の実証事業への参画や地場企業による共同受注体制構築などに取り組んできたところでございます。

また、海洋エネルギー関連産業の拠点形成に向けて、洋上風力発電の実施可能エリアを選定するためのゾーニング調査を実施するとともに、関係団体や県内大学と連携して長崎大学内に「長崎海洋アカデミー」を創設し、専門人材の育成に取り組むこととしております。

洋上風力発電事業は、調査計測、設計製造、据付け施工、メンテナンスの各分野において地場企業の参入が期待でき、県内への大きな波及

効果が見込まれることから、引き続き、事業推進に注力してまいりたいと考えております。

次に、企業誘致に関しまして、今回のパーソルワークスデザイン株式会社の立地決定の要因は何か。また、コロナ禍における企業誘致の現状、今後の見通しについてのお尋ねでございます。

パーソルワークスデザイン株式会社の業務形態であるBPOサービスにつきましては、リーマンショックや東日本大震災をきっかけに需要が拡大しており、コロナ禍におきましても成長が見込まれる分野とされております。

同社は、平成29年3月、佐世保市に立地し、現在、約190名の雇用がなされており、今回の事業拡大におきましても、新たに450名の雇用が計画されているところでございます。今回の事業拡大に当たりましては、これまで優秀な人材を確保できたことに加え、県、市の手厚いサポートがあったことなどが決定の要因となったとお伺いしているところでございます。

一般のコロナ禍により、企業の経営状況が急激に悪化し、事業環境の不透明感が高まっていることから、設備投資計画は見直しや延期の動きが見られるところでありますが、一方で、自動車の次世代技術開発やデジタル化、医療機器など、投資の増加が見込まれる分野もあり、また、生産拠点の国内回帰や地方への拠点分散の動きも出ております。

企業誘致の環境は、厳しい状況になっておりますが、こうした社会経済情勢を的確に捉え、引き続き、市町、関係機関と連携しながら企業誘致に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 防災のための重要イ

ンフラの機能強化を図り、県民の安心・安全を早急に確保すべきではとのお尋ねであります。 「令和2年7月豪雨」で被災した大村市の郡川本川では、萱瀬ダム再開発の効果に加え、国土強靱化予算を活用した河床掘削により、河川の水位上昇が抑えられ、国土強靱化の効果が着実に発揮されています。

しかし、本県は、土砂災害警戒区域の指定数が全国で2番目に多く、また、毎年のように「大雨特別警報」が発令され、県内各地で土砂崩れや地すべりによる通行止めや河川護岸の決壊が発生するなど、国土強靱化に向けた県土づくりは、道半ばの状況です。

このように、県民の安全・安心を守るための対策は、まだまだ不足しており、避難対策などのソフト面はもちろん、ハード整備と両面で十分な対策を講じていく必要があると考えています。

このため、今年度限りとなっている防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策後も、引き続き、別枠として国土強靱化を強力に推進するための予算を確保できるよう、これまでも政府施策要望や7月の道路予算確保要望の際に強く働きかけており、今後も機会あるごとに国に要望してまいります。

○議長（瀬川光之君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） 私の方から、2点お答えさせていただきます。

まず、有人国境離島法施行後3年間の観光関係の成果についてでございますが、国境離島地域の延べ宿泊者数は、事業の対象外である韓国からの直接入国者を除きますと、令和元年は59万7,000人で、法施行前の平成28年の約7.6%増と順調に増加しているところであります。

制度開始以降、市町や観光協会等と連携し、

宿泊、交通、体験を組み込んだ「しま旅旅行商品」の企画・販売に取り組んでおり、令和元年度は対前年度比約2倍の4万9,000人泊の実績となっています。

また、個人旅行を対象とした体験プログラムに利用できるクーポンをセットにした「長崎しま旅わくわく乗船券」につきましても、昨年度は目標を上回る約4,000枚の販売実績となっております。

さらに、体験プログラムにつきましても、平成29年度の65種類から今年度は約200種類に増加するなど、地元の受入体制も整備されております。

今後とも関係機関と連携し、島を訪れる観光客の拡大を図ってまいります。

次に、感染症の影響で厳しい状況が続いている離島地域の観光事業者に対する支援についてのお尋ねでございます。

まず、雇用の確保及び今後の反転攻勢を見据えた環境整備を推進する観光地受入態勢ステップアップ事業では56件を採択いたしております。

また、宿泊者が衛生的で快適に過ごせるための体制整備を支援する宿泊施設、安全・安心・快適化促進事業で12件の支援を行っております。

さらには、6月1日から7月末まで実施した県単独の「誘客キャンペーン」では、離島地域の宿泊者実績が約2万1,300人泊となっております。一定の効果があったものと考えております。

これらの支援に加えて、8月1日からコロナ対策としてのクーポン事業を実施してまいりまして、「長崎しま旅わくわく乗船券」につきましては、8月末時点で既に昨年度実績を超えるほど好調な売れ行きとなっております。

引き続き、市町や観光事業者と連携しながら、国境離島地域の魅力を発信し、観光需要の回

復・拡大を図ってまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 警察本部長。

○警察本部長(早川智之君) サイバー犯罪の現状と県警察の取組のお尋ねにつきまして、お答えいたします。

県警察における不正アクセス禁止法違反、ネット利用詐欺などのサイバー犯罪の検挙状況は、平成29年に61件、平成30年に95件、令和元年には109件と増加している状況にあります。

また、サイバー犯罪に関連する相談につきましても、ここ数年、2,000件を超えている状況にあります。

こうした状況の中、県警察におきましては、昨年4月に「サイバー犯罪対策課」を新設し、捜査と犯罪の未然防止の両面で対策を推進しているところであります。

具体的には、産学官の14機関・団体で「長崎県サイバーセキュリティに関する相互協力協定」を締結し、相互に協力してサイバーセキュリティ対策を推進することとしており、例えば、高校生らが行う小学生に対するサイバーセキュリティに関するボランティア授業を支援するなどしております。

また、捜査能力を強化するため、専門的知識を有するサイバー犯罪特別捜査官の採用試験を本年度予定しているほか、警察官1名を県立大学大学院に派遣して情報セキュリティの研究に従事させるなどしております。

今後とも、捜査能力の向上に努めるとともに、被害防止のための各種取組を推進し、県民の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 近藤議員—21番。

○21番(近藤智昭君) 幾らか再質問をさせていただきます。

最初の行財政改革について、ウィズコロナや将来を考えると、今後、重要になってくるのは、限られた人員の中で職員にしかできない質の高い政策立案と行政サービスの提供であります。

そのためには、やはり積極的にAIなどの新たなICT技術を活用していくことに尽きると考えています。

そこで、先ほど、知事からも「次期行革でも行政のデジタル化」と「働き方改革」を進めていく旨の答弁があり、今後、どのように進めていこうと考えておられるのか、再質問させていただきます。

○議長(瀬川光之君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) 再質問について、お答えいたします。

電子申請などを含めました行政のデジタル化につきましては、新型コロナウイルスの影響ですとか、あるいは「2040問題」、こういったものへの対応が求められる中にありまして、県民の利便性の向上と業務の効率化のためにも積極的に進めていく必要があると考えております。

このため、新たな計画におきましては、ICT技術等の有効活用に加えまして、押印の見直しなど、デジタル化の前提となる行政手続の抜本的な見直しを進めていきたいと考えておりますとともに、まさに職員の研修等といったことを通じまして、ICTの活用に関する計画的な人材活用を進めてまいりたいと考えております。

また、行政のデジタル化に当たりましては、電子申請を推進することも重要だと考えております。

ただ、電子申請につきましては、例えば、パソコンとかインターネットの接続環境がない方もいらっしゃると思います。そういった課題も想定されますので、その場合におきましては、

例えば、紙による手続も併用したうえで、受付後の庁内手続をデジタル化するといったことを考えていくといった形で、それぞれの実態に応じた工夫もしながらデジタル化を進めていきたいと考えております。

今後とも、関係部門とも連携いたしまして、行政のデジタル化の推進に向けまして積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 近藤議員—21番。

○21番(近藤智昭君) 時代が大きく変わっていく中で、将来をしっかりと見据えながら、次期行革では、その礎となるよう、県庁の改革に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、学校給食ですけれども、はじめに今回の学校給食の実施につきましては、教育委員会教育長をはじめ、関係各位のご理解とご協力に感謝申し上げます。

学校給食の実施状況について、今し方、教育委員会教育長から答弁をいただきましたが、牛肉や養殖ブリ、マダイの迅速な供給について、関係者間でのご協力もあったものと思いますが、具体的な供給方法や供給量について、お尋ねします。

また、今後の見込みについても併せてお尋ねします。

○議長(瀬川光之君) 農林部長。

○農林部長(綾香直芳君) 県産牛肉につきましては、長崎県学校給食会が一括して調達しており、各学校の要望に応じてカット処理された製品を県内食肉卸売業者より購入し、各給食センター、学校へ提供いたしているところでございます。

6月10日の島原市を皮切りに、8月末までに約7万食、3.7トンの県産牛肉が提供されたところであり、今年度末までに私立学校等を含めた学

校給食を実施している全ての県内小中学校等518校に、合計で約35万食、約20トンを提供することとしております。

○議長（瀬川光之君） 水産部長。

○水産部長（斎藤 晃君） 養殖魚につきましては、県漁連が加工して長崎県学校給食会に納品しておりますが、魚の場合は、鮮度が低下し、品質に影響するため、短時間で指定された規格に処理して、骨の取り残しにも注意しながら、各学校に提供してきたところでございます。

これまでの実績といたしましては、8月末時点で228校、約3万9,000食を提供したところであり、今後の見込みでございしますが、年度末までに県内のほぼ全ての小中学校等515校に合計約68万食、約34トンを提供していくこととしております。

○議長（瀬川光之君） 近藤議員—21番。

○21番（近藤智昭君） 学校給食事業では、本県の水産物について、他県の学校給食への提供もできると聞いております。また、ブリやマダいのほかにも対象となる魚種が広がったと聞いております。

それぞれ県の実施状況について、お尋ねします。

○議長（瀬川光之君） 水産部長。

○水産部長（斎藤 晃君） 本県の水産物の消費拡大を図るため、他県の学校給食関係者への働きかけを実施した結果、8月末時点で埼玉県や群馬県などから約33万食の受注を受けているところでございます。引き続き取組を進めたいと考えております。

併せて、国による対象魚種の拡大や食材費の上限が100グラム当たり500円から1,000円に引き上げられたことを受け、現在、地域の特産魚介類を地元の学校給食に提供する地産地消の取

組について、市町とともに推進を図っているところでございます。

○議長（瀬川光之君） 近藤議員—21番。

○21番（近藤智昭君） 先日、孫が遊びに来て、「じいちゃん、昨日、給食で牛肉が出ておいしかった」という意見をもらいました。

そこで、長崎和牛のような高級な食材が学校給食で利用される機会を得たことは非常に嬉しいと考えています。牛肉の提供回数は3回となっているようですが、回数を増やす予定はないのですか。

○議長（瀬川光之君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 本事業は、国の事業でございまして、上限が一人当たり1回100グラムまでの最高3回までというふうに定められております。

県としては、この3回というものを現在最大限活用しておるところでございしますが、さらなる需要喚起を図るため、回数に関係なく、一人300グラムまで提供できるよう回数制限の見直しについて、現在、国に対し、九州各県と連携して要望しているところでございます。

県としましては、今回の学校給食への提供を契機として、家庭での購入機会の増加につなげるよう、長崎和牛指定店の拡大や、指定店、量販店でのキャンペーン等の実施などについて消費拡大対策にも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 近藤議員—21番。

○21番（近藤智昭君） 次に、長崎県における再生可能エネルギーの推進についての再質問ですが、先ほど、「長崎県における再生可能エネルギー導入促進については、海洋エネルギー関連産業が新たな基幹産業となるように、県内企業の参入支援強化や専門人材の育成など積極的

に推進していく」旨の答弁がありました。

洋上風力発電の促進は、他県でも取組が進んでいます。そういったほかの地域の先頭を走るよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

さて、先ほど触れました国の「第5次エネルギー基本計画」の中に、産業競争力強化につながるエネルギー転換、脱炭素化ということが言われていますが、国においては、来年度、このエネルギー基本計画の見直しに着手予定となっております。

本県は、先ほど答弁いただいた海洋エネルギーなど再生可能エネルギーの推進を図る一方で、石炭火力発電所も実施しています。

県として、この計画の見直しについて、どのように考えているのか、お尋ねします。

○議長（瀬川光之君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 石炭火力発電は、適切な出力調整機能を有し、安定供給性に優れたエネルギー源として、本県では松浦市と西海市等に発電所が立地しており、地域の重要な雇用の場であるなど、地域経済の活性化に寄与しているところでございます。

今後、国において、エネルギー基本計画の見直し検討が予定されておりますけれども、見直しに当たっては、地域の実態を踏まえたうえで、再生可能エネルギーの導入拡大と併せ、非効率な石炭火力のリプレイスによる高効率化の推進など、エネルギーの安定供給と脱炭素社会の実現に資する計画となるよう、他県とも連携しながら、国に対し、要望してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 近藤議員—21番。

○21番（近藤智昭君） 次に、国土強靱化についてですが、建設業は、災害時には最前線で地

域の安心・安全の確保を担い、さらには災害に強いインフラを整備するなど、地域の守り手として国土強靱化を行ううえで非常に重要な役割を担っております。

今回の「令和2年7月豪雨」においても、県内の道路や河川が被災し、土砂崩れによる道路の通行止めや護岸の決壊などの際に土砂や流木の撤去、土のうの設置など、昼夜を問わず地元建設業が献身的に作業を行ったことから、早期の通行止めの解除や護岸の応急処置の迅速化が図られたと聞いております。

また、建設業は、県内総生産の就職者数の約1割を占める地域の基幹産業であるとともに、国土強靱化を推進するうえでなくてはならない存在だと思います。

建設業の高齢化が進行する中、将来的に建設業の担い手が不足していくと、地元建設業の迅速な支援が難しくなり、災害現場の被災が大きくなるおそれがあります。担い手不足は避けなければならないと考えております。

このため、県として建設業の維持に対する取組を推進していく必要があると考えていますが、県の見解をお聞かせください。

○議長（瀬川光之君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 地元建設業者は、「令和2年7月豪雨」で被災した佐奈河内川において、いち早く現場に駆けつけ、決壊した護岸を早期に応急復旧し、また、今年の台風で被災した新上五島町の県道では、崩れた土砂を迅速に撤去し、集落の孤立化を防ぐなど、地域の守り手として不可欠な存在であると再認識したところです。

しかしながら、本県の建設業は、他産業に比べ高齢化が進行していることから、建設業に若者が入らない状況が続くと、近い将来、地域に

とって欠かすことのできない建設業そのものの
存続が困難な状況に陥ることが懸念されます。

このため、人材確保対策として、将来の担い
手である小中高生を対象に職場体験や建設業の
魅力発信のための座談会を開催するほか、女性
が働きやすい職場環境づくり、完全週休二日制
の促進による就労環境の改善などに取り組んで
います。

さらに、今年度は県内建設業をPRする動画
の制作やオンライン企業説明会のための大学と
企業のマッチングなど新しい取組を始めていま
す。

県としては、地域の守り手としての機能を継
続的に維持していくため、今後も若者や女性か
ら建設業が魅力ある就職先として選択してもら
えるよう、担い手確保に向けた取組を積極的に
展開してまいります。

○議長(瀬川光之君) 近藤議員—21番。

○21番(近藤智昭君) よろしく申し上げます。

次に、離島への観光客誘致についてですが、
先ほど、文化観光国際部長の答弁にもあり
ましたが、国境離島地域の延べ宿泊者数が平成
28年から増加していること、そして、このコロ
ナ禍においても、「長崎しま旅わくわく乗船券」
が多くの旅行客に買われて好評だということに
ついて、大変うれしく、関係者の皆さん方のご
努力に厚くお礼申し上げます。

県民の皆さんが県内での宿泊キャンペーンも
大好評だと聞いておりますので、引き続き、県
民の皆さんに「しま旅わくわく乗船券」を使っ
て県内の島へ旅行していただくとともに、島に
ゆかりのある方の帰省時には、ぜひ「しま旅わ
くわく乗船券」を活用し、改めてふるさとのす
ばらしさを再発見していただきたいと考えてお
ります。

さて、部長の答弁で、県では事業者の雇用確
保と収束時の反転攻勢を見据えた事業に取り組
まれるということですが、離島地区は、どれく
らいの事業者が取り組んでおり、その中で将来
につながる新しい取組があるのか、お尋ねしま
す。

○議長(瀬川光之君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) ご質問にあ
りました観光地受入態勢ステップアップ事業に
おきましては、離島地域で採択している56件に
つきまして81の事業者が参画しており、416人
の雇用維持につながっております。

この中で様々な取組が生まれているところで
ございますけれども、中でも平戸と新上五島町
を結ぶ新たなチャーター航路の開発を目指す取
組につきましては、これは世界遺産と食の魅力
を組み合わせたものでございますけれども、今
月には初のツアーが催行されるなど、地域から
も大きな期待が寄せられているところでござい
ます。

○議長(瀬川光之君) 近藤議員—21番。

○21番(近藤智昭君) もう一つ、再質問が
あったんですけれども、時間がぎりぎりですの
で、一つ、皆様に紹介したいと思います。

これは、「新上五島町広報誌」の表紙の下に
しっかり新上五島町民の方へ訴えがございま
す。

それは、「新型コロナウイルス感染症が拡大
する中、感染者や濃厚接触者、治療に従事す
る医療関係者の方々に対する差別、偏見、誹謗中
傷は決して許されません。感染のリスクは誰に
でもあり、私たちが闘うべき相手は、人ではな
くウイルスです。相手を思いやる気持ちを持ち、
冷静に行動しましょう」という、早めにこれが
出たものですから、私もこれは納得して、県民

もこういう気持ちの中に普段の生活をいろんな形で冷静にやっていければと思っております。

（発言する者あり）

先ほど、国土強靱化に関するコメントがあったんですけども、今月の2日の台風9号、また、7日の台風10号と長崎県には立て続けに2つの台風が襲来しました。今回の台風では、「特別警報級」により、県民の防災意識の高まりから早めの避難を行ったところであり、幸い、県内には人命に関わることはありませんでしたが、県内各地で被害が発生しておりますので、早急に復旧していただきたいと思っております。

聞くところによると、地球温暖化の影響などにより、日本近海の海水温度が上昇していることから台風の勢力が衰えることなく、日本に接近している傾向にあるとのこと。

今後も特別警報級の勢力で長崎県に接近してくることが十分に想定されますが、特別警報が発令される災害は、いつ起きても不思議ではなくなってきました。災害はコロナ禍と同様、日常にあるものという認識のもと、共存していくことが重要ではないかと思っております。

暴風や大雨によって、防波堤、護岸、道路、河川などのインフラ施設が損壊することがないように、施設機能の強化に十分配慮していただきたいことをお願いしておきます。

これで私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（瀬川光之君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

— 午前11時2分 休憩 —

— 午前11時15分 再開 —

○副議長（松本洋介君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

中島浩介議員—30番。

○30番（中島浩介君）（拍手）〔登壇〕 皆さん、おはようございます。

質問に入ります前に、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、罹患された方々、そのご家族、関係者の皆様方、感染拡大により日常生活に影響を受けている全ての皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

私と同期当選でありながら、随分と出世されました議長代理の松本副議長のもと、（笑声）通告に従い質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

1、島原半島の道路整備について。

（1）島原半島幹線道路網の建設・整備について。

①地域高規格道路「島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港）の早期事業化について。

地方創生を支える幹線道路、地域高規格道路の整備促進について、県下では、地域高規格道路として、島原道路、西彼杵道路、東彼杵道路、有明海沿岸道路、島原天草長島連絡道路、国道では、34号大村諫早拡幅、205号針尾バイパス道路など、国へ予算の確保、早期事業化などを提案、要望されているところであります。

都市部での渋滞緩和のための道路、災害時の代替道路、救急医療体制の必要性から、必要とされる道路があるようでございます。

島原半島におきましては、県をはじめ地元国会議員ほかのご尽力により、島原道路が、南島原市深江町から雲仙市愛野町間において、順調に事業が進んでいるところですが、毎回、私の一般質問で発言させていただいたとおり、島原半島西部においては、交通体系から取り残され

ている状況であり、災害、医療、産業面、観光等において、地元からの要望が長い間続いている状況でございます。

8月6日、令和2年度の南島原市からの長崎県の施策に関する要望・提案時に、中村知事からは、「重要な道路であり、早期に事業に着工できるよう、観光面においても、団体と協議しながら取り組んでまいりたい」との回答をいただいたところでございます。

まずは、現在取り組まれておられる島原道路の早期完成が望まれるところでございます。

深江町から口ノ津港の区間においても、現道の一部バイパスとして必要な箇所もあると考えます。

そこで、将来、規格の高い道路を建設することを踏まえて、先行して、道路事情が悪く、現在必要とされている一部区間を高い規格の道路に見合うようなバイパスを進めていくことも可能ではないかと考えますが、今後の取組について、知事にお尋ねいたします。

あとの質問につきましては、対面演壇席より質問させていただきます。

○副議長(松本洋介君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 中島浩介議員のご質問にお答えいたします。

島原天草長島連絡道路の整備についてのお尋ねでございます。

島原半島の観光振興や地域活性化を目指すうえで、交流人口の拡大や企業立地の促進、物流の効率化などに大きく貢献する幹線道路の整備は重要な課題であり、そのためにも、まずは高速道路に接続する島原道路を早期に完成させることが重要であると考えております。

一方、島原天草長島連絡道路のうち深江から口ノ津港間の整備については、南島原市の観光

や産業の振興を図るうえからも大変重要であることは認識をしているところであり、島原道路の事業進捗を見極めながら、今後、整備の方向性について、国や地元と協議してまいりたいと考えております。

以後のお尋ねについては、自席からお答えをさせていただきます。

○副議長(松本洋介君) 中島浩介議員—30番。

○30番(中島浩介君) 以前、南島原市の方でも、渋滞緩和と事故防止という観点から、一定区間をバイパスにしたらどうかという議論がございました。これを、今後どういう形で進めていくかという協議の中では、一定、将来の高規格道路に見合うような形でそこを整備して、ここを起爆剤として、一定この道路を計画しているんじゃないかという協議もあったわけなんです。

そういった形で、私としても、今後、市とそういった協議をしながら県の方に提案をしていきたいというふうに考えておりますけれども、その辺の方向性としては、どうお考えでしょうか。

○副議長(松本洋介君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 将来の規格の高い道路としての整備については、様々な整備手法もございまして、将来的にそのあたりについては検討していく必要があるかと思っておりますが、まずは、島原道路の整備を優先して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○副議長(松本洋介君) 中島浩介議員—30番。

○30番(中島浩介君) これは完成を待つてということの話によるんですけれども、今回の話もそうなんですけれども、多方面から協議していただいて、完成して、その後、計画道路という道筋になるんでしょうけれども、前段階で、

何かアクションとして加えられないかということも、今後協議の中に組み入れていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

②雲仙市愛野小浜バイパスについて。

愛野小浜バイパス建設促進期成会、8月3日の雲仙市要望におきましても、1番項目に愛野から小浜間の幹線道路整備についての要望がなされております。

ここも、島原半島においては非常に災害が起きやすい、そしてまた、一定事故等起きると迂回路がないという道路でございますので、今後、雲仙市としましても、早急にこのバイパス道路に着手したいということで、県あるいは国の方にお願ひにあがってらっしゃる状況でございますが、県におきまして、今後どのような取組をなされるのか、お伺ひいたします。

○副議長(松本洋介君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 愛野から小浜間については、地域の皆様が交通事故や災害発生時などにおける救急活動に対して不安を抱えておられると認識しています。

しかし、バイパス整備は、地形的制約により多額の費用を要することから、国道57号の管理者である国においては、現道機能の強化を優先することとし、富津線形改良や小浜歩道整備などの交通安全対策を事業化されてきたところがあります。

このような状況の中、今年度は国も含めて、愛野小浜間の議論を進めているところであり、実施可能な整備のあり方や手法の検討について、県としても積極的に取り組んでまいります。

○副議長(松本洋介君) 中島浩介議員—30番。

○30番(中島浩介君) 国も国土強靱化ということで、こういった災害に対して非常に危惧さ

れる箇所については、今後、目を向けていただけるものと思っておりますので、ぜひ国に対して強い要望を、市と一緒に取組んでいただきたいと思います。

③国道251号赤間～権田間の整備について。

この区間は、大規模な法面崩壊があり、対策として法面補強、ロックシェッド、排水対策、法面の遠隔監視、大雨時の通行止めや波消しブロックの設置も含め、この区間にはあらゆる面において対策を講じていただいている状況でございます。

しかしながら、現在においても、先日の台風9号・10号においては、高潮により道路等へ砂や石等が吹き上がり、交通の妨げとなっているようですし、法面上からの畑等からの国道への土砂の流出も、大雨時は発生することもあります。

法面補強においては、アンカー工法と吹き付け工法があるようですが、古い吹き付け工法におきましては、今後、経年劣化が予想されますし、ロックシェッドにおいても経年劣化により補修、場合によっては更新が必要と考えます。

今後、10年、50年、100年先を考えますと、半永久的に法面崩壊を心配しながら多額の維持費をかけて、大雨のたびに通行止めをする、こういう道路は後世に汚点を残すものではないかと考えるところでございます。

そこで、権田公園横から津波見バス停までをトンネルにして、一定区間、津波見バス停からの平地部を現状通りとして、双子岩から赤間間までをトンネルとして、区間住民の方の地域交通を妨げないような国道の切り替えをしようかと考えますが、部長のお考えをお聞かせください。

○副議長(松本洋介君) 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 国道251号の雲仙市南串山町赤間から、南島原市加津佐町権田間の4.6キロメートル区間については、昭和58年以降、防災対策を重点的に実施してまいりましたが、大雨などの際には通行止めを行うこととしており、今年も7月豪雨や台風9号接近時に、そして、今朝も早朝に2時間、通行止めを余儀なくされたところです。

議員ご提案の、集落間をトンネル構造としたバイパス整備については、道路計画として参考になるものですが、多大な事業費を要すると想定され、現時点では実現が難しいと考えています。

このため、国道251号の防災対策と老朽化対策を引き続き計画的に実施し、地域の安全・安心の確保に努めてまいります。

○副議長（松本洋介君） 中島浩介議員—30番。

○30番（中島浩介君） 通行する市民の方々、県民の方々においては、私もそうなんですけれども、通行止めにならずとも、一定雨が何日か続く場合は、やはり恐怖感がございまして、今、整備されている広域農道を使った迂回路を通るわけなんです。これが半永久的に続くのかというと、やはり何らかの、トンネルは費用的にという話ですけれども、将来的には何らかの方策を講じないと、ここは一定どうなのかなという思いもございまして、ここはあらゆる、私はトンネルも重要と思うんですけれども、予算がつくような国の施策があれば、ぜひ活用していただきたいと思っておりますし、ここは、やはり今後しっかりと協議をしていただきたいと思っております。

2、農林水産業の振興について。

(1) 農林業振興について。

①人材確保について。

農の雇用事業の研修期間の延長や就業希望者へのトライアル的な支援制度、あるいは定年退職者向けの研修への支援等が各団体から要望されました。このことは委員会等を通じて協議していきたくと思いますが、我が国におきましては、全国的な人口減少や少子・高齢化等、大きな社会構造の変化が予測されております。

本県は、全国的に見ても早いスピードで人口減少が進んでいることから、自由民主党長崎県連におきましては、様々な課題が見込まれるとの考え方から、「人材確保に関する部会」を開催しました。様々な分野の課題を検討してまいりましたが、私が農林水産部門の担当でございましたので、農林水産業について質問をさせていただきます。

まず、農業についてですが、本県の農業産出額は、増加傾向にあるものの、労働力が不足していることから、産地を拡大するためには、特に外国人の確保が重要と考えております。

現在は、コロナの影響で一旦ストップしている状況ですが、これから日本国内の都道府県間並びに産業間において人材確保競争が発生すると思えます。

長崎県としては、最低賃金が全国平均を下回ることが大きな課題の一つであると思えますので、本県の優位性を示すため、他県に負けないような、外国人が安心して就業できる環境を整えていくことなどが必要であります。

このことを踏まえまして、今後どのような取組をなされていくのか、お伺いいたします。

○副議長（松本洋介君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 外国人材の確保につきましては、農業の生産現場へ外国人材等の派遣を行う農業サービス事業体「株式会社エヌ」において、現在、15名の外国人材を派遣してい

るところです。

県といたしましては、外国人材が安全で安心して暮らし、就業できる環境を整備するため、地域段階に、自治会をはじめ市町等関係機関、団体が参加する「外国人受入協議会」を設置し、外国語による農作業マニュアルの作成のほか、地域の清掃活動や町内運動会への参加を呼びかけるなど、外国人材を地域ぐるみで温かく受入れる取組を進めているところでございます。

また、島原地域では、県の遊休公舎を活用しまして住居として貸し出すなど、外国人材の経済的な負担軽減を図っているところでございます。

こうした取組によりまして、派遣された外国人材からは、「地域の住民の方からも親しく声をかけてもらっている」、「仕事も生活も楽しい」といった声を伺っているところでございます。

今後とも、外国人材が安心して暮らし、就業できる環境づくりに、関係機関と一体となって取り組むことで、外国人材をはじめとした人材の確保につなげ、労力不足を解消し、農家の所得向上を図ってまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 中島浩介議員—30番。

○30番(中島浩介君) 答弁のとおり、確かに地域文化を理解していただき、地域に溶け込むことも、受入れ地域においては必要なことと考えます。

受入れ団体におきましては、住居の要件、優良な実習実施者を育てれば、受入れ人数も拡大可能となることや、逆に、受入れ側が人権侵害行為等を行った場合の罰則も設けられているようですので、しっかりと受入れ体制となるよう取り組んでいただきたいと思います。

また、農繁期以外の仕事の確保におきましては、農作業以外に農畜産物を使用した加工作業も、関連業務を行うことができますし、販売作

業も可能となっているようでございます。

農林水産省の資料の例によりますと、果物を材料としたジュース、ジャムの製造、牛乳を原料としたチーズ等の製造、製造した商品の販売作業等があるようでございます。

農閑期にこのような仕事ができるような体制づくりがあれば、一年中通して仕事があるということで、他県にとっても、長崎県はこういう状況ですという強いアピールになるんじゃないかと思っておりますので、この作業についても、今後、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、林業についてですが、戦後造成されてきました県内の杉やヒノキの人工林が本格的な利用期を迎えており、この豊富な森林資源を活用して雇用を創出し、農山村地域の活性化に大きく貢献することが期待できます。

そのためにも、林業の現場を担う人材の確保を一層強化することが重要でございまして、雇用者所得向上や労働環境の改善、林業に関する情報発信などに取り組み、若者などに選ばれる魅力ある林業にすることが必要と考えます。

関係者からは、仕事はあるんですよとの話も伺っております。今後、どのような取組をなされるのか、お伺いいたします。

○副議長(松本洋介君) 農林部長。

○農林部長(綾香直芳君) 林業の担い手の確保のためには、林業事業体の労働生産性の向上により、事業量を拡大し、林業専門作業員の所得向上につなげ、さらなる民間の参入や作業員の確保を図っていくという好循環を生み出すとともに、安心して働ける労働環境を整備することが重要と考えております。

このため、労働生産性向上に資する高性能林業機械の導入支援、労働環境改善に向けた社会保険料の助成や労働安全研修の開催などに取り

組んでいるところであります。

また、小中学生による植樹活動や体験学習をはじめ、高校生を対象としたインターンシップや就業相談会、おためし林業体験などを通じて、林業への理解を醸成し、魅力を伝えることで、さらなる就業意欲の喚起を図っているところであります。

今後とも、関係機関と連携し、林業が若者に選ばれる産業となるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 中島浩介議員—30番。

○30番(中島浩介君) 先ほどご紹介がございました高性能林業機械とか、ICTなどを活用して、昔は非常にきつい仕事だったと認識しておりますけれども、こういった設備を活用することによって、昔と違って、今は、非常に仕事も、楽とは言いませんけれども、非常にやりやすい仕事だと思います。このことを特に、今後、広告等、人材確保においてのアピールをするうえでは必要ではないかと思っておりますので、ぜひこういったことを、今後アピールしていただければと思います。

(2) 水産振興について。

①温暖化に対応したワカメ養殖について。

昨今の水温の上昇、大雨による海水の淡水濃度の上昇等、養殖業を取り巻く環境は厳しくなってきていると考えます。

南島原市におきましても、令和元年度はワカメの種苗が育たないという事態が生じました。

これから、地元漁業者はもとより、県、市が一丸となって水質や水温、生育状況等を定期的に観察する体制づくりが必要と考えますが、今後どのような対策をなされるのか、お伺いいたします。

○副議長(松本洋介君) 水産部長。

○水産部長(斎藤 晃君) ご指摘のとおり、昨年度の有明海のワカメ養殖では、11月から12月の成長初期において、水温が高めに推移したことによりまして、その影響と考えられる生育不良により、生産量が、平成30年度の約6割に減少したところでございます。

そのため、今漁期においては、県南水産業普及指導センターと総合水産試験場が連携して、調査体制を強化いたしまして、養殖開始の10月下旬から翌年1月にかけて、定期的に生育状況を調査し、生育不良の発生等について監視していくこととしております。

併せまして、新たに記録式の水温計をワカメ養殖漁場に設置いたしまして、定期的な水温の把握と関係者への情報提供を実施し、適切な養殖管理について助言、指導を行うこととしております。

○副議長(松本洋介君) 中島浩介議員—30番。

○30番(中島浩介君) そういった協力体制が既にできて、今、対応されているということでございます。

これから10月ごろが、ちょうど種苗を設置する時期となります。ここ1カ月ぐらいしっかりとそういう取組をしていただいで、昨年度のように、大きな被害があつて大幅な所得減になった方たちも非常に心配されていると思っておりますので、しっかりと取り組んでいただければと思います。

②人材確保について。

水産業の人材確保につきましては、県内の高校生に就業してもらうことも重要でございます。また、漁業就業研修においも、就業後の定着化を図るために研修内容の充実が必要と考えますが、県としてどのような取組をされているのか、お伺いいたします。

○副議長（松本洋介君） 水産部長。

○水産部長（斎藤 晃君） 高校生の県内水産業への就業促進を図るため、平成28年度からは、体験研修の対象を県立鶴洋高校だけではなく、普通高校等にも広げたほか、昨年度、開始した県主催の「水産業就業者支援フェア」について、今年度からは高校生だけに特化したフェアも開催するなど、内容の充実を図っているところでございます。

漁業研修においては、市町と連携して、漁家子弟コースの新設やU I ターン者向けの研修期間の延長などの支援策を講じているほか、若者向けにSNSによる研修情報等の発信なども行い、県独自に総合的な就業対策の促進に取り組んでいるところでございます。

今後は、このような取り組みを安定的に実施できるように、国に対しましても予算の十分な確保や、制度上不足する部分については、拡充の要望を行っていきたいと考えているところでございます。

○副議長（松本洋介君） 中島浩介議員一30番。

○30番（中島浩介君） 早速、他の高校にも働きかけをしていただいているということでございます。

研修期間の延長というんですかね、トライアル的な研修ができれば、割と簡単にといいますか、就業をしたい方たちが取組やすいのかなというご意見もいただきました。そういった中で、市においてもしっかりと延長の支援をなされているということでございます。

それと、併せてですけれども、今課題となっている外国人の活用についても、これはしっかりと国の制度に組み込まれるような形の要望を今後行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3、教育振興について。

(1) 県立高校改革の推進について。

「第二期長崎県立高等学校改革基本方針」では、学校の機能と教育水準の維持を図りながら、生徒の通学環境など、地域の実態に配慮し、通学上の不便さを抱える学校については、できるだけ維持していくという考えで進めてこられまして、離島留学制度や新たな学科の新設等取り組んでこられ、一定の成果があったようでございます。

これから取り組まれる「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」におかれましては、高等学校の再編整備の基準を改められたようですが、県内の中学校卒業者は、平成31年3月で1万2,437人であったのが、令和12年3月には1,600人の減、クラスで言うと、約40クラスの減となる見込みのようでございます。この状況を踏まえるとなると、県内で統廃合の対象となってくる高校も出てくるものと思われまます。

私の地元にある南島原市の島原翔南高校、雲仙市の小浜高校においては、近年、定員割れの状況のようですが、この2校におけるこれまでの取組と状況を踏まえた今後の取組について、お伺いいたします。

○副議長（松本洋介君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） 議員からご指摘がございました、少子化の影響に加えまして、他校への進学者の増加等もあり、今お尋ねがあった両校につきましては、共に定員割れの状況が長期間続いておりました。

そのため、島原翔南高校におきましては、来年度から「公務員・ビジネスコース」や「福祉・保育コース」など、生徒の多様な進路希望や地域のニーズを踏まえた4つの学びの系列を設け、よりきめ細やかな学習指導を行うことと

しております。

また、小浜高校におきましては、平成31年度にビジネスに関連する知識やスキルをより専門的に学べる「総合ビジネス科」を新設し、各種資格取得に加えて、韓国語の習得を図り、異文化理解を深めるなどの特色ある教育活動を展開しております。

今後とも、現在進めている特色ある教育活動を中学生や保護者の方々に十分に理解していただくための広報活動を一層充実させるとともに、地域に根差した教育活動によるさらなる魅力化を推進してまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 中島浩介議員—30番。

○30番(中島浩介君) ちょうどその小浜高校と翔南高校の間の、私の母校であります口加高校におきましては、英語の特別教室をつくれ、そしてまた、グローバルコースを新設されまして、このグローバルコースが、当初はあまり評判がよくなかったわけなんですけれども、学校の方針で、学力に特化した、進学に特化したコースということで、最近では、中学生の親御さんたちからも好評でございまして、一定希望者が増えている状況でございまして、定員も一時期、1学年80人を切るぐらいの規模でしたけれども、100人を超すぐらいの規模まで増えております。それで、相乗効果によって、クラブ活動も最近は充実してきたように思います。

こういったことで、小浜高校におきましても、観光、ビジネスの方に当初から取り組んでいたわけなんですけれども、なかなか応募が少なかったようでございます。

今後、こういった様々なコースをつくるうえにおきましては、ここ2~3年の実証結果を見て、それで、今後どうなるのか、このまま続けていくものなのか、新たな手を加えなければいけな

いのかということ短いスパンで判断されながら、今後進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

4、災害対策について。

(1) 河川災害対策について。

①河川の防災対策について（護岸整備・河床浚渫）。

7月豪雨では、県央地区をはじめ多大な河川災害がございました。

老朽化した護岸などの整備におきましては、限られた予算の中で、危険性の高い順から取り組まれていると伺っておりますが、昨今の予想を超える豪雨によって護岸が崩壊し、大規模な災害になるのではないかと心配されています。

また、河床浚渫におきましても、今年度から、県内の要望がきている河川において、5年間の計画で河床掘削を進められているようでございますが、掘削しても、一定期間にまた堆積することを考えますと、事業費の継続が望まれますが、今後の護岸の老朽対策、堆積した土砂の撤去に対する取組方針と県単独予算確保についての考え方を伺いいたします。

○副議長(松本洋介君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 県が管理する河川の護岸整備及び河道内の堆積土砂の浚渫については、これまで治水安全上支障となる箇所について、自然災害防止事業や河川維持修繕費などの予算で対応してきています。

護岸整備については、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に合わせて創設された、「緊急自然災害防止対策事業債」を令和元年度から活用するとともに、浚渫についても、本年度新たに創設された「緊急浚渫推進事業費」を積極的に活用し、集中的に実施しているところです。

今後、治水安全上、河川の適切な維持管理に努める必要があり、必要な予算につきましては、有利な起債事業の活用による県単独事業の確保や、国に対しても予算の継続、拡充を働きかけ、県民の安全・安心な暮らしと命を守ることができるよう努力してまいりたいと考えています。

○副議長（松本洋介君） 中島浩介議員—30番。

○30番（中島浩介君） 答弁をいただきましたように、これはやっと、河床浚渫におきましては、ここ数年来、地元から強い要望がございまして、我々も、恐らく振興局の方も、予算がないんですよという返事しかできなかった状態なんですけれども、やっとこういう事業がはじまりまして、皆さんほっとされている状況でございます。この予算につきましては、今後、しっかりと確保できるような体制づくりをお願いしたいと思います。

要望なんですけれども、先日、河川の件で、地域の方々から、市役所へ尋ねて行かれたそうなんです。そうしたら、市役所の方が、「ここは県の管理なんですよ」ということで、そこで終わってしまったそうなんです。できれば、今後ですけれども、県と市と人事交流もされておりまして、そういった案件があれば、市の方がすぐ直接県の方に連絡していただいて、状況をお伝えできるような交流というんですか、そういうのができるよう、県の方からも市の方に声をかけていただくようよろしくお願ひしたいと思います。

(2) 被災時・被災後の対策について。

①避難所について。

新型コロナウイルス感染症の中、市町におかれましては、避難場所を密にしないための対策として、施設を増やすなどの対応がなされてい

るようでございます。

ある避難所では、たくさん施設がある中で、設備が整っている施設に人気が集まり、定員を大幅に超えた避難者が殺到し、他の避難所に移ってもらったり、トイレ等でも行列ができて、逆に密になる悪い状況になった事例もあっているように聞いております。

一方、今回の台風で避難所の外壁が破損した事例もありましたが、このような老朽化した避難施設等においては、住民の方も敬遠されるのではないかと推測されます。

もちろん、避難所の運営に関しましては、市町が取り組まれるものとなっているようございますけれども、避難所の指定や環境整備はどのように行われているのか、お伺いいたします。

○副議長（松本洋介君） 危機管理監。

○危機管理監（荒木 秀君） 指定避難所につきましては、災害対策基本法等により、施設の必要かつ適切な規模等の基準が定められており、市町は、指定避難所の状況を調査し、基準を満たさなくなった施設や老朽化した施設の指定を解除するなどの見直しを行っております。

また、防災基本計画では、「避難生活を良好に保つための施設整備に努める」こととされており、市町は、必要に応じて避難所における空調設備やトイレ、簡易ベッド等の整備、備蓄に取り組んでおります。

台風10号では、避難所における設備の被害や停電、資材の不足等も報告されておりますので、県としましては、今回生じた課題等を把握、整理し、市町へ情報提供を行うとともに、市町が実施する避難所の良好な環境整備について働きかけてまいります。

○副議長（松本洋介君） 中島浩介議員—30番。

○30番（中島浩介君） どうしても各地域内に

何カ所か、特に、コロナ禍の中で施設が増えたと思うんですけれども、例えば体育館であれば、ちょっと寒いのかなとか、暑いのかなと、今回、そこは福祉センターみたいなところで、冷暖房完備で、ましてや風呂もついているという建物となると、そこに集中してしまうんじゃないかなという思いもございます。

ある一定、最低限必要な設備の充実というのは、今後、市町の方にとっていただくような形で、県としてもぜひ指導していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

②災害ごみについて。

大規模な災害が頻発する昨今におきましては、大量の災害廃棄物が発生した場合、その処理の遅れが復旧・復興の足かせになるようでございます。

災害廃棄物を迅速に処理するためには、仮置き場の設置、処理法等を定めた災害廃棄物処理計画の策定が重要だと考えております。

昨年、11月定例会の一般質問におきまして、県内各市町における災害廃棄物処理計画の策定状況をお聞きしておりましたが、その後の策定状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○副議長(松本洋介君) 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長(宮崎浩善君) 市町災害廃棄物処理計画につきましては、昨年11月の時点で2市において策定しておりましたが、現時点では20市町が策定しております。残り1市につきましては、早急に計画を策定していただくよう要請をしているところでございます。

○副議長(松本洋介君) 中島浩介議員—30番。

○30番(中島浩介君) その場所の確保もなんですけれども、熊本の豪雨の時に、仮置き場までの周辺道路が、車が通れない状況だったとか、そういったものや有毒な物質が出て、この処理

をどうしたらいいのかということもございましたけれども、こういう案件についても、しっかりと計画の中には組み込まれていると認識してよろしいのでしょうか。

○副議長(松本洋介君) 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長(宮崎浩善君) そのとおりでございます。

○副議長(松本洋介君) 中島浩介議員—30番。

○30番(中島浩介君) 残るところあと1市ということでございますので、早急に計画がなされて、万全な体制をとっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

5、地域振興について。

(1) 南島原市自転車歩行者専用道路整備について。

①南島原市自転車歩行者専用道路整備事業の予算確保について。

平成20年3月、かつて南島原市民の暮らしを支えた島原鉄道南線が、非常に残念ながら廃線となりました。この跡地の有効利用を進めるために、南島原市では、10年余りにわたり検討がなされてこられました。平成30年3月末に、島原鉄道から廃線の跡地を譲り受けられました。南島原市では、市民の日常生活を支え、健康増進にも利用できるよう、安全・安心な自転車の利用環境を構築するとともに、交通安全の推進、自転車の防災施設への活用、自転車につながる広域的な連携を見据えた交流人口の拡大などの地域振興を図るため、令和元年11月に、「南島原市自転車活用推進計画」を策定し、約32キロメートルの島原鉄道廃線跡地を自転車歩行者専用道路として活用することとなりました。

早期事業着工に向けて、令和2年2月には、県とともに国土交通大臣へ要望され、令和2年度より新規事業として着手されたところでござい

ます。

南島原市としましても、令和5年度の完成を目指し、財源確保に向けて鋭意努力されていると聞いております。計画どおり事業を推進するためには、令和3年度から3年間で30億円の予算が必要と聞いております。これから財源確保が喫緊の課題となっておりますが、県としてどのような支援を考えておられるのか、お伺いいたします。

○副議長(松本洋介君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 南島原市の自転車歩行者専用道路は、自転車を活用した地域活性化を図るうえで大変有効な事業であると認識しています。

予算の確保については、国の補正予算の積極的な活用や、様々な補助制度の活用を視野に入れながら、南島原市と一体となって取り組んでまいります。

○副議長(松本洋介君) 中島浩介議員—30番。

○30番(中島浩介君) 今の補助事業以外の財源確保の道もあるような話も伺っておりますので、その辺の予算の確保に向けてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

あと3問ぐらい質問ができたようなんですけども、ここで終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○副議長(松本洋介君) 午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午前11時55分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

○議長(瀬川光之君) 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

浦川議員—10番。

○10番(浦川基継君) (拍手)〔登壇〕 皆さん、こんにちは。

自由民主党、長崎市選出、3倍頑張る浦川基継でございます。

本日は、一般質問の機会をいただき、感謝申し上げます。

質問に入る前に、去る7月27日に、私が新型コロナウイルスに感染し、本来ならば新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めるべき県議会議員でありながら、自ら感染したことで、多くの県民の皆様及び長崎県、並びに長崎県議会、さらには復旧・復興が急がれる大村市の被災地関係者の皆様や関係地域の方々に、多大なるご迷惑をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

現在新型コロナウイルスに罹患された方々には謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

また、長崎大学病院の感染症医療スタッフの皆様への献身的な看護に、改めて感謝申し上げます。

それでは、質問通告に沿って質問させていただきますので、知事並びに関係理事者の建設的な答弁を求めます。

1、新型コロナウイルス対策について。

今議会の一般質問では、多くの同僚議員から新型コロナウイルス感染症についての関連質問も多く、質疑されていますので、私は、感染者の立場から質問させていただきます。

(1) 医療・看護・福祉従事者へのPCR検査の実施について。

本県における新型コロナウイルス感染症の発生状況については、4月までに17例の感染者が確認され、一旦収まったかに思えましたが、7月以降、私も含め新たな感染者が断続的に確認

され、9月14日時点で236例となっております。

この間、医療や看護、福祉の最前線において従事されている方々は、既に長期にわたり新型コロナウイルス感染症に感染するリスクが高い環境下において勤務しております。心身ともに相当疲弊されていると思われま

す。特に、新型コロナウイルス感染症の特徴の一つは、感染しているにも関わらず、症状が出現しない方々が一定数いらっしゃることであり、私も無症状だったため、PCR検査を受け、結果が出るまでとても不安になりました。

医療や看護、福祉の現場で従事されている方々の、「自分も感染しているのではないか」という不安と、「自分が感染して高齢者の方々に感染させてしまうのでは」という責任の重圧が、日常生活の中でのしかかっていると想像されます。

そこで、こういった医療や看護、福祉の最前線で従事されている方々全員に対し、PCR検査等を実施することは、精神的な負担軽減の一助ともなり得ると思われま

すが、県として実施する考えはないのか、ご見解を伺います。

(2) 新型コロナウイルス感染者等への誹謗中傷・風評被害対策（こころのケア）について。
知事は、8月7日の臨時記者会見で、誹謗中傷対策として、8月26日に専門の相談窓口を開設し、相談内容に応じ、市町、関係機関と連携し解決に向けた対応を行うほか、弁護士による相談対応、調査実施などの支援を行い、相談料や調査にかかる費用の一部を県が負担するとして、確固たる決意のもと実行されました。

県議会においても、10日の本会議で、議員発議による「新型コロナウイルス感染症感染者に対する人権配慮等に関する決議」を、全会一致で可決していただき、私も誹謗中傷を受けた一

人として、ありがたく感謝申し上げます。

また、SNSなどのインターネット上での悪質な誹謗中傷の投稿等について監視する「ネットパトロール」を実施し、広く県民の皆様

に周知を図ると説明されました。
これまで新型コロナウイルス感染症に感染された方は、ネット上に、デマも含め多くの方々に何かの犯人のように追い詰められ、自宅はもとより職場においても、どこの誰なのか突き止められるような仕打ちを受けてきました。

私の場合は、報道機関やネットのニュースに取り上げられ、さらにはSNSやツイッターで広く拡散されましたので、子どもたちの学校などまでも特定される書き込みがあったり、電話があったりと、どうなるか心配になりました。

特に、子どもたちを残して入院したため、そばにいてやれなかったことで、深夜の電話等の嫌がらせもあり、子どもたちの不安は大きかったものと思います。

特に、8月からの感染拡大する前に感染された方々においては、誹謗中傷の度合いは想像を絶するものであったと感じております。

長崎県の対策等により、今でこそ、誰もが感染する可能性があるものとして認識されるようになり、誹謗中傷も少なくなっていると感じております。

しかし、感染された方やご家族並びに事業所や従業員の方々は、ネットの書き込み、周辺の方々などのうわさによる犯人探しによって特定され、誹謗中傷の対象になってきたことも事実であります。

このように新型コロナウイルス感染症は、人の心も壊してしまうところが、恐ろしい感染症です。

このような状況を踏まえ、もっと県民の皆様

へ、新型コロナウイルス感染症が誰でもかかり得る病気であること、誹謗中傷がこのような結果につながることを念頭に置いて、誹謗中傷をしないよう広く周知する必要があると思います。ご見解を伺いたい。

また、誹謗中傷を受けた結果、心のケアが必要な状態になる方もおられることを心配しております。このような方への支援は、どのように考えているのか、伺います。

(3) 医療機関への減収に対する財政支援について。

新型コロナウイルス感染症の影響により、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関では、専用の病床確保や一般の患者の受入れ制限などによる減収により経営が悪化しており、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れていない医療機関においても、受診控え等による減収が生じていると聞いております。

コロナ禍において、コロナ患者を受け入れる医療機関はもちろんのこと、コロナを疑われる患者の対応にご尽力いただいております医療機関関係者の皆様には感謝を表するものでありますが、このままでは、新型コロナウイルス感染者の対応だけでなく、一般の診療の継続すら困難な状況になる可能性もあるのではないかと考えます。

私も、定期的に受診している病院には、コロナウイルスに感染後、行っておりませんし、病院に行きにくいと感じております。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染者への対応だけでなく、地域医療体制を確保するためには、受診控え等により経営が悪化している医療機関への経営支援が必要であると考えますが、県としてどのように考えているのか、ご見解を伺います。

(4) 薬局薬剤師への慰労金支給について。

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクに伴う厳しい環境の中、強い使命感を持って医療機関等で業務に従事していた方々に対して支給するものです。

現在は、感染症のリスクがないとして、薬局薬剤師には慰労金が支払われておらず、日々の感染リスクに対応し業務を行っている薬局薬剤師の方々は、疲弊していると思われま

す。現に、私は、新型コロナウイルスに感染していたものの無症状であったため、かかりつけ医の病院からかぜ薬を処方していただき、調剤薬局へ行っております。

用法用量を説明していただき、体調等も聞いて親身に対応していただける薬局薬剤師の方々は、感染リスクがないとは言い切れないと思います。

新型コロナウイルスに感染している無症状の患者は、感染していることに気づかず、他の病気の治療等も含め、何度もかかりつけ医と調剤薬局に行ってしまう。

このような実情を勘案すれば、常に感染のリスクの中、業務を行っていることは明白であり、病院内の薬剤師と同様に感染防止の対応をとって、強い使命感のもと従事していると感じています。

このような実情をご理解いただき、薬局薬剤師に対しても慰労金の支給を早急に行うべきと考えますが、ご見解を求めます。

2、水産業活性化について。

(1) 漁業ストックの有効活用と地域振興について。

本県には、陸揚げ、集出荷機能等を拠点漁港に集約するなど、漁港機能の再編、集約化、高

度化を進めております。

そのような中、平成29年3月に閣議決定されました「漁港漁場整備長期計画」では、「漁港ストックの最大化の活用と漁村の賑わいの創出に重点的に取り組む」とされております。

また、平成30年6月に決定されました「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、「養殖業発展の環境整備の取組として、漁港の水域や陸域を養殖場として有効活用することを積極的に進める」とされております。

これを受け水産庁は、平成31年4月に、漁港施設の占用許可の期間延長、原則10年以内や、貸付対象の拡大、陸上養殖施設及び漁港の取扱い水産物の数量100トンへの引下げや直売所等の規制緩和を行っております。

平成30年度に全国39の臨海都道府県の漁港管理者を対象に、漁港水域や漁港施設用地における増養殖の利用状況についてアンケート調査を実施しております。

その結果、漁港水域における増養殖に関する取組については542漁港、全国の漁港の20%において増養殖が行われていることが明らかになりました。

このようなことから、水産県長崎として、この規制緩和に後れることなく活用し、漁港ストックの活用と地域振興を図る考えはないのか、ご見解を伺います。

（2）磯焼け対策について。

藻場は、沿岸生態系の底辺をなし、多くの生物を育む「海のゆりかご」として海辺の一部にあります。この藻場は、餌場、産卵場、保育場として重要な漁場として水産業に大きな恵みをもたらすばかりでなく、沿岸環境の安定にも寄与しております。しかし、近年、磯焼けの影響は全国的に見られ、多くの藻場が消失しており

ます。

そのような中、本県のアワビの漁獲高は、平成26年には4位だったものが年々順位を落とし、平成30年には全国8位まで転落しております。

全国的な海水温の上昇による環境変化もあるとは思いますが、全国屈指の海岸線を有しているにもかかわらず、この海岸の藻場がすっかり衰退していることが影響していると考えことから、水産資源の回復のために磯焼け対策が必要と感じます。

特に、本県においては、藻場回復実験や工法開発の実績があることを勘案すれば、県としてもっと大々的に対策を講じ、予算を増額するなどして、しっかりと藻場回復を目指すべきであると考えますが、県としてのご見解を伺います。

（3）くじらの食文化と環境（海岸漂着物）対策について。

私は、平成26年7月に「世界自然遺産」に登録された小笠原諸島を訪問することができました。東京よりフェリーで25時間半かけてたどり着く、豊かな独自の自然と海に囲まれた海洋島です。小笠原諸島では、固有の植物や独自の文化を育んでいました。その中で、絶滅危惧種である「アオウミガメの食文化」が残っていることを知りました。

小笠原諸島では、年間135頭の捕獲が東京都によって許可されております。一方で、捕獲されたメスのウミガメが受精卵を持っていた場合は、その卵を海洋センターで人工ふ化し育成したり、海岸に産卵するウミガメを観光客から守ったり、保全活動にも力を入れ、ウミガメの産卵数は年々増加し、長年の活動を通し「世界自然遺産」として登録され、世界が認める食文化の一つになっているとのことでした。

長崎の伝統である食文化といえ、鯨の料理

ではないでしょうか。江戸時代になると、壱岐、対馬、五島、平戸の各地に古式捕鯨の鯨組が組織され、浜を潤し、昭和40年代まで五島近海等で捕鯨を行っていたと聞いています。

鯨は、地域経済を潤すだけでなく、祭りや食文化など地域に密着しており、長崎市においても、「長崎くんち」の演し物として「鯨の潮吹き」が、230年もの歴史の中、今もなお伝統的に受け継がれております。

また、鯨料理は、お正月のおせち料理や祝いの席、学校給食や県内の居酒屋など、独自の食文化が継承され、県民一人当たりの鯨肉消費量は日本一とも言われております。

国においては、昨年6月にIWCから脱退し、7月から、国際機関と連携し捕鯨管理に貢献しながら日本周辺での商業捕鯨を再開しておりますが、鯨をはじめとした日本の伝統的な魚食文化を守り、これからも伝承していくことは極めて重要であると考えます。

そこで、本県において鯨の食文化をこれからも継承するために何ができるか、ご見解を求めます。

次に、海岸漂着物対策ですが、近年、海洋を漂流する大量のごみが社会問題として大きく取り沙汰されており、毎年約800万トンに及ぶプラスチックごみが海洋に流出しているとも言われております。

本県は、全国2位の海岸線を有し、黒潮から派生する対馬暖流による海流の影響を受けやすいという地理的な特徴から、毎年繰返し多くの海洋ごみが漂着し、回収し処理を行っていると聞いております。

海外からの漂着物も多いようですが、鯨などの海洋生物への影響も考えられることから、しっかりと対策を講じることが鯨を守る環境保

全につながるものと思いますので、本県における漂着ごみの処理状況と発生抑制対策について、ご見解を伺います。

3、汚水処理の普及について。

(1) 合併浄化槽の整備促進について。

本県の汚水処理施設は、離島半島地域で合併浄化槽による整備が進められているものの、本土地域と比べると汚水処理人口普及率が低迷しております。

令和元年度末の都道府県別汚水処理人口普及状況では全国39位、81.7%で、九州管内では7位と低い状況にあります。

また、県内の普及率が60%以下の市町は8市町あり、未処理人口は24万5,839人となっております。環境衛生上の課題と思えます。

今般のコロナ禍において地域経済が衰退し、仕事もなくなっている状況も聞こえております。

特に、地域のコミュニティを支える地元業者が衰退することは、さらなる人口流出につながることから、地元業者への経済対策の一環として浄化槽の整備を加速させることで、県民の衛生環境を改善し、さらには普及率の向上にも寄与することが可能だと思われれます。

そこで、県として、浄化槽の整備が進むためにどのような対策を進めていこうとお考えなのか、ご見解を求めます。

4、Society5.0の推進について。

(1) スマート自治体の実現に向けた取組みについて。

Society5.0は、情報化社会Society4.0に続く経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会を目指すものとして、「科学技術基本計画」が平成28年1月に閣議決定されております。

本県においても、平成28年から平成32年まで

の5カ年計画において取り組んでいると聞いております。

今、新型コロナウイルス感染拡大防止に対する環境整備に、補助、支援によって大きく産業が動き、テレワークやリモート化など大きく広がりを見せております。

全国的には、AIを活用した総合案内や飲食店舗、コンビニ等の無人化など、いろいろなテクノロジーを活用し業態の変革がなされているように感じております。

本県の産業労働部においても、次世代を見据えた事業として、「無人キャッシュレス店舗経営支援事業・補助金」として取組の検証を進めており、新たな付加価値、新サービスの創造に期待しているところです。

このように大きく産業が動き出している中、情報の共有、連携、または必要な情報の探索、分析において、行政としてもAIなどの先端技術の活用によるスマート自治体の実現について、県はどのように考えているのか、ご見解を伺います。

(2) パソコン保有率の向上策について。

県が発行している「統計は未来の指針」と書かれた平成29年の「長崎100の指標」によれば、本県のパソコンの保有率は54.3%となっており、全国で46位となっております。

パソコンは、現代のノートや鉛筆のようなものであり、デジタル読解力に必要な文房具であります。

学校では、今年度からGIGAスクール構想の中、プログラミング授業も始まり、高校生へ一台のパソコンを整備する議案も9月補正予算として計上されております。

このような時代の流れを勘案すれば、教育の機会、子どもたちの可能性を芽吹かせるために

パソコンは必要と思います。

また、所得によるIT格差是正のため、さらには不登校の児童生徒に対してもオンライン授業が可能になれば学習意欲の支えともなり、パソコンの必要性は上がっているものと思われま

す。このような状況を勘案すれば、低所得者や非課税世帯を対象として、家庭へパソコン購入補助や支援が必要と感じますし、「統計は未来の指針」からすれば、パソコン保有率の向上を目指すことも重要と感じますが、ご見解を伺います。

(3) ドローンの活用について。

経済産業省にて2019年6月に示されました「空の産業革命に向けたロードマップ2019」では、2022年度までに有人地帯への目視外飛行を実現するとして、セキュリティの観点を含め総合的な検討、制度整備を推進しております。

現在の活用はレベルの「目視内の自立飛行」として、保守点検、農業、建設、防災、有害鳥獣対策など数多くの活用により実証実験が行われております。将来は、より高度なレベル4となる「無人地帯での目視外飛行」に向けて、規制緩和が進むと想定されております。

しかし、規制の内容や利用手続についての周知や相談、あるいは講習に関する情報提供など、利用者が安心してドローンを利用していく仕組みが必要です。そのような仕組みを県が構築すれば、さらに活用が進み、物流などの産業にもつながっていくのではないかと感じます。

そこで、ドローンの規制に関する県民への周知や活用について、県の考えをお伺いいたします。

以上、本壇からの質問とし、以後は対面演壇席より再質問させていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 浦川議員のご質問にお答えいたします。

AIなどの先端技術を活用したスマート自治体の実現についてのお尋ねでございます。

県においては、今年度から、Society5.0の実現に向けた取組を推進し、ICTを利活用した地域課題解決による地域活性化や、新サービスの創出などによる産業振興、行政のデジタル化を図ることとしており、AI等の技術を駆使し、効果的かつ効率的に行政サービスを提供する「スマート自治体」への転換についても積極的に取り組む必要があると考えております。

そのため県では、行政が保有する様々な情報やビッグデータの活用が重要であるとの認識のもと、行政データのオープン化を積極的に推進することとしており、今後とも関係市町、民間の方々とともに協議、検討を進め、情報の共有と利活用促進に力を注いでまいります。

また、AI等の活用につきましては、現在、RPAによる定型業務の自動化の取組を進めているところでありますが、今後の技術の進展や先進事例も参考にしながら、導入が想定される業務の洗い出しや導入効果の研究を進めるとともに、「ながさきSociety5.0推進プラットフォーム」において、市町との連携などについても議論を深め、「スマート自治体」の実現に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 私から、4点お答えさせていただきます。

まず、医療や看護、福祉の最前線で従事されている方々全員に対し、県として検査を実施する考えはないのかとのお尋ねでございます。

PCR検査につきましては、感染初期には陰性となる場合もあり、その時点で陰性の結果であったとしても、その後に発症しないことを証明するものではないものと認識しております。

PCR検査で陰性であっても、濃厚接触者が14日間の外出自粛となるのはそのためでありまして、精神的な負担については大変重要な課題だと考えておりますが、精神的な負担軽減のためにということでPCR検査を実施するのは、適当ではないと考えております。

なお、8月28日の国の政府対策本部決定では、「感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査の実施」との方針が示されております。

県といたしましては、あくまでも多数の方が感染している可能性のあるリスクの高い地域等におきまして、一斉検査をすれば陽性者が見つかる可能性があり、クラスターを防止するために実施するものと理解しておりますが、国の動向を踏まえて、具体的な方策について検討してまいりたいと考えております。

次に、誹謗中傷を受けた結果、こころのケアが必要な状態になった方々への支援をどう考えているのかとのお尋ねでございます。

こころのケアにつきましては、県内10か所の保健所及び「長崎こども・女性・障害者支援センター」に相談窓口を設け、新型コロナウイルスに感染された方々やご家族の抱える様々な不安や体調の変化などに対して、専門医と保健師が電話や面接などの相談に応じる体制を整えて

おります。

この相談窓口に関しましては、県のホームページ上で周知するほか、新型コロナウイルス感染症により入院または宿泊療養施設に入所されている方々に、「新型コロナウイルス感染症関連人権相談窓口開設」のお知らせと併せまして保健所窓口一覧を配布し、一人で悩まずにご相談いただくよう呼びかけております。

今後とも、誹謗中傷等によりこころのケアが必要となった方々について、人権相談窓口と連携しながら、一日も早く日常の生活が戻るように適切な支援に取り組んでまいります。

次に、医療機関への減収に対する財政支援についてのお尋ねでございます。

県といたしましては、これまで新型コロナウイルス患者を受け入れる医療機関に対し、専用病床の確保に伴う空床補填や、人工呼吸器等の高度な医療機器の導入支援、院内感染を防止するための施設・設備整備等の支援を行っているほか、県内全ての医療機関等に対しまして、院内感染防止のための支援金を支給しているところでございます。

新型コロナウイルス感染症による医療機関の減収につきましては、厚生労働省による全国調査では、コロナ患者受入れ病院で約11.4%、受入医療機関以外の病院で約6.7%の減収となっており、患者を受け入れている病院の減収が大きくなっております。

8月28日には、国から、新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組として、「受入医療機関の安定的な経営を確保するためのさらなる支援」、「地域の医療提供体制を維持、確保するための支援」を行う方針が示されたところであり、県といたしましては、国に対し、特に影響が大きい受入れ医療機関への経営支援策を早急

に講じていただくよう要望してまいりたいと考えております。

最後に、国の慰労金制度では対象外となっている薬局薬剤師に対しても慰労金を早急に支給すべきではないかとお尋ねでございます。

国の慰労金制度におきましては、医療施設、介護施設、障害福祉施設の患者等に接する職員を対象としておりますが、薬局については対象となっておりません。

国の説明では、薬局については調剤など医療に不可欠な役割を担うものですが、薬局ではクラスターが発生していないなど、クラスター発生のおそれは相対的に低く、患者に直接、処置や治療を行う医療機関の医療従事者等とは性質が異なると考えられることから、慰労金の対象とはならないとのことでございます。

県といたしましては、これまでも様々な医療関係者から慰労金の対象とするよう要望がありますが、リスクが高い患者との接触の程度をどのように評価するかなど課題もあることから、慰労金の対象を拡大するのは困難であると考えております。

なお、県といたしましては、感染拡大防止対策等に要する費用を支援するための事業を実施しており、薬局に対しましても70万円を上限に助成できるため、本事業を十分に活用し感染拡大防止を進めていただきたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長(宮崎浩善君) 私からは、3点お答えさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症は誰もがかかり得る病気であり、心も壊してしまうことを念頭に、誹謗中傷をしないよう広く県民に周知する必要があると思うが、県の見解はどのお尋ねでございます。

県といたしましても、新型コロナウイルスに感染するリスクは誰にでもあり、お互い思いやりの心を持って冷静に行動するよう啓発していくことが重要であると考えております。

そのため、これまでのホームページや全世帯広報誌などに加え、8月下旬からはテレビやラジオ、県のインターネット放送局やYouTubeチャンネルにおいて、感染者やそのご家族等の人権に配慮するよう、広く県民の皆様へ呼びかけております。

今後とも、誹謗中傷等の根絶に向け、相談窓口等による支援の実施とともに、県民の皆様への周知啓発に努めてまいります。

次に、本県における漂着ごみの回収処理の状況と発生抑制対策についてのお尋ねでございます。

本年6月の環境省報告によりますと、鯨類の56%、アオウミガメの62%が海洋プラスチックごみを誤食していることなどから、海洋生物などへの影響を低減することが重要であるとしております。

また、環境省が平成29年度に実施いたしました五島での調査結果によりますと、ペットボトル、漁具等のプラスチック類が漂着ごみ全体の約7割を占める状況にあります。

本県におきましては、平成22年度から、「長崎県海岸漂着物対策推進計画」に基づきまして、県及び10市5町で、毎年約2,000トンの漂着ごみを回収し、再流出の防止に努めております。

また、発生抑制対策につきましては、本県に漂着するごみの多くが外国由来であることから、釜山広域市と県内離島の高校生等による回収事業を行うとともに、県内各地域におけるボランティア清掃を通じ、発生抑制の重要性について理解を深めているところでございます。

今後は、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロとする国の方針を踏まえまして、プラスチックごみの削減につながるマイバック持参等の普及啓発を行うとともに、県内市町、NPO等と連携しまして、ポイ捨て、不法投棄による海洋への流出防止などをさらに推進してまいります。

最後に、浄化槽の整備促進のため、県はどのような対策を進めていくのかとのお尋ねでございます。

県内の浄化槽は、毎年2,000基程度が設置され、汚水処理人口普及率も確実に向上しておりますが、建物ごとに設置いたします浄化槽は、個人の意向に左右されること、また、敷地が狭く設置場所の確保が難しいことなどの理由で普及が遅れている地域もございます。

浄化槽につきましては、設置工事やその後の点検、清掃など関連する業務のほとんどを地元の業者が担っており、地域に根差した仕事を生み出す、地域経済にとって大切な分野だと認識しており、その経済効果をうまく活かしていくために安定した設置基数を維持することが必要だというふうに考えております。

そのため、これまでも個人負担を軽減することで安定した整備が進むよう、市町が国の制度を利用して補助を行う場合には、県も国に準じた額の補助を行ってまいりました。

さらに複数の市町では、国の制度にプラスして上乗せ補助も行っており、その効果もあって、人口減少が進む中でも一定の基数の整備水準が維持されております。

今後とも、市町に対しまして、上乗せ補助の創設、拡充や、個人設置型に比べ国からの交付金が手厚く、複数戸の共同処理も可能な市町村設置型の導入を働きかけ、浄化槽の整備促進に取

り組んでまいります。

○議長(瀬川光之君) 水産部長。

○水産部長(斎藤 晃君) 私の方から、3点回答させていただきます。

まず、漁港ストックを活用し地域振興を図る考えはないのか、見解を伺いたいとお尋ねでございます。

漁港は、漁村の基幹的なインフラであり、用地をレストランや直売所など地域活性化の場として、また、水域を増養殖や蓄養の場として有効に活用していくことは、地域経済の好循環を促す重要な取組であると認識しております。

漁港水域を漁場や増養殖場として活用している割合は、議員ご指摘のとおり、全国では約2割となっておりますが、本県では約4割と全国に比べますと活用が進んでいる状況でございます。

漁港ストックの活用の取組を加速するため、水産庁では、占用許可の対象者や対象物件の拡大等の規制緩和を進めてきており、本県においても、本年3月、「長崎県漁港管理条例」を改正し、長期の事業計画が立てられ、民間事業者が投資しやすくなるよう占用許可期間の上限を3年から10年に延長したところでございます。

今後とも、漁村の活性化に向け、規制緩和の趣旨や内容を周知していくとともに、全国の取組事例を地域と共有していくことなどを通じまして、一層の漁港の有効活用を促進してまいりたいと考えております。

次に、藻場を回復させるためにはどのような対策を考えているのかとお尋ねでございます。

ご指摘のとおり、アワビなどの磯根資源が減少しているのは、温暖化の影響等を受け藻場が衰退したことによるものと考えており、県では、その回復を目指して対策に取り組んでいるとこ

ろでございます。

海水温の上昇に適応するためには、南方系の海藻、ホンダワラ類でございますが、この増殖に力を入れていくことが効果的と考えており、その種苗生産の技術開発を進めるとともに、海藻に対する魚やウニの食害に強い増殖施設の工法開発にも取り組んでいるところでございます。

県では、これまでも増殖場整備や藻場を守るための地元活動を支援してまいりましたが、新たな技術や工法を積極的に活用しながら、藻場回復に向けた取組をさらに加速させていきたいと考えております。

そのため、引き続き必要な予算の確保に努めながら、官民一体となって磯焼け対策に力を注いでまいります。

最後に、鯨の食文化を継承するため、県としてどのような取組を行っているのかとお尋ねですが、本県には、鯨を水産資源として活用してきた歴史があり、現在も県内には伝統的な鯨の食文化と、それに関連する流通業、飲食業などの関連産業が多くあります。

県では、鯨の消費拡大を通じて、鯨の食文化を次の世代につないでいくため、「長崎さかな祭り」や「ながさき魚博」などのイベントにおいて鯨料理を味わう機会を設けるとともに、鯨に関する文化や優れた栄養価などを紹介する講演会の開催に対して支援を行っております。

今後とも、関係市町と連携を図りながら、鯨の食文化を守る取組を行ってまいります。

○議長(瀬川光之君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) 私から、Society5.0の推進のうち、パソコンの保有率の向上策とドローンの活用について、お答えをさせていただきます。

まず、低所得者や非課税世帯のパソコン購入

に対する補助や支援にかかる県の見解はとのお尋ねでございます。

本県におけるSociety5.0の実現において、パソコンをはじめとする情報機器は重要なツールであると認識をしております。

しかしながら、厚生労働省における「国民生活基礎調査」を参考に、本県における住民税の非課税世帯数を推計しますと約13万世帯となり、ご指摘のパソコンの購入に対する補助については、多くの財源を要することとなり、本県の厳しい財政状況の中で、県独自の支援は困難であると考えているところであります。

一方で、所得により生じる情報格差については、全国的に共通する課題でもあり、国においてもSociety5.0の実現に向けた取組を積極的に推進している状況にありますことから、今後、国や県内各市町とも問題を共有し、意見交換などを行ってまいりたいと考えております。

次に、パソコン保有率の向上にかかる県の見解はとのお尋ねでございます。

本県におけるパソコンの保有率は、令和元年9月末時点の最新データでは59.5%で、全国39位となっておりますが、近年、情報機器としてスマートフォンやタブレット型端末の普及も進んでおり、本県におけるスマートフォンの保有率は82.2%で全国23位、タブレット型端末保有率は39.7%で全国10位となっているところであります。

パソコンの保有率が低位にある要因としましては、本県における高齢化の進行や光ファイバー整備の遅れなども影響しているものと考えております。

そのため、県といたしましては、Society5.0の実現に向けたICTの利活用にも必要不可欠となる光ファイバーの未整備地区について、市

町と連携し、国の令和2年度2次補正予算を活用した早期解消に取り組んでいるところでございます。

さらに、超高速大容量、超低遅延、多数同時接続が可能となります5Gを見据えた新たなサービスの充実などについて広く情報発信を行うなど、県民の皆様の理解の促進にも努め、パソコンをはじめとした情報機器の保有率向上につなげてまいりたいと考えております。

最後に、ドローンの規制に関する県内への周知や活用について、県の考えはとのお尋ねでございます。

ドローンにつきましては、近年、様々な分野での利活用が進むとともに、さらなる研究開発、実証実験も行われているところであります。

ドローンの飛行については、国において、「航空法」及び「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」により、飛行区域や飛行方法などが規制されておりますが、航空法違反事案や事故が頻発したため、国においては、航空法等の改正が行われ、さらなる規制等の強化の準備が進められております。

ドローンの活用に関しては、航空法をはじめとした関係法令や関係機関が多岐にわたり、わかりにくくなっている状況にあり、県といたしましては、県内における適切なドローンの利活用を促進するため、ドローンに関する規制の概要や手続などに関する情報などについて、県のホームページや様々な機会を捉え、広く県民や県内事業者の皆様方に周知を図ってまいりたいと考えております。

また、「ながさきSociety5.0推進プラットフォーム」においても、ドローンの利活用の検討を進めていくとともに、規制等の周知・徹底

も図ってまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 浦川議員—10番。

○10番(浦川基継君) 丁寧なご答弁ありがとうございました。

それでは、理解を深めるために、ちょっと再質問というか、要望をさせていただきたいというふうに思います。

今回、PCR検査等の実施についてということで質問させていただきましたけれども、ご回答では、検討を行う対象者やその時期を含めて必要な対策を検討していくということで、これからの課題というふうに思いますので、そこは一定理解したいと思います。

医師の総合判断ということですが、私もそうであったように無症状者ですので、一日前に熱が出たとしても、病院に行った時にはもう既に熱が下がっていて、症状が全く健康な方と変わらない状況の中できているのを考えれば、いつ、どこで感染したのかわからないというのは、不安はあるのかと思います。しかし、答弁の中で、そういった精神的な部分に対するPCR検査はできないということでしたけれども。

まず、私が今こうして県議会議員をしておりますけれども、こういうふうにつけられるのは、今回コロナウイルスに感染して入院等をしましたけれども、同僚議員の皆様、また、支援いただいている方々の熱い心によって守っていただいたんじゃないかなというふうに思います。

一方で、もし、私の濃厚接触者の方が重症化したり、また、高齢者の方で亡くなったりしていたら、それがあって、なおかつ、まだ今このようにしていけるかどうかと言われれば、やはり亡くなったりしてしまえば。

今では、誰でもかかるとか、かかることはしようがないとかという世論のそういったご意見

はありますけれど、やっぱり当事者としたら、私がもし高齢者の方に、濃厚接触者というのはわかっていますから、うつした場合であると、その方が亡くなったら、自分が感染させたと、それは検査の中でもというか調査の中でもはっきりしますし、そうなるとその責任というのは、周りの人は言わないかもしれないけれど、家族、その親族の方とか、そういった方からの言いたい思いというのは自然と心に伝わってくるんじゃないかなと思うんです。

そういう重圧の中で、今言った医療、看護、また福祉に従事している方々は、そういう重圧に耐えながら感染しないように、感染しないように、でも、何かこう調子が悪いというか、症状自体がはっきりわかりませんから、何か調子が悪いと思った時に、どうすればいいのかという部分は、今まではあったと思います。

これからは、かかりつけ医に相談したり、かぜの症状も今から増えていく中で、そういう相談を受けた時には、かかりつけ医あたりが保健所に電話することでPCR検査を行政検査として受けることも可能であるような形ですが、これまでのそういった中で耐えてきた中で、ご要望も含めて意見を聞きましたけれども、そういう思いというのは、だめと言われた精神的なものじゃなかったかなと思います。

特に、コロナウイルスに関しては、まだ感染というか感染源の特定も含めて、いろんな形で初めてのことばかりです。だから、そういう不安な時に手を差し伸べられる長崎県であるように、今後、そういった何か新たなことがあった場合は、そういうふうになればというふうに、これはもう感情的なものになるかと思いますが、私は感染者として、また、そういった人に対して何もなかったから言えたんじゃないか

などと思いますけれども、そういうふうに思いますので、ぜひ、今後、何か制度が変わる時、また、こういった対応が長引く時とか、制度が足りない時には県としての対応をお願いしたいと思います。

次に、誹謗中傷対策について、意見をさせていただきます。

確かに現在の取組体制は、状況を考えますと、ネット上で書き込むところがなくなって、報道機関も含め慎重に対応されているように感じております。

一つ要望としては、今、退院された方にも周知しているということで、安心はできると思うんですけれども、これまで、この体制が整う前になっていた方は、いろんなところから誹謗中傷を受けて、やっぱり精神的に悩んでですね。相談してくださいとか言われても、相談すること自体、思いつかない。ずっと悩んで、ずっと中に入り込んでしまうような状況ではなかったかなと思うんです。

私も、やっぱりそういうふうなんです。病院に初めて入院しましたけれども、一日が長くてですね。その中で、例えばネットだったり、携帯電話とかをのぞくと、そういったことを書いていると、やっぱりそれに感情が入ってしまって、何か目をつぶっていても、そういうことが、書いてあった言葉がどんどん心に刺さる。

自分でも今考えれば、もっと早く、例えば自分の状況とかを皆さんの方に伝えて、こういうふうにした方がいいんじゃないかということ言えばよかったんですけれども、その時は、ちょっとやっぱり内面、内面というか、内に内にと考えてですね。

退院して、ちょっと落ち着いて戻った状態で考えた時に、マスコミが挙げた部分が、例えば

ヤフーニュースに挙がって、そのヤフーニュースの中には書き込みができるところがあるから、掲示版とか、そういったものがなくなればいいんじゃないかということで話した時もありましたけれど。

落ち着いて考えれば対応できたんですけど、こういったことがどういうふうになっていたのかというのが、私も頭の中ではわかっていたんですけれども、やっぱりそういったことを心の中で感じる事ができていなかったのかなというふうに、その部分がちょっと申し訳なかったというか、もっと早く気づけばよかったなというふうな形で思っております。正直言って、今の対応は本当によかったというふうに思っています。

昨日、私も、自分の名前とコロナという部分で検索しましたけれども、確かにヒットももうなくなっています。事実として報道されている部分は残っていますけれども、そういった書き込みもできなくなっていますし、書き込みを探しても、コロナで見つからずに、ほかの昔の件で書き込みがあったのが見つかったりとかしますけれども、実際、本当に目に触れなくなりましたから、その部分に関すると、今回のコロナの中で誹謗中傷に対する国民の考えも、県民のそういった対応も含めて変わったので、今後はそういった誹謗中傷も含め、私は少なくなっていくというふうに思いますので、ぜひこういった部分に関しては、3月までの対応もあるかと思えますけれども、何かあった場合は早急に、また同じような態勢で、確固たる決意をまた知事にも言っていただいて、そういうふうになっていただきたいというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。これは要望にとどめたいと思います。

次に、医療機関への減収に対する財政支援ですけれども、薬局薬剤師の慰労金支給についても同じですけれども、9月15日に閣議決定をなされて、2020年度の第2次補正予算についても予備費からコロナ対策として1.6兆円使えるということになっておりますので、多分、またいろんな要望の中から精査していくかとは思いますが、今何が必要なのか、もう一度よく検討していただいて、こういった全ての要望も含め、一番いい最善の事業を採択していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、漁港ストック有効活用と地域振興についてですけれども、4割活用しているということで喜びたいと思います。

ただ、今回制度が見直しになって、特定第3種漁港においても漁港整備の施行規則の改定もなされておりますし、陸上養殖の活性化、増養殖、そういったものに対してもできるという部分と、返還の請求とかが緩和されているというふうに聞いておりますので、今回の漁港漁場整備長期計画には盛り込んでいない部分もございますので、次期の計画では、さらにそういったものを、何年かかけて協議していかないといけないと思いますので、さらにそういったものを活用できて、賑わいのある漁港、漁場になるようにご要望したいと思います。

次に、鯨の食文化についてですが、私が小笠原諸島に行った時に、確かにウミガメを食べる文化もあるんですけれど、ウミガメを保護したり、産卵を助けたりして増やす取組もしております。だから、ウミガメが、例えば200増えるから153匹獲っていいんですよと言ったのかは、詳細は調べておりませんが、そういう中で増えていくから食べるんだよというところで、

世界から認められたと思います。

鯨は私も、いつもというわけじゃないけれど、そういった祝い事の時には食べますけれども、そういった食文化が、長崎は食べているからいいんだよ、食べる文化を守っているからいいんだよじゃなくて、その鯨そのものを守る取組も今後、SDGsの考えもそうかもしれませんけれども、やっぱり守る取組。

今、漂着ごみの清掃をしています。それはすばらしいことだと思いますし、今後もしていただきたいと思います。しかし、それに対しても、鯨も守るんだよという部分もどこかに加えてもらうことがですね。

今後、世界の食文化という中で、長崎の文化はこれだという時に、鯨を守る取組をしているということは世界から見たら評価できると思いますので、ぜひそういうふうな対応をお願いしたいと思います。こちらも要望にかえさせていただきます。（発言する者あり）

次に、Society5.0については、今、コロナ禍の取組でリモート化、テレワーク化が民間事業所では大いに進んでおります。県においてもIT等の進捗が図られたと思いますので、そうなると、当初予定した部分と若干の乖離があると思いますけれど、進んでいると思われま

す。だからこそ、もう一步踏み出したような対応を今後求めていきたいと思ひますので、ぜひ、今のビッグデータ、オープン化ということで進めていく、また、つくっていくという話は聞きましたけれども、その部分に関してもしっかりと取り組んでいってほしいというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

まだ時間はありますけれども、以上で、私の質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

— 午後 2時31分 休憩 —

— 午後 2時45分 再開—

○副議長（松本洋介君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

大久保議員—29番。

○29番（大久保潔重君）（拍手）〔登壇〕 皆様、こんにちは。

自由民主党・県民会議の大久保潔重でございます。

私自身、県議会での一般質問は、通算9回目の登壇になりますが、今回は、これまでとは違う状況の中での質問になりました。

こちらから眺める議員席や傍聴席の景色が明らかに違います。高温多湿の日本で、マスクをして夏を乗り切るとは至難の業だったでしょう、皆さん。新型コロナウイルス感染症の発生で、世界は大きく変わりました。東京オリンピック・パラリンピックはじめ、様々なイベントが今年は取りやめになり、また国内における冠婚葬祭などの自粛は、日本古来の伝統文化まで変えようとしております。

コロナ禍で失ったもの、取り戻すべきものは何なのか、ウィズコロナ、アフターコロナで何をなすべきかとの観点から質問をさせていただきます。

1、コロナ禍での県内経済と対策について。

（1）緊急経済対策についての基本的な考え方。

2020年4月から6月期の実質国内総生産（GDP）の改定値は、前期比年換算で28.1%減と、1955年以降最大の落ち込みとなりました。

東京五輪の延期、中国経済の低迷、インバウンドや国内消費の低下などの要因を考えれば、当然の結果かもしれません。

仮に、新型コロナウイルス感染症の世界的流行が2020年後半に収まったとしても、国内外の経済が停滞するだろうと言われております。

そこで、まず本県がこれまでに講じてきた緊急経済対策と今後の取組についての基本的な考え方を知事にお尋ねいたします。

以降は、一問一答方式により、対面演壇席から質問をさせていただきます。

○副議長（松本洋介君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 大久保議員のご質問にお答えいたします。

緊急経済対策についての基本的な考え方についてのお尋ねであります。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、我が国の景気は依然として厳しい状況にあり、本県の経済においても、雇用や所得環境など、引き続き厳しい状況が続いております。

そのため、県としては、感染症の予防、拡大防止と社会経済活動の回復、拡大との両立を図っていくことが重要であるとの考えの下、県民の皆様の「新しい生活様式」の実践と事業者の方々によるガイドラインへの対応を推進しながら、切れ目ない経済対策を積極的に講じることとしております。

具体的には、「地方創生臨時交付金」等の財源を最大限に活用しながら、本議会への提案分を含め、約1,072億円の感染症対策予算を編成し、検査体制の充実・強化や医療提供体制の整備をはじめとした感染予防・拡大防止対策とともに、観光振興や事業者支援、県産品の消費拡大等の経済対策に力を注ぐほか、その対策の効果をできるだけ早く発現できるよう、迅速な執

行に努めているところであります。

また、感染症に有効なワクチン開発等には一定期間を要する見込みでありますことから、今後も、県民生活の安全・安心確保をはじめ、コロナ社会と向き合っていくための環境整備、さらなる地域経済の活性化、雇用の確保など、必要な対策の構築強化に力を注いでまいりたいと考えております。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○副議長（松本洋介君） 大久保議員—29番。

○29番（大久保潔重君） 昨日から一般質問がはじまりまして、多くの議員の方も質問をされましたけれども、今日まで長崎県も、臨時交付金を活用しながら、1,000億円を超える緊急対策を打ってきたということであります。

この数字、それからそれによって、どれぐらい効果があったのかということの検証、さらには国庫支出が49兆円とも言われておりますけれども、そういう中で、先々、臨時交付金に頼らずとも、例えば、県単独の真水の予算を投入してでも、やはりこのコロナが終息するまでは、財政支出をやるべきだというふうに考えております。

また、昨日は、このコロナ禍の中で、県税収入が著しく減っているというような答弁もありましたけれども、財政出動をしながら県内の経済を立て直していく、そのことが将来の県税収入増にもつながってくるというふうに思っておりますので、そこはしっかりお願いをしたいと思います。

(2) 各産業への影響と対策について。

過去のリーマンショックでは、製造業が一番打撃を受けたんです。そして、その経済の落ち込みから緩和してきたのが、実は、商業とか

サービス業だったんです。ところが、今回、このコロナ禍では、飲食業、小売業とか、そういうサービス産業というのが一番打撃を受けたわけでありまして。

製造業においても、将来の先行き不安ということで、今後の影響拡大を懸念する声があります。

一方で、私の地元諫早市におきましては、半導体大手のソニーなどは、今、拡張工事をどんどん進めているわけでありまして。

コロナ禍でも新たな設備投資を行う企業もあるということで、こういう地域経済の下支え、雇用の下支えをするために、サービス産業、それから県内の製造業における対策について、お伺いしたいと思います。

○副議長（松本洋介君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 飲食や小売等のサービス産業につきましては、これまで、営業継続や新たな販売手法への転換など、再建に向けた取組を支援してきており、さらに今後は、安全・安心に買物や飲食ができる環境整備のため、商店街の事業者が取り組む「3密」対策に係る施設改修等への支援を開始することとしております。

一方、製造業においては、県内中小企業の衛生向上対策等に対する支援を感染症対応型サプライチェーン強靱化支援事業により実施しているところでございます。

また、コロナの流行の長期化による影響の広がりを受け、今後、県では、航空機・半導体などの分野において、研究開発や設備投資等を行う県内中小企業を支援するほか、コロナ禍にあっても規模拡大等を行う県内企業の設備投資を支援するなど、対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

今後とも、新型コロナウイルス感染症による影響を注視し、必要な対策を講じることにより、地域経済の活性化、雇用の維持・確保に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 大久保議員—29番。

○29番（大久保潔重君） 今の県の政策を大変評価しておりますので、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

中小飲食・サービス産業の皆さんたち、資金繰りの悩みというのを多く抱えておられます。また、これまで国、県、市、いろんな補助金、制度もありましたけれども、手続が非常に煩雑だというような声も聞いております。できる限り簡素化を目指していただきたいと思っております。

それから、製造業の皆さんたちも、なかなかこのコロナ禍の中であって商談ができないとか、展示会、イベントができないというような声も聞きますので、ここは「新しい生活様式」を実践しながら、緩やかにそういったものの機会も増やしていただくような取組を後押ししていただければというふうに思います。

次に、宿泊業についてです。

これは長崎県観光動向調査では、本年4月から6月期の県内主要宿泊施設の宿泊数が対前年同期比で76.3%と大幅に減少をしております。

このようなかなり厳しい状況の県内宿泊業の支援について、お伺いしたいと思います。

○副議長（松本洋介君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） 県では4月以降、観光事業者の雇用を守り、収束後の速やかな回復と反転攻勢を見据えた環境整備を推進するため、宿泊事業者等が実施する受入れ体制の強化や、あるいは宿泊事業者が取り組む衛生面の対応強化に対して支援を行ってまいりました。

また、6月1日からは、県民の県内宿泊を促進する「ふるさと再発見の旅」を実施し、6月19日からは、これを全国向けに拡大した「ながさき癒し旅」を展開してきたところでございます。

7月22日からは、国の「GoToトラベルキャンペーン」が実施されておりますので、県民の皆様への県内利用促進など、各種プロモーションを展開してまいります。

全国的な感染状況の推移については予断を許さない状況ではありますが、今後、新たな旅行ニーズに対応したサービス充実を支援するなど、県内観光業界が速やかに回復できるよう、全力を傾注してまいります。

○副議長（松本洋介君） 大久保議員—29番。

○29番（大久保潔重君） 今、ご答弁いただきましたけれども、6月1日から県も政策を打たれておりますが、6月1日に最初にスタートした「ふるさと再発見の旅」というのは非常に評判がよくて、当初の予算の倍近い利用があったということでもありますけれども、こういったところも検証していただいて、県内の「ふるさと再発見」という制度は非常によかったですので、また復活も含めて検討していただければと思います。

次に、建設業について、お伺いします。

リーマンショックでは、製造業と同じく建設業も大きな打撃を受けました。

今回のコロナ禍における県内の建設業への影響、不安解消に向けた取組について、お尋ねしたいと思います。

○副議長（松本洋介君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 本県では、コロナの影響が出はじめた頃の建設資材等で発生したサプライチェーンの問題は解消し、また公共工事は、一時中止することなく順調に進捗が図られ

ています。

それに加え、コロナ禍においても、例年どおり発注手続を進め、公共工事の8月時点における手持ち工事量は、件数、金額ともに、昨年を上回る規模が確保されており、現時点で、コロナによる建設業への影響はないと考えています。

今後も、計画的な発注を行うことにより、引き続き安定した工事量を確保して、建設業の不安解消に努めるとともに、公共事業に必要な予算の確保を国に訴えていくことにより、経済の下支えに貢献してまいります。

なお、土木部では、現場での感染拡大防止チェック体制を構築するとともに、接触の機会を極力減らしたICT技術の導入を進めるなど、今後も、コロナ禍において工事を確実に進めるための対策を講じてまいります。

○副議長(松本洋介君) 大久保議員—29番。

○29番(大久保潔重君) 建設業は、受注動向に左右されるということで、実は、半年とか1年遅れて業績が表面化する業種とも言われておりまして、しかし、今、土木部長から非常に力強い答弁をいただきましたので、公共事業の安定的な継続ということで、業者の皆さんも不安を持っておられますが、しっかりと継続していただきたいと思っております。

(3) 2040年問題と絡めた対応について。

団塊の世代の皆さんたちが全て後期高齢化していくのが2025年ということで、もう目の前です。そして、この団塊の世代のご子の皆さん、いわゆるロスジェネレーションの世代が高齢化していくのが「2040年問題」ということで、社会に様々なひずみをもたらすのではないかとということで、本来、我が国において、中長期的な課題として、その問題は横たわっております。コロナ禍にあっても、この「2040年

問題」にはしっかり取り組んでいかなければいけません。

私は、実は、むしろ、このようなコロナ期、こういう時こそ、コロナが社会の様々な仕組みに影響を与える、まさにその社会変革を迫る時こそ、適切に対応していくことが「2040年問題」の解決につながると思っておりますが、県の認識をお尋ねしたいと思います。

○副議長(松本洋介君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) 「2040年問題」には、高齢化の進行による諸問題や生産年齢人口の減少、それからインフラの老朽化など、様々な問題がございますけれども、AI・IoTなどの新技術を積極的に活用することによって、これらの課題への対応が一定図られるものというふうを考えております。

こうした中、新型コロナウイルスへ対応するための社会のデジタル化が加速しており、県としましても、介護事業所への介護ロボットなどの導入をはじめ、建設工事における工事確認などのリモート化やサービス業などにおけるキャッシュレス化の推進など、ICTなどの技術を活用した取組を積極的に支援することとしておりまして、こうした取組が「2040年問題」に向けての対応にもつながっていくものと考えております。

今後はさらに、先般立ち上げました産学金官連携による、「ながさきSociety5.0推進プラットフォーム」において、幅広くICTの利活用について検討を進め、「2040年問題」への対応を着実に進めてまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 大久保議員—29番。

○29番(大久保潔重君) Society5.0というのは、私の中では、仮想空間と現実空間が融合した世界ということでありまして、しかし、その

ことによって、また新たな産業というのも育成をされるでしょうし、もちろんデジタル化の推進で、行政や企業のサービスを高めるための効率を上げるということも考えられるでしょうし、また長崎県内においては、地域による格差、いろんなハンディがあります離島・半島、中山間地域を抱えて、そういったところの地域格差を解消するような活用というのができれば、これはまさに「2040年問題」に取り組むことになるのではないかというふうに思いますので、期待をしながら、県の政策を応援したいと思います。

2、コロナ禍と「地方創生」について。

(1) ひとをどう創るか。

地方創生についても、本県は、人口減少が歯止めがかからない状況の中にあって、どうやって人、仕事、まちをつくるかということが大きな課題であります。もちろん、コロナ禍であっても、それはやらなければいけません。

「2040年問題」にも絡めて、昨年9月の定例会で私が質問した際に、知事から、「各分野における人材不足問題に積極的に対策をしていく」という答弁がありました。

先ほど述べましたロスジェネレーション世代というのは、まさにバブル崩壊後に世の中に出ていこうとした人たちです。世の中が非常に買い手市場で、まさに就職氷河期世代の方々なんです。やっぱりこの問題もこれからしっかり対応していかないと、大変な様々な社会問題が起きるだろうというふうに思います。

今現在、就職氷河期世代の雇用支援について、県の取組を伺いたいと思います。

○副議長(松本洋介君) 産業労働部長。

○産業労働部長(廣田義美君) 県では、本年4月に設置いたしました「人材活躍支援センター」におきまして、県内企業の人材確保に向けた支

援として、企業の採用力を強化するための伴走型支援のほか、就労への意欲や能力がある方を雇用につなげる人材マッチングなどに取り組んでおります。

このような中、就職氷河期世代の雇用支援につきましては、去る6月29日、長崎労働局を中心に、県、経済団体、労働団体等で構成する「ながさき就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」が設立され、関係機関が連携して支援を進めていくことになっております。

さらに、県におきましては、今年度から、国の交付金を活用した人材マッチング事業を行うこととしておりまして、支援対象者の就労状況等を把握するためのアンケート調査を行うとともに、就職氷河期世代向けの求人開拓などの就労支援を通じて、企業の人材確保を図ってまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 大久保議員—29番。

○29番(大久保潔重君) ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、人を育てるということで、大学教育のあり方について、質問をいたします。

昨今のコロナ禍で、大学では、遠隔授業を中心に行われているのが全国的な傾向であります。前期にとどまらず、後期もオンライン講義の実施を決定している大学も多いと聞きますが、感染を恐れるあまりに遠隔授業のみでやると、教育の質が低下して、社会人として必要な資質が育成できずに、就職にも影響があるのではないかとの懸念があります。私自身も、県内の大学生から、遠隔授業だけでは限界があるとの不満の声を聞くわけであります。

長崎の県立大学は、県内大学の模範となるべく、ウィズコロナの大学教育を進めるべきと考えますが、教育の質を維持するための取組につ

いて、お尋ねいたします。

○副議長(松本洋介君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) 県立大学の教育のあり方について、ご質問をいただきました。

新型コロナウイルスの感染拡大防止と学生の修学機会の確保、こちらを両立するために、県立大学におきましては遠隔授業を実施しているという状況でございます。

教育効果の観点から、直接的に指導すべきところ、例えば、演習ですとか、実習、語学といったところにつきましては、感染防止対策を徹底しながら対面授業を実施しているという状況でございます。

遠隔授業におきましても、学生の理解度を高めるための取組といたしまして、例えば、チャット機能を利用してリアルタイムでのやりとりをしたりだとか、あるいはゼミにおいて同時双方向の授業を取り入れたり、そういった工夫をいたしまして、学生との意見交換の機会の確保に配慮しながら実施をしているという状況でございます。

おっしゃるとおり、遠隔授業、様々な声をお聞きしております、やはり対面授業でやりたいという声もある一方で、学生のアンケートによりますと、「復習が何度でもできるといったメリットです」とか、あるいは「通学の時間が減らせる」といったことも声としてあらわれているという状況でございます。

このコロナ禍におきましては、学生の声もよくお聞きをしながら、遠隔授業の方法の充実というのを図る一方で、対面授業も効果的に併用することのバランスを取りながら、教育の質の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長(松本洋介君) 大久保議員—29番。

○29番(大久保潔重君) 今、総務部長から、バランスを取りながらということでありました。それぞれ遠隔のいいところもあるでしょうし、対面のいいところと、こう学生さんから聞きますと、先生の雑談、脱線講義などで先生の人となりを知ったり、あるいは雑談から、また別の新たな分野に興味を持って、学びを深めるきっかけにもなるということも聞いておりますので、しっかり感染防止対策に努めながら、少しずつバランスよく対面も導入、また戻していくというようなことでやっていただきたいと思います。

次に、公立小中学校、県立高校のICT教育の推進について、お尋ねいたします。

国のGIGAスクール構想ということで、生徒一人一台の端末整備というのが前倒しになりまして、今議会でも、補正予算案が計上をされております。

OECDの「2018年学習到着度調査」では、我が国は、学校授業におけるデジタル機器の利用時間が加盟国中で一番短いとの報告がありますけれども、生徒一人一台端末保持というのは、教育環境が個別最適化され、資質、能力の一層の教育が期待できるものと思います。

今後、デジタル教材の活用が求められますが、教育委員会として、どのように対応していくのか、お尋ねしたいと思います。

○副議長(松本洋介君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 議員ご指摘のとおり、教育のICT化に伴う児童生徒の資質、能力を育成するためには、デジタル教材を活用することが今後重要になってくるというふうに考えております。

小中学校におきましては、すぐに実践できることとして、「新学習指導要領」に基づいた教科書の活用があります。新しい教科書には、随

所にQRコードがつけられておりまして、児童生徒が各自の端末で読み取ることで、図形を立体的に捉えたり、実験方法を動画で確認したりしながら理解を深めることができるようになっております。

また、県教育委員会では、英単語や英会話をWeb上で学ぶことができるデジタル教材等を整備しておりまして、これらが一層活用されるよう働きかけてまいりたいと考えております。

一方、高校におきましては、学習内容や生徒の実情等が学科によって異なるため、実態に応じた民間のデジタル教材の活用を考えています。生徒一人ひとりの学習を支援するものや授業で活用できるものなど、様々なタイプのデジタル教材がありますので、どのような教材を活用することが有効であるのかなど、まずは実証研究を進めていかなければならないと考えているところでございます。

○副議長（松本洋介君） 大久保議員—29番。

○29番（大久保潔重君） 我々の青少年時代から考えれば、随分と学びができる機会が多くの学生に与えられているのかなという気もいたしますし、ぜひ、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

（2）しごとをどう創るか。

自然災害、あるいは未知の感染症というのは、世の中の生産、物流に非常に混乱を来しますけれども、地域の自立を目指すには、やはり生存に必要な農業、漁業など第一次産業の復権というのは大事であると思います。

昨日からも多くの議員が質問もされました。食の地産地消、食料自給率向上を目指しながら、私自身も、過去何度も質問してきましたけれども、食品産業と連携した6次産業化や本県の農産物や水産物の付加価値向上に向けた取組を

しっかり応援していきたいというふうに思います。

そこで、先ほど言いましたように、コロナ禍で飲食店というのは極めて深刻な経営状況にありますが、独自の工夫で、新たにテイクアウトやデリバリーなど、新しい生活様式に対応した事業展開が今、創出をされております。

さらには、もう一步踏み込んで、消費者ニーズを捉まえて、自分の店の料理を加工品として広く売り出したいとの声も聞こえます。

ちょうど今議会上程されている長崎県食品製造業ニュースタイル支援事業では、どのような支援ができるのか、これまでの支援も併せて、お伺いしたいと思います。

○副議長（松本洋介君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 県におきましては、「3密」の回避や巣ごもり需要など、コロナ禍における消費者の動向やニーズの変化を捉え、事業継続や新分野進出を図る県内の中小・小規模事業者を支援してきております。

まず、飲食店等が新たにテイクアウトやデリバリーに取り組む場合につきましては、非接触サービス対応普及支援事業において支援をしてきております。この事業によりまして、80事業者に対し、容器等の開発や広告宣伝等の経費を補助しているところでございます。

また、食品製造業者が商品開発や自社ECサイト構築等に取り組む場合につきましては、先ほど、議員お話がございました食料品製造業ニュースタイル支援事業により支援することとしており、飲食店が食品製造分野に新たに進出する場合におきましても、この補助事業の対象としたいと考えております。

今後とも、ウィズコロナ時代に対応し、新たな成長を目指す事業者をしっかりと支援してま

いりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 大久保議員—29番。

○29番(大久保潔重君) 非常に力強いご答弁だったと思います。ぜひ、しっかり地域で操業されている皆さんたちの支援をお願いしたいと思います。

次に、県内産業を支える外国人材の受入れについてということで質問をいたします。

特定技能をはじめとする本県の外国人材は増加傾向にありましたけれども、しかし、コロナ禍で外国から入国できない、あるいは現在長崎県にいても本国に帰れないという状況が続いております。

このことが、まさに県内産業に大きな影響が出ているのではないかと危惧をしておりますが、現状について、お尋ねしたいと思います。

○副議長(松本洋介君) 産業労働部政策監。

○産業労働部政策監(貞方 学君) 議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外国人材が出入国できない状況が続いているところです。

このような中、県内の監理団体や外国人を受け入れる企業におきましては、在留期間の延長や技能実習から特定技能への転換など、様々な対策が講じられておきまして、現時点では、事業を進めるうえで大きな影響は出ていないものとお聞きをしております。

一方、受入れ人数が最も多いベトナムにおける新規査証の申請受付が開始されるなど、入国に向けた手続の一部が再開されつつあることから、これらの動向を注視するとともに、今後の経済活動の回復も見据え、ベトナム国クアンナム省をはじめとする外国人材の受入れ促進についても取組を進めてまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 大久保議員—29番。

○29番(大久保潔重君) 今、航空機の状況も、なかなか飛ばないというようなこともありますけれども、長崎県においては、例えばベトナムにしても、非常に多くの皆さんが来たり、来ようとしておりますので、そういう意味では、ぜひ状況、情勢を見ながら、しっかり対応していただきたいと思います。

先日、農業分野で特定技能で受け入れる、長崎県が先駆けてつくった「株式会社エヌ」が、特定技能人材を農閑期に長野県へリレー派遣しているというような報道がありましたけれども、こういう取組というのは、両県の農家にとってもいいことだし、外国人材にとっても非常にいいこと、まさにウィン・ウィンでありますから、こういうようなことは、ぜひ適用を広げて活用していただければというふうに思います。

(3) まちをどう創るか。

大都市というのは、自然災害だけでなく、感染症にももろいということが、まさにこのコロナ禍で証明されたのではないかと思います。今こそ東京一極集中から地方分散というのは、先日の自由民主党総裁選でも大きな争点でありました。

そして、来年、2021年3月には「過疎法」が終わるということで、それにかわる新法案がつけられるということで、その内容も報道がされましたけれども、まさにコロナ後の分散型社会というのは大きな流れだと思えます。

その流れを捉えて、積極的に人や企業を呼び込む政策が必要であると考えますが、知事のご見解をお尋ねしたいと思います。

○副議長(松本洋介君) 知事。

○知事(中村法道君) 感染症の拡大によって、都市部における人口集中への警戒感が高まり、

企業のBCP対策の動き、あるいは働き方や都会での暮らしに対する意識が変化する中で、都市部から地方への人の流れが拡大する可能性が指摘されているところであります。こうした機会を逃すことなく、積極的に対応していくことが極めて重要であると考えております。

このため、移住施策については、地方回帰の機運の高まりを受け、新規の相談件数も増加傾向で推移しているところから、この10月を「オンライン移住相談会強化月間」として集中的に開催するなど、移住相談の質、量両面の充実に取り組むほか、本県の魅力、あるいは変わりゆく姿などを盛り込んだ動画を制作し、SNS等を活用して大都市圏を中心に発信し、さらなる移住の促進につなげていくことといたしております。

また、働き方の多様化への流れを捉えるリモートワーク、ワーケーションを呼び込むため、本県の取組事例を紹介しながら、関心の高いIT企業等への誘致活動に取り組むとともに、地域の特徴を活かした市町の受入れ環境の整備への支援を進めていくことにいたしております。

また、企業誘致については、コロナ禍において設備投資を見送る企業がある一方で、一部の産業分野では、投資の増加も見込まれているところであり、生産拠点の国内回帰、あるいは地方への拠点分散の動きを注視しながら、誘致活動を積極的に展開していかなければいけないと考えているところであります。

こうした大きな環境変化を踏まえ、市町と一体となって施策を推進し、地域の活性化を目指してまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 大久保議員—29番。

○29番(大久保潔重君) ぜひ、この移住政策、質から量ということで、知事からも、これまで

とはまた一步踏み込んだ答弁があったかなというふうに思います。

ワーケーションについても、長崎県というのは最適の環境があると思いますから、ぜひそこからあたりを強くPRをしていただいて、また東京脱出を図る人、あるいは企業もあるというような報道もありますので、できれば長崎県にゆかりのある方が都市圏におられて、そういったところの経営をされていて、一部機能あるいは本社機能を移転する、こちらで待ち受けて迎え入れるというような、そういう総合的な政策をしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

3、新型コロナウイルス感染症対策について。

(1) 保健所機能の充実について。

実は、私の地元諫早市を含む2市3町を管轄している県央保健所では、さきのクラスターが発生した折に、電話が非常につながりにくいなどの市民の皆さんの苦情があり、我々も、ちょっと業務過多になっているのではないかと懸念をしておりました。

今、少し落ち着いているような状況でありますけれども、諫早市内におきましては、新幹線駅周辺整備、さらには地域高規格島原道路、民間工場の先ほどの増設など、大規模工事に県外から多く来県をし、従事をされているため、集団感染や市中感染が起きるのではないかと不安が常に市民の皆さんの中にはあるわけであり。

今後の新たな感染拡大の兆候を把握した時の保健所の対応について、お尋ねしたいと思います。

○副議長(松本洋介君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 県央保健所におきましては、7月から8月にかけてまして、管内で

の感染者の増加やクラスターへの対応のため、本庁や地方機関、他の保健所の保健師を応援として派遣し、疫学調査等の対応を行ったところでございます。

現在、県央保健所におきましては、看護師や臨床検査技師等の会計年度任用職員の配置に加え、県看護協会から3名の看護師の応援をいただくなど、体制を強化しております。

また、クラスターが発生した際には、市町に対しまして、感染拡大防止のために必要な情報の提供に努めることとしており、住民への周知や感染予防等にご協力をいただいております。

市町との協力体制につきまして、引き続き、市町と十分に協議しながら、連携を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 大久保議員—29番。

○29番（大久保潔重君） 当時、諫早市から、あるいは市民の皆さんから、私もですけども、特に、先輩議員であります八江議員のところにも多くのそういう声が寄せられまして、一度当局とやりとりをさせていただきましたけれども、まさに今、部長から答弁がありましたように、まず長崎市や佐世保市以外の市町というのは保健所を持たないわけですから、県から出てくる情報が本当に頼りなんです。その情報の量とタイムラグというのがあって、対応を迫られた際に、市民からすごい突き上げを市町が受けたということがあります。それから、行政機関だけではなくて、地元の関係機関、医師会とか看護協会との連携がどうなのかということもありましたけれども、早速、しっかりその対応をしていただいたということですので、ぜひその連携体制、協力体制というのは維持していただいて、今後に備えていただきたいというふうに思います。

(2) 季節性インフルエンザが流行る時期の対策について。

いよいよ、これから秋から冬ということで、季節性のインフルエンザの流行時期に差し加かかってきます。新型コロナとインフルエンザが同時に流行った時にどう備えるかというのは、恐らく、これは現場でも、これからいろんな対策が打たれると思うんですけども、新型コロナウイルス感染症というのは、現在、国の感染症の分類でいいますと、結核やSARS、MERSなどと同じ2類相当ですから、これは発覚をしたら、全ての感染者が入院勧告の対象になっているわけでありまして。

しかし、これからダブルで流行るとなると、いろんな医療資源を圧迫するだろうとか、万一、パンデミックが起きたら医療崩壊が起きるかもしれないということもあってですか、感染法上に基づく指定感染症の措置のあり方の見直しを検討しているというふうに聞いております。

このことについて、これまでの対応実績を踏まえて、長崎県として、どのような方向性で見直していかれようとしているのか、お尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 多数の発熱患者の発生が見込まれます季節性インフルエンザの流行期におきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を図りつつ、保健所や医療機関の負担軽減や医療資源の効率的な運用が必要になってくるものと考えております。

そのため、指定感染症に対する措置のあり方の見直しに当たりましては、軽症者や無症状者につきましては、宿泊療養施設等での対応を徹底し、医療資源を重症者等に重点化していく必要があるものと認識しております。

ただし、仮に、入院勧告や医療費の公費負担、積極的疫学調査等の適用が一律になくなることになれば、新型コロナウイルスの感染拡大対策に大きな影響を与えることから、県といたしましては、全国知事会等を通じまして、実態に即した慎重な検討を行っていただくよう、国に対して要望を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 大久保議員—29番。

○29番（大久保潔重君） 検討されている分類が2類相当から、5類とかというふうなことも報道がありますけれども、5類となると、インフルエンザとコロナは同じ扱いになると考えますと、医療資源の圧迫、医療機関あるいは保健所の負担の軽減にはなるかもしれませんが、今まさに部長が言われたような公費負担はどうなるのか、あるいは積極的な疫学調査はどうなるのかとかという、そういう不安は拭えませんが、まさに全国知事会を通して、しっかりとそこは国の手だてはやっぱり必要だということに訴えていただきたいというふうに思います。

感染防止と経済再生を目指すということで、知事も大きな方針で臨まれていると思います。ところが、これは地元の長崎大学熱帯医学研究所の山本太郎教授の言葉をお借りしますと、「今の状況というのはゴールのないマラソンを走っているようなものだ」というふうに言われておりました。ゴールがないマラソンですから、県民の皆さんも大変きついと思うんです。

そういう意味では、ゴールって何なのかということ考えた時に、いずれワクチンあるいは抗ウイルス剤もできるでしょうけれども、重症化のリスクを減らしながら、パンデミックを抑えながら、私は、集団免疫という考え方も一つあるのではないかとこのように思っておりますが、そこは専門家であります福祉保健部長のご

見解を、どのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） ただいまご指摘いただいたとおり、新型コロナウイルスのワクチンや治療薬の開発がまだ明確に定まっていないというところがございますので、県といたしましては、感染拡大防止の対策は、しっかり対応していく必要があると思います。

特に、今般の様々な検証を行う中で、特に、重症化のリスクが高い方、高齢者や基礎疾患をお持ちの方が非常に重症化になるという傾向があるとわかっておりますので、県といたしましては、そういった方が多くいる施設のクラスターを何としても防ぐと、そういったことが非常に重要だというふうに考えていますので、そういった観点で、重症化を防ぐ必要があると考えております。

○副議長（松本洋介君） 大久保議員—29番。

○29番（大久保潔重君） 私は、決してコロナを軽んじているんじゃないなくて、当然、コロナ前のある意味、ああいう無防備なライフスタイルには、もう戻ることはないとは思っているんです。

そのうえで、やはり感染症対策をしながら、特に、重症化リスク、パンデミックを抑える、重症化の治療に医療資源を重点的に投入しながら、何とかかんとかやりながら、最終的には、集団免疫を獲得という、こういう一つゴールがあれば、県民の皆さんも、用心をしながら、注意をしながらやると、そういう何かゴールがないと、本当にゴールが見えないので、経済がずっとその都度、流行れば自粛し、また流行って自粛しということをやっと繰り返していくので、そういったことも一つ大きな考え方として

あるのではないかと思いますけれども、知事にもご見解を求めてよろしゅうございますでしょうか。

○副議長（松本洋介君） 知事。

○知事（中村法道君） 医療的には全く素人です。ありますので、いわゆる免疫を獲得するまで、どのくらいの期間がかかるのか、まだまだ県内の感染者も二百数十名ということでありますので、時間がかかるものと考えておりますので、今、私どもが待ち望んでおりますのは、効果の高い薬剤の開発、そしてまたワクチンの開発、一刻も早くこれが実現するように祈っているところであります。それまでは、現在の対策を継続していく必要があるものと考えております。

○副議長（松本洋介君） 大久保議員—29番。

○29番（大久保潔重君） 知事の立場では、なかなか集団免疫をとる感じにはならないでしょうからですね。しかし、やはりこれは未知のウイルスと人間との闘いでありまして、そのウイルスの種類によって、どういった特性を持っているのかというのはわかりませんが、長崎県には感染制御の専門の先生も多いし、長崎大学熱帯医学研究所という長崎県の非常に貴重な財産もありますので、そういった我が国の公衆衛生とか医療のレベルを信じて、将来的には集団免疫の獲得という考えもあると、そういうことで少し明るく、元気に社会活動、経済活動を再生していただきたいというふうに思っております。これは私の個人的な思いであります。

4、地域振興について。

(1) 九州新幹線西九州ルート開業効果の拡大について。

いよいよ九州新幹線西九州ルートというので、長崎から武雄間が、もう2年後に開業を控えて

おります。その後のことは、種々、これまでもたくさん議論が上がりました。ぜひ我々としても、武雄から新鳥栖までも全線フル規格を目指して、一丸となって頑張っていきたいというふうに思っております。

そういう中で、特に、新幹線開業、開通によって、どれぐらい地域に効果があるのか、まさに効果の拡大について、これから開業に向けて、どのような取組を県としてなされているのか、お尋ねしたいと思います。

○副議長（松本洋介君） 地域振興部長。

○地域振興部長（浦 真樹君） 令和4年度の新幹線開業効果を最大限に発揮するためには、まずは行政や経済団体などが一体となって開業の機運を高めていくとともに、来県者の満足度向上やリピーターの獲得に向けて、地域の魅力づくりやまちづくりを進めていくことが重要であると考えております。

このため、県民の機運醸成につきましては、10月末に、大村市で「新幹線開業フォーラム」を開催する予定としているほか、県内各地の既存のイベント等も活用しながら、開業に向けた機運を盛り上げてまいりたいと考えております。

また、来県者の受入れにつきましては、観光関係団体などが実施する地域の魅力づくり、あるいは心のこもったおもてなし等の取組を市町と連携しながら支援するとともに、新幹線駅から離れた地域への二次交通の充実に向けて、長崎駅や諫早駅と島原半島を結ぶ予約制乗合タクシーの実証運行等により、新幹線を利用して本県を訪れた方々のスムーズな県内移動を可能とするなど、受入れ体制の整備を進めてまいります。

さらに、令和4年秋には、JRグループや佐賀県と共同で「ディステーションキャン

ペーン」を開催し、市町や観光関係団体、民間企業等と連携して、沿線地域だけではなく、広域的な誘客を図るなど、開業効果の県内各地への波及拡大を目指してまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 大久保議員—29番。

○29番(大久保潔重君) やはり効果の拡大ということは全線フル規格しかないのかなと思いますけれども、それを言うてはおしまいなので、とりあえず2年後に控えた開業に向けて、今の県の取組をしっかりと我々も応援をさせていただきたいと思ひますし、とにかく機運を盛り上げていって、地域が活性化するというようなことができれば非常にありがたいなというふうに思っております。

それから、特に、私は地元県央諫早でございますので、やはり島原半島と諫早市を結ぶ二次交通、周遊対策というのをぜひ力を入れて、県央、県南を結ぶ地域の交わりといいますか、より連携が深まるような取組を進めていただきたいというふうに思ひます。

昨年も私が質問しました諫早駅東口、この北側に、元経済連跡地約2.6ヘクタール、これを諫早市が先行取得した土地に、県は、新庁舎建設をやるという公表を昨年12月にされました。

今後の諫早駅周辺の新たなまちづくりもありまして、諫早市は早期建設を県に要望しておりますが、現在の進捗状況について、お尋ねいたします。

○副議長(松本洋介君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) お答えいたします。

新庁舎の建設に向けては、現在、諫早市との間におきまして、市の先行取得用地のうち、県が具体的に取得する面積ですとか、あるいはその建設の位置といった具体的な協議を行っている

という状況でございます。

また、県におきましては、建設手法として、民間活力の導入可能性といったことにつきまして、調査、検討に取り組んでいるという状況でございます。

今後、当然、諫早市の都市計画との関係もございしますので、諫早市のご協力も十分にいただきながら、できる限り早期の建設を目指してまいりたいというふうに考えております。

○副議長(松本洋介君) 大久保議員—29番。

○29番(大久保潔重君) しっかりと諫早市とも、我々も連携をしておりますので、頑張っていたきたいと思ひます。

(2) 地域交通について。

地方バス路線の維持について、質問をしたいと思ひます。

県内のバス路線事業は、人口減少などの利用者減で、非常に交通事業者も厳しいけれども、交通事業者へ補助をしている自治体の費用負担も大変大きくなっております。新型コロナウイルス感染症の影響で、さらに利用者が落ち込んでいるという状況であろうかと思ひます。

一方で、高齢者をはじめとして、運転免許証返納者という方が増えておりまして、そういう意味では、地域住民の移動手段の確保というのは重要であります。

今年6月に「地域公共交通活性化再生法」が改正されまして、各自治体は、地域公共交通計画の策定が努力義務化をされました。地域交通に係る市町の役割は重要でありますけれども、県として、路線バスをはじめとする地域公共交通の維持、確保にどのような取組をされるのか、お尋ねします。

○副議長(松本洋介君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) 路線バスにつき

ましては、人口減少や高齢化等により利用者の減少が続いておりますけれども、今回の新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、さらに減少幅が大きくなっており、各交通事業者の経営は大変厳しい状況であると認識をしております。

このような中、国や県、市町における路線バス事業者への補助金につきましても、年々増加傾向にありますことから、今後は、利便性の向上を図りながら、運行の効率化によって各自治体の負担を軽減させるなど、将来的な地域公共交通の維持、確保のための対応が必要であると考えております。

また、国の法改正に伴いまして、自治体における「地域公共交通計画」の策定が努力義務化されることから、県といたしましては、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて、今後、市町や各交通事業者との意見交換を行いますとともに、路線バスと予約制乗合タクシーなどの役割分担も踏まえながら、地域の実情に応じた市町の計画策定、あるいは計画の見直しを支援してまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 大久保議員—29番。

○29番(大久保潔重君) この場をお借りしまして、諫早市は、特に県内でも県交通局あるいは島鉄に対して、国、県の補助に加えて、市単独で毎年約2億円補助をしております。非常に負担感があります。市の方からも、県の補助制度について、採択要件の輸送量、収支比率等の下限引下げを見直してほしいというような要望もありますので、これは答弁を求めませんが、要望ということで、しっかり聞きおいていただき、対応していただければというふうに思います。

次に、地域の道の駅についてです。

県内では、現在、11か所の「道の駅」が整備をされておりますが、県央に位置して交通の要衝であります諫早市には、今現在、「道の駅」がないという状況であります。

目ぼしい場所があつて、これは国道251号、諫早市飯盛地区に農産物直売所がありまして、そこを拠点として「道の駅」の整備ができないかということで、諫早市においては、第2次総合計画に位置づけて、今、この整備計画の策定作業に着手をしております。

諫早市飯盛地区というのは、周辺はまさに県の大型の畑総事業で大規模な区画整理、かんがい事業を行った成果も出ていて、地元生産者の皆さんの期待は非常に高いということでありま

す。どうでしょうか、この地区の県市一体型の「道の駅」整備について、道路管理者であります県の意見をお伺いしたいと思います。

○副議長(松本洋介君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 「道の駅」は、地域振興や安全で快適な道路交通環境を提供するうえで大変有効と認識しています。

国は、これまでの取組を踏まえ、「道の駅」の第3ステージとして、「地方創生・観光を加速する拠点」をコンセプトに、観光、防災など、さらなる地方創生に向け、官民の力を合わせて加速することとしており、新たな魅力を持つ地域づくりに寄与できるものと考えています。

県内の「道の駅」は、南島原市の「みずなし本陣ふかえ」など、8市1町に11か所あり、道路管理者と市町が一体となって整備したものが5か所、市町が単独で整備したものが6か所あります。

諫早市が要望されている農産物直売所フレッシュ251を取り込んだ道路管理者と一体となっ

た「道の駅」の整備については、市の計画と周辺にある道路利用者の休憩施設の配置状況などを勘案しながら、必要性について検討してまいります。（発言する者あり）前向きに検討させていただきます。

○副議長（松本洋介君） 大久保議員—29番。

○29番（大久保潔重君） 前向きに検討をしていただきたいと思います。

国道251、これは長崎を出まして、実は、深江町の「みずなし本陣ふかえ」まで、24時間型の休憩施設はないんです。特に、この道路というのは災害時の第1次緊急輸送道路にも指定をされておりますので、道路管理者として、一体型の整備にぜひ支援をしていただきたいというふうに思います。

それから、昨今の異常気象に伴う災害に対しても、広域的な防災拠点として活用する「防災道の駅」というのが、国の政策の方向性として示されました。これは今後のことでありますけれども、やっぱり長崎県内にも数か所の「防災道の駅」の拠点というのが必要じゃないかと私は考えておまして、これは答弁要りませんけれども、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。

(3) 有明海の再生、諫早湾の水産振興について。

諫早湾の水産ということで、地域の特性を活かしながらアサリやカキの養殖に取り組んで、まさに地域ブランド品を今、生産をして、流通をしているような状況であります。なかなか水産業というのは自然環境に影響を受けやすく、漁業経営も不安定になりやすいということでもあります。

有明海の再生には、やっぱり長崎県だけでなく、沿岸の4県が協調して広域的に対策をす

る必要があると考えます。

有明海及び橘湾の再生に関する長崎県計画に記載をされているような様々な事業の実施をしていただきたいという、これまた地元の市からの強い要望であります。これについてお答えをしたいと思います。

○副議長（松本洋介君） 水産部長。

○水産部長（斎藤 晃君） 本年の7月に、諫早市の方からご要望がありました有明海の再生、諫早湾の水産振興につきましては、県といたしましても、真の有明海の再生を目指すために、政府施策要望等において、海域の特性に応じた効果的な水産振興や環境改善対策の実施について、国に対して要望を行ってきたところでございます。

特に、地元漁業者から、海域の抜本的な改善対策として強い要望があります。作濡、覆砂等の大規模事業につきましては、これは議員ご指摘のとおり、別表6の方にも書かれておりますが、これにつきましては引き続き、国の方に、その実施について働きかけてまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 大久保議員—29番。

○29番（大久保潔重君） 有明海及び橘湾の再生に関する長崎県計画には、いろんな事業が明記をされておりますけれども、今、水産部長に答弁をいただきました承水路整備というのは、これがまさに作濡のことでしょうか。また、覆砂についても、地元の漁協の組合長さんが熱心にそれを要望されております。

長年、その地域で営みをされてきた皆さんが、やはり一番その現場のことはわかっておられて、それを強く望んでおられますので、優先的にそれを国に働きかけていただいて、しっかり予算を確保していただくと、我々もしっかり後押し

をしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

貴重な時間で2分残しましたが、私の質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（松本洋介君） 本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 3時45分 散会 —

第 9 目 目

議 事 日 程

第 9 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 上程議案委員会付託

4 請願上程、委員会付託

5 散 会

令和2年9月18日（金曜日）

出席議員（45名）

- 1番 宮島大典君
- 2番 宮本法広君
- 3番 赤木幸仁君
- 4番 中村泰輔君
- 5番 饗庭敦子君
- 6番 堤典子君
- 7番 下条博文君
- 8番 山下博史君
- 9番 北村貴寿君
- 10番 浦川基継君
- 11番 久保田将誠君
- 12番 石本政弘君
- 13番 中村一三君
- 14番 大場博文君
- 15番 山口経正君
- 16番 麻生隆君
- 17番 川崎祥司君
- 18番 坂本浩君
- 19番 深堀ひろし君
- 20番 山口初實君
- 21番 近藤智昭君
- 22番 宅島寿一君
- 23番 松本洋介君
- 24番 ごうまなみ君
- 25番 山本啓介君
- 26番 前田哲也君
- 27番 山本由夫君
- 28番 吉村洋君
- 29番 大久保潔重君
- 30番 中島浩介君
- 欠番
- 32番 山田博司君
- 33番 堀江ひとみ君

- 34番 山田朋子君
- 35番 西川克己君
- 36番 外間雅広君
- 37番 瀬川光之君
- 38番 坂本智徳君
- 39番 浅田ますみ君
- 40番 徳永達也君
- 41番 中島廣義君
- 42番 溝口芙美雄君
- 43番 中山功君
- 44番 小林克敏君
- 45番 田中愛国君
- 46番 八江利春君

説明のため出席した者

- 知事 中村法道君
- 副知事 上田裕司君
- 副知事 平田研君
- 統轄監 平田修三君
- 危機管理監 荒木秀君
- 総務部長 大田圭君
- 企画部長 柿本敏晶君
- 地域振興部長 浦真樹君
- 文化観光国際部長 中崎謙司君
- 県民生活環境部長 宮崎浩善君
- 福祉保健部長 中田勝己君
- こども政策局長 園田俊輔君
- 産業労働部長 廣田義美君
- 水産部長 斎藤晃君
- 農林部長 綾香直芳君
- 土木部長 奥田秀樹君
- 会計管理者 吉野ゆき子君
- 交通局長 太田彰幸君
- 地域振興部政策監 村山弘司君
- 文化観光国際部政策監 前川謙介君

産業労働部政策監	貞 方 学 君
教育委員会教育長	池 松 誠 二 君
選挙管理委員会委員	久 原 卷 二 君
代表監査委員	濱 本 磨毅穂 君
人事委員会委員	中牟田 真 一 君
公安委員会委員長	片 岡 瑠美子 君
警察本部長	早 川 智 之 君
監査事務局長	下 田 芳 之 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大 崎 義 郎 君
教育次長	林 田 和 喜 君
財政課長	早稲田 智 仁 君
秘書課長	石 田 智 久 君
選挙管理委員会書記長	大 塚 英 樹 君
警察本部総務課長	川 本 浩 二 君

議会事務局職員出席者

局 長	松 尾 誠 司 君
次長兼総務課長	柴 田 昌 造 君
議事課長	川 原 孝 行 君
政務調査課長	太 田 勝 也 君
議事課長補佐	永 田 貴 紀 君
議事課係長	梶 谷 利 君
議事課主任主事	天 雨 千代子 君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(瀬川光之君) ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

赤木議員—3番。

○3番(赤木幸仁君) (拍手)〔登壇〕 皆様、おはようございます。

改革21、長崎市選出、「意志あるところに道あり」の赤木幸仁でございます。

質問に入ります前に、新型コロナウイルス感染症によってお亡くなりになった方々に、心よりお悔やみを申し上げます。

また、本県におきましては、「令和2年7月豪雨」、台風9号、台風10号と、たび重なる自然災害に見舞われました。犠牲になられた方のご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

今回、登壇の機会をいただきましたことに、改革21会派の皆様へ感謝申し上げます。

一年ぶりの一般質問となりますが、この間、私は、新たな肩書をいただきました。それは、父親という肩書です。本日は、生まれて3か月を迎えた娘も県議会傍聴デビューを果たしました。(発言する者あり・拍手) はじめての子育てに戸惑うこともございますが、家族への感謝とともに、今回は、父として、この体で感じたことも、思いもぶつけてまいります。(発言する者あり)

前半は、県民の皆様からいただいた様々なご意見をまとめたものを、後半は、提案型の質問を行ってまいります。

知事はじめ、理事者の皆様方には、長崎の未来につながる答弁を、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

1、新型コロナウイルス対策とこれまでの総括。

(1) 知事の姿勢について。

新型コロナウイルス対策を有効かつ最適化するには、スピードも大事な要素となります。

9月8日、知事会見において、新型コロナウイルス感染段階対応の目安の考えが示されました。

私は、5月から、医療対策と経済対策の両立

のためには、指標や目安のもと、県民の皆様への行動指針をつくらなければと、様々な形で県へ訴えてきました。これまでの医療提供体制として、フェーズの考え方があり、陽性者数、入院患者数をもとに病床を確保してきました。

県民の皆様の健康を守るために、必要な対応をとっていただいたものと認識しております。

しかし、経済活動との連携については、対応が遅れたことで失われてしまったものもあると私は考えております。

このステージの考え方が、もっと早く示されていたならば、啓発も進み、抑えられた不安、避けられた誹謗中傷、守ることができた雇用、引き継ぐことができたお店の味もあつたはずで

す。経済活動との両立は、福祉保健部だけの考えではできません。部局横断で取り組まなければならず、政治判断が求められます。対応が遅かったと言わざるを得ませんが、目安の打ち出しが今の時期になったことについての知事の見解を求めます。

以降は、対面演壇席にて、一問一答方式で質問をさせていただきます。

理事者の皆様には、わかりやすい簡潔なご答弁をお願いいたします。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 赤木議員のご質問にお答えいたします。

コロナウイルス感染段階の対応の目安の対応が遅かったのではないかとお尋ねであります。

3月から4月にかけての本県における感染状況は、17例と比較的少なく、そのほとんどの要因が県外から持ち込まれたものであり、いわば他律的な状況でありました。

そのため、他県において、どのような対策が

講じられるか、それにより、人がどう動き、本県にどのような影響を及ぼすかを見極めたうえで、より経済活動への影響を限定的にするためにも、きめ細かな対策を講じていく必要があると考えてきたところであります。

例えば、他県においてクラスターが発生したある業種の店舗利用者は、当該県の店舗が要請に基づき休業となりますと、県境を越えて隣接県の同種店舗を利用する傾向が見られたことから、本県での感染を未然に防止するためには、そうした類似店舗の休業を要請するのではなくて、クラスター発生県にとどまらず、隣接県の対応も見極めながら必要な対策を講じることとなり、本県では、同種業者に対して、のぼりの掲出や店頭表示によって、他県からの来店者回避を要請するなどの対策を講じてきたところであります。

県独自の指標や大まかな行動基準に沿った施策をもって対応することでは、十分な効果が得られにくいと考えておりました。

しかしながら、7月以降は、ご承知のとおり感染経路が確認できない感染や、クラスターの発生が県内各地で確認されるようになり、発生要因に応じた県外対策が難しくなっており、同時に、県内における感染拡大を防止するための対策強化が求められたところであります。

また、これから、冬の時期に向けての感染拡大の可能性を考える時、今後、医療提供体制を圧迫することがないように、今の時期に感染段階に応じた対応の目安を整理し、県民の皆様と情報を共有しながら、感染拡大防止に取り組む必要があるものと考えたところであります。

今後は、今回策定した目安を活用して、感染状況の変化に合わせて、可能な限り対策を展開し、感染予防・拡大防止と社会経済活動の両立

に向け力を注いでまいりたいと考えております。

以後のお尋ねについては、自席からお答えをさせていただきます。

○議長(瀬川光之君) 赤木議員—3番。

○3番(赤木幸仁君) 新型コロナウイルスとつきあっていくためには、アクセルとブレーキの踏み分け、その加減が大事になってきます。

私は、この新型コロナウイルス感染段階対応の目安は、5月からずっと求めてきたことであり、今回、発表した内容はよくできていると認識しております。

経済を回すアクセルを踏むことも、感染が拡大してブレーキを踏む際も、この目安をしっかりと活用し、個人レベル、また、会社内でも認知と運用が進んでいくように周知する必要があると考えています。

今後、県民の皆様に対して、どのように周知していくのか、お尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君) 今回、策定した目安を、より効果的に運用し、感染拡大防止を図ってまいりますためには、県民の皆様と現在の感染状況等についての情報を共有し、個々の行動につなげていただくことが重要であると考えております。

そのため、記者会見や新聞、テレビなどの広報媒体を活用して周知を図ったほか、県のホームページや公式ツイッターにおいては、目安の周知に併せて、現在のステージを毎日お知らせをしているところであります。

このほか、県のホームページでは、ステージ判断に活用する病床占有率などの6つの指標や、全国、九州と比較した各種データなどについても、グラフや表でわかりやすくお知らせをしているところであります。

今後とも、感染予防・拡大防止を図り、社会経済の影響を最小限にとどめるため、県民の皆様方に対して、本県の正確な感染状況等を迅速にお知らせしてまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 赤木議員—3番。

○3番(赤木幸仁君) 感染が落ち着いている今のうちに、しっかり浸透しておかなければと思っております。

また、県民の皆様の模範として、県庁内もこの目安を運用していくことが大事だと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、SNS関係について質問します。

一日で世の中の空気が変わる新型コロナウイルスは、迅速かつ正確な情報発信が求められております。

これまで、県は、コロナの課題だけでなく、広報戦略としてSNSを用いた発信を行っていただいております。

知事も、SNSを駆使して、県の情報を発信していくことをことあるごとにおっしゃっておりますが、SNSは双方向のコミュニケーションツールでもあります。

今回、コロナの件についても、県に対して様々な声が、SNSを通して、県民の皆様から寄せられております。

特に、医療政策課のアカウントは、今、1.6万人を超えるフォロワーがおりますが、3月から5月は、特に、厳しい意見が寄せられております。まっとうなご批判、皆様の不安の気持ちもあれば、この本会議場で言うのははばかれるような厳しい意見もございました。担当する方々も、精神的にかなりきつかったのではないかと推察いたします。

知事は、こうした県民の皆様からいただいた意見を、全てでなくても把握し、どのように政

策に反映することができたのか、お伺いいたします。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君) SNSをはじめ、県民の皆様からお寄せいただいたご意見には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への不安や、感染拡大を防止するための対策を求めるものが多いと感じておりました。

これまで、こうした県民の皆様のご意見をはじめ、県議会や各市町、経済団体などから多くの提言や厳しいご意見をいただき、その思いを把握しながら、また、医療や経済の専門家からなる有識者会議の意見をいただきながら、様々な施策を推進してきたところであります。

今後とも、コロナの長期化が予想される中では、感染予防・拡大防止対策と社会経済活動の活性化の両立が最も重要であると考えており、こうした認識を県民の皆様と共有するとともに、県民の皆様方の命と健康を守るという強い思いを持って対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 赤木議員—3番。

○3番(赤木幸仁君) 強い思いを持って、ぜひともお願いいたします。

今、県民の皆様は、日々の生活や経済的にも生きづらさを感じて、政治に目が向いております。タイムリーな対策が必要となります。知事の強力なリーダーシップが県民の皆様にはわかるようお願いいたします。

(2) 誹謗中傷対策と回復後のフォローについて。

本来、PCR等検査で陽性判明した方は、ご自身の健康に気づかい、療養に努めなければなりません。

しかし、私のもとには、ご本人やご家族、関

係者から様々なご相談をいただきました。

行政対応の不满、情報発信のあり方に対する憤り、後遺症が残っている方もおりますし、ご自身の体のことより、周りの目を気にしながら生きることへの恐怖を覚えている方もおります。

誹謗中傷は、回復した後も続いております。このウイルスの恐ろしいところは、体だけではなく、人の心をむしばんでいるところです。不確かな情報で追い詰められている状況を私は黙っていることができません。

差別、誹謗中傷は、あつてはなりません。回復された方へのフォローも必要と考えておりますが、現在も、回復された皆様が元気にもとの生活を送れているのか、社会的影響がないのか、お尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 新型コロナウイルス感染症患者が退院される際には、退院後4週間は、衛生対策の徹底や健康状況を確認いただくとともに、咳や発熱の症状が出たなど、健康面で不安がある場合には、速やかに保健所へご連絡していただくようご案内しているところでございます。

これまでも、保健所におきまして、様々な相談に対応する中で、誹謗中傷に悩んでおられる方にも対応してはりましたが、今後は、退院される全ての方に対しまして、健康面で不安がある場合の相談窓口だけではなく、日常生活を送るうえで、新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗中傷や差別などの人権侵害を受けた場合の相談窓口をご案内するなど、必要な場合には専門的な支援が受けられるよう支援してまいります。

○議長(瀬川光之君) 赤木議員—3番。

○3番(赤木幸仁君) 回復後のフォローに対応

する周知を行っていただけるとのことですが、長崎県では、現在、どのように生活されているのか、全体を把握できていないとの答弁でしたので、県立高校における教員、生徒の感染判明後の状況について質問いたします。

長崎県北陽台高校では、集団感染が発生しましたが、罹患した教員、生徒が、回復後、もとの学校生活に戻れているのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） 臨時休業後の学校再開に当たっては、スクールカウンセラーからの講話や、担任による全生徒との面談等を実施し、現在、感染した教員や生徒は、通常の学校生活に戻っておりますが、今後とも、引き続き、必要に応じて心のケア等に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 赤木議員—3番。

○3番（赤木幸仁君） 教員含めて、学校生活に戻ることができていると聞いて、一定安心いたしました。引き続き、気を配っていただきたいと思っております。

新型コロナウイルスに関連する誹謗中傷対策として、改革21から要望させていただき、8月26日に相談窓口が開設されました。

これまでの相談件数や、どのような相談があったか、お伺いいたします。

○議長（瀬川光之君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（宮崎浩善君） 新型コロナウイルス感染症関連の人権相談窓口には、昨日現在で10件の相談がっております。

その内容といたしまして、「インターネット上での誹謗中傷やデマ情報の投稿」、「感染者や濃厚接触者ではない方への職場からの無給での自宅待機要請や、過度な行動制限」、「PCR検

査を受けただけでの近隣からの誹謗中傷」などでございます。

○議長（瀬川光之君） 赤木議員—3番。

○3番（赤木幸仁君） 10件ということで、私自身も情報発信や地域の声聞く中で、誹謗中傷や差別が各地域でもっと多くあるものと認識しております。どのような相談があったということ、個人が特定されない範囲で公表していくことは、誹謗中傷等の実態を広く県民の皆様知っていただくこととなります。誹謗中傷の抑制にもなりますし、今後の対策に役立てることもつながります。

そこで、誹謗中傷の抑制という観点から、相談内容を公表していく考えはあるのか、また、開設した相談窓口を気軽に活用してもらう工夫も必要ではないかと考えていますが、県はどのように考えているか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（宮崎浩善君） 議員ご指摘のとおり、実際の相談事例を県民の皆様にお示しすることは、誹謗中傷等を抑制するという意味で意義があるものと考えており、個人のプライバシーに十分配慮しながら、相談内容とその対応や措置状況について、必要に応じ適宜公表していくことといたします。

また、現在、テレビコマーシャル等により、相談窓口の周知を図っておりますが、電話による受付に加え、今後はSNS等、新たな受付の手段も検討するなど、県民の皆様がより相談しやすい環境づくりに努めてまいります。

○議長（瀬川光之君） 赤木議員—3番。

○3番（赤木幸仁君） ぜひとも、引き続きお願いいたします。

私としては、実際に誹謗中傷された方が、例えば弁護士に相談し、SNS発信元の情報開示

請求を行うことも抑止につながると考えます。

また、相談内容が生命を脅かすなど、事件に発展するおそれがある場合は、速やかに警察とも連携した対応が必要と考えますが、相談窓口と連携し、警察としても迅速に対応いただけますでしょうか、警察本部にお尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 警察本部長。

○警察本部長(早川智之君) お答えをいたします。

新型コロナウイルスに感染された方などに対する誹謗中傷が脅迫罪や名誉棄損罪などの刑罰法令に触れるおそれがある時は、相談されている被害者から状況を聴取するなどし、所要の捜査を進めることとなります。

また、その際には、被害の拡大を防ぐため、関係部局と連携し、被害者に対する指導、助言や、関係者に対する警告などの措置を、状況に応じ実施する必要があるものと考えております。

相談対応を行う関係部局とは連絡体制を確立しているところであり、県警察といたしましては、捜査と被害防止の両面で迅速な対応をとることができるよう連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 赤木議員一3番。

○3番(赤木幸仁君) 理解いたしました。

県民の皆様が、人の目におびえることなく生活できる環境整備のため、引き続き、行政の力添えをお願いいたします。

(3) コスタ・アトランチカ号における集団感染への対応について。

4月20日に、クルーズ船「コスタ・アトランチカ号」内で感染が判明しました。合計149名が陽性となり、長崎県民に大きな衝撃を与え、医療体制が危機的状況になるのではと不安に陥れることになりました。

国、県、市や長崎大学、近隣の県からも応援をいただいたDMAT隊、自衛隊など、様々な機関から協力をいただき、誰一人死者を出すこともなく、5月31日に長崎港を出港、入院された乗組員も、7月9日には全員が退院することができました。

対応に当たっていただいた方々に心より感謝を申し上げます。

医療対応としては成功したことになりますが、それらに関わるコストについて、まだクルーズ会社から支払われていない状況と伺っております。

私は、文教厚生委員会の審議でも、福祉保健部長と議論させていただき、県は費用負担しないことを確認しておりますが、今の状況と県が立て替えている費用の総額を教えてください。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 「コスタ・アトランチカ号」におけます集団感染の対応に要した県の費用につきましては、5月時点でコスタ社が負担することを確認しております。

また、出港後に、DMATなど各医療支援チームの医師、看護師等の活動費や防護資機材等の費用、対策本部の運営費など、県が提供した全ての医療支援の費用を精査していたところでございます。

その結果、8月に総額2,887万2,620円をコスタ本社に提示し、同月末に全額を支払う旨の回答を受け、現在、支払いに向けた事務手続を進めております。

○議長(瀬川光之君) 赤木議員一3番。

○3番(赤木幸仁君) 立て替えとはいえ、税金が投入されております。もう時間も経過しておりますので、こういったコストの話は早く解決して、次に行うべき対応に移っていただきたい

です。

はっきり申し上げて、船会社に対する県民感情は悪化しております。こういった問題を解決し、県民の皆様に、経緯を含めてしっかりお伝えいただくようお願いいたします。

今後、クルーズ船を受け入れるようになるためには、条例改正も含め、様々な体制整備が必要になってくるものと考えます。

今後のスケジュールはどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 県としては、「コスタ・アトランチカ号」の検証結果を踏まえ、国が進めている感染予防の安全対策とも整合を図り、受け入れの可否や、受け入れる際の条件の付し方など、港湾管理条例の改正等を含めた検討や関係者との情報共有の場を設けるなど、受け入れ体制の強化を進めてまいります。

まずは、県民の皆様に安心していただけるよう体制を整え、クルーズ船の運航再開に備えてまいります。

○議長（瀬川光之君） 赤木議員—3番。

○3番（赤木幸仁君） わかりました。県民の理解なくして発展はありません。今、ご答弁いただきましたように、受け入れを前提とした形ではなく、県民の安心・安全を前提とした議論を行ってください。私も、最終報告にしっかり目を通させていただきます。

まずは、県民の皆様が納得していただき、今後、安心して長崎を訪れていただける環境を整えられるようお願いいたします。

（4）コロナ禍の状況把握と対応について。

新型コロナウイルスの蔓延に対処するため、県外への移動を控えていただいたり、不要不急の外出を自粛していただいたり、県民の皆様の

ご協力をいただいて、感染拡大を抑えることができました。

一方、学校が休校になり、子どもも家から出ることができない状況が続きました。

こうしたストレスがたまる状況下において、長崎県内の児童相談所の児童虐待対応件数の状況と職員の負担増について、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君） コロナ禍における児童相談所の児童虐待相談対応件数については、今年3月から7月は、対前年比15件、4%の増であり、年度全体で見た平成30年度の43%増、昨年度の17%増に比べると微増となっております。

新型コロナウイルスの影響によって、児童虐待対応に新たな業務は加わっておりませんが、児童相談所は児童の一時保護所を併設していることなどから、所内で感染者を発生させないように、児童や家族との面談、家庭訪問等における感染防止対策に細心の注意を払いながら業務を行っているところであります。

○議長（瀬川光之君） 赤木議員—3番。

○3番（赤木幸仁君） 急増している状況ではないことに安堵いたしましたが、依然高止まりしていると感じます。

児童相談所については、児童福祉法の改正に伴い、令和4年度までに大幅な増員が計画されているところです。

もともと相談件数が年々増加しており、この新型コロナウイルスへの対応も加わり、職員の精神的負担は増えているものと、私は認識しております。早急かつ的確な人員配置が必要と考えますが、県の認識をお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 去年6月の児童

福祉法の改正によりまして、児童相談所の児童福祉司につきましては、令和4年度までに、現在の人口4万人に1人から、人口3万人に1人を配置すること、児童心理司につきましては、令和6年度までに児童福祉司の総数の2分の1を配置することとなりました。

これまで、県は、児童福祉法の改正があった平成28年度から、児童福祉司を段階的に増員しており、今年度は平成28年度から10名増えて36名を配置しておりますが、依然として負担が厳しい状況にあると考えております。

引き続き、専門職の採用等につきまして、人事当局とも協議しながら、できるだけ早く確保できるように計画的に行ってまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 赤木議員—3番。

○3番(赤木幸仁君) 文教厚生委員会でもこちらは議論させていただきましたが、現場は逼迫しております。改めて前倒ししてでも職員の配置を考えていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

コロナ禍において、医療、教育、福祉、経済、様々な分野に影響が出ており、県としても様々な対応をいただいております。

今後とも、迅速な対応が求められているものと考えておりますが、薬やワクチンが完成するまでは対症療法を行うしかなく、早期発見、早期対応が求められます。

そのため、国が進める接触確認アプリ(COCA)を県民に活用していただくことが必要ですが、陽性となった方々が登録していただかなければ、意味をなさないものとなってしまいます。県でもダウンロードを推進しておりますが、県内での活用状況をお尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 国によりますと、現在のCOCOAのダウンロード数は、全国で約1,700万件であり、総人口の約13%に導入されておりますが、国に確認したところ、都道府県別の利用者数は、利用者の住所地のデータがないため把握できないとのことでございます。

また、県内の実績といたしましては、COCOAから通知を受けた場合には、国からの通知を受けまして、全て検査を実施することとしておりますが、これまで検査した71名のうち、陽性となった方はございません。

県といたしましては、いち早く感染者を発見し、感染拡大を防止する有効な手段として、COCOAの利用を強く推進していきたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 赤木議員—3番。

○3番(赤木幸仁君) 陽性となった方がどれだけ登録したか、件数はわからないということですが、陽性となった方々の協力をいただいていることもわかりました。

今後とも、さらに協力いただけるよう、早いうちに多くの皆様にダウンロードしていただくことが、入り口として大事だと考えておりますので、さらなる周知徹底をお願いいたします。

2、災害対策について。

(1) 令和2年7月大雨災害時の課題と対策。

九州各地で甚大な被害をもたらした大雨は、長崎県内でもお亡くなりになった方がおり、土砂災害等により、様々な施設に被害が出ております。

こうした大雨災害は、温暖化の影響とも言われ、近年頻発しており、こうした状況に備えることが求められます。

多くの県民の皆様へ、危機的情報をリアルタイムで伝えることが必要不可欠であり、県が管

理する「長崎県河川砂防情報システム」は、この大雨災害の時こそ活躍してもらわなければなりません。しかしながら、当日は、アクセスが集中したため、情報が閲覧できない、また閲覧しづらい状況が確認され、県民の皆様からも私のところへ問い合わせがございました。

必要な時に必要な情報が届けられないシステムは、意味をなしません。早急な改善が求められますが、県の認識をお尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 「令和2年7月豪雨」では、7月6日に県内の4市3町に「大雨特別警報」が発表され、「長崎県河川砂防情報システム」への1時間当たりのアクセス数も1,734名と、過去最大の約2倍の利用となり、非常につながりにくい状況でした。

これはアクセスが集中し、機器の処理能力を超えたことや、回線が混雑したことが原因と見ており、今月中に演算処理能力と回線容量を増加させることで改善します。

○議長(瀬川光之君) 赤木議員一3番。

○3番(赤木幸仁君) 改善していただくということで、ぜひとも早期によろしく願います。

(2) 命を守る取り組み。

台風10号では、長崎県内で避難所に5万444名の人が避難し、人的被害は最小限に抑えられたと考えております。

県民の皆様には危機意識が伝われば避難していただける事例となったと考えますが、同時に、様々な課題が浮き彫りとなりました。

まず、人が避難する要因を考えると、様々な情報を得なければなりません。警報等もそれに該当するものでありますが、それだけでは避難する根拠として薄い場合もございます。

近隣の方が避難することを聞くことになれば、自分もと続くことができるかもしれませんが、やはりリアルタイムで危機が迫る河川の状況を確認できる河川監視カメラ設置が必要だと考えております。県の取組状況をお伺いいたします。

○議長(瀬川光之君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 河川監視カメラは、水位計に比べて初期費用もランニングコストも高額となることから、国の「革新型河川技術プロジェクト」において、低コスト型の簡易型カメラが開発され、全国で設置が進められています。

本県においても、令和2年4月に開催した「長崎県管理河川流域大規模氾濫減災協議会」において、減災対策の取組の一つとして、水位情報周知河川及び予定河川の28河川、29か所に簡易型河川監視カメラを設置することを諮り、令和3年の出水期までに画像が閲覧できるように作業を進めているところです。

○議長(瀬川光之君) 赤木議員一3番。

○3番(赤木幸仁君) わかりました。

多くの皆様に必要な視覚的情報が届くよう、検索しやすい体制と、今後も台数を増やしていただくよう、検討をお願いいたします。

台風10号に関しては、これまで避難したことがなかった方が避難を行い、物資が不足したり、施設が満員になったり、車を立体駐車場へ避難させて満車になるなど、様々な課題が出てきました。

私のもとへ、様々な地域から一番ご意見をいただいたのが、ペットとの同行避難についてでした。ペットも大事な家族の一員です。せっかく避難を決意したものの、ペットとの同行を断られ、避難を断念したり、一度避難所に向いて了解を得たにもかかわらず、その後断られた

りしたケースなど、30件ほどご相談いただきました。

環境省でも、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を策定しており、ペットとの同行避難を日ごろから想定していくようにと啓発活動を行っております。

避難所には、様々な事情を抱えた方が避難することから、全ての避難所の対応が困難なことは理解いたします。しかし、ペットが理由で避難を躊躇することがないよう、県として各市町へ働きかけを強化し、早急にペット対応可能な避難所を開設できるようにしていただきたいと考えておりますが、今後の対応をお伺いいたします。

○議長(瀬川光之君) 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長(宮崎浩善君) 先の台風10号でのペットとの同行避難につきまして、県内各市町に聞き取りを行ったところ、同行避難を断っていた市町がある一方で、同行避難を受け入れた市町は13市町、そのうち4市町では、同行避難が可能な避難所について事前の周知がなされておりました。

同行避難においては、鳴き声やにおい、動物アレルギーなどの問題から、人とペットの避難場所を区別して設ける必要がありますが、台風の場合にあっては、ペットの避難場所も屋内に限られることとなります。

また、ペットの世話は、飼い主自身が行うため、人とペットの避難場所はできるだけ隣接していることが求められます。

市町におきましては、こうした要件の具体的な検討が進んでおらず、同行避難が可能な施設の確保が課題となっております。

しかしながら、災害発生時にペットとの同行が妨げとなって、人命に危険が及ぶことがあつ

てはならないことから、ペットと同行可能な避難所の設置について、関係部局と連携しながら市町に働きかけを行ってまいります。

○議長(瀬川光之君) 赤木議員—3番。

○3番(赤木幸仁君) 台風や大雨、また、いつ災害が起きるかわかりません。県民の皆様への安心・安全のため、早急な対応をお願いいたします。

避難をする根拠として、様々な情報収集が必要となります。必要な情報を、テレビ、新聞、ラジオだけでなく、様々な媒体で発信し、県民の皆様が情報を得られるようにしなければなりません。

近年、デジタルサイネージ、電子看板の普及が目覚ましく、国道沿いや中央橋交差点にも設置され、県内でも多くの設置が進められております。

私が、2年前、マレーシアを訪問した時も、道路沿いにはデジタルサイネージが多数設置され、街の未来図がどのようなになるのか、外国人である私でさえもわかるようなプロモーションがされており、様々な情報にあふれておりました。

このようなデジタルサイネージにも警報等の情報を流すことが、幅広い情報発信にもつながると考えますが、県の認識をお伺いいたします。

○議長(瀬川光之君) 危機管理監。

○危機管理監(荒木 秀君) 気象台が発表する気象警報や、市町が発令する避難勧告などの避難情報は、住民が避難を判断する重要な情報であり、多様な手段により、住民へ提供することは大変重要であると認識しております。

議員ご提案のデジタルサイネージは、人が多く集まる場所や人目にとまる場所に設置されており、文字だけではなく、動画を用いた情報発

信が可能であるなど、情報伝達手段として有用であると考えております。

しかしながら、県内に活用できるデジタルサイネージはあるのか、また、設備を所有する事業者の意向や、デジタルサイネージにリアルタイムに情報を発信できるかなどの課題も多いため、まずはどのような活用事例があるかについて、調査・研究をしてみたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 赤木議員—3番。

○3番(赤木幸仁君) 多くの皆様に情報を届けるためにも研究をお願いいたします。

私は、県が設置して、平時は観光や産業振興につながる情報発信、広告で設置費を賄いつつ、必要な時は危機的情報を流す仕組みづくりもできると考えております。頻発する災害や新型コロナウイルス感染が拡大する中で、県が発信する情報には多くの県民の皆様が注目をしておりました。

3、長崎県の情報発信について。

(1) 長崎県ホームページの改善について。

新型コロナウイルス関連情報だけではなく、経済対策や知事の会見など、様々な目的を持って、これまで、長崎県のホームページを見たことがない方が情報を求めて見るようになりました。同時に、県民の皆様からご意見をいただいたのは、「ほしい情報にすぐたどり着かない」、「スマホだと見づらい」など、ホームページの改善を求める声をいただきました。現状、仕様が古い状態になっているかと思受けられますが、今後の方針をお伺いいたします。

○議長(瀬川光之君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) 県のホームページの改善について、ご質問いただきました。情報がわかりづらいとのご指摘でございます。

県ホームページにおきましては、県政の様々な情報を県民の皆様にお伝えする有効な手段の一つであるというふうに考えておりました。新型コロナウイルス感染症が拡大した今年の3月以降におきましては、その発生状況ですとか、予防方法、あるいは支援の制度等の情報を随時掲載しておりますけれども、ご指摘のとおり情報量が増加したことですとか、あるいはアクセス数の急増といったことに伴いまして、議会からもご指摘をいただいておりますので、カテゴリ分けですとか、レイアウトの変更といった見やすいための工夫の改修を適宜行っていました。

しかしながら、現在はスマートフォンからの閲覧というのも増加してございますので、例えばトップページをさらにシンプルなものに整理するといったことですとか、あるいは、見た方が一目で理解できるようなアイコンの活用といったことにつきまして、スマートフォンからの閲覧についても、より見やすいページにする工夫を検討してみたいと存じます。

○議長(瀬川光之君) 赤木議員—3番。

○3番(赤木幸仁君) ぜひとも、見やすく、よりよいホームページとなるよう改善をお願いいたします。

(2) YouTubeの活用について。

今回、新型コロナウイルスの影響もあり、YouTubeで配信される県の会見も多くの皆様に見られる状況となりました。

福祉保健部長はじめ、担当部局の皆様は、毎日休みなく会見の準備をすることは大変だったと思います。主に民放の皆様方の協力によるライブ配信により、1万回以上再生されている会見もございました。

今後も、多くの皆様に必要な情報を届けるた

めにも、プロモーションとしてもYouTubeの活用は積極的に行わなければならないと考えておりますが、県はどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○議長（瀬川光之君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） YouTubeの活用について、お答えをいたします。

そもそも、動画でございますけれども、音声ですとか、映像で情報を伝達するということで、その場の臨場感ですとか、あるいは雰囲気伝えることができる、また、見る人の印象に残りやすいといった利点がございます。

そのため、その動画を安価に掲載できます、あるいは誰もが視聴できるというYouTubeにつきましては、有用な情報発信のツールの一つと考えてございます。

ご案内のとおりでございますけれども、本県においても、長崎県の公式YouTubeということで「長崎がんばらんばチャンネル」を開設いたしまして、現在、717本の動画を掲載するなど、情報発信に努めているというところでございます。

今後、さらに、YouTubeを活用した情報発信が進むようにということで、動画を掲載するための具体的な手順ですとか、そういったことを各所属にも周知をいたしまして、活用の強化を働きかけてまいりたいというふうに考えてございます。

また、YouTubeに掲載する動画につきましても、より多くの皆様に視聴いただけるように、動画の掲載をはじめまして、適宜、ツイッター等でも発信するなどの工夫と併せて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（瀬川光之君） 赤木議員一3番。

○3番（赤木幸仁君） 県が様々な施策、イベン

ト等を広く県民の皆様に周知するためには、紙では伝わらない思いや熱量があります。それを伝えるためにも、積極的に活用し、ユーチューバーやご当地のアイドルの力添えもいただきながら、県の情報発信が活発となるようお願いいたします。

私自身も、YouTubeや動画を用いた情報発信に、さらに力を入れてまいります。

4、人口減少・流出対策。

(1) 出産・育児に関わる負担軽減について。

6月、私は、父となりました。出産に至るまで、夫婦として紆余曲折はございましたし、流産も経験し、悲しみを共有したこともございました。不妊治療も考えたこともございましたが、ありがたいことに授かることができ、出産に立ち会うこともできました。

陣痛がはじまって25時間で無事出産することができたのですが、その間、寝不足でお互いに意識もうろうとなりながらも、一生懸命痛みに耐える妻の背中を5分置きにさすり、水分補給の補助をし、うちわであおぎ、汗をぬぐい、「赤ちゃんも会いたがっている」と励まし、そして、手を握りました。

産声を聞いた時の感動は、忘れることができない瞬間でありました。

出産は、女性にしかできないことですが、しかしながら、夫婦の共同作業であると強く感じました。（発言する者あり）

男性の育児参画を促すためにも、出産や出産後のサポートに関わることは、大きな意識づけになると考えます。

国の方でも、夫の産休制度の検討をはじめているとの報道がございますので、県としても積極的に情報収集、発信をしていただくようお願いいたします。

産声を聞いた感動もつかの間、すぐに訪れる現実がございます。費用についてです。

私は、6年ほど医療機関に勤めていた際、2,000件以上、分娩費の統計や詳細を調査してまいりました。

健康保険等に基づく出産育児一時金に制度では、基本的に42万円が支給されますが、帝王切開で保険適用になり、高額療養費制度を適用する場合などを除くと、ほとんど42万円でおさまることはありません。病院によって分娩費も異なりますが、実際には10万円ほど足りないと認識しております。

県として、出産費用の負担について、どのように認識しているのか、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君） 出産時に保険給付として支給される出産育児一時金に関しては、支給額の見直しを行うため、国が出産費用の調査を随時実施しており、直近の調査によりますと、本県の平均出産費用は、全国平均の41万7,000円を下回る38万4,000円であり、出産育児一時金の42万円により、一定賄えているものと考えております。

しかしながら、この一時金には、個室料や退院時のお祝い用食事代など、積算に含まれない費用があることに加え、医療機関によって分娩料などの料金設定に違いがあることや、必要な処置や入院期間などに個人差があることから、本人の負担が生じる場合もあるものと認識しております。

○議長（瀬川光之君） 赤木議員一3番。

○3番（赤木幸仁君） 負担を認識していただいているご答弁でした。

(2) ゆりかご産業創出について。

出産費用以外の負担について、お尋ねいたし

ます。

妊娠が判明し、母子手帳をもらうと同時に、出産や育児に必要な備品リストをいただきます。私は、それを見て、想像以上で驚きました。本日、お配りしている資料をご覧ください。

ネット中継を見られている方は、私の公式ホームページに同じ資料を添付しておりますので、ご参照ください。（パネル掲示）伝えたい思いが強すぎて大きなパネルとなってしまいました。

マタニティ用品、衣類、おむつ用品、お風呂・衛生用品、授乳用品、寝具、入院準備品、離乳食用品、お出かけ用品と、全部で74品目にわたります。高額なものは、ベビーカーやチャイルドシートなどもあり、これらをそろえるのも大変ですし、費用もかかります。

おむつブランドであるムーニーの公式ホームページでも、新生児の育児用品で10万円以上、必要によっては倍かかりますと記載がございます。

私は、ありがたいことに、衣類やおもちゃ、備品をお祝いでいただいたり、家族からおさがりの服をもらったりしておりますが、今回、私たちが必要と考えて購入した備品の総額は、18万円となりました。出産費用から出産育児一時金を引いた自己負担を合わせて考えると、なんと28万円となります。

出産に伴う備品をそろえたり、これだけ経費がかかることに対して、大きな負担だと考えますが、県はどのように認識しているのか、お聞かせください。

○議長（瀬川光之君） こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君） 出産前後の育児用品等をそろえる手間や費用については、個人の考え方や家計の状況に加え、家族構成や就

労状況などの生活環境により、買いそろえる範囲や準備のやり方など様々であり、負担の感じ方も異なるものと考えております。

内閣府が平成21年度に実施したインターネットによる子育て費用に関する調査では、ゼロ歳児の子育てにかかる費用のうち、家具・寝具類、おむつなどの生活用品、衣類等にかかる経費として、年間平均約31万円かかるとされており、買いそろえる手間や費用については、一定の負担があるものと認識しております。

○議長(瀬川光之君) 赤木議員一3番。

○3番(赤木幸仁君) 負担があると認識していただきました。

知事にも課題認識していただきたいのですが、結婚、妊娠、出産、子育てと切れ目ない支援が必要です。

しかし、この出産から児童手当をいただくまでの期間の支援は切れている、足りていないと、私は課題に感じています。(発言する者あり)

私は、できるだけ子育てに関わっております。ミルクを与え、おむつを替え、おふろに入れ、ぐずったらあやす、父としてできることを行っておりますが、評価は自分でするものではなく、娘や妻がどう思っているかが重要となります。

娘に聞くと、笑顔が返ってきたので合格点をもたらしたものだと思いますが、妻に、「私は父として何点だろう」と聞いたところ、「100点」と評価をもらいました。(発言する者あり) 今後とも維持し、それ以上の父であり続けるよう参画するとともに、県に様々提案したいと考えております。

そこで、本日、一つこちらの箱をご紹介します。(ベビーボックス掲示)

こちらは段ボールできておりますが、これはフィンランドから輸入したベビーボックスで

す。フィンランドでは、子どもが生まれる家庭にベビーボックスが贈られます。中身は、ベビー服やおくるみ、寝具や実用的でかわいい服が30点弱入っており、この段ボール自体もベビーベッドとして使用できます。

基礎自治体の中には、ベビー用品のセットを贈るところもございます。(発言する者あり) こういったかわいい服がございます。(笑声)

私が、なぜ県に対して言っているのかと申し上げますと、ベビーボックスを県において配布する事業を行うことができたならば、先ほどから申し上げている出産・育児にかかる負担軽減につながることはもちろんのこと、先進的事例として子育てしやすい長崎県のPRとなり、移住促進にもつながります。

また、県内事業者に製作を依頼することで、新たな産業創出につながるメリットもございます。(発言する者あり)

こういった事業を通して、長崎県の子育てに積極的な姿勢を示すメッセージを県民に強く発信することになり、多くの妊産婦やご家族の方々、妊娠を希望する方々に安心感を与えることができます。

長崎県で行うメリットは大きいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長(瀬川光之君) こども政策局長。

○こども政策局長(園田俊輔君) ご提案いただいた「ベビーボックス」につきましては、出産後のご家族に向けた支援策の一例であり、子育て家庭に寄り添った、温かいメッセージ性のある取組と認識しております。

一方で、出産後の育児用品等に関しては、各家庭で好みや必要性の違いもあり、県における一律の配布につきましては、その効果も十分に考慮する必要があると考えております。

現在、本県におきましては、県内の民間企業の方々が協力し、「ベビーボックス」と類似の取組を実施されておりますので、県で進めている「ながさき子育て応援の店」等の取組と併せて情報発信するなどの連携を図って、出産や子育てを応援する機運づくりを推進し、支援の輪を広げてまいりたいと考えております。（発言する者あり）

○議長（瀬川光之君） 赤木議員一3番。

○3番（赤木幸仁君） 民間で行っている事例は、私も把握しております。その支援も含めて、ぜひとも、前向きに検討をお願いいたします。

そして、出産・子育ての支援に関わる県職員の皆様へお願いです。

プロジェクトを考えるに当たっては、恩恵を受ける方々の笑顔を想像してください。ベビーボックスが手元に届き、こんなかわいい服を着せたいなど、新しい命の誕生をわくわくして迎えられる、笑顔を想像する仕事なんだという意識で取り組んでいただくようお願い申し上げます。

5、長崎のまちづくりについて。

(1) スポーツによる地域活性化について。

長崎県は、高校までのスポーツは盛んで、優秀な選手を数多く輩出しております。

しかし、プロスポーツとなると、県内は接点が乏しく、一流の指導を受けたり、選手たちの立ち居振る舞いを身近に見る機会に恵まれない状況となっております。

児童生徒たちにも、夢を身近で感じてもらうことも必要ですし、運動、健康の枠におさまらず、地域経済の発展にも寄与することから、県としても積極的にプロスポーツを通じた地域活性化を行うべきだと考えていますが、現状、どのような取組を行っているのか、お尋ねいたし

ます。

○議長（瀬川光之君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） 本県唯一のプロスポーツチームである「V・ファーレン長崎」の活躍は、県民に夢と希望を与えてもらうとともに、チームを応援することで、県民の一体感や郷土愛の醸成、さらには、県外からの観戦客の来県による交流人口拡大での経済効果も期待できます。

このため、県といたしましては、市町とも連携のうえ、県民応援フェアの開催、県民招待事業やパブリックビューイングの実施、ホームタウン活動によるチームと子どもたちのふれあいの場の提供などを行ってまいりました。

また、新たにBリーグ参入を目指すプロバスケットボールクラブの設立に際しましては、競技団体との橋渡しや、名称募集に関する広報など、クラブの円滑な立ち上げに向けて協力を行っているところでございます。

今後とも、「V・ファーレン長崎」及び「Bリーグ参入クラブ」と県、市町が連携しながら、スポーツを通じた地域活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 赤木議員一3番。

○3番（赤木幸仁君） 現状、わかりました。

私は、広島に5年ほど住んでおりましたが、広島県民の広島東洋カープにかける情熱と、まち全体で応援する取組、これまでの歴史がアイデンティティ化している姿を強烈に見せつけられました。

ジャパネットホールディングスが、幸町工場跡地にスタジアムを建設する計画が進んでおります。現在、J2、2位の「V・ファーレン長崎」のホームスタジアムとして使用となりますし、また、私はスラムダンク世代ですが、大変うれ

しいバスケットBリーグへの参入も決めているなど、長崎がこれまでにないほどプロスポーツと接する機会が増えますし、県全体で盛り上がるとともに、地域経済への還元が期待されているところです。

この事業が成功することが、県全体の活性化にもつながることから、長崎県としてできることは何でも後押しが必要と考えておりますが、今後の方針について、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） ジャパネットが計画しております「長崎スタジアムシティプロジェクト」は、議員ご指摘のとおり、スポーツ振興のみならず、良質な雇用の場の確保、あるいは交流人口の拡大、長崎の魅力の向上に貢献して、長崎のまちが大きく変わるプロジェクトであると認識しております。

県といたしましては、このプロジェクトの効果の最大化に向けまして、県外からスタジアムを訪れた来訪客の皆さんが、まちなかを回遊して、ひいては県内を周遊する長崎ファンとなっただけのように、あるいは、また、このスタジアムが県民に愛される存在として、より多くの方に足を運んでもらえるよう、長崎市や長崎商工会議所とも官民で連携して、ジャパネットホールディングスの計画を積極的に後押ししてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 赤木議員—3番。

○3番（赤木幸仁君） ありがとうございます。今後とも、協力をお願いいたします。

(2) JR高架下の活用について。

長崎駅から浦上駅、さらにその先まで、長崎本線が高架化したことにより、他の地域で見られる飲食街や商業施設など、その活用が目が集まっております。

先ほど申し上げたスポーツとの関連を考えると、スリー・オン・スリーのコートやスケートボード、ボルダリングなど、アーバンスポーツを楽しむことができる空間をつくるのが相乗効果を生むと私は考えておりますが、県の見解を求めます。

○議長（瀬川光之君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 連続立体交差事業で生じた高架下空間については、固定資産税等の減免を前提に、公共の用に供する施設で、利益の伴わないものに限定されますが、面積の15%を地方公共団体が無償で利用できることになっています。

長崎駅部では、既に長崎市の駐輪場が設置されたほか、今後、観光案内所の設置も予定されていますが、それ以外にも活用可能な面積がありますので、市民の健康増進や住民サービスの向上につながるような施設の設置について、長崎市とともに、積極的に検討し、JR九州と協議してまいります。

○議長（瀬川光之君） 赤木議員—3番。

○3番（赤木幸仁君） 積極的に検討をお願いいたします。

私は、長崎は、アーバンスポーツの聖地ともなり得るポテンシャルがあると考えておりますので、引き続き、長崎市とも協議をしながら検討を進めていただくようお願いいたします。

6、住民サービス向上と業務効率化について。

(1) ペーパーレスに連動した電子決済化について。

昨日の近藤議員の再質問で、一部総務部長が答弁されておりました。

昨年私の一般質問の最後に、ペーパーレス化を希望させていただきました。

長崎県議会でも、今、ペーパーレス化の検討

が進められているところですが、さらに進めることを想定していくと、印鑑決裁を電子決済化へと進めることが必要と考えております。

長崎県における電子決済状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) お答えいたします。

電子決済につきましては、IT化の推進によるペーパーレス化の取組の一つといたしまして、文書保管スペースの削減ですとか、あるいは紙使用率の削減といったこと、情報の共有化による事務処理の効率化などを目的といたしまして、平成15年度から運用してございます。

また、電子決済は、テレワーク等を行う前提という形にもなっておりまして、そういった意味では働き方改革の推進にもつながってまいっているというふうに考えてございます。

こうしたことから、電子決済を積極的に取り組んでおりまして、令和元年度の電子決済の利用件数につきましては、前年度の約1.25倍となっております。10万2,826件という状況でございます。

○議長(瀬川光之君) 赤木議員一3番。

○3番(赤木幸仁君) 増加しているということで、引き続き、適切に取り組んでいただくようお願いいたします。

新型コロナウイルスの影響もあり、対面のやりとりを省いたり、様々な申請をオンライン化していくことなど、対応が必要になっているところではございます。

県民の目線に立つと、キャッシュレス化や様々な申請をオンラインで行えるよう、紙は必要最低限の形で運用していくことが求められますが、今後の方針はどのように考えているか、お尋ねいたします。

○議長(瀬川光之君) 総務部長。

○総務部長(大田 圭君) お答えいたします。

県民の皆様からの各種申請手続の簡略化やオンライン化、押印の見直しなどの取組につきましては、新型コロナウイルスの対応、あるいは「2040年問題」への対応としての行政サービスの維持向上といった観点から、県民の利便性向上と業務効率化のためにも、積極的に進めていく必要があるというふうに考えてございます。

さらに、各種申請書類をオンラインで可能にしていくためには、押印の見直しなどについてもしっかりと進めていく必要があるということがございますので、県では、今年の夏を集中取組期間というふうに位置づけまして、県独自で見直しが可能な手続の洗い出しを行いまして、検討を進めているところでございます。

その取組の中では、これまで押印書面で提出をしていた書類につきまして、押印を不要としてメールでの提出を可能とするといったことも、既に手続の簡略化を先行して実施しているものもございまして、

今後とも、庁内外の先行事例等も参考といたしながら、各種申請手続の簡略化ですとか、行政のデジタル化の推進に向けまして積極的な取組を進めてまいります。

○議長(瀬川光之君) 赤木議員一3番。

○3番(赤木幸仁君) ぜひとも、県民の皆様の見地に立って、使いやすい運用をお願いいたします。

さらに、今後、キャッシュレス化は進んでいきます。県の手続で証紙を用いなくても運用できる仕組みづくり、例えばパスポートなども当てはまるかもしれませんが、無駄なもの、無駄な作業を洗い出して、効率的に取り組むシステムづくりを積極的に構築していただくようお願い

いたします。

私の質問は、以上となりますが、今回、大きなパネルを使用させていただきました。認めていただいた議長に感謝を申し上げます。

私としては、様々なプレゼンをするに当たって、補助資料としてパネルを用いることは大事なことだと思っております。

ぜひとも、今後、モニターの使用なども検討いただければ大変ありがたいと思いますので、引き続き、県民の皆様到的確な情報を届けられるよう、私自身としても頑張っていきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時10分から再開いたします。

— 午前10時58分 休憩 —

— 午前11時10分 再開 —

○議長（瀬川光之君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

川崎議員—17番。

○17番（川崎祥司君）（拍手）〔登壇〕 公明党の川崎祥司でございます。

度重なる豪雨や台風災害で犠牲になられた皆様に衷心よりお悔やみを申し上げ、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

今議会一般質問の機会を賜りましたので、お役に立てるよう質疑をさせていただきます。

1、次期総合計画について。

（1）人口減少対策や産業振興等に挑む知事の思い。

本県として、一丁目一番地で取り組む施策は、人口減少対策であり、とりわけ若者がふるさと長崎県に定着していただくよう、結果の出る施

策を確実に実行していくことと存じます。

そこで、人口減少対策や若者が定着していただける産業の振興と雇用の確保、そして、ふるさと長崎で頑張っていこうとの思いを抱いてもらえる教育のあり方などに対する知事の思いを伺います。

2、新型コロナウイルス対策について。

（1）医療体制。

初めに、感染症でお亡くなりになられた皆様に哀悼の意を表し、厳しい経営を強いられる事業者の皆様にお見舞いととも、何とか頑張っていたりたくエールを送らせていただきます。

我が公明党会派では、新型コロナ感染症対策について、議会運営委員会における取りまとめ発言も含め6回に及ぶ提言を行ってまいりました。

「コスタ・アトランチカ号」のクラスター感染時には、移動CT車の導入提案や医療機関への支援、さらに厳しい経営を強いられる観光関係者や公共交通機関への支援、教育においては、小中学校生に加え、高校生へのパソコン配布によるオンライン教育環境の早期整備、そのほか聴覚障害者に配慮した広報のあり方、エッセンシャルワーカーへの支援、感染に係る人権問題への対応、農産物の地産地消促進など、多岐にわたり提言を行ってまいりました。

17例目の感染から2か月半、感染者ゼロが続いたものの、7月に入り急増、まだまだ気を引き締めて感染対策を励行しなければならないと考えております。

そこで、医療体制のうち、特に、PCR検査について、お尋ねいたします。

ビジネス上の往来で陰性を証明する需要があります。受けた人が検査を受けることができる体制構築が必要と考えますが、いかがでしょ

うか。

また、医療スタッフの負担軽減を図るため、ロボットなどを積極的に導入すべきと考えますが、県のお考えをお聞かせください。

(2) 福祉施設の相互支援体制。

高齢者や障害者が利用する福祉施設について、各施設では、感染症対策強化に取り組んでおられますが、万が一クラスターが発生した場合は、当面の施設閉鎖も余儀なくされます。事態に備え、相互の支援体制を構築しておくべきです。

その際は、認知症、あるいは精神障害者の方は、環境の変化や見慣れないスタッフでは平常を保てないおそれがあるため、どう配慮しながら相互支援体制を構築していくのか、お尋ねをいたします。

(3) 事業者への支援。

交流に由来する業種の皆様は、感染拡大に伴い、厳しい経営を強いられています。特に、飲食業界は、業者のマインドも冷え込んでおり、足を運んでいただくためにも十分な感染対策が施され、安心して利用できる店舗であり続けることが必須条件と考えます。

県は、感染対策チェックリストを作成し、対応を促していますが、安心店舗としてPRできるように、しっかりとした支援を講じていただきたく、この課題にどう取り組んでこられたのか。

また、感染対策は維持し続けることが大事で、事業者の皆様にも高い意識を持ち続けていただくため、アドバイザリーを採用し、管理を続ける施策も講じていただきたく、見解を求めます。

3、県都・長崎市のまちづくりについて。

(1) JR長崎駅前エリア。

バス、電車といった公共交通との結節強化の観点から、「交通結節線等検討会議」において、長崎駅前バスターミナルを現地で再整備し、J

R長崎駅側とはペDESTリアンデッキで結んだうえ、上下移動はバリアフリー化するとしました。

今後、本構想を実現するに当たり、どういった課題があり、いつ頃の完成を目指すのか。また、JR長崎駅が150メートルほど西側に移動したことにより、新バスターミナルとの物理的な距離をどう縮め、地域の一体的な活性化を実現していくのか。また、電停へのバリアフリー化のため、エレベーター、エスカレーターは必ず設置すべきです。

また、南部方面向け駅前バス停は、現在降車のみですが、バスベイを確保しながら、乗車も可能なバス停としていただきたく、見解を伺います。

(2) 松が枝エリア。

松が枝国際埠頭の2パース化は、県の重要施策であり、知事も国土交通大臣をはじめ、幾度となく国への陳情を行い、昨年2月には国土交通大臣も現地視察を行っていただいたうえで、事業化を勝ち取ったところです。来るべき寄港再開の時期を見据え、安心・安全なクルーズ船受入体制を今この時に構築しておくべきです。

どう取り組んでいけますか。

(3) 県庁舎跡地活用。

当初、「広場」、「交流・おもてなしの空間」、「質の高い文化芸術ホール」の3つの主要機能を整備するという方針案が示され、3つの機能でシナジーを生むとしていましたが、先般、ホール整備が見送られ、残る2つの機能に新たな要素を付加しながら活用策を見出さなければならぬと考えます。

去る12日、発掘調査の一般公開に参加してまいりました。眼前に広がる高さ7メートル、幅60メートルの石垣を見て、石垣そのものや、そ

こに息づいた歴史文化を後世に残し、伝える必要があるとも感じました。

つきましては、これらの遺跡や展示などのあり方も検討を要することから、配置バランスも含め、整備方針について、どう検討していくのか、お尋ねをいたします。

4、災害対策について。

(1) 安心できる避難所の確保。

今次の大型台風に伴う避難行動は、コロナ禍の中、感染防止のために避難所ではなく、宿泊施設を利用するケースが目立ちました。台風襲来時は、宿泊施設のキャンセルも発生することから、安全な避難所を求める県民とで需給がマッチすると考えます。特に、高齢者や障害者、乳幼児がいる家庭など配慮すべき避難者を優先し、宿泊施設に支援を行いながら、活用策を検討いただきたく、その際、施設への移動には貸切りバスの利用も考えられます。

また、「コスタ・アトランチカ号」集団感染の際に採用した移動コンテナハウスも効果的と考えられます。

(2) 非常用電源の整備促進。

台風10号では、県内の約19%の世帯に及ぶ大規模な停電が発生しました。避難所では、換気や情報入手のためのスマホ充電もできません。2月定例会で非常用電源の整備を促しましたが、十分な対応が取られていない状況であり、整備を急ぐべきと考えます。

国は、人命救助に資する非常用電源は、72時間連続運転できるスペックを求めており、当該機能を有した機材を選定し、安心できる避難所体制としていただきたく、見解を求めます。

5、観光行政について。

(1) コロナ禍における観光施策。

感染防止のため観光業が低迷する中、県民に

県内観光を推進する、「ふるさと再発見の旅」や、「ながさき癒し旅」では、多くの皆様が利用されました。まずは総括を求めます。

宿泊施設の利用に当たり、施設の安全対策は不可欠です。

そこで、感染対策強化に取り組む宿泊施設に対し、インセンティブを与えるため、チームナガサキセーフティの取組に倣い、県下の宿泊観光施設が安心・安全施設として全国に発信できるよう、県による認証制度の導入や、さらに効果的な感染対策が継続されるよう、管理や助言を行うアドバイザーの派遣事業を行ってはいかがでしょうか。

(2) サイクルツーリズムの推進。

昨日は中島浩介議員からお尋ねがありましたが、南島原市では、サイクルツーリズムの活性化に資するインフラ整備として、加津佐町から深江町間の島原鉄道廃線跡地約32キロにおいて、自転車専用道整備を推進しています。

南島原市長におかれましては、2月に国土交通大臣、今月も道路局長に直接陳情されました。現在の整備進捗状況はどうか、お尋ねをいたします。

(3) 文化観光推進法に基づく取り組み。

国は、法整備を行い、文化観光拠点施設を活用して、新たな観光需要を喚起する施策を講じています。自治体や民間と共同して認定を終え、これまでになかった観光客層の誘客に取り組むべきと考えますが、見解を求めます。

6、行政業務に対するICT活用推進について。

(1) 情報伝達の改革。

コロナ対策で多くの施策を講じていただきましたが、施策を必要とする皆様に迅速かつ確に伝わらないと意味がありません。従来のホー

ムページ掲載や新聞、テレビ広告だけでは十分とは言えず、より一層の改革が求められます。スマホで必要な情報が届くよう、SNS等を活用し、県と県民が直接つながる手法を早期に確立すべきと考えますが、見解を求めます。

(2) 業務のデジタル化。

特別定額給付金で見られたように、オンライン申請も最終手作業となってしまう、名ばかりでした。このような課題を受け、菅新政権においては、デジタル庁を創設し、大改革に乗り出しました。県庁内仕様も真のデジタル化を図るため、問答無用の改革を推進すべきと考えます。

また、あらゆる申請後の書類審査や処理状況がどうなっているのか、いつ結果が届くのかなど、情報がないと県民は不安です。トレーサビリティの開示は、県民に安心感を与え、行政への信頼感も増すことから、システムに採用して進捗の見える化も推進していただきたく、見解を求めます。

(3) 県立図書館。

県立図書館におけるサービスの拡充について、通常の書籍に加え、電子書籍の貸出しサービスが全国の約7%に当たる94の自治体で導入され、コロナ禍において利用が急増しています。

東京都千代田区立図書館では、絵本の電子書籍が好評で、自宅で子育てする保護者が多く利用されたようです。パソコンやスマホで閲覧できる電子書籍は、図書館に通う必要はなく、人気の蔵書を読みたい時、すぐに借りられ、アプリによってはマーキングや記録したい箇所を容易に保存できるメリットもあります。加えて、「3密」が避けられる安全面から、本県も導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

7、企業誘致について。

(1) 「IT拠点の長崎」形成に向けて。

県は、IT系企業誘致に積極的に取り組まれ、現在、長崎市を中心に誘致が成功していますが、西彼杵エリアへの拡大も、IT拠点の長崎として、全国への発信力が高まると考えます。

長与町には、IT人材を育成する県立大学セキュリティ学科があります。さきの長与町議会では、IT企業誘致について、町長が大変積極的な考えを示されました。地の利を活かし、さらにワーケーションにも取り組む長与町と連携して、IT企業誘致に積極的に取り組むべきと考えますが、見解を求めます。

8、道路行政について。

(1) 県道113号岩屋橋交差点～昭和町交差点の渋滞対策。

県道113号長与大橋町線の岩屋橋交差点から昭和町交差点の渋滞問題については、交通量調査を行い、二郷橋交差点の右折帯の設置や昭和町交差点のバス停車帯の設置、文教町交差点の改良などが渋滞緩和に効果があると分析されました。解決に向け、進捗はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

(2) 県道45号三ツ山町エリアの道路拡幅。

県道45号東長崎長与線の三ツ山町エリアは、一部のカーブが狭隘で危険なため、2016年12月、地元より道路改良の要望活動が行われました。当該区間の道路改良について、進捗状況と完成時期について、お尋ねをいたします。

9、福祉行政について。

(1) 健康増進に資するPHR（パーソナル・ヘルス・レコード）の活用。

個人の健康診断情報などを記録し、健康増進につなげるPHR（パーソナル・ヘルス・レコード）の活用について、国は、本年度からの本格稼働に向け、実証事業を進めるとのことでしたが、どのようなシステムとなっていますか。

しょうか。

10、警察行政について。

(1) 長崎運転免許センターにおける利用者への配慮。

長崎運転免許センターが新設をされました。利用者の皆様から多くの声が届けられております。駐車場がない、または非常に「3密」の状態が続く、そのようなご意見も賜っているところでございますが、今回は、このセンターで免許証貼付用の写真も撮影していただき、利便も向上したことについて、お尋ねいたします。

この証明写真につきましては、健康上の理由で医療用の帽子やウィッグなどの着用が認められていますが、その事情を申し出る際、周囲に人がいては抵抗を感じるとの声があります。写真撮影室は、大人数がオープンスペースで撮影を待っていることから、一定のプライバシーを確保するなど、当事者に配慮した撮影室に改造いただきたく、要望いたします。

以上、一括質問とし、知事はじめ、理事者の皆様には簡潔かつ前向きなご答弁を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(瀬川光之君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 川崎議員のご質問にお答えいたします。

次期総合計画の人口減少対策や産業振興等に挑む思いについてのお尋ねでございます。

本県を取り巻く環境は、引き続き人口減少や少子・高齢化の進行、新型コロナウイルスによる県民生活への影響など厳しい状況にある一方で、これまで進めてきたまちづくりや各種プロジェクトが進展し、大きな変革の時期を迎えております。

そうした中、次期総合計画においては、改めて人・産業・地域が、それぞれの役割を果たし、

相互に連携・協働しながら危機を乗り越えるとともに、変化をチャンスと捉え、本県の活性化に結びつけたいとの思いから、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として掲げております。

その理念を実現するため、「2040年問題」への対応やSociety5.0の実現、SDGsの推進といった新たな課題、さらには新型コロナウイルス感染症への対応など、社会や時代の変化を踏まえながら、10の基本戦略と47の施策を展開することとしております。

議員ご指摘の人口減少対策については、高校生や大学生の県内就職対策の強化を図りながら、大きく変わりつつある本県の近未来像や新たなまちの魅力を積極的に発信し、若者の県内定着の促進につなげるとともに、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う地方回帰の動きを捉えた移住対策の強化やリモートワーク、ワーケーション、企業誘致などによる県内への新たな人の流れをつくり出してまいります。

また、産業振興に向けては、AI、IoT、ロボット、航空機、海洋エネルギー関連産業などの基幹産業化やスタートアップ企業への支援、情報関連企業の研究開発拠点の集積等による産業構造の転換を推し進めるとともに、新幹線の開業効果の最大化やIR誘致の実現、スポーツ・文化の振興などによる観光交流の産業化に力を注ぎ、良質な雇用の場の創出を図ってまいりたいと考えております。

今後、県議会におけるご議論や県民の皆様等のご意見をお伺いしながら、引き続き策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、松が枝エリアにおけるクルーズ船受入れ体制の構築についてのお尋ねでございます。

松が枝岸壁2バース化は、背後のまちづくり

やクルーズ船のメンテナンス事業と一体的に推進することによって、産業の振興や雇用の創出、交流人口の拡大など、地域全体に大きな活力をもたらすものと考えております。

一方、クルーズ船においては、一旦感染症が発生すると大規模なクラスターが形成されることが、「ダイヤモンド・プリンセス号」や「コスタ・アトランチカ号」の例で明らかとなりました。

県としては、現在取りまとめております「コスタ・アトランチカ号」の検証結果を踏まえ、国が進めております感染症対策との整合性を図るとともに、受入れの可否を判断するような仕組みづくりや関係機関との情報共有、医療体制のさらなる充実を図っていく必要があるものと考えております。

県民の皆様が安心してクルーズ船を迎えていただけるよう、万全の対策を講じつつ、松が枝岸壁2バース化の実現に向けて全力を注いでまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 私から、4点お答えさせていただきます。

まず、無症状者が検査を受けられる体制を目指すべきではないかとお尋ねでございます。

県におきましては、感染拡大を防止する観点から、検査を必要とされた方が速やかに検査を受けることができるよう、検査体制の充実に努めているところでございます。

一方、経済活動の中で検査のニーズがあることは認識しておりまして、県が支援した検査機器を活用して自己負担による検査を行うことは認めておりまして、現在、県内2か所で検査を

実施できる体制となっております。

なお、自己負担への支援につきましては、高齢者や基礎疾患を有する方など、リスクが高い方を優先するのかなどの具体的な運用方法につきまして、慎重な検討が必要であると考えております。

次に、検査体制の拡大に当たっては、ロボットを活用すべきではないかとお尋ねでございます。

検査の自動化やロボット技術の応用は、検査能力の向上のみならず、検査に従事する医療スタッフの感染リスクや負担の軽減にもつながるものと考えております。

現在、長崎大学が検体処理の自動化システムを開発しているところであり、実用化された際には、処理能力が現在の1日約380件から1,000件に大幅に向上する見込みであり、県としても、引き続き支援してまいりたいと考えております。

次に、認知症、あるいは精神障害者に対する応援職員の派遣スキームをどのように構築しているのかとお尋ねでございます。

県におきましては、感染によって施設の職員が不足した場合に、迅速かつ円滑に応援職員を派遣し、相互支援体制が取れるような体制を検討しております。

認知症や高齢者等への対応が必要な場合には、その経験のある職員を優先的に派遣し、担当職員から十分な引き継ぎを行うなど、できるだけサービスの提供に支障が生じないよう努めてまいります。

最後に、国が取組を進めているPHR（パーソナル・ヘルス・レコード）はどのようなシステムかとお尋ねでございます。

PHRとは、個人の健康診断結果等を電子記録として本人が正確に把握するための仕組みの

ことであり、国でシステムの構築が進められております。

具体的には、自治体や学校、民間事業主、医療保険者などが保有している健診データや薬剤、医療情報を一元的に管理し、個人がマイナポータル等を通じて閲覧できるようになります。

PHRを活用することにより、個人の通常の生活習慣の改善や効果的、効率的な医療等の提供、保健事業の実効性の向上などが期待されております。

○議長（瀬川光之君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 私の方からは、2点お答えいたします。

まず、新型コロナウイルス対策に係る事業者への支援に関して、飲食店の感染対策について、どのような支援を行っているのかとのお尋ねでございます。

県では、業種別ガイドラインを遵守しながら事業継続に取り組む飲食店に対し、取組の内容や規模に応じまして、支援を行っているところでございます。

具体的には、マスク等の消耗品、パーティション等の備品の購入経費として上限10万円、また、換気・空調設備等の整備経費として上限200万円を補助することとしております。

さらに、商店街内の飲食店が店舗の大規模改修を実施する経費に対し、500万円を上限として補助することといたしております。

なお、議員ご提案の専門的な助言を行うアドバイザー派遣を前向きに検討するなど、今後とも必要な支援を実施してまいりたいと考えております。

次に、企業誘致に関して、長与町と連携してIT系企業の誘致に取り組んではいかがでしょうかということについてのお尋ねでございます。

県におきましては、ロボット、IoT関連産業を新たな基幹産業とすることを旨とし、関連企業の誘致に力を入れているところでございます。

このような中、IT人材の育成を図るため、県立大学情報セキュリティ学科の定員増を行うとともに、産学共同研究センター（仮称）の整備を進めております。

IT関連企業の誘致に当たりましては、将来的にビジネス拠点となり得る企業をターゲットとしておりまして、企業のニーズを把握したうえで、オフィスや人材の確保など立地環境を整えながら、市町と連携して取り組んでいるところでございます。

今後のIT関連企業の誘致におきましても、この方針に基づきまして取り組んでいきたいと考えております。

なお、市町におけるワーケーションの取組につきましても、県としても連携してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 長崎駅前の交通結節の強化についてのお尋ねですけれども、本年7月に基本計画を取りまとめ、長崎駅周辺の整備イメージについて、大黒町側に新たなバスターミナルを整備し、その前面の国道上に路線バスの停留所を集約して乗降できるようにするとともに、駅側とターミナルとを動く歩道がついたデッキで結び、デッキと電停、バス停との間はエレベーターやエスカレーターでつなぐことで、歩行者の移動を支援することを交通結節機能強化の基本方針としています。

今後、施設内容や規模、整備手法など具体化し、地元関係者との合意形成を図っていく予定であり、その過程で完成までのスケジュールを

明らかにしたいと考えています。

次に、サイクルツーリズムについてのお尋ねです。

サイクルツーリズムを推進するためには、官民が部局を越えて連携し、ハード整備やソフト施策について効果的、継続的に取り組んでいく必要があります。

このため、県、市、地元団体等で組織する「長崎県サイクルツーリズム推進協議会」を先月立ち上げたところであり、今後、県として、積極的に推進していく考えです。

お尋ねがありました南島原市の自転車歩行者専用道路については、国の交付金事業として、南島原市が令和2年度より着手し、現在、全体延長約32キロメートルのうち、加津佐町から南有馬町までの約10キロメートル区間の測量や設計などを実施しているところと聞いています。

また、この区間については、令和3年度の工事着手に向けて準備を進めるとともに、残る区間についても早期着工を目指し、関係機関との協議を進めている状況と聞いています。

次に、国道113号の岩屋橋交差点から昭和町交差点の渋滞対策についてのお尋ねです。

県道長与大橋町線の当該区間における渋滞対策として、右折帯設置などの交差点改良について検討を行っているところです。

交差点改良を行うためには、新たな用地取得が必要になるほか、関連する電線管理者や交通管理者との調整も必要であり、地元関係者の理解や協力が得られるよう、協議を進めてまいります。

また、文教町交差点については、本年6月に信号現示が見直され、その効果検証のため、近く交通量調査を予定しています。

次に、県道東長崎長与線の三ツ山地区につい

てのお尋ねですが、当該地区については、道路拡幅や視距改良を目的に平成30年度より事業化しており、昨年の10月には道路改良について関係者に説明を行ったところです。今年度は建物調査を実施し、用地についての相談を行うこととしており、地元の協力を得ながら早期完成に向け取り組んでまいります。

○議長(瀬川光之君) 地域振興部長。

○地域振興部長(浦 真樹君) 県庁舎跡地の整備方針について、どのように検討していくのかのお尋ねであります。現在進めております基本構想の策定作業の中で、専門家の方からはこの地の様々な歴史やまちなかの中心に位置することなどを踏まえまして、広場機能や本県の歴史、観光等の情報発信機能に加え、多様な交流を促し、新たな価値の創造につながる機能を付加することなど、整備の考え方に関しまして貴重なご意見をいただいております。

今後、このようなご意見等を踏まえまして、県といたしましては、コンセプトをはじめ、具体的な機能や機能間の連携などにつきまして検討を進めますとともに、今回出土した石垣のほか、今後の埋蔵文化財調査の結果等も勘案し、県議会や関係者の皆様にご意見を伺いながら、機能の配置やその規模等を含め、最終的な基本構想を整理してまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 危機管理監。

○危機管理監(荒木 秀君) 私から、2点お答えさせていただきます。

まず、要配慮者の避難時の宿泊施設や貸切りバスの活用及び避難場所としてのコンテナハウスの活用についてのお尋ねですが、コロナ禍における災害時の宿泊施設の活用については、分散避難として有用であり、県では、本年5月に締結した災害時の宿泊施設利用に係る協定の活

用を市町に働きかけているところであります。

今回の台風10号では、協定の活用はなかったものの、その一方で、県内宿泊施設は自主避難者で満室であったとの話もありますので、その実態を調査し、今後の宿泊施設の活用について検討してまいります。

避難者輸送への貸切りバスの活用については、避難を要するケースごとに輸送手段を考える必要があることから、他県での事例等を踏まえ検討してまいります。

移動式コンテナハウスについては、設置が容易であり、一定期間の避難場所として効果があると考えますが、調達方法や設置場所、費用負担などの課題もあり、まずは災害時の活用事例の調査を行いたいと考えております。

次に、避難所への72時間連続運転可能な非常用電源の整備についてのお尋ねですが、台風10号では、多くの避難所で停電が発生したことから、避難所における電源の確保は重要な課題であると認識しております。

県では、避難所への非常用発電機や燃料提供に関する災害協定を締結するとともに、備蓄用として非常用発電機50台の購入を進めておりますが、市町に対しても早急な整備を働きかけてまいります。

ご提案の72時間連続運転可能な非常用電源につきましては、行政庁舎等の重要施設の整備を国から求められているところでありますが、避難所への整備につきましては、市町と協議してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） 私の方から、3点お答えさせていただきます。

まず、県の誘客キャンペーンの総括についてのお尋ねでございます。

6月から7月末にかけての県独自のキャンペーンでは、県民の皆様を中心に多くの方にご利用いただき、実績といたしまして、「ふるさと再発見の旅」が約13万7,000人泊、「ながさき癒し旅」が約10万8,000人泊、合計約24万5,000人泊となっております。

この結果、県の観光動向調査では、5月には前年の1割程度だった宿泊客数が、6月には約4割、7月には、これは速報値でございますけれども、約6割へと改善が見られたところでございます。

多くの県民の皆様に県内旅行にお出かけいただいたことは、本県に多彩な観光の魅力があることへの証だと認識しており、これらの魅力を県内外に効果的に発信し、GoToトラベルの需要取り込みに結びつけてまいります。

次に、県による安心・安全制度導入についてのお尋ねでございますが、宿泊施設の安全・安心を保証することは行政の立場からは困難だと考えておりますけれども、感染症対策、大変重要でございますので、県では宿泊施設に対しまして、県旅館・ホテル生活衛生同業組合をアドバイザーとしまして派遣し、機器購入等の支援を行っているところであります。

また、GoToトラベル登録施設約300施設に対しましては、現地調査を直接実施しまして、改善すべき点があれば支援制度の活用を促しております。

このような県の安全・安心の取組につきましては、「ながさき旅ネット」でも発信しておりますので、観光客の皆様にはこれらの情報を参考にしなが、本県を旅先として選んでいただきたいと考えております。

最後に、文化観光推進法に基づく取組状況についてでございます。

本県ならではの歴史文化を活かしたまちづくりを今後さらに推進していくため、「文化観光推進法」に基づく支援制度の活用を図りたいと考えております。

現在、国の助言をいただきながら、申請に向けて、市町や文化施設、関係団体等との協議会の設置や地域計画作成等の準備作業を進めているところでございます。

県といたしましては、支援制度を活用することにより、博物館や美術館等の機能強化や文化資源と観光施設等を周遊する仕組みづくりにつなげまして、より多くの方に本県の歴史文化の魅力を感じていただけるよう、地域一体となって文化観光の推進に取り組んでまいります。

○議長（瀬川光之君） 総務部長。

○総務部長（大田 圭君） 私から、2点お答えをいたします。

まずは、コロナの対策など必要な情報が必ずしも県民に伝わっておらず、SNS等を活用した県と直接つながる情報伝達手法の確立をというお尋ねをいただきました。

新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする県政情報につきましては、県のホームページやテレビ、ラジオ番組、新聞の県からのお知らせ欄等、既存の広報媒体に加えまして、支援制度を所管する各所属においても、具体的な内容を新聞広告やテレビCM、ツイッター等によりまして、県民の皆様に広く周知を行ってまいります。

また、代表的なSNSでありますLINEにつきましても、友達登録をいただくことによりまして、必要な情報を直接配信できるということでございますので、その活用についても検討しているところでございます。引き続き、一人でも多くの県民の皆様に必要な情報を届けられ

るよう、努めてまいります。

次に、県の行政手続のデジタル化についてのお尋ねでございます。

県では、電子申請システムを平成16年から導入いたしまして、現在、職員採用試験など約120の手続において運用してございます。

行政のデジタル化は、「2040問題」ですとか、あるいは新型コロナウイルスへの対応ということ、県民の利便性向上と業務効率化に向けた重要な課題でございます。電子申請やRPAの利用所属数の増加などを次期の総合計画素案及び第2期総合戦略の目標に掲げまして、取組を進めている状況でございます。

今後とも、押印の見直しなど、デジタル化の前提となります行政手続の抜本的な見直しですとか、人材の育成などに力を入れるとともに、さらなる情報技術の進展、あるいはその導入可能性を常に意識しながら、行政のデジタル化推進に向けて積極的に取り組んでまいります。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） 電子書籍の県立図書館への導入についてのお尋ねですが、公共図書館における電子書籍の導入については、感染症防止対策や広域的支援等の観点から、全国的に増加傾向にあります。

また、障害者や高齢者等が利用しやすい機能を備えていることから、県教委としても、電子書籍の有用性については認識をしており、「新県立図書館整備基本計画」にも新たなサービスとして、電子書籍の提供を盛り込んでいるところです。

他方、一般向け電子書籍や紙媒体の図書と比べ高価なことやコンテンツ数が少ない等の課題もあります。そのため、図書館向け電子書籍提供サービスの動向を注視しつつ、県立図書館へ

の導入方法や導入時期について研究してまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 警察本部長。

○警察本部長(早川智之君) 運転免許センターで写真撮影をされる利用者への配慮についてのお尋ねであります。

運転免許証の写真に関しましては、平成30年12月に「道路交通法施行規則」が改正され、宗教上、または医療上の理由により帽子等を着用した写真を使用することが可能となっております。

県警察では、こうした方々が運転免許証の写真について、ご相談できるよう、運転免許証の更新連絡書などでお知らせを行っているところです。

一方で、運転免許センター等の写真室は、他の来場者から撮影状況を見通すことができる構造となっている現状にあります。こうした現状に鑑みまして、ご指摘の病気等を理由に配慮を要する方や、その他の方についても落ち着いて写真を撮影することができるよう、環境の整備改善を図ってまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 川崎議員—17番。

○17番(川崎祥司君) たくさん質問をさせていただきますまして、本当に時間いっぱいご答弁いただきまして、ありがとうございます。より県民のお役に立てるように、また引き続き再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、新型コロナウイルス対策につきまして、事業者の支援、先ほど、飲食業の皆様に対する取組について、ご答弁をいただきました。

やはりイートインの利用がなかなか伸びない状況でありまして、お店の方もテイクアウト商品の開発やデリバリー、こういったことについても取り組んでおられます。また、国において

実施されるGoToイートも、テイクアウト商品を対象予定としておりまして、感染防止のための新たな食生活のスタイルの確立を後押ししています。

しかしながら、このデリバリーサービスの維持ですが、人件費や配達器材にかかるコストに加え、配送中の事故など安全面の課題も多く、活発ではない状況です。

このような中に、4月、需要低迷に苦しむタクシー業界では、飲食物を貨物配送できる国土交通省の特例措置を活用し、タクシーによるデリバリーサービスをスタートさせました。当初5月14日までだった特例期限も段階的に延長され、今後も継続すると国土交通省から発表があったところです。

デリバリーを促進することは、高齢者をはじめ、家を出づらい方々へ新しい食生活スタイルを提供するとともに、飲食業界とタクシー業界の活性化につながっていくことから、タクシーによる飲食物配送の利用促進と今後の定着に支援を行っていただきたいと思います。見解を求めます。

○議長(瀬川光之君) 産業労働部長。

○産業労働部長(廣田義美君) 「3密」防止や巣ごもり需要など、コロナ禍における消費者の動向やニーズが変化する中、飲食店のテイクアウト商品の配送ニーズが増加する一方で、外出自粛によりタクシーの乗客が減少し、苦しい経営となっております。

これを受けまして、国におきましては、タクシー事業者による有償貨物運送を特例的に許可することとしておりましたが、今般、この特例が恒久化されることになったところでございます。

タクシーによる飲食物配送への支援につつま

しては、この事業が、民間事業者が実施される事業でありますので、将来的には自立できるビジネスモデルであることが必要と考えております。

そのようなこともございますので、このようなことも念頭に置きまして、今後、関係業界のご意見をお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 川崎議員—17番。

○17番(川崎祥司君) 食生活、食文化を変えて、大変エネルギーが要りまして、一方ではそれを変えざるを得ないという状況も今あります。いろんな取組をやるチャンスかとも思いますし、しっかりと関係者の皆様と協議をし、お進めいただきたいと思っております。

次に、観光行政について、お尋ねいたします。

先ほど、「ふるさと再発見の旅」、そして、「ながさき癒し旅」の実績、24万5,000人の方が利用されたとご答弁をいただきました。

本当に県内の周遊の需要がこんなに多くあったのかと、長崎県の観光の魅力を改めて再認識をしたところでございますが、今後も県内周遊の需要が十分見込めることから、力を入れていただきたいなと思っております。

GoToトラベルは、どこか遠方に行くもの、また遠方から来ていただくもの、こういった思い込みをぜひ改めて、国支援制度を活用しながら、県内周遊の商品造成と利用促進に力を入れていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長(瀬川光之君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 県民の皆様には、「GoToトラベルキャンペーン」を活用して、ぜひ県内旅行を楽しんでいただきたいと考えております。

昨日から、民放4局で県民向けのテレビCMを実施しているところでございますし、その他広報誌等を活用した情報発信についても積極的に行ってまいります。

また、旅行者や交通事業者等の皆さんに対しても、県内を周遊する旅行商品づくりを働きかけております。造成された商品につきましては、「ながさき旅ネット」に「GoToトラベル専用サイト」がございますので、そこにおいて紹介するなど、県内周遊の利用促進に向けて取り組んでいるところでございます。

○議長(瀬川光之君) 川崎議員—17番。

○17番(川崎祥司君) よろしく願います。

大型の宿泊施設では、経営の柱であります団体旅行が本当に途絶えてしまいまして、厳しい状況が続いています。

団体旅行の代表格である修学旅行ですが、これは友人との絆を深め、社会との関わりを学び、何といたっても将来に忘れられない学生時代の思い出を築く、極めて重要な教育行事であると考えております。コロナ禍にあっても、工夫して実行してほしいと願っています。

本県は、県外からの修学旅行生も多く、県内の生徒であっても、ふるさとを体験し、新たな発見を見出してもらうチャンスではないかと考えます。この修学旅行を中止することなく、県内コースで実施できるよう施策を講じていただきたいと思っておりますが、見解を求めます。

○議長(瀬川光之君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(中崎謙司君) 修学旅行の県内コースへの変更につきましては、教育委員会を通じまして、市町教育委員会に対して、県内での旅行実施を働きかけているところでございます。

幾つかの学校では、もう既に県内に変更のうえ、実施されたと聞いておりますし、そのほか引き続き検討いただいているところもございます。

修学旅行は、議員ご案内のとおり、児童生徒にとって貴重な学びの機会でありますとともに、学校生活の中でも思い出に残る大切な行事の一つでありますので、今後とも、県教育委員会と連携しまして、ふるさと再発見につながるよう、県内での実施を働きかけてまいります。

○議長（瀬川光之君） 川崎議員—17番。

○17番（川崎祥司君） 私、小学校の時の修学旅行は雲仙でした。もう40何年も前の話ではありますが、いまだにあの時の光景は忘れていません。友達の顔も本当にはっきり覚えています。最近のことはよく忘れませんが、（笑声）昔のことは忘れない。それぐらい、この修学旅行というインパクト、これが実施されないということは非常に悲しいことであると思います。（発言する者あり）

ぜひ長崎各地の歴史、文化、自然、食、いろいろなものを経験していただいて、そこで長崎はすばらしい、そう思っていただけることが、若者定着にもつながっていくものだと思いますので、ぜひこの機会に推進をお願いしたいと思います。

次に、サイクルツーリズムの推進でございますが、先ほど自転車道の整備の進捗について、ご答弁をいただきました。

本当にこれが3か年の計画であると、多額の予算を要することではありますが、ぜひ工夫をして早期に完成し、多くのサイクリストで地域がにぎわうことを祈念申し上げたいと存じます。

このサイクルツーリズムですが、密を避け、アフターコロナでのイベントコンテンツとし

ては大変有効かと考えております。

国内では、3地域にナショナルサイクルルートが指定をされています。この指定に当たり、ルート設定、受入れ環境、情報発信、取組体制の要件が設定されています。

求められる要件の一つであるルートの延長は概ね100キロメートルであり、この南島原を含む島原半島一周でちょうど100キロメートルです。南島原市のように、自転車専用道の整備推進や半島内における過去のイベント開催実績から、受入れの体制整備も可能であり、域外からの入り込みについても、マイカーのほかに鉄道、バス、フェリーといった多様な交通手段が揃っています。

島原鉄道株式会社では、新経営体制発足以来、サイクリスト誘致に積極的に取り組まれ、自転車も一緒に載せることができるサイクルトレインの運行や各種ソフト事業展開に向け、準備に取りかかっておられます。

三方を海に囲まれ、雲仙の山並みを配する風光明媚な景観、世界文化遺産を有し、食材にも恵まれ、宿泊施設も充実した島原半島は、訪れるサイクリストにきっと満足いただけると信じます。ナショナルサイクルルートにふさわしい地域と考えます。

地域同士連携しながら、サイクルツーリズムへの機運を醸成して、九州では初めてのナショナルサイクルルートの国指定を目指すべきと考えますが、県の見解を求めます。

○議長（瀬川光之君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中崎謙司君） 島原半島が、議員ご提案のナショナルサイクルルートとして指定されることになれば、新たに強力な観光コンテンツとなり、また、半島の課題である2次交通対策にもなると考えております。

先月、半島3市の市長さん、それから、島原鉄道など、官民による関係者の皆さんが集まりまして、ナショナルサイクルルート指定獲得に向けたキックオフミーティングを開催したところでございます。

指定に向けましては、安全快適なルート設定や走行環境の整備、また、サイクリスト用の宿泊やサポート環境の整備なども必要となっておりまして、多くの課題がありますけれども、地元3市、観光関係者、民間企業、地域の方々とも連携しながら、課題解決に向けて取り組みまして、地域全体の機運を醸成しながら、将来的にはナショナルサイクルルート獲得を目指してまいりたいと考えているところでございます。

○議長(瀬川光之君) 川崎議員—17番。

○17番(川崎祥司君) 前向きなご答弁をありがとうございました。時々、島原方面へお邪魔をいたしますと、国道を普通に自転車に乗って走っておられる。おそらく、これは旅人だと思います。地域の方っぽくないように拝見をいたしました。既に多くの方が島原にこのような形でお見えということであれば、しっかりと整備をすることによって、より活性化につながってくると思いますので、何とぞお取組をよろしくお願いいたします。

次に、県立図書館のサービスについて、お尋ねをいたします。

電子書籍については、検討はするものの、コストの面で課題があるというご答弁ではありましたが、今、デジタル化ということについては、国挙げて推進をしているところでございますので、ぜひ導入をよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、先般、県立図書館を利用した際であります、読みたい本がどこにあるのか、設置し

た端末で検索をしまして、出力されたレポートを見ましたけれども、陳列場所にピンポイントでたどり着くことができませんでした。結局、レファレンスの方にわざわざ探していただくこととなりまして、検索システムが中途半端であるということ指摘せざるを得ません。

よって、設置型の端末ではなく、接触を回避するうえでもスマホで検索できるシステムの導入が必要ではないかと思ひます。ぜひこの電子書籍の導入とともに、ミライon図書館の名にふさわしいサービスを展開していただきたいと思ひますが、見解を求めます。

○議長(瀬川光之君) 教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) ミライon図書館では、閲覧室の図書を全国標準の図書分類法に従い、配置をしているところでございます。

利用者から本の配置場所についてお尋ねがあれば、職員が案内するほか、館内に本の配置図を掲示するなどの対応を行っております。

加えて、目的の本をより簡単に探すことができるよう、館内に設置しているモニターに配置場所を示すソフトの開発を、現在、諫早商業高校の生徒の協力を得ながら進めているところであります。

ご提案のスマートフォンによる検索についても、利便性向上などの効果が期待できると思ひますが、技術面やコスト面において可能かどうか、関係者と検討してまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 川崎議員—17番。

○17番(川崎祥司君) この非接触というのは、結構今からキーワードだと思ひていまして、ちょっと普通かもわかりませんが、エレベーターのボタンでもなかなか押すのを嫌がって、ちょっとした棒を持って歩く方もおられるぐら

い、そのような敏感な方もおられる中、ぜひご自身の機器で検索ができるサービスを、私は、検索というのは、おそらくコンピューターの世界では一番初歩的な話で、開発のコストはかかるものの、そう難しい技術じゃないと思っておりますので、データベースを揃えて、ぜひ実現に向けてご検討いただきたいと思います。

次に、県都長崎市のまちづくりについて、松が枝エリアについて、もう一つお尋ねをさせていただきます。

岸壁の2バース化によって整備が進んでいくわけですが、国道との間に挟まれた、このエリアの再開発についても、今般の会議で様々検討がなされていると思います。この中で、交通結節機能を計画していると伺いました。具体的な内容と、外国人居留地だった南山手側の観光資源を活かして、エリア全体で新たな交流やにぎわいの場を創出すべきと考えますが、見解を求めます。

○議長(瀬川光之君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 長崎市中心部の交通結節等検討会議において、松が枝地区への公共交通機関によるアクセス強化についても議論を重ねてまいりました。

7月に策定した基本計画には、路面電車の軌道を当地区まで延伸し、電車、バス、タクシーが乗り入れる複合交通ターミナルを整備することや、将来的に出島とメディカルセンターとの間に短絡軌道を整備し、長崎駅方面との直通運行を目指すことなどを整備イメージとして盛り込んでいます。

今後、その実現に向け、交通事業者をはじめとする関係機関との調整を図りながら、詳細な検討を進めてまいります。

また、2バース化背後地の土地利用などにつ

いては、県と長崎市の関係部局で再開発構想の検討を進めているところですが、多くの歴史・文化遺産が存在する南山手地区と連携し、観光交流機能を強化することをコンセプトの一つに掲げています。

今後、長崎市と一体となって、松が枝地区への観光集客施設や観光情報施設の導入、南山手地区との回遊動線の整備などに取り組み、エリア全体のにぎわい創出につなげてまいりたいと考えています。

○議長(瀬川光之君) 川崎議員—17番。

○17番(川崎祥司君) 昨日だったですか、バスの利用者減少に当たり、維持するための乗換え機能の新たな展開ということを新聞で拝見をいたしました。

人口減少で、この公共交通機関が大変厳しい状況であるということは、もう周知のとおりですが、コロナの問題によって、さらに厳しい状況がございます。今後、この生活が続くといえますか、戻らなければ、本当に大きな改革を公共交通は行っていかなきゃいけないと思います。

そういった中において、この松が枝エリアで複合ターミナルという考えでございましたが、ぜひ長崎市、また事業者、協議をして、こういう乗換え地点になり得るのかどうなのか、そういったところも将来も見据えながら検討いただきたいなと思っております。

さらに、こういったまちづくり、大きく変革していく時がチャンスかと思っておりますので、ぜひご検討をよろしくをお願いいたします。

最後に、福祉行政のPHRについて、お尋ねいたします。

先ほど、国が進める施設整備について、ご紹介をいただきました。自治体も予防に努めるために、重症化をしないために特定健診の受診率

の向上に取り組んでいるところでありまして、1年に1回の特定健診のデータに加えて、体重や血圧、血糖値などが日常記録をされ、そういった健康意識を持つだけでも生活習慣病の予防に役立つと考えています。

私がPHRを知るきっかけとなりましたのが、京都医療センターにおけるポケットカルテの取組でありました。健康診断のデータのみならず、診察を受けた時のカルテの内容、また、生活習慣病の予防の観点から、食事の内容を全て記録して、本人の意識を高め、未病にとどめる積極的な取組でありました。

今後、AI技術が進む中、これら蓄積されたデータや家族の既往症などから、このままの状態が続けば、将来本人が引き起こす疾病などを予測することが可能になってくるものと思いません。

今次、国が情報インフラを構築した後、ここからが大事でございまして、県として、未病にとどめ、重症化を防ぎ、健康寿命を延ばして、医療介護費の抑制にもつながるよう、具体的な施策を講じることが重要であると考えますが、どう取り組もうとされているのか、お尋ねをいたします。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 人口減少、高齢化が進む本県におきましては、健康寿命の延伸が大変重要であり、県民お一人おひとりが主体的に健康づくりに取り組む環境づくりを進めているところでございます。

国が整備するPHRには、毎年の健康診断等のデータが保存されます。そのデータを活用することによりまして、生活習慣病が悪化しそうな場合には受診を促したり、または適切な運動プログラムを提供するなどして、生活習慣病の

悪化を防ぐことが期待されます。

なお、PHRデータは、本人の同意があれば、民間企業も活用することができるため、今後はそのようなサービスを提供する民間事業者も増えてくるものと考えられます。

また、今後の健康増進に寄与するものと期待されることから、民間も含めた具体的な活用事例なども検証して、今後のPHRの活用方法について検討してまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 川崎議員—17番。

○17番(川崎祥司君) 検討よろしくお願いたします。

長崎県は、早くから「あじさいネット」がありまして、いわゆる診察のデータはずっと蓄積をされております。健康に資する活用ということについては、つながっていない状況であります。このように先駆的に取り組んでいる地域でもあります。また、薬剤の処方箋のデータが、いわゆる薬局のネットワークの中で見られる、そのような先進的な地域であります。

ぜひ、この新たな技術を用いて健康寿命の延伸、とにかく生活習慣病という最大の課題に効果が発揮できるように、県のお取組を進めていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

以上、予定していた質問は終了させていただきますが、先ほど、サイクルツーリズムの推進でナショナルサイクルルートを目指してほしい、そのようなお願いをさせていただきました。

本当に、これまでになかったお客様をこの長崎に呼び込む大変重要な取組だと思っております。マラソンも大事でしょう。しかし、このサイクリストというのは、非常に長期間、地元滞り、また、レースではなく地域を楽しんでいかれるということから、観光消費もかなり多く

あるという数値も、過去の実績から出ております。こういったことをしっかり促進して取り組んでいただきたいと思います。

また、土木部長におかれましては、連日、自転車で通っておられるということをお聞きしまして、まさにこの自転車活用はリーダー的存在かと思っておりますので、ぜひ南島原の道路は整備をいただきまして、この長崎をサイクリストであふれる、そういったまちにさせていただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君） 午前日の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時12分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

○副議長（松本洋介君） 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

石本議員—12番。

○12番（石本政弘君）（拍手）〔登壇〕 皆さん、こんにちは。

自由民主党・県民会議、松浦市選挙区選出の石本政弘でございます。

質問に入る前に、このたびの新型コロナウイルス感染症により亡くなられました方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、罹患され、今もなお療養中の皆様の一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

そして、何より、我が身の危険を省みず、この新型コロナウイルス感染者の救済や看護などに携わっておられます医療や看護関係の皆様には、心から敬意と感謝を申し上げます。

皆様方のおかげで、こうして私たちの健康と

安全な生活が守られていることを決して忘れてはならないと思います。

また、このたびの台風9号及び台風10号により被災されました皆様に改めてお見舞いを申し上げますとともに、県の関係部局におかれましては、一日も早い復旧に向けてしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

知事はじめ、理事者の積極的で前向きの答弁をお願いいたします。

それでは、通告に基づき、質問に入ります。

1、道路の整備促進について。

(1) 西九州自動車道の整備促進について。

西九州自動車道の建設は、県北地域の活性化はもとより、長崎、佐賀、福岡3県をはじめとする北部九州の地域間交流を促し、地域の産業振興や経済の発展を図るうえでも、大変重要な事業であります。

松浦佐々道路については、今年度当初予算で80億円が措置され、地元としても大いに期待しているところでありますが、一方で工事費が当初予算より100億円程度膨らむとの話も聞いており、工事が当初の計画どおり進むのか、心配しているところであります。

そこで、松浦佐々道路の現在の整備状況並びに進捗状況について、お尋ねします。

また、本県側の整備促進はもとより、西九州自動車道の整備効果を最大限発揮させるためには、佐賀県内区間の早期完成が望まれますが、事業中であり伊万里松浦道路及び伊万里道路の整備状況についても併せてお尋ねいたします。

以降の質問については、対面演壇席より行わせていただきます。

○副議長（松本洋介君） 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 松浦佐々道路については、松浦市側の用地取得は、ほぼ完了しており、トンネルや橋梁などの大型工事を中心に鋭意整備が進められるとともに、佐々町側では今年度より用地取得が行われるなど、事業が全面的に展開されているところです。

一方、佐賀県内の伊万里松浦道路については、全体10.1キロメートルのうち、長崎県境から山代久原インター間の3.2キロメートルが平成27年に供用開始し、現在は、残る区間について調査設計や用地取得が行われています。

また、伊万里道路については、今年度、約16億円の当初予算が確保されており、伊万里東府招から（仮称）伊万里中インター間の4.2キロメートルについて改良工事が進められているほか、当該道路全体で用地取得が進められています。

○副議長(松本洋介君) 石本議員—12番。

○12番(石本政弘君) 松浦佐々道路については、年々、予算も増額され、工事も順調に進んでいるとのことであり、これまでご尽力いただきました国会議員の先生をはじめ、国、県、関係機関の皆さんに対しまして、感謝申し上げます。

しかしながら、一方で、佐賀県内区間の伊万里松浦道路及び伊万里道路については、なかなか進捗が見られていない状況があります。昨年9月定例会の一般質問でも同じ質問をいたしました。が、県は、整備促進について、国や佐賀県に対し、どのような働きかけを行っているのか、再度お尋ねします。

併せて、今後の西九州自動車道の早期整備に係る知事の考え、熱い思いについて、お尋ねいたします。

○副議長(松本洋介君) 知事。

○知事(中村法道君) 県北地域の活性化を図るうえで、松浦佐々道路とともに、佐賀県内の区間であります伊万里松浦道路、さらに伊万里道路についても、早期の完成、供用を図ることが極めて重要な課題であると認識をいたしております。

そのため、これまでも長崎県、福岡県、佐賀県に福岡市を加えた3県1市で構成する「西九州自動車道建設推進協議会」などにより、国に対し、早期整備の要望を重ねてきたところであります。

また、昨年10月には、西九州自動車道のさらなる整備促進を図るために、当協議会や伊万里市長を会長とする「西九州自動車道建設促進期成会」を中心に、沿線3県の自治体で初の試みとなる東京大会を開催し、財務省や国土交通省に対して、松浦佐々道路に加えて佐賀県区間の早期完成を含めて強く要望をしてきたところであります。

地域の活性化、産業の振興、県民生活の利便性の向上を図るためには、一刻も早く、この西九州自動車道の早期完成・供用を目指す必要があるものと考えているところであり、今後とも、3県が十分に連携を図りながら、積極的に国に対して働きかけてまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 石本議員—12番。

○12番(石本政弘君) ありがとうございます。

知事の答弁どおり、今後とも、積極的な展開をお願いしたいと思いますし、先ほども申したとおり、西九州自動車道は、県北地域並びに九州北部圏内の産業振興や経済の発展はもとより、地域住民の安全・安心確保に不可欠な道路でありますので、中村知事には、福岡、佐賀両県及び関係市町村の先頭に立っていただき、スピード感を持って推進していただきますよう、よろ

しくお願いいたします。

(2) 県道佐世保世知原線及び佐世保日野松浦線の道路整備の推進について。

県道佐世保世知原線及び佐世保日野松浦線は、佐世保市と松浦市を結び、「西九州佐世保広域都市圏」の連携など、あらゆる活動を支える基幹道路であります。

また、松浦市及び佐世保市世知原町が玄海原子力発電所から30キロ圏内に位置しており、玄海原子力災害対策としての緊急時の避難道路や、県北唯一の第3次緊急医療施設である「佐世保市総合医療センター」への緊急患者搬送といった命の道として早期整備が急務となっております。

ただし、当該路線は、大半が山間部であり、狭い箇所や急カーブ等が多く、大型車の通行障害や冬場の路面凍結等による交通規制により、住民生活はもとより、地域振興や防災面にも大きな支障を来しているところであります。

先月も、「棕呂路・板山トンネル建設促進期成会」により、整備促進について、知事及び県議会議長に要望活動を行ったところであります。

そこで、県道佐世保世知原線については、現在整備中の板山トンネルの進捗状況について、佐世保日野松浦線については、世知原から松浦市までの道路整備の状況及び今後の見通しについて、お尋ねいたします。

○副議長(松本洋介君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 県道佐世保世知原線については、平成26年度に事業化した板山工区の整備を推進しているところであり、工区の大半を占めるトンネル工1,602メートルのうち、現在、490メートルが掘削済みです。

トンネル掘削では、地質の悪い箇所や炭鉱跡の周辺を通過することから、慎重に施工を進め

ているところです。

また、県道佐世保日野松浦線については、棕呂路峠周辺の整備を松浦市と現地確認を行いながら現道対策を進めてきているところであり、現在も木浦原工区と稗木場工区で拡幅工事を実施しています。

今後も、早期完成に向けて取り組んでまいります。

○副議長(松本洋介君) 石本議員—12番。

○12番(石本政弘君) 現在は板山トンネルの工事中ということでありましてけれども、併せまして県道佐世保日野松浦線、いわゆる棕呂路トンネルについても、並行して可能な限り早期着手を目指した取組をぜひとも要望しておきたいと思っております。

2、農業振興対策について。

(1) 肉用牛農家に対する支援について。

①肉用牛肥育経営への支援対策について。

新型コロナウイルス感染症の発生・拡大により、国民生活や経済活動に大きな影響が生じていますが、本県の農業生産額第1位である肉用牛において、これまで和牛を中心とした国産牛肉の需要を支えてきた外食産業が、インバウンドの需要激減により消費が急激に減退し、その結果、枝肉価格が急落し、県内の肉用牛肥育農家は、素牛価格高騰時に導入した出荷牛の飼料代などの経費を差し引くと、収支が賄えない厳しい経営環境にあると聞いております。

現在、枝肉価格は、4月から6月を底に、やや回復傾向にありますが、前年の水準と比較すると、依然として低い状況にあります。

枝肉価格の回復を図るためには、消費者に対する県産牛肉の重点的かつ継続的な消費・喚起拡大対策が必要であり、特に、生産者団体等と一体となった対策を講じる必要があると考えま

すが、県の取組について、お尋ねします。

また、枝肉価格が十分かつ安定的に回復し、肉用牛肥育農家の経営が好転するまでには長期間を要することが推測されることから、従来からの肥育対策の継続のみならず、今後、償還を迎える畜産クラスター関連制度資金の償還緩和措置などについて、国への働きかけをぜひともお願いしたいと思いますが、県の考えについて、お尋ねいたします。

○副議長(松本洋介君) 農林部長。

○農林部長(綾香直芳君) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている長崎和牛等県産牛肉の消費拡大対策については、量販店等で実施する販売促進キャンペーンへの支援など、農業団体等と連携して取り組んでいるところであります。

具体的には、生産者、農業団体、流通業者、県などで構成する「長崎和牛銘柄推進協議会」において、早期の需要回復を図るため、5月30日から1か月間、「長崎和牛を食べて応援！キャンペーン」を県内の和牛指定店209店舗で実施するなどの取組を行っており、今後とも、生産者や農業団体のご意見を伺いながら、県産牛肉の消費喚起、拡大対策に取り組んでまいります。

また、肉用牛肥育農家の経営対策については、従来からの近代化資金などの資金繰り対策等に加え、4月補正予算において、優良な肥育牛生産に向けた経営体質強化の取組を支援しているところであり、今後も引き続き、資金繰り対策や畜産クラスター関連制度資金の償還緩和措置の国への要望なども含めまして、生産者の皆様の実情も十分お聞きしながら、経営を継続できるような必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 石本議員—12番。

○12番(石本政弘君) 一度は日本一となった長崎和牛の積極的なPRにより、消費者への認知度を高めることが消費喚起並びに消費拡大にもつながるものと考えます。YouTube等SNSを活用した大胆な取組等についても、ぜひともお願いしたいと思います。

②コスト削減対策の推進について。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、枝肉価格や子牛価格の低下により、肉用牛経営の収益が低下しており、生産農家の所得の確保・拡大を図るためには、大規模並びにコスト削減の取組を強力に推進することが必要であります。

県内においても、令和元年度の「日本農業賞」を受賞された小値賀町の繁殖農家では、県が推進する「ながさき型放牧」に取り組み、条件不利な離島で利益率の高い経営を実践している事例や、いち早くスマート農業を導入した大規模経営の事例など、今後の肉用牛経営のモデルとなる先進的な優良経営体があると伺っています。

意欲ある生産者が、このような先進的な優良農家から、現地において直接指導を受けることは、コスト削減を推進するに当たり、非常に有効であると考えております。

そこで、先進農家の現地視察研修等を実施する場合における県の支援策について、お尋ねいたします。

○副議長(松本洋介君) 農林部長。

○農林部長(綾香直芳君) 肉用牛経営のコスト削減については、「長崎県コスト削減戦略」に基づき、各地域において、「肉用牛大学」を開催し、自給飼料の生産拡大や繁殖牛の放牧、「長崎型新肥育技術」の普及に努めているところ です。

さらに、近年では、分娩監視装置や発情発見装置等のICT機器の開発や改良により、ス

マート農業の導入が進んできており、導入農家においては、県内トップレベルの分娩間隔となるなど、具体的な成果が得られております。

このような先進事例を現地で実際に見て学ぶことは大変重要であり、県といたしましては、今後、モデルとなる先進農家を研修の場として活用し、多くの生産者に参加してもらえような取組や仕組みについても、関係団体と連携して実施してまいりたいと考えております。

こうした取組を進めることで、県内での先端技術等の導入を促進し、さらなるコスト縮減による農家の所得向上に努めてまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 石本議員—12番。

○12番(石本政弘君) 農業団体からも、県内で一番の生産額を誇る肉用牛の振興については、力強い県の支援を望んでおりますし、本県農業の基幹作目を守るという立場からも、県の力強い支援をよろしくお願いいたします。

3、水産業振興対策について。

(1) 伊万里湾における養殖業の振興について。

本県の養殖業は、地域の活性化や雇用を支える重要な基幹産業であり、私の地元である松浦の伊万里湾においても、トラフグ、マグロ、ブリ、マダイなど、様々な養殖が盛んに営まれています。

しかしながら、近年、伊万里湾においては、赤潮の発生や新型コロナウイルス感染拡大の影響による高級魚の需要減退に加え、養殖用飼料や餌の価格の高止まり、養殖魚価格の伸び悩み等により、養殖業者の経営は厳しい状況が続いております。

したがって、養殖業の振興並びに養殖業者の所得向上を図るためには、養殖業の生産面の強

化、特に、魚類養殖について生産を安定させることが重要であり、併せて水産加工品の生産・販売強化が不可欠であると考えます。

これからの養殖業の振興並びに所得向上対策について、県としてどのように取り組んでいくのか、お尋ねします。

○副議長(松本洋介君) 水産部長。

○水産部長(斎藤 晃君) 県では、養殖業の振興を図るため、県内各地の意欲ある養殖業者グループが、漁協、市町と連携して国内外の市場ニーズに対応した魚づくりや販路拡大などを実現するための「養殖産地育成計画」を策定し、その実践活動を支援しているところでございます。

伊万里湾地区においては、「ほしかタイ養殖産地協議会」による販売力強化に向けた餌や飼育方法の統一による肉質の均一化や、「鷹島とらふぐ養殖産地協議会」による歩留り向上のための網改良等の取組を支援したほか、新松浦漁協におけるトラフグ加工品の販売促進や個人経営体による経営改善の取組にも支援を行っているところでございます。

また、産地での協議を進める中で、生産コストの削減や産地拡大等に必要の新規漁場の設定、市内に立地する加工業者との連携による輸出促進などの意見も出されたため、現在、松浦市とともに養殖業者や漁協と具体化に向けた協議を実施しているところでございます。

今後とも、産地強化や漁場再編、養殖魚の産地加工の推進と輸出拡大の取組を推進することにより、養殖業の振興並びに所得向上対策に取り組んでいきたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 石本議員—12番。

○12番(石本政弘君) 先ほど、農業関係で1項目飛ばしておりますので、申し訳ありません

が、1項目、戻らせていただきます。

(2) J Aグループによる労災保険の加入促進に係る支援について。

本来、労災保険は、労働者の負傷や疾病、傷害、死亡などに対して保険給付を行う制度であります。加入義務のない農家の皆様も「特別加入」という形で任意加入ができ、年収に応じた保険料で、療養給付、休業給付から遺族給付まで手厚い補償が受けられる制度となっております。

万が一の農作業事故によるけがや病気に対して、農家の皆様が労災保険に加入することで様々な補償が受けられるようになることから、もしもの時の備えの一つとして重要な制度であると考えます。

しかしながら、本県においては、加入窓口が少なく、周知も不十分なため、加入者の割合も全国と比べ低い状況にあります。

このような状況の中、県下 J Aグループでは、今後、より多くの農家に労災保険を知っていただき、加入していただけるよう、農業者のための労災保険の新たな窓口の設置について検討しておられます。

そこで、労災保険の加入促進に向け、県下 J Aグループによる加入窓口の設立に当たっては、初期経費や労働保険事務を行うための体制整備、農家への制度の周知などが必要となりますが、県としてどのような支援ができるのか、お尋ねします。

○副議長(松本洋介君) 農林部長。

○農林部長(綾香直芳君) 農業者のための労災保険の特別加入制度は、万が一の農作業事故による農業経営や所得への影響を軽減するものとして必要な制度の一つと考えております。

本県における農業者の労災保険特別加入者数

は、平成29年度末時点で559人で、基幹的農業従事者に占める割合は2%と、全国で7番目に低い状況となっており、J Aグループが、今回、労災保険の加入窓口の設立を検討され、加入促進を図ることは、農家の皆様が安心して農作業に従事できるなどの労働環境の改善につながるものと考えております。

そのため、県としましては、まずは J Aグループが検討されている加入促進に向けた具体的な取組内容をお伺いしたうえで、どのような支援ができるのか、検討してまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 石本議員—12番。

○12番(石本政弘君) この件につきましては、今、農林部長より答弁があったとおり、J Aグループ、関係団体と十分連携してしっかり取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

水産業振興対策についての質問を続けます。

(2) 水産物の輸出促進について。

我が国においては、人口減少や食生活の変化などにより、消費量が減少し続けています。

一方で、世界に目を向ければ、日本に近いアジアを中心とした新興国において、経済成長と人口増加が進み、和食ブームも加わって、安全・安心な日本の水産物の需要が拡大するものと見込まれ、水産物の輸出は、販路拡大につながる重要な手段の一つであると考えます。

また、全国に水産物を供給する本県にとって、国内消費の減少が見込まれる中、水産物の販路を安定して確保し、漁家経営を維持・発展させていくためには、加工品を含めた水産物の輸出を積極的に進めていく必要があると考えます。

幸い、松浦市では、全国有数の水揚げを誇る県北地域の水産物の物流拠点である松浦魚市場

の再整備を進めており、来年3月に完成予定となっています。

完成の暁には、荷揚げから荷捌き、選別、加工、出荷までの高度衛生管理の下で可能となる国内初の市場機能を有する施設となります。

そこで、松浦市魚市場を活用した水産物、加工品の輸出は、本県水産業の発展に大いに寄与するものと考えていますが、今後の県の対応について、お尋ねいたします。

○副議長(松本洋介君) 水産部長。

○水産部長(斎藤 晃君) 本県水産物の輸出については、魚市場や漁業関係団体、関係市などで構成する「長崎県水産物海外普及協議会」、並びに民間企業とも連携・協力しながら、輸出拡大に取り組んできております。

これまで、松浦魚市場の関係団体である西日本魚市株式会社や日本遠洋旋網漁業協同組合では、東南アジア等の市場調査や商談を行うなど輸出促進に取り組んできており、県といたしましても積極的に支援してきております。

こうした中、松浦魚市場では、平成28年度から高度衛生化施設の整備を進めており、閉鎖型荷捌所や冷凍・冷蔵施設をはじめとして、関連施設の一体的整備により、輸出先国からの衛生管理に対する需要に対応するというところで、平成27年の輸出額21億円を令和7年には32億円とする目標を掲げているところでございます。

県といたしましては、この目標の着実な達成に向け、松浦市や市場関係者等と連携し、輸出拡大に向けた新規販路の開拓を推進するなど、輸出促進を図ってまいります。

○副議長(松本洋介君) 石本議員—12番。

○12番(石本政弘君) ぜひとも、松浦市をはじめ、地元漁協や市場関係業者等の関係団体と十分連携をいただき、しっかりと取り組んでい

ただくようお願いをいたします。

4、新型コロナウイルス感染症対策について。

(1) 地域の「かかりつけ医」による県下全域での検査体制構築について。

新型コロナウイルス感染症については、5月に「緊急事態宣言」を解除して以降、全国的に感染者が増加し、本県においても、7月からこの2か月間に200名を超える感染者が発生しています。

今後、冬場にかけてはインフルエンザが流行することが予想され、発熱など同じような症状であるインフルエンザ患者と新型コロナウイルス患者を識別することは、非常に難しくなるものと考えます。

現在は、発熱患者など新型コロナウイルス感染は、保健所の「帰国者・接触者相談センター」に相談したうえで専門の医療機関を受診しておりますが、今後、インフルエンザが流行し、発熱患者が増加する中においては、患者の身近な「かかりつけ医」においてPCR検査ができる体制を整備していく必要があると考えます。

そこで、今後の検査体制の拡充に向けて、県として、県内の各地域の「かかりつけ医」と連携した検査体制の構築について、どのように考えているのか、お尋ねします。

○副議長(松本洋介君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 新型コロナウイルス感染症の検査を地域の「かかりつけ医」で受けることができるよう、県が県医師会と集合契約を結ぶことにより、患者が自己負担することなく検査を行うことができる体制を構築しており、9月9日時点で184施設で実施が可能となっております。

これから冬場にかけて多数の発熱患者が発生し、相談や検査に対する需要が増加するこ

とが見込まれますことから、地域の「かかりつけ医」における検査体制を構築することで、住民に身近な「かかりつけ医」で受診し、検査ができる体制を検討してまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 石本議員—12番。

○12番（石本政弘君） （2）地域外来・検査センターの拡充について。

これから冬に向けて発熱等の症状を訴える方が大幅に増え、検査や医療の需要が急増することが見込まれることを踏まえると、地域の「かかりつけ医」において受検できる体制の構築と併せ、さらなる「地域外来・検査センター」、いわゆるドライブスルー方式による検査体制の整備・拡充が不可欠であるものと考えます。

「地域外来・検査センター」の設置目的は、検査を実施する医療機関の負担や感染リスクの軽減にあり、ドライブスルー方式による院外での検査の実施は、この冬の季節性インフルエンザの流行期においても、大いにその効果を発揮できるものと期待しています。

そこで、現時点における「地域外来・検査センター」の設置状況と今後の整備・拡充予定について、県の考えをお尋ねします。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 現在、「地域外来・検査センター」につきましては、地元医師会等との連携の下、長崎医療圏及び佐世保県北医療圏の2つの医療圏において設置しております。

今後は、季節性インフルエンザ流行期を踏まえた検査需要に対応できるよう、さらなる検査体制の充実が必要であることから、残る県中央医療圏、県南医療圏及び離島の4つの医療圏におきましても、関係各所とも協議、調整を進めて

まいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 石本議員—12番。

○12番（石本政弘君） 現在、長崎大学医学部での新型コロナウイルスに対応したワクチンの開発について報道を耳にしておるところであります。県としては、このワクチン開発について、支援はどのようになっているのか、お尋ねします。

○副議長（松本洋介君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 現在、長崎大学熱帯医学研究所におきましては、国の支援の下でワクチン開発の研究が進められております。

県といたしましても、ワクチン開発は非常に重要なものがございますので、今般の補正予算の中でも県としても支援をしていきたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 石本議員—12番。

○12番（石本政弘君） これらのことにつきましては、県民の健康と命、そして、県民生活の安全・安心の確保のためにもしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

併せて、今後とも、地域の保健所の機能強化と各地域の医療機関との連携強化をぜひとも図っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

5、松浦の石炭火力発電所について。

（1）松浦の石炭火力発電所について。

今年7月、経済産業省は、二酸化炭素の排出が多い非効率な石炭火力発電の縮小に向け、具体策を検討する有識者会議を開き、2030年度までの段階的な設備の休・廃止に向けた議論がはじめられています。

現在、本県の石炭火力は、西海市の電源開発松島火力発電所1、2号機、各50万キロワットと、松浦市の電源開発松浦火力発電所1号機、2号機、

各100万キロワット、九州電力松浦発電所1号機70万キロワット、2号機100万キロワットが稼動しているところであります。

先に同僚議員により、国の「エネルギー基本計画」の見直し等についても言及され、石炭火力発電についての答弁もあったところでありますけれども、松浦市は、国内でも有数な規模の石炭火力発電所が立地しており、市の財政に対する貢献度はもとより、地域の雇用や経済にも大きく貢献しているところであります。

これらの発電所が、今回の段階的な設備の休・廃止の対象となれば、地元経済、雇用への影響はもとより、本県経済に与える影響は多大なものであると考えます。

そこで、現時点で休・廃止の対象となるおそれのある県下の発電所について、お尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 現行の国の「エネルギー基本計画」において、石炭火力発電は、出力調整機能や安定供給性、経済性などに優れたエネルギー源として評価される一方、2030年度における電源構成の目標達成に向け、非効率な発電方式については、フェイドアウトする方針が示されているところでございます。

国においては、「超臨界以下」の発電方式が非効率とされており、県内にある石炭火力発電6機のうち、松浦市の2機、西海市の2機が該当する可能性があるものと考えております。

○副議長（松本洋介君） 石本議員—12番。

○12番（石本政弘君） また、現存する石炭火力発電所に今後とも地域に存在していただくためには、エネルギーの世界的な潮流に対応していくことが不可欠であり、休・廃止の対象となる発電所を存続させるためには、低炭素化・高

効率化に向けた取組が不可欠であると考えますが、現時点で県としての考えを再度お尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 非効率な発電方式のフェイドアウトに当たりましては、県内の立地自治体において、経済や雇用への影響を懸念する声も出ております。

また、国においてははじめられた議論においても、こうしたことが課題として上げられているところでございます。

このようなことから、県といたしましても、発電所の存続に向け、石炭ガス化複合発電（IGCC）など、高効率な発電方式へのリプレースができるよう、国、電力会社などに対し、県内立地自治体や他県と連携をしながら要望してまいりたいと考えております。

○副議長（松本洋介君） 石本議員—12番。

○12番（石本政弘君） 現在、県に対し、毎年、電力移出県等交付金が交付されており、万が一、これらの石炭火力発電所が休・廃止の対象になると、県の財政収支にも少なからず影響が出てくるものと思われませんが、県の考えをお尋ねします。

併せて、電力移出県等交付金の直近5か年の実績及び現在の残高について、お尋ねいたします。

○副議長（松本洋介君） 産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君） 電力移出県等交付金の交付額でございますけれども、直近5年間に おきまして、県全体で約30億円となっているところでございます。

この交付金でございますけれども、市、県の方から国に申請いたしまして認められた事業に活用いたしているところでございます。現在の

ところ、産業振興に資する事業に活用しているところがございます。

議員ご指摘のとおり、本県は、財政状況が非常に厳しい状況でございますので、こういった交付金については、県の振興に大きく資しているという状況でございます。

○副議長（松本洋介君） 石本議員—12番。

○12番（石本政弘君） 今回のエネルギーの見直しということにつきましては、世界的な低炭素の流れに乗らないと、今後、石炭火力発電所の存在は困難であるということは、明白であります。

しかしながら、地元でも発電所の存続について大変心配している声があり、先ほど部長より答弁いただきましたように、リプレイスができるように県としても立地自治体や他県とも連携し、国や電力会社にしっかり働きかけていただくよう、お願いをいたします。

6、台風9号及び台風10号による農林水産関係被害について。

(1) 被害状況について。

台風9号及び台風10号による現時点での県内の被害状況について、農林関係及び水産関係のそれぞれについて、お尋ねをいたします。

○副議長（松本洋介君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 台風9号及び台風10号による農林業被害につきましては、9月16日時点で約17億3,000万円となっております。特に、強風によるアスパラガスや花卉、ミニトマトなどの農業用ハウスの被害が甚大であります。被害件数904件、被害額が約5億7,800万円と、平成16年以降、最大の被害となっております。今後、調査が進むとともに増加するものと見込んでいるところであります。

そのほか、肉用牛などの畜舎や堆肥舎が235

件、約1億5,300万円、水稻やアスパラガスの倒伏、みかんや梨の落果や倒木、メロンやきゅうりの茎葉損傷など、農作物被害が約3億9,400万円となっております。

○副議長（松本洋介君） 水産部長。

○水産部長（斎藤 晃君） 水産関係の被害でございます。

離島を中心に県下全域に及んでおり、9月15日の時点でございますが、判明している被害額は、約37億円となっております。

主な被害は、漁港関係施設が約28億7,000万円、養殖魚等が約3億8,000万円、漁協施設が約1億2,000万円となっております。

特に、漁港施設でございますが、定期船が就航しております佐世保市の高島漁港、平漁港及び壱岐市の芦辺漁港では、浮き桟橋や連絡橋が被災したというふうなことでございますので、早期の復旧に向けて対応しているところでございます。

○副議長（松本洋介君） 石本議員—12番。

○12番（石本政弘君） (2) 復旧支援について。

今回の台風被害につきましては、地元の松浦市でも農林水産全般にわたり被害が発生しており、大きな被害を受けた生産者の中には、今後、経営継続についても危惧されているという話も聞かれており、早期の復旧支援が必要不可欠であると考えております。

そこで、今回の台風被害に対する復旧支援について、現時点で国、県として、どのような支援が考えられるのか、お尋ねいたします。

まず、農林関係について、お願いいたします。

○副議長（松本洋介君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 昨年の台風17号や今年の7月豪雨の際には、国において、農業用ハ

ウスの復旧や種子等の購入などの支援策が講じられたところでございます。

しかし、現時点において、今回の台風9号、台風10号による災害復旧に対しての国の方針等がまだ示されていないことから、9月16日に7月豪雨被害と同様の支援策を講じていただくよう、国に対し、要望を行ったところでございます。

県といたしましては、まずは早期に被害の全容把握に努めたうえで、国に対し、引き続き復旧支援の実施を要望するとともに、被災された生産者の営農再建に向けまして、事業面での支援策の検討に加えて、共済金の早期支払い要請のほか、被害を受けた農産物の事後対策など、経営面、技術面においても、できることから早期に被災農家に寄り添った対応を行ってまいります。

○副議長(松本洋介君) 水産部長。

○水産部長(斎藤 晃君) 被災した漁業者が経営を継続するために、新たな施設整備を行う際には、国においては、漁船や漁具等のリース方式による導入や共同利用施設の整備に対する助成制度がございます。

また、県におきましては、漁業者が所得向上のための経営計画を策定し、目標達成に必要な機器や施設の整備に対し、市町と連携した支援制度といったものがございます。

県といたしましては、被災されました漁業者の意向といったものを丁寧に聞き取りまして、必要な施設等の整備に対し、こういった支援制度の活用が進むように対応してまいりたいと考えております。

○副議長(松本洋介君) 石本議員—12番。

○12番(石本政弘君) 農業被害につきましては、今後とも、塩害や強風等による水稻や野菜、果樹、花卉等の被害が発生することも十分考

られますので、政府並びに国に対し、経営継続が可能となるような支援について、しっかり要望していただくとともに、関係機関と連携し、被災された生産者への支援をよろしくお願ひしたいと思います。

併せて、水産関係につきましては、私の地元である松浦市でも、今度の台風により漁業者の方々が被災し、個人の施設にも大変な被害が出ています。

被災した漁業者が立ち直るためには、新たに個人や共同での施設整備が必要となる、そういったことについて、先ほど部長の方からお話がありましたとおり、漁業者がこれらの制度を活用するために、県としてどのように取り組んでいこうとしているのか、再度、お尋ねいたします。

○副議長(松本洋介君) 水産部長。

○水産部長(斎藤 晃君) いろいろな施設を整備すると、あるいは漁船を導入していくと、これは国なり県なりの制度がございます。

それぞれの制度は、大まかに言いますと、計画を立てて、その目標値を達成するためにどうするのかというふうなことにに対して支援していくというふうなことになりますので、要するに、この計画を立てるというふうなことにに対してしっかりと指導してまいりたいと思います。

そういったことによりまして、こういったいろいろなメニューがございますけれども、その中の支援制度がうまく活用できるように我々としても取り組んでいきたいと思ひます。

○副議長(松本洋介君) 石本議員—12番。

○12番(石本政弘君) なかなか、漁業者個人では、そういった申請についても大変なところがあると考えます。

被災した漁業者や地元漁協等、関係団体の声

を十分に聞いていただいて、経営の継続が可能となるよう、被災者に寄り添った支援をしっかりとお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

以上で、一通りの質問が終わりましたけれども、時間が若干残っておりますので、再質問を2〜3、させていただきます。

水産業振興対策の中で、水産物の輸出促進について、若干再質問をしたいと思っております。

先ほど、県の今後の輸出に対する対応について答弁がありましたけれども、今後、県内の直近3か年の輸出の実績と推移、そして、今後の輸出目標、販売額になると思っておりますが、取組について、次期水産総合計画の中での位置づけについて、お伺いしたいと思います。

○副議長(松本洋介君) 水産部長。

○水産部長(斎藤 晃君) お答えいたします。

水産物の輸出実績でございますが、先ほどお話をありました松浦魚市、あるいは長崎魚市を含めまして、平成26年度の11億8,000万円に対し、令和元年度は31億2,000万円となっております。

これは、現長崎県総合計画の最終目標が30億円というふうなことでございますので、これをやや超えているというふうなことで、概ね順調な伸びを見せているのではないかと考えております。

また、次期総合計画、素案でございますけれども、これにつきましては水産物の輸出に関しまして、国内・国外販売力の強化、高度衛生管理に対応した体制の構築、こういったことを掲げまして、既存輸出先との取引拡大や新規市場の開拓等に取り組み、令和7年度までに50億円に伸ばすというふうなことを目標としております。

○副議長(松本洋介君) 石本議員—12番。

○12番(石本政弘君) 今後の魚の輸出については、先ほども申しましたけれども、国内外の今後の販売の強化を見た時に、やはり海外に向けた販売については、一つの大きな目標値として、県としてもしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

以上、時間は若干残っておりますけれども、これで私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

○副議長(松本洋介君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、14時35分から再開いたします。

— 午後 2時23分 休憩 —

— 午後 2時35分 再開 —

○議長(瀬川光之君) 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

北村議員—9番。

○9番(北村貴寿君) (拍手)【登壇】皆様、こんにちは。

自由民主党会派、大村市選出、政治をイノベーション、北村貴寿でございます。

9月定例会一般質問のしんがりを務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症や多発する自然災害で尊い命を失われた方々、今、なおお苦しみの方々に、心からお悔やみとお見舞いを申し上げる次第でございます。

政治は、弱い者のためにあります。多発する自然災害やコロナ禍のもとで、県民の皆様のお悩みやお苦しみをやわらげ、そして希望の持てる長崎県勢づくりに皆様とともに汗をかいていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申

し上げます。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

1、多発する自然災害について。

(1) 氾濫した郡川、佐奈河内川の改修、改良について。

先般の7月豪雨で大村市においては、48時間の総雨量が、昭和57年に発生した「長崎大水害」の際に記録した雨量を100ミリ以上更新する猛烈な雨となり、国道34号がJR岩松駅付近で冠水、車両が水没し、市民・県民に大きな影響をもたらしました。

また、市内を流れる郡川においては、至るところで護岸が崩壊、佐奈河内川では越水、破堤が起り、100戸以上の家屋が浸水する甚大な被害が発生いたしました。

県は、早急に河川の応急工事を行っていただきました。関係者のご尽力に心より感謝を申し上げます。

今後は、本格的な復旧工事に取りかかれることかと存じますが、年々拡大、そして多発する自然災害を鑑みれば、単なる改修にとどまらず、これまで以上の豪雨にも耐え得るような、さらなる改良が必要かと存じます。

県の取組について、答弁を求めます。

(2) 被災した農業者への支援について。

7月豪雨は、県内の農林業にも甚大な被害をもたらしました。被害額は63億5,000万円以上に上り、大村市では、ビニールハウスの倒壊や水田の浸水、ハウスの中にある作物や苗、農業機械が流され、被災した農業者の皆様は、将来の営農や生活の見通しが立たない状況です。

ある若い農業者は、努力に努力を重ね、ようやく軌道に乗せた観葉植物の栽培事業が、河川の氾濫により将来の夢や希望とともに流されて

しまいました。

農業新聞によれば、熊本県では、県と市町の支援をそれぞれ上乘せし、被災農業者の負担を10%に抑えるよう支援をするとの報道もなされております。

長崎県も、従来の支援にとどまらず、追加支援を行うべきです。県は、被災農業者に対してどのような支援を講じようとしているのか、答弁を求めます。

(3) 消防団への支援について。

防災対策を考えるうえで、「自助、共助、公助」という考え方がありますが、この共助と公助の重要な担い手が消防団員の皆様であります。

7月豪雨では、地域住民のために、我が身の危険を顧みず、腰まで濁流につかりながら住民の避難に当たっていただきました。

また、非常時ですので、食料も調達できないという中で、空腹のまま夜を徹して警戒活動に当たられ、そのまま会社へ出勤したというお話も賜りました。

大村市消防団第11分団の皆様のご尽力に、心から御礼と感謝を申し上げる次第でございます。

まさに、地域を守る正義の味方である消防団ですが、慢性的な団員不足という課題を抱えております。

団員不足を解消しなければ、今後も起こり得る災害から県民の安心、安全を守ることはできません。

団員の約7割がサラリーマンということを鑑み、団員を雇用する事業所へのインセンティブの拡充や消防団活動への理解を促進することが重要かと存じます。また、消防団のイメージアップや県民向けのPRの強化も必要かと存じます。

佐賀県においては、「佐賀のヒーロー消防団」

というような各市町の動画をまとめて紹介するページを設けていたり、私の地元である大村市では、団員に対して公共施設の利用料金を減免するなどしています。

県は、消防団に対して、どのような支援を行うのか、答弁を求めます。

(4) 要配慮者利用施設の避難確保計画について。

7月豪雨は、高齢者施設にも甚大な被害をもたらしました。

熊本県の特別養護老人ホームでは、入居者14名の命が犠牲となったのは記憶に新しいかと存じます。

大村市においても複数の高齢者施設が浸水し、社会的弱者のための施設が災害に巻き込まれる例は後を絶ちません。

施設の移転やハードの整備も重要ですが、財源等の関係でなかなか進んでいかないというのも事実です。今すぐできる災害への備えとしては、避難確保計画の作成や避難訓練の実施などがあるかと存じます。

国は今般、「水防法」を改正し、福祉施設や医療施設など、防災上の配慮を要する者が利用する施設である要配慮者施設の避難確保計画の作成及び訓練の実施を義務化いたしました。

令和元年1月1日現在では、対象施設401に対し、策定済みが155施設と現在40%を下回っているような状況です。

県内の状況が今どうなっているのか、また、今後どう取り組んでいくのか、県の見解を求めます。

2、コロナ禍における医療・介護・障がい福祉について。

(1) 医療従事者への差別や偏見の根絶について。

長崎大学病院が職員に行った新型コロナウイルス感染症の「風評被害アンケート調査」によれば、「周囲から接触を避けられた」、「我が子が登校の自粛を求められた」、「SNSなどで誹謗中傷された」との回答があり、風評被害を実感しているとの結果を得ています。

医療従事者の皆様は、私たちの命を守る砦で働く皆様であります。いかなる差別も偏見も許されませんし、根絶しなければなりません。

ごうまなみ議員がご紹介されている差別と偏見をなくするという民間運動、シトラスリボンプロジェクトのバッジを私も本日つけさせていただきました。

大村市では、障がい者就労支援施設SAKURA+（さくらぷらす）様のほかに、長崎リハビリテーション学院様も取り組まれており、このような民間運動とも連携して進めていけば、差別や偏見を根絶しようという機運がさらに高まるかと存じます。

県は、医療従事者の皆様が安心して働けるようにどのように取り組むのか、答弁を求めます。

(2) 介護・障がい福祉施設の感染症対策について。

医療は、私たちの命を守る砦ですが、介護や障がい福祉は生活を守る砦であります。社会的弱者と言われる高齢者や障がい者の皆様の生活の基盤を維持し、人間の尊厳を守る仕事です。そのような仕事に携わる方々も、相当な負担とストレスにさらされています。

高齢者は、重症化しやすいと言われていることもあり、訪問介護に携わる方々は、「私が一人暮らしの高齢者の家にコロナウイルスを運んでしまうかもしれない、もし感染させてしまったら、亡くなってしまうかもしれない、とはいえ私が介護に行かなければ高齢者の生活を守れ

ない」、そのようなコロナ禍のもと、すさまじいプレッシャーを抱えながら日々介護の業務に当たっておられます。

今般、県は、入所系施設において、入所前のPCR検査の支援を行われますが、これを利用者のみならず、職員や通所介護、訪問介護系サービスに携わる方々にも広げる必要があると存じます。

また、現在は「感染症対策ガイドライン」が示されていますが、利用者や職員が実際に感染した場合の具体的な行動マニュアルの策定が必要です。

加えて、人手不足が常態化している職種でもあります。職員が感染し出勤できなくなった場合のマンパワーの確保計画を早急に確立すべきであり、ICT化やロボット導入なども併せた対策を急ぐ必要があります。

県は、今後どのように取り組むのか、答弁を求めます。

3、子育て行政について。

(1) 保育所の運営及び保育料の減免について。

災害における保育所休園の最終的な意思決定者は市町にあります。今般の多発する災害の備えとして、休園にする基準を明確に定める必要があるかと存じます。

厚生労働省の調査によれば、「その都度判断する」とした自治体が51%を占め、共通基準を設定している自治体はわずか17%にとどまっています。長崎県でも、基準を設けているのは西海市のみであります。

風水害は、予見可能性が高いこともあり、一定の休園基準を設けて周知をしておけば、先手、先手の対応が可能になり、子どもたちの命を守ることもつながります。

県内の20市町に、早急に基準を設けるように働きかけるべきです。県の見解について、答弁を求めます。

また、保育料の減免について、お尋ねをいたします。

保護者が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった場合、一定期間の自宅待機を求められますが、その保護者の子どもは保育所に登園可能とされています。

保護者にすれば、「もし自分が感染していれば、我が子にも感染するだろう、我が子が保育所にウイルスを持ちこんでしまうかもしれない、一緒に自宅待機をする方がいいのではないか」、そのように考えるのはごく自然なことであります。

しかし、自主的に自宅待機をしても、接触者の子は、登園可能とされており、保育料が減免されないという状況であります。

このような場合は、保育料を減免すべきだと考えます。県の見解について、答弁を求めます。

(2) 保育士への慰労について。

国は、コロナ禍により、医療、介護、障がい福祉の従事者に一人5万円から最大20万円の慰労金を支給しますが、保育士は対象外となりました。

しかし、国内の保育園でもクラスター感染が散見され、保育士は、消毒や対策会議等の負担がさらに増え、勤務時間も伸びているとお聞きをしております。

そのような中、保育士などに独自の慰労金を支給する自治体があられ始めました。山形県は、保育関係従事者約1万3,000人に一人5万円を支給、同様の取組は、愛知県や岡山県倉敷市、茨城県ひたちなか市と増える傾向にあります。

長崎県内の保育関係者1万9,000人、一人5万

円を支給するとすれば9億5,000万円の財源確保が課題となりますが、県は、保育士の慰労について、どのような見解をお持ちなのか、答弁を求めます。

(3) 子どもの貧困対策について。

NPO法人「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」の調査によれば、コロナ禍の影響で母子家庭の18.2%が食事回数を減らしており、困窮状態が進んでいます。

アンケートには、「子どもは1日2食で我慢させ、自分は1日1食、体重が激減した」、「子どもを守れていない自分が嫌で死にたい」との切実な言葉が並んでいます。

そのような中、自由民主党国会議員の有志64名は、「こども宅食推進議員連盟」を今般、設立いたしました。

議連の趣意書には、日本のひとり親の貧困率は、OECD諸国33か国中で最下位であり、先進国として恥ずかしい状況だと断じています。（発言する者あり）そして、子育て家庭のための新たなセーフティネットの木を育てていくとしています。

私も、9月の定例会にて、「こども宅食」の必要性を述べました。人が集まる「こども食堂」は、困窮していることを他人に知られたくない、そのような親の支援には結びつきにくい。

加えて、コロナ禍においては、「3密」を避けることを求められております。「こども食堂」の支援は、さらに難しくなっており、県は、「こども宅食」を推進する必要があると存じますが、県の見解について、答弁を求めます。

また、子どもの貧困対策として、養育費が支払われていない家庭が多いことも問題です。

厚生労働省の調査によれば、母子家庭で養育費の支払いを受けているのは24.3%に過ぎず、

実に4人に3人の子どもの権利がないがしろにされています。

そのような中で、「面会交流」は、養育費を支払う意欲につながると存じます。

「面会交流」とは、離婚や別居により、子どもと離れて暮らしている親が、定期的に子どもと交流することではありますが、離婚した相手と関わることが心理的なハードルになっていると聞いております。

長崎市母子会は、この「面会交流」の代行を行っておられますが、一回当たりの費用が5,000円から1万円と、ひとり親家庭には負担感が強いと感じています。

県がこの費用負担を支援すれば、面会交流が促進され、養育費の負担解消にもつながるのではないかと期待するところです。

県は、どのように取り組むのか、答弁を求めます。

4、コロナ禍における中小企業支援について。

(1) 第三者への事業承継（M&A）の促進について。

中小企業支援には様々な課題がありますが、事業承継もその一つです。「会社の跡継ぎがない」、「このままでは廃業するしかない」といった声があり、コロナ禍により経営不振に陥る中小企業は増加し、後継者不足による廃業はさらに増加することが懸念されます。

次期県総合計画のアンケート結果によると、雇用に不安を抱えている県民が33.4%、特に、力を入れるべき施策は雇用対策が最多となっています。

国内の99%の企業は、中小企業であり、雇用の7割以上を担っています。中小企業の廃業対策は、県民の不安の解消にもつながります。

これまで親族間の事業承継については、手厚

い支援が講じられておりますが、今後は第三者への事業承継であるM&A、つまり合併や買収の促進も必要かと存じます。

ともに会社で汗を流してきた社員が事業を譲り受けようとする場合、事業用資産などを買い取る資金が必要であり、事業承継がスムーズに進まない事例があると聞いております。

コロナ禍の影響による廃業の増加を防ぐためには、第三者への事業承継に対する支援を拡充することが必要です。

県の対策について、答弁を求めます。

(2) 交通事業者への支援について。

県は、6月補正予算において、コロナ禍で打撃を被った公共交通事業者への支援として奨励金を交付いたしました。事業者の皆様からは非常に好評でありましたが、貸切バス事業者や運転代行業者は対象外とされておりました。

両者の皆様から、「私たちもコロナ禍で打撃を受けている。県民の足を担う仕事であることには変わりがないのに、なぜ私たちは見捨てられるのか」という声をいただいたところであります。

所管の総務委員会でも対象を広げるように要望してきたところでありますが、今般の9月補正予算において、支援対象の枠を広げ、県独自の支援を実施するという事にされました。

支援策の概要や実施のスケジュール等について、答弁を求めます。

5、教育行政について。

(1) 子どもたちを災害から守るための取組について。

今般の7月豪雨に際し、県民の皆様より、「通学時の携帯電話、スマートフォンの所持を認めてほしい」という声を多数いただきました。

県内の公立高校では、ほとんどが携帯電話の

学校への持込みを禁止しており、7月豪雨の際には、「我が子と連絡が取れずに心配でたまらない」、「学校の公衆電話は、長蛇の列で、豪雨の中、びしょ濡れになりながら公衆電話を探しに行った」、そのようなお声を多数いただいているところです。

他県では、校内では使用不可としたうえで所持のみを認めていたり、他の自治体では授業にスマートフォンを活用するというところも出てまいりました。

文部科学省は、中学生が学校に携帯電話を持ち込むことを条件付きで許可する方針を決めました。

県は、今後も未来永劫、学校にスマートフォンの持ち込みを禁止し続けるのでしょうか。

また、頻発する自然災害から子どもたちの命をどのようにして守るのか、お尋ねをいたします。

県は、学校安全総合支援事業に取り組んでいるとお聞きしておりますが、平成24年から開始されたこの事業は、県内21市町の中で半分以下の10市町で開催されたのみであります。

災害の頻度や規模も年々変化していく中で、事業のさらなるスピードアップや外部との連携が必要かと存じます。

県の今後の取組について、答弁を求めます。

(2) 学校歯科検診について。

学校歯科検診は、子どもたちの歯を守る重要な機会です。これまでも歯科医の先生方のご尽力を賜りながら実施されておりますが、今年6月、日本学校歯科医学会から、学校歯科検診で使用するミラー等の器具については、滅菌を徹底するように通知が出されました。

滅菌は、新型コロナウイルスにはもちろんのこと、熱や薬液に強い細菌やウイルスにも効果

がある、最もレベルの高い消毒です。滅菌を行うためには、高圧蒸気滅菌装置、いわゆるオートクレーブが必要になりますが、装置の操作習得や保守管理が必要になり、学校の負担が増えることも懸念されます。

そこで、使い捨てのミラー、いわゆるディスポーザブルミラーを使用すれば、滅菌にかかる手間を省けることから、県歯科医師会から、学校歯科検診にディスポーザブルミラーを準備していただきたいとの要望を受けています。

ミラーの単価も1本30円といった低廉なものもあり、学校の負担を軽減するためにも導入を進めるべきだと存じますが、県の見解について、答弁を求めます。

(3) 夜間中学の設置について。

夜間中学とは、夜間に勉強する公立の中学校で、様々な事情をお持ちの方や外国籍の方など多様な人の教育の機会を確保するため、文部科学省は、少なくとも各都道府県に1校を設置することを促進しております。

現状では市立が主流でしたが、今後は、高知県、徳島県に県立の夜間中学校が設置されます。

長崎県内で1校の設置と考えれば、財源の乏しい市町にはハードルが高く、県立での設置が適切であります。

県は、夜間中学校の設置にどのように取り組むのか、答弁を求めます。

6、日本郵便との包括連携協定について。

長崎県は、離島や過疎地を抱えており、地域社会の持続可能性を高めるためには、地域に根差した民間組織の力を借りることも必要かと存じます。

全国津々浦々に存在し、社会的なインフラともいえるのが郵便局です。郵便局は、全国全ての自治体に存在し、地域に寄り添いながら活動

をされております。

日本郵便は、自治体との包括連携協定の締結を進められており、現在、34都道府県と協定を締結されています。地域の見守り活動や移住者への支援、経済活性化や地方創生に関する事などに自治体とともに取り組まれているのです。九州では、大分県と長崎県だけが、いまだ協定の締結に至っておりません。

人口減少と高齢化が続き、地域の活力低下が懸念される本県は、協定の締結を急ぐべきだと存じますが、県の見解について、答弁を求めます。

7、水陸機動団一個連隊の誘致について。

日本の平和と主権を維持するために必要な国家防衛は国の専管事項ではありますが、国境離島を有する長崎県には、陸海空の自衛隊基地があり、国の安全保障と防衛施設に積極的に協力をしてきました。

今般、防衛省は、陸上自衛隊水陸機動団の一個連隊を新編する計画を進めております。

県は、この誘致を表明したところでありますが、これまでの誘致活動及び今後の取組についてどう進めていくのか、配備の実現に向けての知事の決意について、答弁を求めます。

8、骨髄ドナー支援制度について。

長崎新聞によれば、県は、骨髄ドナーを支援する助成制度の導入を進めているとされており、21市町の首長が参加するスクラムミーティングでは、県のドナー支援制度の創設について資料が提出されております。

改めて、この制度について前向きに取り組んでいただいていることに感謝をいたします。

先日、私の同級生から連絡がありました。「骨髄移植のドナーになった。大村市の支援制度をありがたく使わせてもらおうと思っている」

とのうれしい連絡でした。彼は、地元で小さな食堂を営む個人事業主です。骨髄を提供するためには、5日間ほど入院しなければならず、休業すれば直接収入に響きます。血液難病に苦しむ患者を救いたいと思っているのは、福利厚生が手厚い大企業の人間ばかりではないのです。

繰り返しになりますが、全国におけるこの制度の広がりをご承知かと存じます。この支援制度は、財源のハードルも低く、苦しんでいる人を助けたい、そのような県民を応援する制度であり、県民へのメッセージなのです。

国に対して制度創設の要望は続けていくとしても、国が動かなければ、地方から国を動かす、そのような気概を持って、この制度に取り組むべきかと存じます。令和3年度から、骨髄ドナー支援制度の創設を強く、強く要望します。

県の見解について、答弁を求めます。

以上で、檀上からの質問を終了いたします。再質問は、対面演壇席から行います。

知事及び執行部におかれては、県民の声に対し、簡潔明瞭、建設的で積極的な答弁を求めます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 北村議員のご質問にお答えいたします。

郡川、佐奈河内川の復旧に向けた取組についてのお尋ねであります。

「令和2年7月豪雨」により甚大な被害を受けた郡川及び支線の佐奈河内川については、私も被災翌日に現地を確認させていただきましたが、改めて、被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。

郡川の災害復旧工事については、被災した護岸が河川整備計画で拡幅予定がないことから、

原形復旧で実施することとしております。

特に、被害が大きかった佐奈河内川については、郡川合流部から今富橋までの370メートル区間が河川整備計画の実施区間となっており、この整備計画に沿った拡幅による復旧工事を進めてまいりたいと考えております。

また、今富橋よりも上流の約2,400メートルの区間についても、再度災害を防止できるように、改良計画による河川災害復旧助成事業で申請する準備を進めているところであり、関係者及び大村市の協力を得ながら、早期復旧に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、水陸機動団の誘致活動の内容と、県内配備への決意についてのお尋ねであります。

陸上自衛隊の水陸機動団につきましては、平成30年3月、水陸機動団本部及び第2個連隊が佐世保市の相浦駐屯地に配備されましたが、中期防衛力整備計画においては、本年度内に残る1個連隊の新編配備が決定される予定であると伺っております。

自衛隊部隊の編制等の防衛政策は国の専管事項ではありますが、県内への水陸機動連隊の追加配備は、島しょ防衛の目的に資するとともに、多くの国境離島を有する本県にとって大変心強いことであると考えております。

また、700人の隊員からなる1個連隊の存在は、地域の活性化や経済波及効果をもたらすものであり、去る8月26日、河野前防衛大臣に、本県の優位性を訴え、追加配備を要望したところであります。

県としては、今後とも、機会を捉えて、本県への配置について要望を重ね、実現を目指してまいりたいと考えております。

そのほかのご質問については、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君） 農林部長。

○農林部長（綾香直芳君） 7月豪雨災害に対する農業分野での県の支援策についてのお尋ねでございますが、7月豪雨災害の復旧支援につきましては、国の支援策に基づいて行うこととしております。

具体的には、営農再開に向けたビニールハウス等の農業用施設・機械の復旧等について、国の最大2分の1補助に県は5%を上乗せし、さらに、復旧に必要な種子、種苗の確保についても、国の2分の1補助に県は6分の1を上乗せして支援をすることとしております。

そのほか有利な災害関連資金なども措置されており、こうした支援制度の活用の相談対応など営農再開に向けた事業面の支援だけではなく、経営面、技術面のフォローアップなどについても、市町、団体と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 危機管理監。

○危機管理監（荒木 秀君） 県の消防団支援の取組についてのお尋ねですが、県内の消防団員数は、本年4月1日現在、1万9,193人で、各市町の条例定数に対する充足率は90.9%であります。

県の消防団支援の取組の一つである事業所の協力促進につきましては、現在、市町において19の商工会、4の商工会議所と消防団活動の支援協定を締結しておりますので、引き続き事業所向けの講演会などを通して支援の拡大に努めるとともに、締結した協定の積極的な活用を進めてまいります。

また、事業所の協力を求めるためには協力のインセンティブを高めることが必要であり、様々な企業の社会貢献事例などの調査研究を進め、協力促進の方策を検討してまいります。

次に、県民向けのPRにつきましては、市町

が行う住民に向けたPR活動に加え、県におきましても、広報誌や県政広報番組、協力事業所を紹介する動画、ホームページなど各種広報媒体を活用するとともに、市町に対して他の市町の有効な事例を紹介しております。

今後は、さらに県や市町の動画を県のホームページや公式ツイッターに掲載するなど、引き続き県民の皆様の理解の促進に努めてまいります。

次に、公共施設の利用料金などの減免ですが、現在、利用料金の割引などにより消防団員を応援する「消防団員応援の店」の制度を実施し、飲食店など109の店舗が登録されております。

また、公共施設についても、大村市の市民プールや長崎県美術館などで減免や一部減免が行われております。

県といたしましても、入団の促進、活動継続のためには有効な方法と考えておりますので、各市町のご意見をお聞きしながら、県内公共施設や県内各地に店舗を展開される事業所の皆様に協力を要請してまいります。

○議長（瀬川光之君） 土木部長。

○土木部長（奥田秀樹君） 要配慮者利用施設の避難確保計画についてのお尋ねですが、県では、避難確保計画の作成を支援するため、これまでに施設管理者向けの説明会を開催するとともに、市が主催する講習会等において指導を行ってきており、令和元年度末までに177施設で計画が作成されています。

また、要配慮者利用施設は、県が浸水想定図を作成した後、市町の地域防災計画書に位置づける必要がありますが、これまでに21河川の「浸水想定図」を作成しており、残る8河川についても今年度内に完了する見込みとなっております。

令和3年度中に、対象となる全ての施設で計画が作成されるよう、引き続き市町と連携し支援に努めてまいります。

○議長（瀬川光之君） 県民生活環境部長。

○県民生活環境部長（宮崎浩善君） 医療従事者への差別や偏見の根絶に対する県の取組についてのお尋ねでございます。

医療従事者をはじめ、感染者やそのご家族などへ偏見や差別はあってはならないことであり、県といたしましては、8月下旬から、テレビやラジオなどを活用し、お互いに思いやりの心を持って冷静に行動するよう、広く県民の皆様へ啓発を行っているところであります。

この中で、医療従事者やそのご家族等への誹謗中傷や差別は、医療体制の崩壊にもつながりかねないことをお伝えし、感謝の気持ちで応援していただくよう呼びかけております。

引き続き、医療従事者等への偏見や差別の根絶に向け、県民の皆様への周知、啓発に努めてまいります。

○議長（瀬川光之君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君） 私から、2点お答えさせていただきます。

まず、介護・障がい福祉施設の感染症対策についての取組のお尋ねでございます。

介護・障がい福祉施設における感染予防対策といたしましては、県は、長崎大学の協力によりまして「ガイドライン」を作成し、大規模施設に対しましては、県職員が直接指導を行うことで徹底を図っているところでございます。

また、継続的な健康管理のために、「健康管理アプリ（N-CHAT）」を希望する施設に導入し、新規入所者や体調不良者に対して、必要な場合には検査を行う仕組みを検討しているところでございます。

なお、施設で集団感染が発生した場合には、応援職員を派遣する仕組みについても検討を進めております。

次に、骨髄ドナー支援制度の創設についての県の見解のお尋ねでございます。

本県の新規ドナーの登録数は、毎年度350名程度でございますが、本年7月末までの状況は、感染症による外出自粛等の影響によりまして22名にとどまっており、それによりまして骨髄提供者数の減少につながらないよう取り組んでいく必要があると考えております。

本年7月の「市町スクラムミーティング」におきましては、ドナー支援制度を未導入の市町に対しまして、支援制度創設の検討や協力をお願いしたところでございます。

県全体で進めていくためには、まずは各市町での取組が進むことが必要であり、引き続き県からも積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君） 私からは、5点お答えさせていただきます。

まず、自然災害発生時の保育所休園基準についてのお尋ねですが、自然災害発生時の対応については、保育所では、国の指針に基づき、対応マニュアルや保護者への連絡体制等が定められている一方、実施主体の市町においては、明確な臨時休園等の基準が定められていない状態となっていたことから、先般7月、国から市町に対し、災害時の臨時休園基準の策定依頼がなされております。

国の通知を受け、現在、県内の大半の市町で策定の検討が進められているところですが、県といたしましては、既に市町と策定に向けた協議に入っており、早期に全市町で臨時休園等の

基準が策定されるよう強く働きかけを行ってまいります。

次に、保護者の判断で登園を控えている場合の保育料の減免についてのお尋ねですが、新型コロナウイルス感染防止に関し、保育所等への児童の登園については、国の通知に基づき、実施主体の市町は、子どもが濃厚接触者となった場合、2週間を目安に登園の自粛を要請することとなりますが、濃厚接触者となっていない場合でも、地域の実情に応じて市町独自に登園の自粛を要請することができることとなっております。

このように市町が登園の自粛を要請した場合に保育料が減免できることから、保護者等の自主的判断のみでは減免とはなりません、その自粛要請範囲につきましては、市町の判断で行われるべきものと考えております。

次に、保育士への慰労について、県としての見解についてのお尋ねですが、保育士、保育所等への支援については、当初、施設の衛生用品等の購入補助などを行ってまいりましたが、先般、国において創設された交付金では、これまでの施設単位から事業単位へ規模が拡充されたことに加え、新たに職員への手当や職員個人が感染症対策として購入する物品等にも補助対象経費の範囲が拡大され、さきの6月定例会で予算計上したところであります。

県といたしましては、今回創設された支援は、医療従事者等に支給される慰労金とは異なりますが、職員個人に還元される経費が補助対象となっていることから、原則開園を求められる中、感染症と向き合っ業務に従事されている保育士等の皆さんの実情に即して制度化されているものと受け止めております。

次に、子ども宅食の推進についてのお尋ねで

すが、県においては、去る6月に、新型コロナウイルス対策として、子ども食堂や子ども宅食を行う団体等が、市町が把握している要支援児童等に対し、居宅を訪問して、食事提供や学習支援等を行う支援対象児童等見守り強化事業を創設されたところであります。

県においては、子どもの貧困対策として、新たに民間のノウハウを活用し市町の事業構築を支援しており、8月までに各市町を訪問し、当該国庫補助事業についても実施者の掘り起しや技術支援を行ったところであります。

この結果、5市町が国に申請したところであり、引き続き、事業化に向けてしっかりと取り組んでまいります。

次に、面会交流の促進についてのお尋ねですが、「面会交流」は、子どもの健やかな育ちを確保するうえで有意義であると認識しております。

国においては、面会交流に係る日程調整の代行や、交流の場まで子どもに付き添うなどの支援事業に対し、国庫補助事業を実施されておりますが、ニーズの把握が難しいこと等から、実施は全国で9自治体という状況にあります。

そのため県においては、ひとり親世帯に対し新たにアンケートを実施しているところであり、その調査結果も踏まえながら、当該事業の活用について市町と協議してまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 産業労働部長。

○産業労働部長(廣田義美君) 第三者への事業承継に対する支援の拡充が必要ではないかとのお尋ねでございます。

第三者による事業承継、いわゆるM&Aにおきましては、株式や事業用資産の買い取り等のために多額の資金を要することが課題となって

おります。

このため、県の制度融資である事業承継資金に、今年度からM&Aを融資対象として追加し、限度額も引き上げたところでございます。

コロナ禍において、廃業を考える中小企業の増加が懸念されることから、これを未然に防止するため、事業を譲り受ける側の資金負担を軽減する新たな補助制度を創設することとし、本定例会に係る予算案を提案しております。

今後とも、県内中小企業等の円滑な事業承継を支援し、地域における雇用の維持と技術・技能の伝承を図るとともに、県内企業の経営強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 地域振興部長。

○地域振興部長（浦 真樹君） 交通事業者への支援策と実施スケジュールについてのお尋ねですが、交通事業者への支援につきましては、新型コロナウイルスの感染防止策を講じながら事業を継続していただくための奨励金をこれまで交付してきておりますが、いまだ観光、飲食、あるいは各種イベントなどの需要回復が遅れていることから、今回、「貸切バス事業者」と「自動車運転代行業者」を新たに対象とする約1億3,000万円の補正予算案を計上させていただいているところでございます。

内容といたしまして、貸切バス事業者につきましては、県内に本社を置く約60事業者、約600台を対象に一台当たり20万円を、また自動車運転代行業では約160事業者、約340台を対象に一台当たり3万円を交付予定としております。

今後、10月中旬から申請の受付を開始し、11月以降、奨励金を交付していく予定としており、速やかに事業者の支援ができるように進めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） 教育行政について、私から4点お答えをいたします。

まず、携帯電話の学校への持ち込みについてのお尋ねですが、携帯電話等の利用につきましては、児童生徒の登下校の安全確保や緊急時の連絡手段として一定の有用性があると考えます。

しかしながら、一方、歩きスマホによる交通事故のおそれやSNSに係るトラブルの増加など課題も多くあります。

県教育委員会といたしましては、県立学校における携帯電話の校内持ち込みは原則禁止としておりますが、地域の状況や生徒の安全面等を考慮して、学校ごとに指導方針を検討するよう通知しているところであります。

今後も、各学校の実態に応じて保護者と十分連携を図りながら、丁寧に対応していく必要があると考えております。

次に、学校安全総合支援事業の内容と全市町での取組についてのお尋ねですが、本事業では長崎地方气象台、長崎河川国道事務所、県危機管理課等関係機関と連携した実践的な防災学習に取り組むとともに、学校と保護者、地域が一体となった訓練等を通して防災意識の向上を図っております。

県教育委員会としましては、本事業の特徴的な実践内容等を全市町の教育委員会に周知し、各地区独自の取組に向け、普及・啓発を行っているところであります。

今後も、本事業の実施を県全体へ積極的に促すとともに、専門機関とのさらなる連携強化を図りながら、質の高い防災教育を総合的に推進してまいります。

次に、学校歯科検診でのディスプレイブルミラーの導入についてのお尋ねですが、学校歯科検診は、各学校が学校歯科医と連携し、検診器

具の滅菌、または消毒の対策を講じて実施しております。

今年度、県立学校におきましては、高圧蒸気滅菌器の使用が19校、使い捨てのディスポーザブルミラーの使用が29校、煮沸器での消毒が35校という状況でございます。

県教育委員会といたしましては、日本学校歯科医会の通知にありますように、高圧蒸気滅菌器やディスポーザブルミラーを使用した滅菌化が望ましいと考えておりますので、各学校が学校歯科医の意見を聞きながら、実情に応じ滅菌化への一層の強化を図るよう取組を指導してまいりたいと考えております。

次に、夜間中学の調査、研究の進捗状況についてのお尋ねですが、夜間中学設置に向けた調査・研究を円滑に進めるため、今年度、「長崎県中学校夜間学級協議会」を発足させました。

6月に第1回協議会を開催し、設置に向けたニーズ調査の内容や方法等について協議したところであります。

今後、アンケート形式によるニーズ調査を行い、その結果をもとに、夜間中学の設置の時期、設置主体、設置場所等について検討することとしております。

○議長(瀬川光之君) 企画部長。

○企画部長(柿本敏晶君) 日本郵便との包括連携協定についての県の見解はとのお尋ねでございます。

地方創生の推進を図るには、民間との連携が重要であり、そのため県では、企業や団体の皆様と様々な分野において「包括連携協定」を締結してまいりました。

協定の締結に当たりましては、これまでも実効的なものとなるよう、互いの特徴を活かしつつ、長崎県ならではの視点を踏まえた具体的な

取組内容について双方の合意が整ったうえで締結したきたところであります。

日本郵便においては、地域に根づいた郵便局のネットワークを有していることから、協定締結により有効な取組の推進が期待されるとの認識のもと、現在、具体的取組内容について協議を重ねているところであり、条件が整い次第、締結する方向で引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 北村議員—9番。

○9番(北村貴寿君) それでは、再質問に移ります。ご回答ありがとうございました。全てを網羅することはできないかと存じますが、何点かお尋ねをいたします。

日本郵便との包括連携協定について、お尋ねいたしますが、条件を整えば締結をしたいというようなお話だったかと思えます。

これは要望になってしまいますが、先ほども申し上げたとおり、九州では大分県と長崎県だけなんです。ぜひ、一番最後というよりも、コロナ禍の中でなかなか進んでいなかったということも承知をしておりますが、速やかな包括連携協定の締結をお願いしたいと思います。よろしく願います。これは要望です。年度内に願います。

次に、陸上自衛隊水陸機動団1個連隊誘致に関する要望であります。

ちょっと皆様にご紹介をさせていただきますが、私、今日はちょっと濃いめの色のマスクをつけてまいりまして、これは陸上自衛隊の迷彩柄のマスクでございます。実はこれは大村市の西日本繊維という会社がいち早く作られていました。

実は大村は、皆様ご承知かと存じますが、第21海軍航空廠が設置をされて、大村町と幾つか

の村が合併して大村市になった、人口が増えたからというような流れで、非常に自衛隊に親しみが持てるまちというようなことで、この誘致は、ぜひ長崎県に、そして大村市にというようなことで実現をさせていただきたいと存じます。

大村市では、先般、水陸機動団の誘致期成会を結成して、熊本の西部方面隊に要望活動に行くということでございます。これは竹松部隊の上位組織でございまして、ぜひ、この空いた施設を使わせていただきたいというような要望があります。

今般、新しい内閣が設置をされました。知事、防衛大臣にお会いになられたということですが、これは河野前防衛大臣であります。新防衛大臣に、やはり熱意を持って、もう一度要望に行っていただきたいと思いますし、ぜひ、その際には要望に行く人全員、自衛隊仕様のマスクをつけていけば、これは大村は熱意があるなというようなことになろうかと思うんですよ。

実際、これは「冷感夏マスク」といって、非常に涼しいマスクなんです。自衛隊の中でも実は売っていて、部隊の皆さんも使われているわけです。前防衛副大臣もお買い求めになって、ご利用になっているということですから、こういった演出をしながら、熱意をぜひ伝えていただきたいと思いますということで、もう一度、新防衛大臣に陳情に、要望に行っていただきたい。

また、長崎県内の優位性をどのように考えているのかということをもう一点お尋ねをいたします。

誘致は競争でございますから、北海道も手を挙げているということでもあります。そういったところの優位性をどうアピールしていくのか、熱意を持って、もう一度、陳情に、要望に行っていただけなのか、2点お尋ねをいたします。

○議長(瀬川光之君) 危機管理監。

○危機管理監(荒木 秀君) まず、本県の優位性ですけれども、1個連隊誘致にかかる本県の優位性としましては、南西諸島有事の際の地理的条件による即応性や、団本部及び2個連隊が既に県内にあることによる指揮統率が容易であること、さらには既存の県内自衛隊施設を有効活用できること、年間を通じて訓練が可能であること等が挙げられます。

また、1個連隊の追加配備による地元自治体の人口増加及び経済活性化への期待は大きく、今後とも、県内へ追加配備されるよう強く要望してまいりたいと考えております。

○議長(瀬川光之君) 北村議員—9番。

○9番(北村貴寿君) 知事、お忙しいでしょうが、新防衛大臣に要望をもう一度、お願いをいたします。これは要望でございますので。

次に、夜間中学についてのお尋ねでございます。

先ほど、教育委員会教育長の答弁の中で、今回アンケートを行ってニーズ調査をやるんだというようなことでもあります。

まず確認しておきたいんですが、県立中学校の長崎県内の設置について、大村市からも要望させていただいておりますけれども、設置しようと考えている方向性があるのか、もしくはしない方向性なのか、そういったところの認識をお願いいたします。

○議長(瀬川光之君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 議員もお触れになりましたけど、夜間中学校につきましては、各都道府県に1校設置することが望ましいということになっておりますので、長崎県としては設置の方向で検討を進めているということでもあります。

○議長（瀬川光之君） 北村議員—9番。

○9番（北村貴寿君） 私は、ちょっと認識を改めました。アンケートによって、設置するもしないも今はニュートラルな状態だというような方向で聞いておりましたが、設置をしたいというような方向だと、何かありますか、もう一度。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） 設置をするための検討材料としてアンケートをしているということでもありますので、仮にニーズが全然なければ、それはもう設置をしないということですが、先ほど申し上げたように、法律の仕組みとか考え方として、ニーズを一定調査をしたうえで設置の時期とか、主体とか場所とかということを検討することになる、その検討材料とするためのアンケート調査ということでもあります。

○議長（瀬川光之君） 北村議員—9番。

○9番（北村貴寿君） わかりました。そうですね、アンケートを行って全くニーズが、つくってほしいという声なかったということであれば、それはまあ無駄になるかもしれないというようなことですが。

9月17日の長崎新聞を見ておりましたら、長与町の公民館で「学び直し講座」が開かれていますというような記事が載っておりました。中学生に戻ったみたいと、高齢の方が学び直しを夜の公民館でされているところがございます。

この町の生涯学習課は、夜間中学校の簡易版であると、誰もがもう一度できる場を確保したいというようなことでされておりますので、ぜひ、このアンケートでしっかりとそういった声をすくい上げていただきたいと思います。

このアンケートの実施については、どういった方法で、いつ、どの程度のアンケートサン

ル数を取ろうとっていらっしゃるのか、もしお手元に詳細があれば、ご教示をお願いします。

○議長（瀬川光之君） 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君） まず時期でございませけれども、今準備をしておりますので、10月初旬ぐらいから1か月以上かけてアンケートをしなきゃいけないなと思っています。

対象は、もともと夜間中学校の対象者は、義務教育の未修了者とか、既卒者だけども不登校等ですっきり勉強できなかった方とか、それから外国籍の方も対象にしておりますので、そういう対象者の方々のニーズを拾えるように、例えば県内の公民館にアンケート用紙を置いてもらうとか、それから不登校の対応をしてもらっている民間NPO等の協力を得るとか、外国籍の場合だと技能実習生等を取り入れている農業団体、水産団体、商工団体等をお願いをしたいというふうに考えているところであります。

○議長（瀬川光之君） 北村議員—9番。

○9番（北村貴寿君） ぜひしっかりとニーズを拾えるような形で、インターネット等々を駆使してやっていただきたいと思います。

大村市は、要望を出しているということもありますし、県内で1か所ということであれば、集まりやすい県央でお願いしたいというようなところで、これも要望でございませ。よろしくお願ひいたします。

次に、スマートフォンの持ち込みについては、あとは各学校の裁量に任せたいというようなことだったかと思ひます。ただ、原則禁止をしているということもあつてですね。

これが5年、10年先に、やっぱりまだ携帯電話、スマートフォンは学校に持ち込めませんよというのは、ちょっとなかなか考えにくいのかなと思ひます。危険もありますが、危険がある

からこそ、生きる力を身につけさせるために学校で、それを使った教育等々も必要になるのかなと思います。

これは少し長期的なスパンになろうと思いますが、スマートフォンの学校での取り扱いについて、議論を始めていただければと存じます。

次に、骨髄ドナー支援制度について、お尋ねをいたしますが、進めていただいているということで、非常にありがたいお話であります。

ただ、先ほどの部長の答弁を聞いておりますと、各市町と一緒にやっていきたいと、連携しながらやっていきたいというようなお話でありました。それはそれで結構かなと思いますが、ご承知かと思えますけれども、これはどんどん広がっている制度でございまして、直近の導入した都道府県の資料を見てみますと、たしか17都府県中、全ての市町がやっているのは3都府県しかないんですよ。手挙げ方式でやっているんです。

ですから、皆さん一緒にやりましょうよというのも、これはこれで大事かもしれませんが、県がやるから一緒にどうだと、手を挙げてこいよと、手挙げ方式で、私は新年度から進めていただきたいと考えております。というか、要望をしたいと思います。

そして、いつも話題になるのが財源の話ですが、言ったら対象者数が10名、20名ぐらいしかないわけです。これで5日間入院して1日2万円、その半分を県が持つ、財源のハードルはほぼないと言っていい。

これはメッセージという政策だと存じますので、ぜひ令和3年度から、新年度から手挙げ方式で、この制度の創設をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

○議長(瀬川光之君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(中田勝己君) 県といたしましても、ドナーの骨髄提供のための支援制度は非常に重要な課題だと思っております。

今、県と市町が一体となって取組を進めるために各市町とも協議を進めており、速やかに制度創設に関する制度設計を検討しておりますので、なるべく早い時期に導入ができるような検討も進めていきたいというふうに考えております。

○議長(瀬川光之君) 北村議員—9番。

○9番(北村貴寿君) よろしくお願ひいたします。

私、小・中・高と水泳をやっております、池江璃花子さんのファンであります。骨髄移植によって完快されて、あの強靱な体がかなりお痩せになられたけれども、今は力強く泳ぐ姿は、県民のみならず国民に勇気を与える姿かなと存じます。

そういったお手伝いをしたいというような方の背中を押してあげる制度でありますから、ぜひ、この制度の創設をお願いしたいと存じます。

最初に戻りますが、佐奈河内川は抜本的に改良するというようなお話だったと存じます。

現状復旧ではなくて、さらに改良をしていくというようなことで、国の事業も活用したいというようなことであろうかと思いますが、となると財源の確保、事業の認可、そういったものが含まれてくると思いますが、やっぱり住民の方は、いつ仕上げられるんだというようなことだろうと思います。そういったスケジュールについて、答弁があればお願いします。

○議長(瀬川光之君) 土木部長。

○土木部長(奥田秀樹君) 佐奈河内川災害復旧のスケジュールについては、河川災害復旧助成事業による改良計画を考えており、今月まもな

く国との整備計画協議に着手し、本年度内の事業採択を目指しています。

また、事業期間については、河川災害復旧助成事業の場合、災害発生年を含め4か年度以内となっており、事業採択となった場合には、令和5年度末の完成を目指すこととなります。

○議長（瀬川光之君） 北村議員—9番。

○9番（北村貴寿君） しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、消防団の支援についてでございますけれども、いろいろ今から調査・研究をやっていくんだというような話であろうかと思えます。

私、11分団の分団長と副分団長の方にお話を伺いましたんですが、彼らも被災者なんです。それも、助けるのが仕事じゃなくて、ほかに仕事を持っていて、そして自分の身を顧みず人を助けに行く、だから、団員にもやっぱり家族がいるわけですよ。家族を守れないという中でこの活動をされております。ぜひ力強い支援を行っていただきたいと思えます。

何か具体的な支援があれば、コメントいただきたいんですが。

○議長（瀬川光之君） 危機管理監。

○危機管理監（荒木 秀君） 支援につきましては、各市町が主体となりますけれども、それを県としても支援してまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○9番（北村貴寿君） 終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君） 以上で、県政一般に対する質問を終了いたします。

先に上程いたしました議案のうち、第110号議案乃至第119号議案及び報告第21号につきましては、お手元の議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

第120号議案「長崎県収用委員会の委員及び予備委員の任命について議会の同意を求めることについて」は、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、第120号議案は、委員会付託を省略いたします。

次に、第2号請願「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書」ほか2件が提出されておりますので、これを一括して上程いたします。

ただいま上程いたしました請願につきましては、お手元の請願付託表のとおり、文教厚生委員会及び農水経済委員会に付託いたします。

次に、各委員会は、お手元の日程表のとおり、それぞれ開催されますようお願いいたします。

以上で、本日の会議を終了いたします。

明日より10月4日までは、委員会開催等のため本会議は休会、10月5日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午後 3時40分 散会 —

第 26 日 目

議 事 日 程

第 26 日 目

-
- ◇ ◇
- 1 開 議
 - 2 第121号議案上程
 - 3 知事議案説明
 - 4 第121号議案委員会付託
 - 5 第120号議案 質疑・討論、採決
 - 6 委員長審査結果報告、質疑・討論、採決
 - 7 意見書上程、質疑・討論、採決
 - 8 認定第1号乃至認定第3号一括上程
 - 9 知事議案説明
 - 10 認定第1号乃至認定第3号委員会付託
 - 11 議員派遣第81号上程、採決
 - 12 議会閉会中委員会付託事件の採決
 - 13 閉 会

令和2年10月5日（月曜日）

出席議員（45名）

- 1番 宮島大典君
- 2番 宮本法広君
- 3番 赤木幸仁君
- 4番 中村泰輔君
- 5番 饗庭敦子君
- 6番 堤典子君
- 7番 下条博文君
- 8番 山下博史君
- 9番 北村貴寿君
- 10番 浦川基継君
- 11番 久保田将誠君
- 12番 石本政弘君
- 13番 中村一三君
- 14番 大場博文君
- 15番 山口経正君
- 16番 麻生隆君
- 17番 川崎祥司君
- 18番 坂本浩君
- 19番 深堀ひろし君
- 20番 山口初實君
- 21番 近藤智昭君
- 22番 宅島寿一君
- 23番 松本洋介君
- 24番 ごうまなみ君
- 25番 山本啓介君
- 26番 前田哲也君
- 27番 山本由夫君
- 28番 吉村洋君
- 29番 大久保潔重君
- 30番 中島浩介君
- 欠番
- 32番 山田博司君
- 33番 堀江ひとみ君

- 34番 山田朋子君
- 35番 西川克己君
- 36番 外間雅広君
- 37番 瀬川光之君
- 38番 坂本智徳君
- 39番 浅田ますみ君
- 40番 徳永達也君
- 41番 中島廣義君
- 42番 溝口芙美雄君
- 43番 中山功君
- 44番 小林克敏君
- 45番 田中愛国君
- 46番 八江利春君

説明のため出席した者

- 知事 中村法道君
- 副知事 上田裕司君
- 副知事 平田研君
- 統轄監 平田修三君
- 危機管理監 荒木秀君
- 総務部長 大田圭君
- 企画部長 柿本敏晶君
- 地域振興部長 浦真樹君
- 文化観光国際部長 中崎謙司君
- 県民生活環境部長 宮崎浩善君
- 福祉保健部長 中田勝己君
- こども政策局長 園田俊輔君
- 産業労働部長 廣田義美君
- 水産部長 斎藤晃君
- 農林部長 綾香直芳君
- 土木部長 奥田秀樹君
- 会計管理者 吉野ゆき子君
- 交通局長 太田彰幸君
- 地域振興部政策監 村山弘司君
- 文化観光国際部政策監 前川謙介君

産業労働部政策監	貞方学君
教育委員会教育長	池松誠二君
選挙管理委員会委員長	葺本昭晴君
代表監査委員	濱本磨毅穂君
人事委員会委員	本田哲士君
公安委員会委員長(午前)	片岡瑠美子君
公安委員会委員(午後)	川口博樹君
警察本部長	早川智之君
監査事務局長	下田芳之君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大崎義郎君
教育次長	林田和喜君
財政課長	早稲田智仁君
秘書課長	石田智久君
選挙管理委員会書記長	大塚英樹君
警察本部総務課長	川本浩二君

議会事務局職員出席者

局長	松尾誠司君
次長兼総務課長	柴田昌造君
議事課長	川原孝行君
政務調査課長	太田勝也君
議事課長補佐	永田貴紀君
議事課係長	梶谷利君
議事課主任主事	天雨千代子君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(瀬川光之君) ただいまから、本日の会議を開きます。

この際、知事より、第121号議案の送付がありましたので、これを上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます—知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 本日、提出いたしました追加議案について、ご説明いたします。

第121号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第8号)」は、本年9月の台風9号及び台風10号により被害を受けた農業・漁業施設等の復旧のための緊急対策に要する経費について計上し、一般会計2億8,739万6,000円の増額補正をしております。

これを現計予算及び既に提案いたしております9月補正予算と合算いたしますと、一般会計8,405億3,654万6,000円となります。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ、慎重にご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(瀬川光之君) ただいま上程いたしました第121号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(8号)」につきましては、予算決算委員会に付託いたします。

予算決算委員会での審査が終了するまでの間、しばらく休憩することにいたします。

— 午前10時 2分 休憩 —

— 午後 3時 0分 再開 —

○議長(瀬川光之君) 会議を再開いたします。

まず、第120号議案「長崎県収用委員会の委員及び予備委員の任命について議会の同意を求めることについて」、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

第120号議案「長崎県収用委員会の委員及び予備委員の任命について議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり、委員として、

石橋龍太郎君、三浦純一君、川端辰長君、予備委員として、堺 賢作君に、それぞれ同意を与えることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君） 起立多数。

よって、第120号議案は、原案のとおり、それぞれ同意を与えることに決定されました。

これより、さきに各委員会に付託して審査をお願いいたしておりました案件について、審議することにいたします。

まず、総務委員長の報告を求めます。

山口経正委員長—15番。

○総務委員長（山口経正君）（拍手）〔登壇〕 総務委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、113号議案「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例」であります。

慎重に審査いたしました結果、議案は異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、警察本部の所管事項について、島民が300人ほどの長崎市高島町で起きた、大麻草を栽培し逮捕された事案は、地域に大きな不安を与えている。今後、薬物対策にはどう取り組んでいくのかとの質問に対し、昨年、県内における大麻の検挙人員のうち約9割が10代から30代という若年層であった。

今後は、これまで以上に関係機関と連携し、徹底した取り締まりを行うとともに、パトロールの強化による情報収集活動をはじめ、薬物乱用防止教室や各種キャンペーンなど広報啓発活動にも積極的に取り組み、薬物事案の根絶に努

めたいとの答弁がありました。

次に、危機管理監の所管事項について、災害時の避難情報や避難所体制について、台風10号の際に、各地域の避難所が想定以上に不足した状況となったことについて、今回の避難所設置の総括や、今後の市町の対応について、コロナ禍も踏まえたうえでの避難所運営をどのように対応していくのか。

また、7月豪雨では、各市町が発令する「避難勧告」及び「避難指示」をはじめとし、他の情報も多く、県民は避難の機会がわかりにくい状況であったが、県としてどのように対応していく考えかとの質問に対し、台風10号では、各市町により多くの避難所設置をお願いした結果、台風9号の時よりも約3倍の避難所を設置していたが、感染症の対策により定数を減らしたことで、満員の避難所もあったため、県としても今回の教訓をもとに、各市町との連携を密にして、安全かつ安心した避難所運営を目指したい。

また、避難情報の発令に関しては、各市町がそれぞれの基準を設けて対応しているが、国の法改正の動きも注視しながら、市町との連携を強化し、県民に早めの避難が呼びかけられる体制づくりを推進していきたいとの答弁がありました。

次に、企画部の所管事項について、「九州・長崎 I R 区域整備計画骨子（行政部分）」について、今回、I R 事業者の公募・選定については、公募時期を延期することで、現在応募を考えている事業者が撤退することがないようにすべきである。

また、公平・公正な手続のもと、より多くの事業者が応募できる環境づくりが重要だと考えるが、県の見解はどうかとの質問に対し、より多くの I R 事業者に応募していただけるよう、

しっかりとコミュニケーションをとっていききたい。

また、現在、複数の事業者が本県に関心を持っておられる状況であり、1者でも多くの事業者が応募できる環境のもと、競争性を確保しつつ、公平・公正な事業者の公募・選定を行いたいと考えているとの答弁がありました。

次に、次期総合計画には、SDGsの推進や、Society5.0の実現などに対する取組が掲げているが、特にSociety5.0の実現により、県の未来像はどのように描かれるのか、また県民の生活はどのように変化していくのか。

併せて、MaaSという新たなモビリティサービスの導入により、県内でどのような事業が展開できるのかとの質問に対し、本県におけるSociety5.0実現に向け、産学官連携による「ながさきSociety5.0推進プラットフォーム」を立ち上げたところであり、光ファイバーや5Gといった情報通信基盤の整備、ICT利活用による質の高い県民生活の実現、新産業・新サービス創出による産業振興、さらには行政のデジタル化などの取組を推進していくこととしている。

また、MaaSに関しては、IR整備や新幹線開業によって、新たな人の流れが期待できるため、本県を訪れる観光客が、よりスムーズに観光周遊できるサービスとして導入を図っていきたいとの答弁がありました。

次に、地域振興部の所管事項について、県庁舎跡地活用に関し、県庁舎跡地は、重層的な歴史を持つ場所であるが、近年の再開発等により、歴史的な背景を持つ建物が少なくなっている。

出島や、この地の歴史を踏まえ、今回出土した石垣の見せ方なども含めて、景観面にも配慮した活用策を検討していくべきと考えるが、県

の見解はどうかとの質問に対し、県としても、この地の様々な歴史を活かし、賑わいの創出につながるような活用策について検討を深めている。

昨年度に策定した整備方針において、現存する歴史ある石垣は、保存・顕在化することとしており、専門家の意見を伺いながら、どのような保存や利活用ができるか精査していききたいとの答弁がありました。

また、別途、本委員会から、「地方自治体のデジタル化の着実な推進について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、併せてよろしくお願いたします。

以上のほか、一、次期総合計画の策定について、一、離島航路について、一、マイナンバーカードの普及促進について、一、県の障害者雇用の状況について、一、諫早市轟峡の崖崩れ災害への対応についてなど、総務行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細につきましては、この際、省略させていただきます。

以上で、総務委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長(瀬川光之君) お諮りいたします。

第113号議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(瀬川光之君) 起立多数。

よって、第113号議案は、原案のとおり可決

されました。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

深堀委員長—19番。

○文教厚生委員長（深堀ひろし君）（拍手）〔登壇〕 文教厚生委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第114号議案「長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例」ほか2件であります。

慎重に審査いたしました結果、異議なく、原案のとおり、それぞれ可決、承認すべきものと決定されました。

また、第2号請願「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書」及び第3号請願『家庭教育支援法の制定を求める意見書』提出に関する請願書につきましては、いずれも、起立採決の結果、採択すべきものと決定されました。

なお、第3号請願の採択に伴い、本委員会として、別途、『家庭教育支援法の制定』を求める意見書提出方の動議を提出しておりますので、よろしく願いいたします。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、第116号議案「契約の締結について」に関し、県立長崎図書館郷土資料センター（仮称）は、県民が、心待ちにしている施設である。進捗状況等をホームページに随時掲載するなど、県民の期待に寄り添った整備とするための対応を検討しているのかとの質問に対し、工事の進捗状況は、随時、ホームページに写真を掲載し、それに合わせて、センターの機能等も紹介しながら、県民に広く周知し、今後の開館に向けての準備を考えているとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありま

した主な事項について、ご報告いたします。

まず、総務部関係に関し、県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）を活用した産業振興について、産学連携の拠点となるセンターの整備について、各自治体は非常に興味を持っており、島原市においても、第一次産業でのITを活用した新たな産業づくりを具体的に進めている。

今後、専門的な情報を得たい場合など、大学との提携等の体制が取れるのかとの質問に対し、県立大学においては、中期目標の中で、地方創生に貢献し、地域とともに発展する大学を目指すことを掲げている。現在、県内11の自治体と包括連携協定を結び、共同研究を通じ、連携を行っている。

島原市においても、こういった部分で大学と連携したいかを相談していただければ可能ではないかと考えているとの答弁がありました。

次に、教育委員会関係に関し、令和3年度長崎県公立高等学校入学者選抜について、今年度から新たに実施される入学者選抜と従来の選抜との違いは何か。また、新たな制度を導入するに当たっての教育委員会の狙いは何かとの質問に対し、新たな制度を導入するに当たって、従来の推薦入学者選抜と一般入学者選抜を廃止し、前・後期選抜を導入した。

前期において、中学校長の推薦を不要とし、選抜方法を面接と作文から基礎学力検査、プレゼンテーション、小論文、実技など多様な選抜方法の中から、各高校が選択する制度に改善する。

導入の狙いは、各高校が掲げる生徒像から、受験生が、主体的に学校を選び、自分の個性や強みを活かして受験でき、生徒の学ぶ意欲や多様な能力が評価されることにあるとの答弁があ

りました。

次に、福祉保健部関係に関し、子宮頸がんワクチンについて、子宮頸がんの長崎県の直近の数値はどのようになっているかとの質問に対し、2017年の全国の罹患者数は1万1,012人、長崎県は140人である。死亡者数については、子宮頸がんと子宮体がんの内訳はないが、2018年の子宮がん全体の死亡者数は、全国で6,800人、長崎県は96人である。2018年度の全国のワクチン接種率は0.52%、長崎県は0.53%であったとの答弁がありました。

これに関連し、国は、子宮頸がんワクチン接種について積極的な勧奨を差し控えているが、長崎県としては、今後どのように取り組んでいくのかとの質問に対し、子宮頸がんワクチンに関しては、副反応の可能性も含め、対象者に対し適切な情報提供を行い、ワクチン接種を希望される方が、適切な時期に定期接種を受けられるような体制が必要と考える。

現在、国において、リーフレットの全面改訂を行っており、改訂版が発出され次第、再度、各市町を通じて、対象者へ周知していききたいとの答弁がありました。

次に、こども政策局関係に関し、5歳児健康診査について、5歳児健康診査については、疾病等の早期発見により、就学前後の適切な支援につながることから、重要性が強調されている。今後、県内統一した取組が必要と思われるが、長崎県の考え方はどうかとの質問に対し、集団生活の中ではじめて気づかれる発達障害児がいることなどから、5歳児健康診査は必要であると考えており、全ての市町で実施できるように推進を図っているところである。

県としては、昨年度作成した5歳児健康診査マニュアルを活用した研修会の実施等により、

市町における健康診査の有効性や、実施している市町の取組の紹介など、今後も実施に向け、支援を行っていききたいとの答弁がありました。

最後に、別途、本委員会から、「私学助成の充実強化等について」、「新型コロナウイルス感染症にかかる医療機関への経営支援について」及び「ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、併せてよろしく願いいたします。

以上のほか、一、県内大学留学生の状況について、一、准看護師養成所学生に対する学生支援緊急給付金について、一、諫早特別支援学校の改築等について、一、県立北陽台高校での集団感染について、一、消毒液ほか備品の購入状況について、一、ファミリーサポートセンター事業の運用と拡大について、一、保育士の人材確保の現状と課題についてなど、教育及び福祉・保健行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、文教厚生委員会の報告といたします。議員各位の適正、適切なるご判断を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(瀬川光之君) お諮りいたします。

各案件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀬川光之君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第2号請願「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書」について、採決いたします。

本請願は、委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君） 起立多数。

よって、第2号請願は、採択されました。

次に、第3号請願『家庭教育支援法の制定を求める意見書』提出に関する請願書』について、採決いたします。

本請願は、委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君） 起立多数。

よって、第3号請願は、採択されました。

次に、各議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決、承認されました。

次に、環境生活建設委員長の報告を求めます。

山本由夫委員長—27番。

○環境生活建設委員長（山本由夫君）（拍手）

〔登壇〕 環境生活建設委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会が審査いたしました案件は、第117号議案「訴えの提起について」ほか2件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第117号議案「訴えの提起について」に関し、県営住宅の承継入居基準を満たさないまま不正入居を続ける者に対し、建物の明け渡

しなどについて訴えを起こすとのことだが、本人との話し合いの状況はどうなっているのかとの質問に対し、訪問しても会うことができず、電話や文書による連絡を行っても応じてもらえない状況であるとの答弁がありました。

これに対し、就労場所の訪問などにより話し合いを行ったうえで、自主的な退去と滞納家賃の清算を行ってもらえるよう努力していただきたいとの意見がありました。

次に、第118号議案「公の施設の指定管理者の指定について」に関し、長崎県美術館運営事業において、指定管理者が企画展などを行う利用料金事業で得た利益は、次の事業展開への意欲を引き出していくものとして、指定管理者の利益になるとのことだが、金額によっては、県に返還するということがあってもいいと思うが、県の指定管理についての考えはどうかとの質問に対し、指定管理は、民間のノウハウを活かしながら効率的に運営することが基本方針であるが、今回の指定管理の対象である長崎県美術館は、公的な美術館であるため、集客だけでなく、県の政策的な方針に基づき利益に結びつきにくい企画展も開催するなどバランスを取りながら運営している。

今後も、県として、しっかりと関与していきたいとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、文化観光国際部の所管事項について、長崎県総合計画（仮称）素案に記載の「スポーツに親しめる環境づくりによる地域スポーツの活性化」に関し、アーバンスポーツができる公園の整備や、若者に対する取組なども次期計画に盛り込んでどうかとの質問に対し、総合計画の下部計画である「次期ながさきスポーツビ

ジョン」について検討を進める中で、アーバンスポーツに関しては、東京オリンピックでも、BMX、スポーツクライミングなどの若者に人気のある新しい種目も組み込まれるとのことであり、競技人口が増えれば、若者の定着にもつながるような施策として可能性があるため、どのような取組ができるか検討していきたいとの答弁がありました。

次に、県民生活環境部の所管事項について、汚水処理人口普及率の状況に関し、本県の汚水処理人口普及率は全国平均と比較して低い。普及率を高めるためには、浄化槽の設置を進めるべきと思うが、どのように考えているのかとの質問に対し、浄化槽を設置する場合、個人負担が6割で、残りの4割を国・県・市町で補助している。

市町の中には、個人負担を軽減するため、上乘せ補助を実施しているところもあり、そこでは設置数も増加していることから、そのような市町に対しては、補助基準額を引き上げるよう国へ要望しているとの答弁がありました。

これに対し、補助金額を引き上げれば、浄化槽の設置数が増え、普及率も上がることから、国へも要望しながら、市町と連携して取り組んでいきたいとの意見がありました。

次に、交通局の所管事項について、新型コロナウイルス感染症の影響に関し、直近の営業収益に対する影響と今後の見通しはどうかとの質問に対し、8月までの実績が前年比で約10億円の減収であり、観光客やビジネス客の減少の影響が大きいと、空港リムジンバス、県外高速バス、貸切バスのいずれも8割程度の減少率となっているが、一般定期路線については、ほかと比べると、やや回復傾向にある。

今後の見通しについては、費用圧縮のため、

利用状況に合わせた県外高速バス及び空港リムジンバスの運休・減便や、市内路線バスについては、利用者が少ない時間帯の減便に係るダイヤ改正を考えているとの答弁がありました。

さらに、貸切バスについては、今後、「GoToキャンペーン」にどのような形でつなげていくのかとの質問に対し、個人旅行が増加傾向にあり、貸切バスを利用する動きは少ないようであるが、子会社の長崎県営バス観光では、長崎及び諫早市内の小学校の修学旅行に「GoToキャンペーン」を活用している。

また、例年1月から3月に実施する「よか余暇ツアー」を前倒して11月から行い、松浦・平戸・佐世保を周遊するコースに活用したいと考えているとの答弁がありました。

また、別途、本委員会から、「大規模災害に対する備えの充実について」及び「軽油引取税の課税免除の継続について」、意見書提出方の動議を提出しておりますので、併せてよろしくお願いたします。

以上のほか、一、一般競争入札における入札参加者が一者のみの場合の取り扱いについて、一、「コスタ・アトランチカ号」検証報告書について、一、災害時における外国人への情報提供と支援について、一、ペット同行避難について、一、交通局の減収に係る経費節減の取組についてなど、環境生活建設行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、環境生活建設委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（瀬川光之君） お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決

することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第118号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することにご賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君） 起立多数。

よって、第118号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決、承認されました。

次に、農水経済委員長の報告を求めます。

近藤委員長—21番。

○農水経済委員長（近藤智昭君）（拍手）〔登壇〕 農水経済委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第115号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」1件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

また、第4号請願「小規模事業者に対する支援及び支援体制の拡充・強化に係る国への意見書提出を求める請願書」につきましては、異議なく、採択すべきものと決定されました。

なお、別途、国に対し、「小規模事業者に対する支援及び支援体制の拡充・強化を求める意見書」提出方の動議を提出しておりますので、よろしく願いいたします。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、産業労働部の所管事項について、県内の高校生の就職率向上に関し、今年3月の高校生の県内就職率が65.6%と、第1期総合戦略の目標65%を上回る結果となっているが、来春はコロナ禍の中で厳しい状況が予想されるため、県として具体的にどのような取組を行っていくのかとの質問に対し、高校生に関しては、春の一斉休校等の影響もあり、企業情報の収集が難しい状況にあったため、県内企業を紹介する動画や地元で働く若者の声などを一覧にしたガイドブックを作成し、企業研究に資するよう配布している。

また、企業側に対しては、自社の魅力を伝える、わかりやすい求人票の書き方などのポイントをまとめた動画をインターネットにて配信してきたところである。これらに加え、県が学校現場に配置しているキャリアサポートスタッフにより、きめ細かな支援を行い、応募に備えているところであるとの答弁がありました。

次に、水産部の所管事項について、水産物学校給食活用推進事業費に関し、県内の水産物の学校給食の利用について、現在まで利用された量と金額はどのようになっているのか。また、予算の執行状況はどの程度になっているのかとの質問に対し、現在、提供予定も含め、県内で約60万食、県外へ約33万食の利用量があり、見込みも含めた利用額については、県内で約1億3,000万円、県外で約6,000万円の利用額となっており、予算の執行状況は57%となっていると

の答弁がありました。

これに対し、学校給食については、「学校給食法」により児童に提供できる1回当たりのカロリー数は決められているため、教育庁とも連携を取りながら予算執行に努めてもらいたいとの意見がありました。

次に、農林部の所管事項について、オンライン就農相談会に関し、新規就農希望者の確保のため、例年は、都市部において「就農フェア」を開催しているが、今回はコロナ禍により中止となったため、オンラインにて就農相談会を行ったとのことだが、その内容と成果はどのようなになっているのかとの質問に対し、本県独自の就農相談会を6月から8月にかけて3回開催している。

結果として、問い合わせが9名、実際にオンラインで相談された方が8名であり、この中から1名の方が、県が実施する農業研修に本年10月から1年間参加することとなっているとの答弁がありました。

これに対し、若い方に対しオンラインでの就農相談会は効果的と考える。様々な取組を行い、就農者の確保に努めてもらいたいとの意見がありました。

以上のほか、一、次期長崎県水産業振興基本計画について、一、長崎県漁業調整規則の改正について、一、第3期ながさき農林業・農山村活性化計画（素案）についてなど、農水経済行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、農水経済委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長（瀬川光之君） お諮りいたします。

各案件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、第115号議案は、原案のとおり可決され、第4号請願は、採択されました。

次に、予算決算委員長の報告を求めます。

大久保委員長—29番。

○予算決算委員長（大久保潔重君）（拍手）〔登壇〕 予算決算委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会で審査いたしました案件は、第110号議案「令和2年度長崎県一般会補正予算（第7号）」ほか3件でございます。

慎重に審査いたしました結果、第110号議案及び第112号議案につきましては、起立採決の結果、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

その他の議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、9月24日に行いました総括質疑においては、新型コロナウイルス感染症対策補正予算の編成方針をはじめ、妊産婦の出産への安心確保対策について、観光振興対策について、県産品消費拡大事業について、離職者雇用支援について、PCR検査体制の充実についてなど、活発な論議が交わされました。

次に、総務分科会では、歳入予算に関し、新型コロナウイルスの感染拡大により様々な影響が生じており、特に県の財政への影響が懸念されている。この間の県税収入は減収を避けられないと思われるが状況はどうか。

また、国の減収補填が難しいのであれば、本県として何も対策をしないわけにはいかないとと思われるが、県の見解はどうかとの質問に対し、直近の実績等により推計したところ、令和2年度の当初予算と比較して、法人二税や地方消費税など、合計で約71億円の減収が見込まれている。

法人二税等の減収額については、国からの交付税措置があるが減収補填債の発行により対処できるが、地方消費税の減収額約19億円については制度の対象外である。

地方税の減収については、九州並びに全国知事会とも連携を図りながら、国に対して、減収補填制度のさらなる拡充について要請するとともに、新型コロナウイルス対策として、感染防止対策を講じつつ、観光振興対策など本県経済の回復拡大に向けた施策に引き続き注力していきたいとの答弁がありました。

次に、文教厚生分科会では、感染症に対する医療従事者等支援事業費について、6億6,910万円の補正予算計上について、申請開始から8月末時点で6,795名、3億5,400万円の支出ということだが、対象者数に対する割合と進捗状況はどのようになっているかとの質問に対し、慰労金給付事業は、7月21日から申請を開始し、申請期限を今年12月28日としている。対象施設は2,288施設で、対象人数は5万1,933人である。

そのうち、1,135施設から3万7,476人の申請があっており、人数ベースでは、7割程度、金額ベースでは、4割程度となっている。

申請開始から約2カ月で半分というのは、よいペースであると認識している。

今後も、未申請施設の掘り起こしのため、新聞等の広報媒体も活用し、全ての対象医療機関への周知に取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、環境生活建設分科会では、人権尊重社会づくり推進費に関し、新型コロナウイルス感染者等への誹謗中傷や、差別に対する相談窓口の設置について、平日働いている方のことを考えると、土日・祝日の対応も一定必要ではないか。

また、大事な事業だと思うが、今後の対応についてどう考えているかとの質問に対し、今後の相談の状況等を見ながら、必要に応じた相談体制の見直しを検討したい。

また、今回の新型コロナウイルス感染症については、感染者や医療従事者のみならず、感染していない方、濃厚接触者ではない方にまで誹謗中傷が及んでいることから、この相談窓口を幅広く活用して、誹謗中傷の防止並びに誹謗中傷を受けられた方に対する支援の充実を図りたいと考えているとの答弁がありました。

次に、農水経済分科会では、離職者雇用支援事業費に関し、新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、または解雇予定者数が、9月4日現在の長崎労働局の発表では828人となっているが、この中で、正規職員と非正規職員の内訳、業種別の内訳はどうなっているのか。

また、この事業で約1,100人の離職者の支援を実施することとしているが、現時点で、いつ頃までの解雇予定を想定しているのかとの質問に対し、828人の内訳は、正規職員が474人、非正規職員が354人となっており、業種別では、主なもので製造業が290人、宿泊・飲食サービ

ス業が124人、卸・小売業が101人となっている。

また、今回は、年内の解雇までを想定して予算を組んでいる。今後、解雇の増加が見込まれる場合は、その状況に応じて適切な施策を講じてまいりたいとの答弁がありました。

以上のほか、補正予算に関し、熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますようお願いいたします。

○議長(瀬川光之君) これより、第110号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」について、質疑・討論に入ります。

堀江議員—33番。

○33番(堀江ひとみ君)〔登壇〕 日本共産党の堀江ひとみです。

ただいま、議題となりました第110号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」については、以下の理由で反対いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正285億3,564万円の一般会計補正については、賛成です。

新型コロナウイルス感染症対策に要する経費、災害関連復旧等に要する経費、その他緊急を要する経費は、県民が求める経費であり、必要な予算です。

しかし、第3条、債務負担行為の補正、長崎県美術館運営事業21億円は、賛成できません。

第118号議案、長崎県美術館を引き続き指定管理者に指定しようとする条例議案の予算です。

長崎県美術館は、直営運営ではなく、指定管理者で運営することについて、2014年9月定例会、2008年9月定例会、いずれも、私は反対の態度を取りました。

専門的な施設運営、良質な学芸員の確保・育

成、適切な処遇を前提としたサービスの質、継続性を確保する仕組みづくりが、とりわけ美術館には必要です。

指定管理者制度で、何が問題かという点、雇用期間が限定されることです。

結果として、最長6年の契約となりますが、雇用の不安定は、否定できません。学芸員が長期の見通しを持った仕事をやりづらくなったとして、直営に戻した美術館もあります。

長崎県美術館は、2005年に指定管理者制度で開館しましたが、2006年、平成18年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書でも、雇用に対する不安が指摘されています。

指定管理者制度の背景には、市場化の中で、公共投資のあり方を転換し、自己責任・自立・自助を基本とした社会システムに変えていく狙いがあります。住民の暮らしを支え、福祉を増進させていく自治体本来の機能を徹底して、民間化、外部委託化する狙いがあります。

こうした狙いに反対する立場から、賛成できません。さらに、今後6年間の予算が削減されていることも納得がいきません。

これまでは、1年間の予算限度額を3億6,000万円を基本としてきました。6年間で21億6,000万円です。ところが、今回、1年間で1,000万円削減し、6年間で21億円の限度額としています。

コロナ禍の中で、美術館のあり様も様変わりしました。これまでのようにはいきません。昨年度実績は38万人だった来館者は、今年度7万7,000人の目標です。事業収入見込みもけた違いに変わります。

長崎ミュージアム振興財団が、血が通い、温かい命が巡る「呼吸する美術館」を目指し、奮闘されていることに敬意を表します。

コロナ禍の中で、人生を心豊かに生きていく

ために、芸術は不可欠と多くの県民が実感しています。だからこそ、長崎県のかげがえのない財産である美術館を、指定管理者ではなく、長崎県が直接責任を持ち、運営することが必要です。

長崎県美術館の指定管理者制度に反対を申し上げ、討論といたします。

○議長（瀬川光之君） 宅島議員—22番。

○22番（宅島寿一君）（拍手）〔登壇〕 自由民主党、宅島寿一でございます。

会派を代表いたしまして、第110号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」について、賛成の立場で意見を申し述べ、議員各位のご賛同を賜りたいと存じます。

今般の補正予算は、285億3,600万円のうち新型コロナウイルス感染症に要する経費211億7,200万円、災害関連復旧に要する経費71億7,700万円が含まれた予算であります。

本県での最初の新型コロナウイルスの感染者発生から約半年間、昨日までで238例を数え、この間、クルーズ船の対応もあった中で、さらなる感染拡大を防止し、医療崩壊を防ぎ、経済活動の維持・回復のために当たってこられました。

今回の補正予算の中身を見ると、6月定例会や、閉会中に各会派からの意見、要望を十分考慮し、反映された施策立案となっており、また、事業継承の加速化支援や製造業の生産性向上等の支援など、守りの姿勢ばかりでなく、県内経済活動の回復拡大対策に積極的に取り組む姿勢も見られます。

今後、災害対策関連予算も含め、一日も早く、予算の執行を求めるものであります。

そして、今議会に上程されたものを含めて、新型コロナウイルス感染症対策予算は、累計で

1,071億6,200万円となりました。

今後は、実行された施策、事業の検証を行い、ウィズコロナ、アフターコロナの社会において、限られた予算の中、県民のニーズに応え、さらなる有効な施策をどう優先的に展開できるのか、その最良の方法を行政とともに見出していかなければなりません。

また、今回の補正予算に関連した長崎県美術館の指定管理に係る債務負担行為につきましても、県では、公の施設の管理に、民間の知恵と能力を活用し、住民サービスの向上と効率的な運営のために、指定管理者制度を導入されております。

今回の長崎県美術館の指定管理者の選定に当たっては、約3カ月間の公募期間を経て、外部有識者による選定委員会において、全会一致で指定管理候補者が選定され、指定の提案がなされております。

それを受けて、県議会の環境生活建設委員会においては、長崎県美術館の指定管理の選定に係る第118号議案について、全会一致により、原案のとおり可決されたところであります。

今回、長崎県美術館の指定管理者として公益財団法人長崎ミュージアム振興財団を指定することが適当と評価でき、賛意を表明するものであります。

知事におかれましては、今回の補正予算に盛り込まれた事業につきまして、一刻も早く、県民の皆様にお届けいただき、県民の誰もが具体的な成果を実感できるよう、これまで以上のご尽力を期待いたします。

以上、第110号議案について賛成意見を申し述べ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、賛成の討論とさせていただきます。

（拍手）

○議長（瀬川光之君） 質疑・討論をとどめて、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君） 起立多数。

よって、第110号議案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

第112号議案「令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君） 起立多数。

よって、第112号議案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、お手元に配付いたしております「動議

件名一覧表」のとおり、各委員会から、政府・国会あて、意見書提出の動議が提出されておりますので、これを一括して議題といたします。

お諮りいたします。

各動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、総務委員会提出の「地方自治体のデジタル化の着実な推進について」、採決いたします。

本動議は、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君） 起立多数。

よって、本動議は、可決されました。

次に、文教厚生委員会提出の「家庭教育支援法の制定について」、採決いたします。

本動議は、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君） 起立多数。

よって、本動議は、可決されました。

次に、環境生活建設委員会提出の「大規模災害に対する備えの充実について」、採決いたします。

本動議は、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君） 起立多数。

よって、本動議は、可決されました。

次に、その他の動議について、一括して採決いたします。

各動議は、可決することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、動議は、それぞれ可決されました。

次に、知事より、認定第1号ないし認定第3号の送付がありましたので、これを一括して上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます—知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 本日、提出いたしました追加議案について、ご説明いたします。

認定第1号から第3号は、地方自治法の規定に基づき、令和元年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算等の認定を得ようとするものであります。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ、慎重にご審議のうえ、適正なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬川光之君） ただいま上程いたしました認定第1号乃至認定第3号につきましては、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、予算決算委員会に付託いたします。

次に、認定第1号乃至認定第3号につきましては、議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号乃至第認定第3号は、議会閉会中の継続審査とすることに決定されました。

次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております議員派遣第81号のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

次に、各委員会から議会閉会中の付託事件として、お手元の一覧表のとおり申し出があつておりますので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

この際、知事より、ご挨拶があります—知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 9月定例県議会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、去る9月12日及び17日の大雨により、県内においては1名の方が犠牲となられたほか、住家の損壊や道路の陥没、崖崩れなどの被害が発生いたしました。

お亡くなりになられた方並びにご遺族の皆様、心から哀悼の意を表しますとともに、負傷され、また、被害を受けられた方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。併せて、今後の災害復旧等に万全を期してまいりたいと存じます。

さて、このたびの議会は、去る9月10日から本日までの26日間にわたり開かれましたが、議員の皆様方には、本会議及び委員会を通して、終始熱心にご審議いただくとともに、それぞれ適正なご決定を賜り、厚くお礼申し上げます。

この際、議会中の主な動きについて、ご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策。

本県における、新型コロナウイルス感染症の発生状況については、県民の皆様による新しい生活様式の実践や、事業者の方々による業種ご

とのガイドラインへの対応の徹底、医療機関等のご尽力もあり、新規感染者は、去る9月30日、17日ぶりに県内での発生が確認されたものの、9月以降6名にとどまっており、一定、落ち着いたものと考えております。

こうしたことから、県では、9月24日、確保病床の段階について、本土地区をフェーズ3からフェーズ2に、五島地区及び対馬地区をフェーズ2からフェーズ1に、それぞれ引き下げたところであります。

一方、新型コロナウイルス感染拡大に備えた軽症者等への宿泊療養施設については、これまで6医療圏で224室を確保しておりましたが、今般、新たに県央及び県南の2医療圏で、計99室を確保し、県内全ての二次医療圏において、療養体制を整備したところであります。

今後とも、「N-CHAT」の積極的な活用や迅速な疫学調査の実施、検査体制の充実強化など、医療提供体制の確保に努めてまいります。

九州新幹線西九州ルート of 整備促進。

九州新幹線西九州ルートについては、去る9月24日、鉄道・運輸機構及びJR九州から、武雄温泉～長崎間の開業時期について、令和4年秋頃となる見通しが示されたところであります。

県としては、従前から一日も早い開業を期待しておりましたが、今般、開業時期の見通しが示されたことから、これまで以上に、市町や関係団体等の皆様と連携を図り、県民の機運醸成に努めるとともに、新幹線開業効果を最大限に高め、県内全域に波及させるよう力を注いでまいりたいと考えております。

株式会社十八親和銀行の誕生。

去る10月1日、親和銀行と十八銀行が合併し、株式会社十八親和銀行が誕生いたしました。

新銀行におかれては、長年にわたって培って

こられたノウハウやすばらしい人材、グループとしての総合力を活かし、県内企業の成長、本県経済の発展に大きく貢献していただくことを期待しております。

県としては、引き続き、新銀行をはじめ、地元金融機関と連携しながら、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

東京2020オリンピック聖火リレーの日程公表。

去る9月28日、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により延期になっておりました東京2020オリンピック聖火リレーについて、新たな日程を含む実施概要を公表されました。

その内容は、今年計画されていたランナーや通過自治体順を、原則維持することとされ、本県では、5月7日及び8日の2日間、離島を含む県内17市町で実施される予定となっております。

県としては、聖火リレーがオリンピック開幕の機運醸成につながり、本県の魅力を広く国内外に発信する絶好の機会であることから、引き続き、関係市町や関係団体等とも連携を図り、その効果を最大限に発揮できるよう積極的に取り組んでまいります。

本県スポーツ選手の活躍。

スポーツの各種全国大会については、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら、各競技団体の創意工夫のもと開催されているところであります。

このうち、去る7月1日から9月6日までの間、各地で開催された「2020全国高等学校リモート陸上競技選手権大会」において、男子3段跳びでは、長崎日大高校の廣田麟太郎選手が、女子やり投げでは、諫早高校の寺田奈津美選手が、それぞれランキング1位の成績を収められました。

また、8月に開催された「2020年度全国高等学校スポーツ射撃競技大会ファイナルマッチ」において、ビームライフル男女混合で活水高校の高山真輝選手が優勝を飾りました。

選手並びに指導に当たられた関係者の皆様のご健闘を称えるとともに、本県選手の活躍に向け、引き続き、競技団体等と連携しながら、競技力の向上に取り組んでまいります。

このほか、会期中、皆様からお寄せいただきました数々の貴重なご意見、ご提言などについては、今後の県政に積極的に反映させてまいりたいと存じます。

さて、すがすがしい秋を迎えましたが、皆様方には何かとご多様のことと存じます。どうか健康には一段とご留意いただき、ますますご活躍されますよう心からお祈り申し上げます。

終わりに、報道関係の方々には、会期中、終始、県議会の広報についてご協力を賜り、ありがとうございました。

この機会に、お礼を申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

○議長(瀬川光之君) 令和2年9月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月10日に開会いたしました本定例会も、全ての案件の審議を終了し、本日、閉会の運びとなりました。

この定例会中は、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、災害対策、九州新幹線西九州ルートの整備促進、特定複合観光施設（IR）の誘致促進、石木ダム建設促進、教育行政、土木行政、観光行政、農林水産業の振興など、当面する県政の重要課題について、終始熱心にご論議をいただきました。

この間の議員各位のご努力と、知事をはじめ、理事者の皆様並びに報道関係の皆様のご協力に

対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

今年の夏以降、我が国においては、7月の豪雨や先日の台風9号及び台風10号の影響により、本県をはじめ、九州各地で大きな被害がもたらされております。

ここに、改めて、犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、先ほども申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症は、全国的に感染拡大が進んでおり、本県においても、現在は落ち着きを見せておりますが、7月から感染者が急増し、日常生活の中に感染リスクが存在している状況となっております。

こうした中で、感染者や医療従事者、また、そのご家族や周囲の方々への誹謗中傷や差別など憂慮すべき事例が発生しており、これらの行為は、人権擁護の観点からも看過できない問題であります。

この件については、本定例会の冒頭に、「新型コロナウイルス感染症感染者等に対する人権配慮等に関する決議」を全会一致で可決したところでありますが、県議会といたしましても、引き続き、新型コロナウイルスへの感染を理由とした誹謗中傷や差別、偏見の防止に向けて、理事者と一体となって取り組んでまいりたいと存じます。

一方で、県内の経済活動については、感染拡大により、各種イベントが中止や延期になるなど観光関連産業をはじめ、各分野で深刻な影響が生じており、そのような中、県では、コロナ禍における経済活動と感染予防の両立に向け、各種施策に取り組んでいるところであります。

とりわけ大きな打撃を受けた県内観光業界は、早期回復のために実施した宿泊割引キャンペー

ンの効果もあり、県内の主要宿泊施設の宿泊客数は、本県の観光動向調査の速報値では、キャンペーンを開始した6月以降、持ち直してきているところでもあります。

県議会としましても、国の「GoToトラベルキャンペーン」での誘客につなげるため、様々なツールを活用した本県の魅力の発信や周遊促進イベントの開催などを後押しするとともに、引き続き、理事者や関係団体と連携し、県内経済のさらなる回復を図ってまいりたいと存じます。

また、九州新幹線西九州ルートにつきましては、令和4年秋の開業へ向け、官民一体となって、開業効果を最大限に高めるための取り組みを進めていくことや、未着工区間の早期着工に向けて、一日も早い環境影響評価の調査に着手していただくことが必要と考えております。

9月30日には、佐賀県議会において、決議案が可決されたところであり、今後、佐賀県と国との協議が進展していくことを期待いたしております。

さて、日ごとに秋の深まりを感じる今日この頃、季節の変わり目ではございますが、皆様方には、くれぐれも健康にご留意のうえ、県勢発展のために一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶といたします。

これをもちまして、令和2年9月定例会を閉会いたします。

— 午後4時13分 閉会 —

議	長	瀬	川	光	之		
副	議	長	松	本	洋	介	
署	名	議	員	吉	村	洋	
署	名	議	員	下	条	博	文

(速記者)

(有)長崎速記センター

配 付 資 料

新型コロナウイルス感染症感染者等に対する人権配慮等に関する決議（案）を別紙のとおり提出する。

令和2年9月10日

議会運営委員会委員長 中島 浩介

新型コロナウイルス感染症は全国的に急速な感染拡大が進んでおり、本県においても、7月から感染者が急増し、日常生活の中に感染リスクが存在している状況となっている。

こうした状況の下、感染された方や医療従事者及びその家族が、SNS等の様々な媒体による誹謗中傷を受けたり、接触を避けられたり、出勤や子どもの登校・登園を止められるなどの憂慮すべき事例が発生しているが、これらの行為は、不当な差別や偏見というべきものであり、人権擁護の観点からも看過できない。

また、こうした誹謗中傷をおそれて有症者が検査を拒んだり、行動歴や濃厚接触者の情報を提供しなければ、さらなる感染拡大を招く結果となる。

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる感染症であり、また誰もが気づかないうちに他人に感染させてしまう可能性があることを、県民一人ひとりが受け止めて行動することが求められている。

よって、本県議会は、県民とともに、新型コロナウイルス感染症に関連する方々の支援に全力を尽くし、差別や偏見等の根絶を旨として以下のとおり取り組み決意を強く表明する。

- 1 新型コロナウイルスへの感染を理由とした誹謗中傷や差別、偏見の防止に向けて、それを許さないという断固とした姿勢を示す必要がある。そのため、市町や民間団体と連携し、報道機関の協力も仰ぎながら感染に対する正しい知識を県民と共有するとともに、その被害に遭われた方に対しては、県と一体となって、専門家の力もお借りしながら寄り添った支援を実施できる体制整備を進める。
- 2 感染症の予防に関する知識を深め、改めて手洗いやマスクの着用など基本的な感染防止対策を励行するとともに、行政機関や医療機関等が実施する感染症に関する対策・調査に対しては、前述の感染拡大を防ぐ観点から、積極的に協力いただけるよう県民への呼びかけを行う。

以上、決議する。

令和2年9月10日

長崎県議会

上程議案件名表

議案番号	件名	名
第110号議案	令和2年度長崎県一般会計補正予算(第7号)	
第111号議案	令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第2号)	
第112号議案	令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
第113号議案	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	
第114号議案	長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例	
第115号議案	長崎県手数料条例の一部を改正する条例	
第116号議案	契約の締結について	
第117号議案	訴えの提起について	
第118号議案	公の施設の指定管理者の指定について	
第119号議案	本明川ボート練習場センタープイ整備事業に対する藤早市の負担金について	
第120号議案	長崎県収用委員会の委員及び予備委員の任命について議会の同意を求めることについて	
第121号議案	令和2年度長崎県一般会計補正予算(第8号)	
報告第21号	損害賠償の額の決定について	
認定第1号	令和元年度長崎県一般会計決算及び各特別会計決算の認定について	
認定第2号	令和元年度長崎県港湾施設整備事業会計決算の認定について	
認定第3号	令和元年度長崎県交通事業会計決算の認定について	
議員派遣 第81号	議員派遣の件	

委員会議開催日程表

月日	曜日	開会時刻	委員会議名	場所
9月24日	木	10:00	予(算決算(括算総)委員(質)会)	議場
9月25日	金	10:00	総務委員会	委員会 1
			文教厚生委員会	委員会 2
			環境生活建設委員会	委員会 3
			農水経済委員会	委員会 4
9月28日	月	10:00	総務委員会	委員会 1
			文教厚生委員会	委員会 2
			環境生活建設委員会	委員会 3
			農水経済委員会	委員会 4
9月29日	火	10:00	総務委員会	委員会 1
			文教厚生委員会	委員会 2
			環境生活建設委員会	委員会 3
			農水経済委員会	委員会 4
10月1日	木	11:00	予(算決算(分科)会(長報)告、(採)決)委員(員)会	議場

請願付託表

委員会名	請願番号	件名	提出者	紹介議員
文教厚生委員会	第2号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書	九州北部たばこ販売協同組合連合会 会長 加藤 正信 外3名	西川 克己 中島 浩介
文教厚生委員会	第3号	「家庭教育支援法の制定を求め る意見書」提出に関する請願書	家庭教育を支援する長崎県民の会 会長 中瀬 昭隆	吉村 洋 北村 貴寿
農水経済委員会	第4号	小規模事業者に対する支援及び 支援体制の拡充・強化に係る国 への意見書提出を求める請願書	長崎県商工会連合会 会長 宅島 壽雄	吉村 洋 宅島 寿一

(計 3件)

審査報告書

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和2年9月29日

総務委員会委員長 山口 経正

議長 瀬川 光之 様

記

1 議案

番号	件名	審査結果
第113号議案	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

計 1件 (原案可決 1件)

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和2年9月29日

文教厚生委員会委員長 深堀 ひろし

議長 瀬川 光之 様

記

1 議案

番号	件名	審査結果
第114号議案	長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例	原案可決
第116号議案	契約の締結について	原案可決
報告第21号	損害賠償の額の決定について	承認

計 3件 (原案可決 2件、承認 1件)

2 請願

番号	件名	審査結果
第2号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書	採択
第3号	「家庭教育支援法の制定を求める意見書」提出に関する請願書	採択

計 2件 (採択 2件)

環境生活建設委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和2年9月29日

環境生活建設委員会委員長 山本 由夫

議長 瀬川 光之 様

記

1 議案

番号	件名	審査結果
第117号議案	訴えの提起について	原案可決
第118号議案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第119号議案	本明川ボート練習場センタープイ整備事業に対する諫早市の負担金について	原案可決

計 3件 (原案可決 3件)

農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和2年9月29日

議長 瀬川 光之 様
農水経済委員会委員長 近藤 智昭

記

1 議案

番号	件名	審査結果
第115号議案	長崎県手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
計 1件 (原案可決 1件)		

2 請願

番号	件名	審査結果
第4号	小規模事業者に対する支援及び支援体制の拡充・強化に係る国への意見書提出を求める請願書	採択
計 1件 (採択 1件)		

予算決算委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和2年10月5日

議長 瀬川 光之 様
予算決算委員会委員長 大久保 潔重

記

1 議案

番号	件名	審査結果
第110号議案	令和2年度長崎県一般会計補正予算(第7号)	原案可決
第111号議案	令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第112号議案	令和2年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第121号議案	令和2年度長崎県一般会計補正予算(第8号)	原案可決
計 4件 (原案可決 4件)		

動議件名一覧表(結果)

1 委員会等提出

区分	提出先	件名	提出者	可否	掲載ページ
意見書	政 府 国 会	地方自治体のデジタル化の着実な推進について	総 務 委 員 会	可決	付録 6ページ
意見書	政 府 国 会	私学助成の充実強化等について	文 教 厚 生 委 員 会	可決	付録 7ページ
意見書	政 府 国 会	家庭教育支援法の制定について	文 教 厚 生 委 員 会	可決	付録 7ページ
意見書	政 府 国 会	新型コロナウイルス感染症にかかる医療機関への経営支援について	文 教 厚 生 委 員 会	可決	付録 8ページ
意見書	政 府 国 会	トクターヘーリの安定・持続的運用への支援強化について	文 教 厚 生 委 員 会	可決	付録 8ページ
意見書	政 府 国 会	大規模災害に対する備えの充実について	環 境 生 活 建 設 委 員 会	可決	付録 9ページ
意見書	政 府 国 会	軽油引取税の課税免除の継続について	環 境 生 活 建 設 委 員 会	可決	付録 10ページ
意見書	政 府 国 会	小規模事業者に対する支援及び支障体制の拡充・強化について	農 水 経 済 委 員 会	可決	付録 10ページ

2 会派等提出

区分	提出先	件名	提出者	可否	掲載ページ
決議 <td>知 事</td> <td>新型コロナウイルス感染症感染者等に対する人権配慮等に関する決議</td> <td>議 会 運 営 委 員 会</td> <td>可決</td> <td>付録 1ページ</td>	知 事	新型コロナウイルス感染症感染者等に対する人権配慮等に関する決議	議 会 運 営 委 員 会	可決	付録 1ページ

3 その他

区分	件名	可否	掲載ページ
議員派遣第81号	議員派遣の件	可決	付録 11ページ

重 力 議 案	
提出者	総務委員会
提出年月日	令和2年9月29日
種類	意見書
件名	地方自治体のデジタル化の着実な推進について
要旨	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで取り組んできたデジタル化の推進について様々な課題が浮き彫りになった。こうした事態を受け、7月17日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、我が国をデジタル技術により強靱化させ、我が国経済を再起動するとの考えの下、「国民の利便性を向上させる、デジタル化」「効率化の追求を目指した、デジタル化」「データの資源化と最大活用に繋がる、デジタル化」「安心・安全の追求を前提とした、デジタル化」「人にやさしい、デジタル化」実現のため、本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進めるとの姿勢を示した。</p> <p>また、政府の第32次地方制度調査会において、地方行政のデジタル化の推進などを盛り込んだ「地方行政体制のあり方等に関する答申」が提出され、社会全体で徹底したデジタル化が進むことで、東京一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、これによる大規模な自然災害や感染症等のリスクの低減も期待できるとして、国の果たすべき役割について大きな期待を寄せている。</p> <p>よって、国に対して、地方自治体のデジタル化の着実な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望するものである。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法令やガイドライン等により書面や対面・押印が義務付けられているものについて、可能な限り簡易にオンラインで実現できる仕組みを構築すること。特にマイナンバーカードの更新手続について、オンライン申請を実現すること。 2. 情報システムの標準化・共通化、クラウド活用を促進すること。また、法定受託事務についても、業務プロセスの標準化を図り、自治体がクラウド化一歩を進められる仕組みを検討すること。 3. 令和3年度から4年度に全国の自治体で更新が予定されている自治体情報セキュリティクラウドについて導入時と同様の財政措置を講ずること。 4. 今後の制度改正に伴うシステム改修を行う際には、地方の事務処理の実態を正確に把握するとともに、地方公共団体の負担とならないよう十人十人の支援及び財政措置を講ずること。 <p>なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。</p>
提出先	政 府・国 会

重 力		議 義
種 類	提 出 年 月 日	文 教 厚 生 委 員 会 令 和 2 年 9 月 2 8 日
意 見 書	提 出 年 月 日	文 教 厚 生 委 員 会 令 和 2 年 9 月 2 8 日
件 名	意 見 書	私 学 助 学 成 充 実 強 化 等 に つ い て
要 旨		<p>私立学校は、建学の精神に基づき、時代や社会の要請に応じた特色ある教育を展開し、公教育の発展に大きな役割を果たしている</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、デジタル技術の活用が進み、学校においても ICT を活用した同時双方向型のオンライン授業の取組が推進された一方で、教育のデジタル化の格差が鮮明となった。学校教育における ICT 環境の整備及び学校施設の耐震化と付帯設備の長寿命化は、公教育を担う学校に共通する教育基盤を整備促進する観点から、国の責務として更なる支援が必要である。</p> <p>加えて、大学から幼稚園に至る各学校種の公的支援制度が実施されている中で、5年間の実証事業である私立小中学校の生徒等への就学支援金制度の恒久化が望まれる。</p> <p>公教育の一翼を担う私立学校が、国の進める教育改革に的確に対応し、わが国の将来を担う子供たちに、時代の変化に対応できる知識や能力を身に付けさせるための教育環境を整備するためには多大な予算が必要となるが、学費負担における公私間格差や少子化による生徒数の大幅な減少等もあって、私立学校の経営は厳しい状況にある。</p> <p>とりわけ、長崎県の私立学校は小・中規模が多く財政基盤が脆弱であり、また、本県の人口減少は全国より進んでいることから、私立学校を取り巻く環境は一層厳しさを増すものと見込まれている。一方で、若者の県外流出など人口減少に歯止めをかけることは本県が抱える喫緊の課題であるが、県内就職割合が高い私立学校は、地域における若者の定着に大きな役割を果たしている。</p> <p>私立学校が、今後とも我が国の学校教育の先駆的实践と健全な発展に寄与し、将来を担う優れた人材を育成するためには、財政基盤の安定が必要不可欠である。</p> <p>よって、国に対して、私立学校教育の重要性を認識し、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実共に確立するため、現行の私学助成にかかるとる国庫補助制度を堅持し一層の充実を図るとともに、公教育の新たな基盤となる ICT 環境の整備充実や学校施設耐震化への補助拡充、私立学校の保護者の経済的負担の軽減のための就学支援制度の拡充強化を図るよう強く要望するものである。</p> <p>なお、文案の作成並びに提出の諸手続きについては、議長に一任する。</p>
提 出 先	政 府 ・ 国 会	

重 力		議 義
種 類	提 出 年 月 日	文 教 厚 生 委 員 会 令 和 2 年 9 月 2 8 日
意 見 書	提 出 年 月 日	文 教 厚 生 委 員 会 令 和 2 年 9 月 2 8 日
件 名	意 見 書	家 庭 教 育 支 援 法 の 制 定 に つ い て
要 旨		<p>2011年3月11日に発生した東日本大震災では2万人近い人命が失われ、我々はその尊い犠牲と引き換えに、社会に於ける人と人との絆、とりわけ家族の絆が如何に大切かを再認識させられた。</p> <p>しかし、それ以降も、都市部を中心に、人と人との繋がりの希薄化は解消されず、昨今では、地域から独立しがちな子育て世帯の増加が懸念されている。子供との接し方やしつけ方など、子育ての不安や悩みを抱え込む保護者が増え、少子化による過保護や過干渉が指摘される一方で、しばしば育児放棄した保護者のニュースが世間を騒がすなど、保護者責任および家庭での子女教育のあり方が問われる事態になっている。事実、児童相談所への児童虐待相談対応件数も年々増加の一途を辿っているのが現状で、時として幼い命が危険にさらされている。</p> <p>家庭教育は、子女の心身の健康を育み、基本的な生活習慣、倫理観、自立心や自制心、社会的なマナー等を身につける上でも大切な役割を担っており、教育の原点に位置付けられる。また、家庭教育は、事柄の性格上、単に経済的課題に対処してのみ解決できる事案ではない。</p> <p>教育基本法、第10条では、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」としている。また「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供、その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と規定している。</p> <p>よって、国に対して、心身ともに健康な子女の養育および保護者支援を可能とする施策を総合的に推進するため、「家庭教育支援法」の早急な整備制定を強く要望するものである。</p> <p>なお、文案の作成並びに提出の諸手続きについては、議長に一任する。</p>
提 出 先	政 府 ・ 国 会	

重 力		言 義
種 類	提 出 年 月 日	文 教 厚 生 委 員 会 令 和 2 年 9 月 2 9 日
意 見 書	提 出 年 月 日	文 教 厚 生 委 員 会 令 和 2 年 9 月 2 9 日
件 名	意 見 書	新 型 冠 状 病 毒 感 染 症 に か か る 医 療 機 関 へ の 経 営 支 援 に つ い て
要 旨		<p>本県における新型コロナウイルス感染症の発生状況については、4月17日に県内17例目を確認して以降、約2ヵ月半に渡り新規感染者は確認されていないといったものの、7月3日に18例目を確認してからは、9月15日まで236例目までを確認する事態に至っている。</p> <p>この間、感染症指定医療機関や県立の高等学校、特定の飲食店や事業所において相次いでクラスターが発生するとともに、感染経路が特定されない新規感染者も散発的に発生するなど、本県における新型コロナウイルス感染症の発生状況は未だ予断を許さない状況が続いている。</p> <p>そのような中、県民の安全・安心な生活を確保するためには、県民への正確で分かりやすい情報提供や、感染をいち早く探知するための検査体制の拡充・強化、感染者が安心して医療の提供を受けられる体制の整備などといった課題に対し、医療機関をはじめとする関係機関が一体となり、解決に向けた全力で取り組む必要がある。</p> <p>しかしながら、全国的な傾向と同様に、本県においても新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えや、風評被害による医療機関離れなどが見受けられ、各医療機関は深刻な経営危機に直面している。</p> <p>これまで、国においては、補正予算を活用した医療機関への感染防止対策や、診療報酬の引き上げ、或いは診療継続のための資金繰り対策などに取組まれてきたことは十分承知しているものの、今もなお、多くの医療機関では減収の状態が続いており、このままでは経営の存続が危ぶまれる事態に陥ることも考えられる。</p> <p>よって、国に対して、経営破綻による医療提供体制の崩壊を防止するため、昨年度と比較し減収の状況に直面している医療機関に対して、追加の財政支援を発動し、速やかに補てんしていただくよう強く要望するものである。</p> <p>なお、文案の作成並びに提出の諸手続きについては、議長に一任する。</p>
提 出 先	政 府 ・ 国 会	政 府 ・ 国 会

重 力		言 義
種 類	提 出 年 月 日	文 教 厚 生 委 員 会 令 和 2 年 9 月 2 9 日
意 見 書	提 出 年 月 日	文 教 厚 生 委 員 会 令 和 2 年 9 月 2 9 日
件 名	意 見 書	ド ク タ ー ヘ ー リ の 安 定 ・ 持 続 的 運 用 へ の 支 援 強 化 に つ い て
要 旨		<p>ドクターヘリは、道路事情に関係なく医師や看護師を乗せて現場に急行し、患者を機内で治療しながら医療機関に搬送できる。2001年の本格運航以来、これまで全国43道府県に53機が配備されている。搬送件数も年々増加し、2018年度には2万9000件を超えた。7月に九州地方を襲った豪雨被害でも出動しており、“空飛ぶ治療室”の役割は着実に増している。</p> <p>一方、ドクターヘリの要請・出動件数の増加に伴い、運航経費と公的支援との間に乖離が生じている。出動件数の増加は、整備費や燃料代さらにはスタッフの人件費などの経費増に直結するため、事業者の財政的な負担は年々重くなっている。</p> <p>よって、国に対して、全国におけるドクターヘリの運航状況を直視するとともに、ドクターヘリが、今後も救命救急の切り札として、安定的かつ持続的な運用の下、引き続き多くの人命救助に貢献できるよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求めるものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> ドクターヘリ運航にかかる必要経費増加の実態をはじめ、地域ごとの年間飛行回数や時間の違いを的確に把握し、適正かつ効率的な運用に見合う補助金の基準額を設定すること。 消費税の増税に伴い運行事業者の財政的な負担が増大した現状を踏まえた適切な補助金基準額の改善および予算措置を図ること。 ドクターヘリ運航の待機時間や飛行前後の点検時間を含めた操縦士などスタッフの勤務実態を的確に把握するとともに、適正な労働環境の確保を図ること。 ドクターヘリ機体の突発的な不具合時における、代替機の提供や運航経費の減額など、実質的に運行事業者に負担が強い状態を是正するとともに、安全基準に基づいた代替機提供責務の適正化を図ること。 <p>なお、文案の作成並びに提出の諸手続きについては、議長に一任する。</p>
提 出 先	政 府 ・ 国 会	政 府 ・ 国 会

重 力		言 義	
提 出 者	環境生活建設委員会	提 出 年 月 日	令和2年 9月25日
種 類	見 書	意 見	書
件 名	大規模災害に対する備えの充実について		
要 旨	<p>本県では、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用することで、特に緊急に実施すべき強靱化対策が大幅に進捗し、被害の軽減・抑制が図られ、大きな整備効果が確認されるなど、事業に対する県民の期待は大きい。しかしながら、長崎県では、「令和2年7月豪雨」において、地すべりや斜面崩壊などにより各地の道路が通行止めになったほか、河川護岸が決壊して家屋浸水したり道路が冠水するなど、県内で数多くの被害が発生し、さらには、県内で3名の尊い命が失われている。</p> <p>毎年のように大雨特別警報が発令され、県内各地で災害が頻発するなど、県民の生命・財産を守るための対策はまだまだ不足しており、避難対策などソフト面はもちろんのこと、ハード整備と両面で十分な対策を図っていく必要がある。</p> <p>頻発・激甚化する風水害・土砂災害・地震災害から県民の生命・財産を守り、災害に強く安全・安心で強靱な県土づくりを進めるため、今後、各種計画を抜本的に見直すとともに、今年度限りとなっている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も、継続して国土強靱化対策を強力に推進していかなければならない。</p> <p>よって、国に対して、以上のような認識のもと、下記について実施されるよう強く要望するものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1、近年、激甚化・頻発する自然災害に備えるため、防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策終了後も引き続き、経済活動の基盤であり災害にも強い高規格幹線道路のミッシングリンク解消及び4車線化、並びに地域高規格道路を始めとする幹線道路の整備や、インフラ老朽化対策などを含め、中長期的な見通しのもと、5か年計画などを策定し、これに係る予算を別枠で確保すること。</p> <p>2、気候変動に伴い頻発化・激甚化する風水害・土砂災害から県民の生命財産を守り、災害に強く安全・安心な県土づくりを進めるため河川、砂防、海岸事業については「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」では十分と言えない。引き続き国土強靱化対策が計画的に実施できるよう、予算を安定的・持続的に確保できる措置を講ずること。</p> <p>3、雲仙普賢岳の溶岩ドーム崩壊や大規模土石流の発生に備え、令和3年度より国による直轄管理体制に移行する組織については、これまでと同様、機動的な流域の監視・巡視・点検及び適正な設備の補修や除石を実施するための体制の充実や人員を確保し、「防災・減災」機能の継続を図ること。</p>		

	<p>4、令和2年度が期限となる緊急・減災事業債、防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を延長するとともに、地域の実情を踏まえ、対象事業の拡大など地方財政措置の拡充を図ること。併せて、コロナ禍における地域経済の早期復興を図るため公共事業を含めた追加的な補正予算を編成すること。</p> <p>なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。</p>
提 出 先	政 府 ・ 国 会

重 力		議 義
種 類	提 出 者 環 境 生 活 建 設 委 員 会	提 出 年 月 日 令 和 2 年 9 月 2 5 日
件 名	意 見 書 軽油引取税の課税免除の継続について	
要 旨	<p>道路を使用しない機械等の燃料として使用する軽油に係る軽油引取税の課税免除措置については、平成21年度の地方税法改正により、軽油引取税が道路特定財源としての目的税から、普通税に変更された際に、平成24年3月31日までの延長措置が認められ、その後も、各界からの要望もあり、3年間の延長が3度実施され令和3年3月31日まで延長措置が認められたものである。</p> <p>この課税免除措置については、本県の農林水産業における作業用機械や漁船、採石場の重機、公共交通を支える鉄道や船舶等にも活用されるなど、特に離島を多く抱える本県にとって、幅広い産業の経営安定、収益向上に貢献したところである。</p> <p>燃料や資材価格の高騰が懸念される中、厳しい経営環境におかれている地方の生産者・事業者においては、軽油引取税の課税免除措置の継続は不可欠なものとなっており、免除措置が廃止されれば、農林水産業や採石業等において大きな負担増を強いられるなど、地域経済にも深刻な影響を及ぼすことが懸念される。</p> <p>よって、国に対して、今年度末までとなっている下記特例措置について継続されるよう強く要望するものである。</p> <p>なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。</p>	
提 出 先	政 府 ・ 国 会	

重 力		議 義
種 類	提 出 者 農 水 経 済 委 員 会	提 出 年 月 日 令 和 2 年 9 月 2 5 日
件 名	意 見 書 小規模事業者に対する支援及び支援体制の拡充・強化について	
要 旨	<p>小規模事業者は、地域の経済や雇用、生活を支える存在として、重要な役割を果たしており、その成長により、我が国経済の全体を発展させる重要な意義を有している。</p> <p>このようなか、現下の新型コロナウイルス感染症の拡大とその影響の長期化から、小規模事業者の売上は急減し、このままでは事業継続が危ぶまれる状況にある。</p> <p>また、新たな生活様式への対応、危機的状況下での事業継続、事業継承の推進、IT化の推進など、今後、小規模事業者の成長と持続的発展に向けて、取り組むべき課題も山積みしている。</p> <p>このような課題の解決を図るためには、小規模事業者自らの努力はもとより、小規模事業者にとって身近な経営相談機関である商工会の適切な助言と支援が極めて重要となるが、商工会の職員は不足しており、施策の迅速かつ円滑な対応に支障が生じている状況にある。</p> <p>よって、国に対して、我が国経済を支えている小規模事業者を支援するため、下記項目の実現について強く要望するものである。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化していることから、売上回復や雇用の維持をはじめとする小規模事業者を対象にした支援策の充実・延長を図ること。 2 商工会の職員を増員し、小規模事業者支援体制の抜本的強化を図ること。 <p>なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。</p>	
提 出 先	政 府 ・ 国 会	

議員派遣の件（案）

下記のとおり議員を派遣する。

令和2年10月5日

記

第20回都道府県議会議員研究交流大会

1 目的 都道府県議会で共通する政策課題等について情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議員間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資することを目的としてオンラインで開催される第20回都道府県議会議員研究交流大会における第5分科会（「人口減少時代における過疎対策」）のパネルリストとして出席するため

2 期 日 令和2年11月11日（水） から 令和2年11月12日（木） まで
（2日間）

3 派遣先 東京都

4 派遣議員名 山本 啓介

委員会名	付託事件
総務	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会、現地調査及び要望活動 <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理、防災、消防、危険物の規制等に関する事項について ・重要施策の企画及び総合調整に関する事項について ・特定複合観光施設（IR）に関する事項について ・職員的人事、勤務条件、給与、福利厚生等に関する事項について ・行政改革、情報公開等県の行政一般に関する事項について ・県の予算、財政、果税その他の財務に関する事項について ・政策評価に関する事項について ・公有財産に関する事項について ・秘書、広報及び広聴に関する事項について ・地域・半島及び地域の振興に関する事項について ・離島・半島及び地域の振興に関する事項について ・県内市町の行政、財政、選挙に関する事項について ・土地対策に関する事項について ・交通運輸に関する事項について ・県庁舎の跡地活用に関する事項について ・出納及び物品調達に関する事項について ・議会事務局に関する事項について ・監査事務局に関する事項について ・人事委員会に関する事項について ・労働委員会に関する事項について ・警察の組織及び運営に関する事項について ・交通安全、防犯対策の推進に関する事項について ・公安委員会に関する事項について
文教厚生	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会、現地調査及び要望活動 <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校及び県立大学（公立大学法人）に関する事項について ・福祉保健行政の企画及び総合調整に関する事項について ・社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査に関する事項について ・医療政策に関する事項について ・医療人材の確保等に関する事項について ・義務行政に関する事項について ・国民健康保険等に関する事項について ・高齢者施策の推進に関する事項について ・障害者施策の推進に関する事項について ・原簿被爆者対策等の推進に関する事項について ・子どもに関する総合的な施策及び調整に関する事項について ・教育委員会に関する事項について ・教職員の定数、勤務条件及び福利厚生等に関する事項について ・県立学校の施設及び設備に関する事項について ・義務教育及び高校教育に関する事項について ・特別支援教育に関する事項について ・生涯学習に関する事項について ・学芸文化に関する事項について ・保健体育に関する事項について ・競技力の向上に関する事項について

委員会名	付託事件
環境生活建設	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化振興に関する事項について ・世界遺産に関する事項について ・観光振興に関する事項について ・物産流通振興に関する事項について ・国際関連施策の推進に関する事項について ・スポーツ振興に関する事項について ・県民生活及び環境に関する施策の企画及び総合調整に関する事項について ・県民との協働推進等に関する事項について ・人権・同和問題に関する事項について ・男女共同参画に関する事項について ・交通安全の企画、交通安全運動等に関する事項について ・統計に関する事項について ・生活衛生に関する事項について ・食の安全・安心及び消費者行政に関する事項について ・環境保全等に関する事項について ・生活排水対策及び水資源政策に関する事項について ・廃棄物対策に関する事項について ・自然環境に関する事項について ・道路及び河川に関する事項について ・まちづくりに関する事項について ・土砂災害対策に関する事項について ・住宅及び建築に関する事項について ・県土地開発公社に関する事項について ・県住宅供給公社に関する事項について ・県道路公社に関する事項について ・港湾、空港その他土木に関する事項について ・県営交通事業に関する事項について
農水経済	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業の振興に関する事項について ・労働に関する事項について ・産業技術の振興に関する事項について ・水産業に関する事項について ・漁港漁場に関する事項について ・農業に関する事項について ・林業に関する事項について
予算決算	<p>○委員会、要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般会計、特別会計及び企業会計予算並びに決算について
議会議	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の運営に関する事項について ・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について ・議長の間接に関する事項について
観光振興・半島地域振興特別	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島・半島地域振興対策 ・有人国境離島法対策 ・離島地域航路・航空路対策
観光振興・交通対策特別	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IR対策 ・新幹線対策 ・観光振興対策 ・国際戦略 ・交通対策
人口減少・雇用対策特別	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会減対策 ・人材確保対策 ・若者・女性対策